

ゐる。一代の英傑大友宗麟が覇業の地で、南蠻と通商を開き外國貿易をはじめた頃は、甚だ殷賑を極めたもので、今なほその形跡を偲ぶことが出来る。天正十四年兵燹に遭ひ、爾來小藩割據して振はず廢藩置縣後は單なる城下町にすぎなかつたが、明治四十四年四月近接町村を合併して大分市となり、其後交通の便と文化の流入は各方面に進歩をもたらして着々發展、昭和十四年八月隣接三ヶ村を編入するに及んだ。面積五六・一七方軒にして人口六萬五千五百餘であり、商工都市としての明日を約束されてゐる。

交通機關 日豊線、豊肥線、久大線を通じて北九州方面、宮崎、鹿兒島及び久留米、熊本地方と連絡し、海上は大坂商船、宇和島汽船を通じて阪神、四國方面と關聯す、又全國第二番目に敷設された別大電鐵は泉都別府市と結んでゐる。

財 政 昭和十四年度豫算總額七五二、〇八九圓。歳入の主なるもの使用料、手数料四五、七二六圓 市税四四〇、一九一圓、國庫交付金二三、四八九圓、國庫下渡金三三、九三五圓、國庫補助金八、四一四圓、市債四九、〇〇〇圓。歳出の主なるもの 經常部 役所費一一〇、〇九五圓、土木費二四、二八七圓、教育費一八八、七六九圓、汚物掃除費一五、二〇七圓、診療所費七、三四一圓。臨時部 土木費一〇、八七一圓、公債一五三、四三一圓、都市計畫費七四、七五九圓、事業諸費一一、一〇八圓。

主要施設 縣立病院、圖書館、縣教育會館、市設市場、私設市場五、職業紹介所、縣營市營住宅、縣立循訪學館、市立傳染病院、花柳病療養所、輕費診療所、屠場、市立幼稚園、保育所、小學校九、青年學校、家政女學校の他縣立中學校、工業、商業學校、盲啞學校、高等女學校、師範學校、女子師範學校 高等商業學校等があり、又私立各種校がある。

湧出量一晝夜十五萬數千石の多量であり、理想的保健地と謳はれてゐる。沿 革 建久七年大友能直が豊前、豊後の守護職となり、以來四百年に亘りしが、文祿二年大友氏國除となり慶長年間福原直高を経て細川忠興の笠領となるも、徳川時代に幕府の直轄地として代官を置いた。明治維新なるや別府村として日田縣に屬し次で大分縣と改められ、明治十六年別府町となり、同三十九年濱協町を合し爾來町勢發展して市區改正、耕地整理、温泉改良上水道敷設等完成し、明治四十四年日豊線別府驛開通し、大正九年大阪商船の別府港棧橋も完成、海陸の交通の便次第に完備すると共に別府温泉の名は愈々天下に宣傳されるに至つた。大正十三年四月市制實施、更に昭和十年九月隣接町村を合併し、總面積五六・一七方軒にして、人口六萬五千五百餘に上つてゐる。而して又昭和三年

の中外産業博覽會、同十二年の國際温泉觀光大博覽會を経て益々遊覽都市としての諸施設の充實を見るに至つた。

交通機關 國鐵日豊線は市の西部を西北に走り市内に別府、龜川、東別府の三驛がある。電車は別府大分電鐵がありて大分、別府、龜川間をつなぐ、バスは別府バス(別府―杵築) 由布院バス(別府―由布院) 地獄遊覽バス(市内各地獄めぐり) 觀海寺バス(市内觀音寺バス) 温泉バス(棧橋―九大温泉) 明禁行バス(別府―明禁) 鶴見園バス(棧橋―鶴見園) ケーブルバス(棧橋―ケーブル遊園地) 又た航路は大坂商船(大阪―別府)が毎日一往復してゐる。

財 政 昭和十四年度の一般會計豫算額八十五萬六千三百二十二圓であり、內經常部五十五萬八千六十圓、臨時部廿九萬七千五百七十二圓主なる歳入費目 市税四十四萬一千六百四十八圓、使用料と手数料八萬百六十七圓、市債四萬四千圓、主なる歳出費目 經常部、臨時部とも、役所費十二萬三千五百十二圓、土木費四萬一千七百六十五圓、小學校費廿

主要産業 農産物 米三七七、九四五圓、麥一四四、九九一圓、蠶繭四一、七六四圓、蜜柑三七、五五五圓。工業物 肥料七七七、七五〇圓 機械器具六六一、九五四圓、綿糸六、〇一〇、七八三圓。水産物 煮干八八五、五一〇圓。畜産物 獸肉一一三、九〇〇圓。

官 公 衙 縣廳、商工會議所、地方裁判所、運輸事務所、保線事務所 警察署、稅務署、營林署、刑務署、專賣局支所、郵便局、無線電信局、測候所、大分驛等。

歴代市長 後藤喜太郎、三浦數平、高田保、高山英明、高田保、朝吹龜藏、小野廉(現在)

名所舊蹟 椎原八幡宮―國幣小社で宇佐八幡宮の別宮である。神苑に天然記念物指定の大楠あり。▽春日神社―縣社で神苑は公園となる。▽大分城址―慶長四年福原氏の築城、天守閣は無きも櫓、城壁、鐘樓などがあり、々々たる老松に昔を偲ばしむ。▽春日浦―大友宗麟が南蠻貿易の基地たりしところ、其他護國神社、萬壽寺、光西寺がある。

別 府 市 (大分縣)



章紋の市

別府市の「別」の字を圖案化したもの。(都市番號六八)

地 勢 日本三大温泉の一たる別府は別府灣にのぞみ、西に由良、鶴見の連峰を負ひ、南は西極山をもつて大分に界す。北は連見郡と接し長汀曲浦至るところ海水浴に適し、海洋山岳の風景に恵まれしかも市内の凡ゆる町は温泉の噴かざるところなく、市内に有する湯口一千數百餘

萬四千八十八圓、小學校營繕費四萬五千七百九十圓、公債費十二萬一千八百七十九圓、特別會計豫算額十四年度 温泉費九萬四千六百圓、水道費十七萬九百六十三圓、汚物處理費十三萬三千八十二圓、輕費診療所費六千四百九十九圓。計上してゐる。

主要施設 市公會堂、上水道、下水道、傳染病院、火葬場二、輕費診療所、塵芥焼却場、汚物處理場、公設温泉浴場二十三等で、學校は市立中學一、縣立中學校一、女學校一、市立實業女學校一、青年學校五、小學校十一、幼稚園二がある。

主要産業 工業物二百廿九萬圓、主なるもの竹製品百萬圓、木製品卅萬圓、菓子類卅七萬圓、農産物百萬圓、主なるもの米一萬七千石、麥一萬石、野菜廿五萬圓、果實三萬圓、他に水産物十萬圓、畜産物百萬圓。

官 公 衙 縣殖産館、別府驛、郵便局、警察署、國道改修事務所、職業紹介所、商工會議所、九大温泉治療學研究所、京大地球物理學研究所等。歴代市長 神澤又市郎、平山茂八郎、永野 清、小野 廉、内藤晴三郎(現在)。

中 津 市 (大分縣)



章紋の市

「中」を三字と舊奥平藩時代の扇城に因み扇三個を組み合せたものを圖案化する。(都市番號一四〇)

地 勢 縣の西北端に位置し、北は周防護、東南は宇佐、下毛兩郡に、西は山國川を隔て、福岡縣築上郡に隣す。近くに天下の絶景耶馬溪宇佐八幡宮英彦山等があり、古くは西日本の中津として物資集散の要地

であつた。

沿 革 神武天皇御東征の際、中津市にほど近き宇佐の聖地に御駐座あらせられたことは明らかで、早稲の瀬戸へ向はせられる御途次中津を御通過遊ばされたものと察される。天正十五年黒田氏の所領となり豊前第一の城下となり、次で細川氏藩主たるに及んで市區一層整備され、海陸の交通よく更らに寛永九年小笠原氏入國して節約、保護、商業の開發をはかつたので商業殷盛なる城下町となつた。享保二年奥平氏移封されるやよく財政、文治、行政を収め、明治四年小倉縣となるまで治績大いに上がる。同九年十一月大分縣に屬し中津町となり、大正十四年豊田大江兩村を合し、昭和四年四月小楠村を合併して同月市制施行し今日に至つてをり、面積一五四四方呎にして、人口三萬一千八百有餘である。尙、當地に特筆するは明治文化の先覺者福澤諭吉先生が當市留守居町出身であることだ。

交通機關 省線日豊線中津驛と耶馬溪を縫ひ日田町へ通じる耶馬溪鐵道の起點であり、バスは豊前バス、參宮バス、觀光バス等がありて近接町村に四通八達、又た中津港も近く竣工すべく豫定されてゐる。

財 政 昭和十四年度に於ける豫算總額八一六、〇五一圓、歳入の主なるもの、市税二二二、一六九圓、水道八三、四七〇圓、歳出の主なるもの、學校費一一七、〇〇〇圓、公債償還六〇、六〇〇圓、役所費六五、〇〇〇圓、土木費二〇、〇〇〇圓、警防費一六、〇〇〇圓、特別會計二四九、七四八圓。

主要施設 水道、市公會堂、記念圖書館、火葬場、保健所、健康相談所、塵芥焼却場、公園等で、小學校五、青年學校一、高等女學校、商業學校、工業學校、中學校である。

主要産業 木材製材による林産は大陸へ進出して躍進途上であり、農

産約八十萬圓、水産三十萬圓で、主なるもの木材、米、麥、蕎、ふぐ、貝類罐詰、紡績絹、綿糸、家具、和傘、菓子等。

官 公 衙 警察署、稅務署、郵便局、營林署、中津驛、蠶業取締役、農産物檢校所、林産物檢査所、商工會議所等。

歴代市長 佐藤寅二、中里眞清、竹岡吉太郎（現在）
名所舊蹟 中津城址と公園地—奥平藩の舊城址は明治十年増田宋太郎の亂に焼かれた本丸あとを公園化し、福澤先生の「獨立自尊」の碑が聳えてゐる。▽福澤諭吉先生舊邸と公園—市内留守居町の福澤諭吉翁生家は古風な蕨屋根で、少年時代の先生が勉強せし土蔵も現在し青少年に見學せしむれば生きた手本たり、翁の銅像と記念館もあり公開さる。▽目性寺大雅堂—市内新魚町にあり、畫聖池大雅の滞在一年におよんだ名刹で時價三、四十萬圓といはれる「澗」の繪その他十數點あり。▽間無濱と三百間—萬葉の古歌にも詠まれ美しき遠淺の濱邊で間無濱龍王神社あり、春のころ遠近より汐干狩の客多く中津地方名所の一に數へらる。▽大貞公園—耶馬溪鐵道に乗り十分にて達す、春は櫻の名所で競馬場あり、體協グラウンドや麗しき池と大貞八幡（縣社）あり四時遊客絶えず同地方名所の一である。▽宇佐八幡宮や耶馬溪の名勝も近い。

宮 崎 市 (宮崎縣)



宮崎市の市章

「宮」の字を圖案化し、外圍は平和、中央の結びは團結、扇形は末廣が發展を意味する。（都市番號六四）

地 勢 神都宮崎市は縣の中央に位し、「小戸の渡」の名ある大淀

川の清流は天孫御降臨の靈峰霧嶋に端を發し、悠久三千年の物語を秘めて市中央を流れ、東は靛威の聖地白砂青松の阿波岐ヶ原を越へて太平洋に臨み、西北は宮崎郡生目村外に境し、南は宮崎郡清武村、赤江町の平野に連り、商工農併立した觀光都市である。

沿 革 市の北方、皇宮屋、聖蹟は神武天皇御東征前御宮居の御址官幣大社宮崎神宮は御東行の軍議が開かれた御址、阿波岐ヶ原は神代の昔、伊弉諾尊が觀祓遊ばされた聖地と傳へらる。而して神都宮崎の名は「宮の前」即ち御殿の前が變化したものといはれてゐる。明治十六年五月宮崎縣の再置と共に縣廳所在地となり、爾來交通機關完備し文化産業の發展、各種施設整備、大正十三年四月大淀町外を合併して市制を實施し、昭和七年四月に境村を併合し、面積六一六、九方呎にして、人口六萬九千七百餘を算へてゐる。

交通機關 日豊線は市を南北に縦斷し宮崎、大淀、花ヶ島の三驛があり、市内の交通は宮崎バス（大淀宮崎神社）及び市内循環乗合バスがあり、又市を起點として近接町村へバスが通じ、景勝青島、内海を結ぶ宮崎鐵道がある。

財 政 昭和十四年度に於ける豫算總額六七四、一九〇圓、歳入の主なるもの、市税四三二、七二二圓、使用料および手数料四八、六八七圓、國庫下渡金四一、〇〇五圓、交附金四五、三七八圓、歳出の主なるもの、役所費九八、七〇五圓、小學校費一六五、〇一六圓、土木費二五五五九圓、商業學校費三〇、〇九八圓、警防費一六、九六五圓、青年學校費一一、二二八圓を計上してゐる。

主要施設 水道、都市計畫に依り幹線の舗裝完成、下水工事も略完成、其他實費診療所、市營住宅、公益質庫、公設グラウンド、屠場、公園等で、小學校八、青年學校一、高等農林學校、師範學校、女子師範學校

縣立中學校、農學校、工業學校、高等女學校、女子技藝學校、商業學校青年學校教育養成所、盲學校等。

官 公 衙 縣廳、地方裁判所、警察署、刑務所、蠶糸試驗場支場、水産試驗場、縣穀物檢査所、警察練習所、林産物檢査所、蠶業取締所、農事試驗場、蠶業試驗場、菌檢定所、水産講習所、小丸川建設事務所、供託局、稅務署、營林署、郵便局、地方專賣局出張所、宮崎驛、大淀驛、花ヶ島驛、大淀川改修事務所、放送局、縣産業組合講習所、商工會議所等である。

歴代市長 大迫元繁、川越壯介、柿原政一郎、根井久吾（現在）

名所舊蹟 宮崎神宮—官幣大社で神武天皇御東行の御軍議が開かれた址。▽皇宮居—阿波岐ヶ原等の御聖蹟があり。▽八紘之基柱—宮崎市下北方、神韻秀麗の八紘臺上に聳立する聖柱は大阪毎日新聞社、東京日日新聞の絶大なる協援下に、皇紀二千六百年記念事業として、工費約六十萬圓、全國からの献石、奉賛金をもつて完成、昭和十五年秋の全國大祭に殿簾盛大なる竣工祝典を舉行、八紘一字の肇國精神が滿天下に顯現する設計は、わが彫刻界の巨匠日名子實三氏の苦心になるもので、聖柱の高さ百卅四尺、海拔約三百尺におよび八紘一字の題字は、高貴の御方の御染筆を拜受するの光榮に浴し基柱は神代盾、鉾、幣帛を表徴、武農工漁の四神像が併立してゐる。▽青島（子供園）—天下の奇勝として知られ全島檳榔樹その他の熱帯植物に覆はれ、隆起海床を有す宮崎鐵道では最近遊園地として、濠洲産の駱駝や水族館などを設備「青島子供園」と名づけ夏季は「海の家」が開設され、海水浴場として殷盛を極む。

延岡市 (宮崎縣)



章紋の市

外圍が「の」で中が「く」全體の感じが「岡」を表現す。(都市番號四五)

地 勢 縣の北部、五箇瀬河口に位し、東は瀟湘たる太平洋に臨み西は小野山、岡富山を境に南方村に接し、北は祝子川を挟んで東海村に南は沖田川を隔て、伊形村に接す。市の中央五箇瀬川の三角洲上に城山あり、市の北には今山、南には愛宕山がある。山近く海に面して小京都の稱ある景勝地である。

沿革 當地方は往昔は「吾田」または「縣」と稱し土持氏の所領たること約七百年、天正十五年高橋元種豊前より移封、縣城を築く、次で有馬直純島原から五萬三千石で封ぜられ、その子康純の時、明歴二年「縣城」を延岡城と改稱し、延岡の名が生れた。三浦、牧野、内藤の各藩主を経て明治維新に至り、同二十二年に町制を實施、大正十二年日豊線開通と共に商工業勃興し、町勢進展して昭和五年恒富、岡富を併せて同八年二月十一日の紀元の佳節を卜して市制施行す、同十一年東海、伊形村を合して大延岡への飛躍をなし、現在面積一七三・九七方軒にして人口十萬二千有餘に達してゐる。

交通機關 市内に延岡南延岡の二驛を有する、日豊本線は市の東部を南北に走り、日ノ影線は延岡驛より分岐す市内は延岡バスがあり、他に日の丸バス(延岡-高鍋)林田バス(延岡-熊本)高千穂バス(延岡-高千穂)西田バス(延岡-高千穂)北川バス(延岡-北川)等がある。

に名物の霧が立ちこめ古來「霧の海」とも稱し、従て茶の栽培にも適して全國有數の製茶地でもある。

沿革 三千年を誇る靈峰高千穂の葦神代の皇都と傳へられて「都島」の舊稱がある。萬壽年間大宰府大監平季基この地を開拓して關白頼通に獻じて莊園とし島津御莊と稱し、同三年季基伊勢神宮を勸請して、神社を創建、御莊の總鎮守とした。建久八年八月島津家の始祖忠久若年にて當地に來り館を祝吉に營む、正平七年島津忠宗の六男資忠莊内北郷の地を領して來住、天授元年義久都島に築城して都城と稱した。之れが市名の起りである。市制を施行したのは大正三年四月であり、爾來遂次發展して、昭和十一年五月沖水村五十市村を編入し、現在に於いては七三・方軒の面積を有し、人口六萬二千九百に達してゐる。

交通機關 日豊線は市の東部を、吉都線は北部を貫通して都城、西都城の二驛があり、市を中心としてのバスは市街の都城自動車をはじめ鹿兒島、宮崎、小林、霧島、橋野方面へ通じる同自動車線、省營バスと三州自動車バスは飯野へ、山田、高城方面へ池袋自動車、關ノ尾方面へ龜甲岩自動車バスがあり四通八達して至便である。

財政 昭和十四年度總豫算額六三九、七八一圓、歳入の主なるもの市税三〇六、五七〇圓、市債六〇、三〇〇圓、財産賣佛代二二、八〇〇圓、雜收入一三、六一六圓、使用料および手数料一六、一〇〇圓、歳出の主なるもの教育費二三三二、七八二圓、土木費五六、五四八圓、役所費七六、〇〇〇圓、補助費二八、〇〇〇圓、特別會計、電氣事業費三一、〇〇〇圓、魚菜市場費一五、〇〇〇圓、公益質屋費一一七、〇〇〇圓、市營住宅費六、〇七三圓を計上する。

主要施設 公會堂、市營住宅、電氣、公益質屋、魚菜市場、傳染病院、武徳殿、屠場、プール、火葬場、農家託兒所等、又た小學校十一、青年

財政 昭和十四年度の豫算の主なるもの、歳入市税六五九、五二三圓、歳出教育費二三六、八三八圓である。

主要施設 市營質庫二、火葬場等の他、小學校十三、青年學校四(私立)、縣立中學校、商業學校、高等女學校、圖書館がある。

主要産業 工業では人造絹糸、藥品、火藥類、硫酸アンモニア、農業では米、木炭、椎茸等。

官公衙 區裁判所、稅務署、延岡驛、南延岡驛、警察署、郵便局、營林署、保健所、職業紹介所、商工會議所等。

歴代市長 仲田仲次郎、鈴木憲太郎、大島文彦(現在)

名所舊蹟 延岡城址-いま城山公園といふ、眺望絶佳。▽今山八幡神社-縣社にして天平勝寶三年時の領主土持直綱の勸請するところ。▽安賀多神社-縣社、養老年間今山に勸請されたのを寛永年間に有馬直純が古川に移す、日向の古社として知らる。▽今山公園-市の北方丘山にあり眺望良し。▽愛宕公園-那智の瀧等があり。

都城市 (宮崎縣)



章紋の市

三ツ矢で「ミヤ」を上方の矢と中央の圓で「古」即ち都城の「都」を表現したも。(都市番號七七)

地 勢 靈峰霧島に西北に聳へ、北に沖水川を境に北諸平野に連り南は金御嶽尾平野峠を限り南那珂郡、鹿兒島縣に、東は南那珂郡、西は五十市村を隔て、鹿兒島縣に接す。土地平坦にして大淀川の上流が市内を貫いてゐる。地味肥沃にして田野よく拓け、穀桑の産頗る豊かで、殊

學校三、私立二、縣立中學校、商業學校、農學校、雙學校、實業學校がある。

主要産業 生糸、絹織物二百一十一萬圓、米十一萬一千圓、其他農産十五萬圓、繭九萬一千圓、醬油十九萬三千圓、茶十五萬五千圓、瓦九萬四千圓、木、竹製品十二萬九千圓、焼酎八萬四千圓等。

官公衙 區裁判所、警察署、郵便局、稅務署、營林署、都城驛、西都城驛、商工會議所等。

歴代市長 財部實秀、森迫熊市、大山綱治、曾木重貴、財部實秀(現在)

名所舊蹟 都島御舊蹟-城山公園内に在る。天孫瓊杵尊が宮殿を造營された高千穂の宮の御舊蹟と傳へらる。▽都城址-城山公園内に在る天授年間北郷義久が創建以來藩主北郷氏の居城となる。▽關ノ尾の甌穴と瀧-北諸縣郡庄内村に在る、瀧の高さ九間、中十二間、瀧の上方全長三百間、巾廿間にわたる甌穴は地質學上世界的に尊重され天然記念物に指定されてゐる。▽早水池-周圍數町、清水滾々と湧き老杉影をうつして風光優雅、髮長媛の御誕生地と傳へらる。▽縣社神社、旭丘神社其他護國寺(九州有數の古刹)廣昌寺などがあり。

鹿兒島市 (鹿兒島縣)



章紋の市

舊藩主島津公の紋章、小原節に名高い丸に十と鹿兒島市の市とを兼ねて圖案化したもの。(都市番號二二)

地 勢 縣の中央部に位し、櫻島を間近に望み、東には波靜かな錦江灣がひらけ、遙かに天孫皇臨の靈峰高千穂を望む。市街の腰部には史

實を認め城山、武岡一帯の丘陵が連り、南は谷山町、北は伊敷村に接し、市街の東部を稻荷川、中央を甲突川、西部を新川が貫流してゐる。

沿革 天孫瓊々杵尊の可愛山陵、彦火火出見尊の高屋山陵、鸕鷀草葺不合尊の吾平山陵など神代三山陵が市の近くにあり、鹿島の子鹿の歴史は神代に初まる。神代記、和名抄に無目籠(竹籠)といひ、また彦火々出見尊が大隅薩摩で狩を遊ばされ鹿兒(鹿の子)を射給ふたがこの地は鹿が多かつたので鹿兒と呼び、島は地方の意だとされてゐる。源頼朝の庶子忠久がこの地に封ぜられ島津氏と稱して七百餘年、二十九代の長きに亘つて七十七萬石餘を領してゐたことは有名である。明治四年廢藩置縣、次で鹿兒島縣を置き始め區制をとりしも、明治二十二年四月市制施行、其後逐年發展して三十九年鹿兒島港改修なり、同四十四年九月伊頼村西武田村、の一部を編入、大正九年に永吉、下伊頼を合し爾來益々發展し、昭和十四年九月には面積七六・五七方軒にして、人口十九萬四千八百餘に及んでをり、九州地方にて第六位、南九州隨一の大都である。

交通機關 國鐵鹿兒島本線の終點で、鹿兒島本驛と西鹿兒島驛があり本驛を起點として日豊本線、西鹿兒島驛より山川線が分岐してゐる、海路は那覇、大連、長崎、大島初め各離島に定期船があり、又定期バスは隣接地方へ四通八達してをり、市内には市電と市バスがある。

財政 昭和十四年度豫算總額二、五〇〇、一四三圓、歳入の主なものは財産より生ずる収入七、三九七二圓、使用料および手数料五九〇、二七四圓、國庫下渡金一一一、五二二圓、財産賣拂代一一五、〇三一圓、市税一、二四一、五〇四圓、歳出の主なものは役所費三三三、六八五圓、土木費九三、九九二圓、學校費五六五、一九八圓、公債費四四一、五四九圓、特別會計 電氣軌道費一、〇五六、三一〇圓等

役の際こゝに起臥す。▽南洲翁終焉の地―最後まで作戦を練り部下と孤壘を守りし地。▽南洲神社―鹿兒島驛を距る北西約八町、贈正三位西郷南洲翁 祀る、もと淨光寺跡に建つ、村田新八らの幕僚も末社として祀る。▽祇園の洲―鹿兒島驛より三町餘、文久三年生麥事件のため英艦鹿兒島に來襲の際薩軍の應戰防禦せる砲臺跡、記念碑、明治丁丑の役官軍戦歿者墓地あり。▽尙古集成館―磯の濱にあり館は島津公別邸内、嘉永元年島津齊彬公の創設せる集成館跡で工場、反射爐、熔鑪などを設けた所、日本文化の先驅的面影を残し舊幕時代の遺品、肖像などを陳列薩摩文化を語る幾多貴重な資料を蔵し公開す。其他、月照上人墓、乃木大将夫人誕生地、南洲翁誕生地、南洲翁銅像、私學校址、歴史館等の史蹟に富んでゐる。

第七章 奥羽地方

福島市 (福島縣)



章紋の市

周圍に片假名の「フ」を九ツ、中央に「マ」を四ツで「フクシマ」を表現する。
(都市番號一〇〇)

地勢 縣の東北部に位し東南は阿武隈川及び須川を隔て、岡山、杉妻、渡利、吉井田の諸村に、北は清水、鎌田の各村に接してゐる。阿武隈、吾妻の山脈に圍まれた盆地にありて現在面積八・六三方軒を有してゐる。

主要都市部

主要施設 上下水道、電車、公會堂、歴史館、観光案内所、傳染病院保育所、授産所、公園、トラホーム診療所、中央卸賣市場、公益質屋、公設市場、市營住宅等の他に、小學校十九、青年學校九、青年道場一、幼稚園十六、實修女學校二、女子興業學校、商業學校、縣立中學校、二工業學校、盲啞學校、高女二、師範學校、女子師範、商船學校、高等農林學校、第七高等學校等、尙私立各種學校がある。

主要産業 陶器、竹細工、焼酎、絹布、木綿、錫器、水産物などで年産額二六、〇〇〇、〇〇〇圓にして工産物二三、〇〇〇、〇〇〇圓、農産物一、五〇〇、〇〇〇圓で、これを細別すると織物類二、一八三、四六二圓、繅糸二、三四八、三九二圓、製材二、〇八二、九〇〇圓。

官公衙 縣廳はじめ地方裁判所、警察署、刑務所、稅務署、稅關支署、港務所、營林署、地方專賣局、測候所、郵便局、運輸事務所、保健事務所、鹿兒島驛、保養院、商工獎勵館、農事試驗場、工業試驗場、商工會議所等。

歴代市長 上村行敏、上村慶吉、有川貞壽、兒玉利實、山本徳次郎、伊集院俊、上野篤、白男川謙介、樟山可也、岩元禱、伊知地四郎(現在)名所舊蹟 照國神社―城山の南麓にあり、別格官幣社にして祭神は島津家廿八代の英主齊彬公、城山を背景として閑雅幽邃、境内に齊彬、久光、忠義三公の銅像あり、境内に護國の英靈を祀る護國神社あり。▽城山公園―市の背面一帯の緑したる屏風のような小丘、高さ百メートルドライヴウェイあり、頂上より市街地、錦江灣、櫻島など一眸のうちに收める天下の絶景、西南役の西郷隆盛の最期を遂げたる地北麓岩崎谷には終焉の地と、最後まで起居せる洞窟あり、全山樟の大樹鬱蒼と茂り温帯性羊齒類等植物學上研究すべき名木、珍樹多く天然記念物に指定せらる。▽南洲翁洞窟―城山の北麓、岩崎谷にあり記念碑を建立しあり十年

沿革 當市は杉目莊に屬し治承、養和の頃、杉目太郎行信の采地であつたと云ふ。天文年間伊達晴宗この地を領したが、天正十八年八月蒲生氏郷會津に來るに及んで其の所領となり、木村重次をして管せしめて福島城と稱した。其後上杉景勝の所領となり、更に徳川氏に歸し元禄十五年十二月板倉重寛封せられてより百六十年間餘同氏累代の居城地となつた。明治維新の後民政取締所の支配となり明治六年八月福島縣を置、次で同二十二年四月町村制實施に際し町制を布き、四十年四月市制を實施し爾來着々と發展、昭和十二年隣接野田村の一部を編入し、昭和十四年に於ける推計人口五萬九百餘を算へてゐる。

交通機關 國鐵東北本線は上野を起點として、當福島驛を經 仙臺青森に至り、奥羽線こゝより分岐し、米澤、山形、秋田を經て青森に至る。福島電氣鐵道の電車は市内をはじめ飯坂温泉、長岡、保原、梁川、樹田町方面に至り、隣接町村と連絡してゐる、尙當市より濱通りの浪江中村に通ずる省營バス、市街乗合等がある。

財政 昭和十四年度の普通經濟出入額は六十四萬二千六百五十四圓、特別經濟歳出額二千三百三十五圓で、市稅收入三十三萬三千四百七十五圓である。

主要施設 上下水道、市營グラウンド、公會堂、福島病院、福島ビルディング、福島競馬場、職業紹介所等であり、幼稚園、小學校六、青年學校二、工手學校、家政女學校、商業實務學校、其他縣立中學校、商業學校、高等女學校、蠶業農業學校、信夫農學校、高等商業學校、師範學校、女子師範學校等である。

主要産業 米、麥、繭、蠶種、羽二重、生糸、紡績糸、梨、櫻桃、生柿、節絹等である。

官公衙 縣廳、地方裁判所、稅務署、營林署、郵便局、警察署、職

業紹介所、検事局、刑務支所、保線事務所、福島驛、土木監督所、観測所、蠶糸試験場支場、商工會議所等。
 市長其他 (市長) 佐藤 清 (助役) 岡野足吉 (収入役) 鏡 又七
 神社佛閣 福島護國神社、縣社稻荷神社、同黒沼神社、同板倉神社。
 ▽常光寺、東安寺、長榮寺、龍寶寺、誓願寺等。
 名所舊蹟 大佛城址—市内杉妻町に在り、舊藩主板倉公の城址で現在は縣廳がある。▽文字摺觀音—市の東方一里餘、堂宇の傍らに文字摺石がある、河原左大臣「しのぶもちすり誰故に」の歌で有名。▽辨天山公園、信夫山公園等。

郡 山 市 (福島縣)



章紋の市

小篆「山」の字をとつたもので、藩政時代以來傳統的に使用されてゐるもの。
 (都市番號八四)

地 勢 縣の中央安積平野の東方に位し、海拔二百八メートルの高さにあり、地形概して東に低く西に高く國道奥羽街道は市街の中央を貫き、東端を阿武隈川が流れ、猪苗代湖を水源とする安積疏水に依りて沃野展げ肥田連なり景勝の地である。

沿革 郡山の地名は往昔「芳賀の里」と稱してゐたが橋爲仲朝臣陸奥に下向する際當地を過ぎ、山櫻の吹雪と散るを見て「陸奥の芳賀野の柴原春くれば吹く風いとどかほる山里」と詠んだに因みて「かほる山」と稱たのを後年「かほり山」となり更に「郡山」と呼ぶに至つたものと傳へらる。聖武天皇の御代に陸奥國に併せ安積八郷の中に加へ「里」と

改められ、後御冷泉天皇の御宇源有光の所領となり、文治五年源頼朝時代より片平の伊藤氏に、次で蒲生氏に屬し寛永二十年以後は二本松藩丹羽氏の領するところであり、郡山祖代官所の支配に歸してゐた。明治維新直前郡山宿を廢して村と改め、其後逐年發展し明治二十八年に町制を施き、大正十三年九月一日小原田村を合して市制を實施し、更に翌十四年六月桑野村を併合して、東北に於ける工業都市として縣内第一位を占むるに至り、向後の飛躍を期待されつゝある。

交通機關 國鐵東北本線は市の東部を南北に、磐越東西線は北部を東西に走り、磐越本線は小野新町を経て、平にて常盤線に接続し、磐越兩線は若松、喜多方を経て新潟市に及んでをり、又た當市を起點とする水郡線は昭和九年十二月全通し水戸市に通じてゐる。更に市内バスがあり隣接町村たる須賀川、三春、本宮其他に連絡して四通八達の状態である。

財 政 昭和十四年度に於ける普通經濟歲出入額は九十萬四千八百九十二圓で、特別經濟歲出入額は六萬六千二百五十一圓となつてをり、市稅收入額三十九萬四千八百八十四圓である。

主要施設公會堂、運動場、公園、競馬場、無料宿泊所、公益質屋、火葬場、授産所等にして、又た小學校八、青年學校四、私立のもの六、商業學校、淑徳女學校、縣立中學校、高等女學校等がある。

主要物産 織維工業品をはじめ安積米、煙草、麵類、傘、氷、曹達、果實等を主としてゐる。

官 公 衙 區裁判所、刑務所支所、地方專賣局、農事試驗場、蠶業取締支所、農産物検査支所、仙鐵郡山工場、保線區、機關區、檢車區、郵便局、警察署、營林署、土木出張所、稅務出張所、職業紹介所、商工會議所等。

市長其他 (市長) 村井八郎 (助役) 關卯次郎。

名所舊蹟 開成山公園—天然記念物の櫻と春秋二季の競馬で有名、驛より三キロ、園内に開成山大神宮鎮座。▽麓山公園—舊藩時代二本松藩主の遊園地で園内に心字形の池あり、その中島に辨財天を祀る。▽伊藤肥前の碑—俗に「仙臺佛」といふ、天正十六年伊達政宗と佐竹氏と戦ひ政宗將に捕はれんとした危急の際その臣伊藤肥前挺身これを救助し、身代りとなつて戦死を遂げた遺跡に建設したもの、仙臺侯江戸往來の際には必ず香華を奠じたと云ふ。其他荒地、虎丸長者の跡などがある。

若 松 市 (福島縣)



章紋の市

會津の中心の故を以つて「會」の字を圖案化したもの。(都市番號五七)

沿革 當地方は往昔、伊佐賀美神社(現八角神社)の社領で大同年中惠日寺領に移り、約二百五十年を経て文治元年葦名氏の佐原義連の地に封ぜられてから伊達、蒲生、上杉、加藤、松平の諸氏がありて約七百年間藩治下にあつた。而して市街に至徳元年葦名直盛が鶴ヶ城を築いてより市街を形成、降つて天正十八年八月蒲生氏郷の封ぜられるや文祿元年に居城を増築し、市街の區劃を改め「若松」と改稱、更に産業方面にも企畫獎勵するところがあつた、後松平氏に代りては親藩の威に加へて累代明君にして各般の施設經營よろしきを得、發展目覚しきものがあつた。明治維新後、民政取締所を置き、次で明治四年廢藩置縣にて若松縣を置き、同九年福島縣に合併した。北會津郡に屬し、同二十二年四月を以て若松町となり更に三十二年四月市制施行、昭和十二年四月

には町北村を編入して今日に至つた。其間、明治四十一年六月歩兵第六五聯隊設置、大正十五年五月歩兵第七九聯隊に編成、一方大正三年一月磐越線の全通を見、更に昭和三年十一月會津線(若松—柳津間)開通昭和十年十二月田島線(若松—田島線)開通して會津平野の運輸交通に至便を與ふるに至り、當市は其の中樞地點として累年發展 加へつゝある。昨年九月に於ける面積五・七五方軒にして、人口五萬一千有餘 算へてゐる。

財 政 普通經濟歲出入額五十五萬七百七十五圓、特別經濟歲出入額二千四百十五圓であり、市稅收入額三十三萬六千三百三十二圓となつてゐる。

主要施設 市内道路の幹線は舗裝化し、水道の敷設あり、塵芥場、診療場など市營にて整備されてゐる。小學校は六、青年學校六、縣立中學校、高女、工業學校、商業學校等がある。

主要産業 天下に其名を知られてゐる會津漆器は諸産業のトップにあり年産二、七五二、〇〇〇圓で以下清酒年産額二、一九三、七五〇圓、味噌醬油二七三、〇〇〇圓、木綿織物三六九、五二四圓、蠟燭一三、六八七圓、金屬製品二〇一、八九六圓、履物一四〇、〇〇〇圓、會津藥人參一五〇、〇〇〇圓等である。

官 公 衙 區裁判所、營林署、警察署、稅務署、郵便局、若松驛、西若松驛、度量衡器檢定支所、土木監督所、郡山專賣局出張所、工業試驗場、蠶業取締支所、穀物検査支所、細菌検査所、木炭検査支所等。

市長其他 (市長) 鈴木寅彦(市長) 稻垣潤太郎(助役) 田中六郎(収入役)。神社佛閣 縣社豐國神社、縣社諏訪神社、八角神社、興徳寺、妙法寺、高巖寺等がある。

名所舊蹟 鶴ヶ城址—至徳元年葦名直盛の創めて築いたもので、周圍凡そ廿町、現在の公園となつてゐる。▽御藥園—市内徒之町にあり、

舊藩主の別邸、老樹奇石に富み、泉石の布置樹木の植栽など技をつくしてゐる、史蹟名勝地に指定さる。▽小田山―市外門田村にあり、會津盆地全體を一時に收む景勝の地。▽飯盛山―若松驛の東南三キロ、全山松櫻、楓樹に富み、眺望ひらけて風光絶佳、幕末哀史少年白虎隊の墳墓、自刃の跡などがある、イタリイ寄贈の記念碑、ドイツ人エッツ・ドルフ氏の記念碑があり参詣者多し。

平 市 (福島縣)



章紋の市

昭和十二年六月市制記念にて東日、大毎社の懸賞當選したもの。
(都市番號一四四)

地 勢 縣の東南部にあり、東北隅に石森山あるも西南部は概ね平坦で地味肥沃、西北に岡伽井嶽、南西に湯の嶽ありて常磐炭田が此の間に介在す。東南は夏井川の流域里餘にして太平洋に面して沿岸は古來磐城七濱と稱す。

沿革 往時より城下町として一小街をなし、慶長七年鳥居左京亮忠政がこの地に築城して以來三百有餘年、實歴以後は安藤氏の城邑となり、濱街道の驛次として旅客往來の要衝として著し發達を示し、明治維新に廢藩置縣となつてからは磐城平縣及び磐前縣廳の所在地となり、同九年には福島縣に併合され、同廿二年町制を實施同廿九年には磐前磐城菊多の三郡を包含して石城郡となり、かくて昭和十二年六月一日平町、平窪、村を廢し、その區域をもつて市制を布き「平市」となる。昭和十四年九月に於ける面積一八・七四万坪、人口二萬九千有餘である。今

日には炭都として相當の殷賑を呈してゐる。

交通機關 平は常磐線の主要點で水戸、上野、仙臺、青森等に直通し西に磐越線によつて郡山、若松、新潟方面に至り、また東北線を経て福島、山形方面に往來するの便あり、また近來自動車交通著しく發達し乗合自動車は市内を初め小名濱、江名、四倉、湯本など四通八達し頗る便利である。

財政 昭和十三年度豫算總額六一四、八七五圓、歳入の主なるもの使用料および手数料九三、二八七圓國庫下渡金二九、一〇五圓、縣補助三、三〇五圓、寄附金五二、三九一圓、繰越金五八、三〇〇圓、市税一六七、八四四圓、市債一三〇、〇〇〇圓、歳出の主なるもの役所費五六、九五三圓、土木費一〇、二三四圓、小學校費八一、〇九七圓、商業學校費二三、三八四圓、青年學校費五、三九〇圓、水道事業費二二七・三三圓、警備費七、四一〇圓等となつてゐる。

主要施設 水道、公會堂、市營火葬場、傳染病院、職業紹介所、松ヶ岡公園、公益質屋、男子實業學校三、女子實業學校五、小學校四、青年學校三、幼稚園二。

主要産業 昭和十三年度實業類七九一、八四〇圓、鐵工品一五〇、〇〇〇圓、木工品二八九、八五〇圓、醸造品三八五、四四五圓、農産(米麥、蔬菜)三三一、一五九圓、果實(梨、桃その他)四三、七〇〇圓。

官公衙 區裁判所、刑務支所、營林署、稅務所、平陸、郵便局、專賣局出張所、土木監督所、蠶業所支所、鎮山監督支所等。

市長 青沼鋒太郎。

名所舊蹟 松ヶ岡公園(つゝじ梅花疎によし)丹後澤、平城址、石森山等。▽縣社に飯倉神社、飯野八幡神社、九品寺、大寶寺、性源寺、菩提院等。

仙 臺 市 (宮城縣)



章紋の市

舊伊達藩の旗指物の縦引兩の紋圓中の縦線三本を崩して「仙」に通ぜしむ。
(都市番號十一)

地 勢 當市は縣の殆んど中央部にありて松島灣に臨む、西南約三里にして鹽釜港に達し東北の關門を擁する要衝である。東は萩で知られた宮城野原から阿武隈、名取の兩川の流域、仙臺平野に連り、北は七北田岩切村に接し、西は北山に續いてスキ一の泉岳、船形山に對してゐる南は下つて名取川に合する廣瀨川の清流を隔て、舊仙臺城のありし青葉山、愛宕山等に依つて劃されてゐる。市街には樹木繁茂し、實に「杜の都」の名がある。

沿革 慶長五年伊達政宗が青葉城を築城して同七年竣工、同時に地名を仙臺と改めた。當時この地に移住するもの士民合せて一萬八百戸人口五萬二千餘を算したと云はれる。爾來二百七十餘年、奥州二十一郡六十二萬石、東北の雄藩たる伊達城下として殷賑を極めたのである。かくて明治に至り、戊辰の變亂は仙臺にとつて非常なる打撃で藩の人材は多く刑罰に遇ひ、青葉城下も荒廢、衰退に委せるほかなかつた。明治四年七月廢藩置縣の際宮城縣が置かれ、十一年七月仙臺區と稱せられた、同廿二年市制を實施當時戸數一萬六千八百、人口八萬六千三百五十三人を算した。その後次第に産業文化發達し、近年主要道路は鋪裝され、市營電車も第二期線を完成、商店街も舊態を改め、東北第一の都會として名實を誇つてゐる、ことに教育機關は完備に近く、東北帝大、二高、仙

臺高工等のほか男女中等學校廿九、小學校廿二、これ等の學生生徒兒童總數五萬餘人の上つてゐる。また師團司令部、其他の官廳を網羅してゐる。産業は織物、染物、土工品、漆器等歴史あり、近年ビール、紡績、金屬工業等の工業も起つて商工都市として發展の趨勢にあり、鹽釜港を利用する仙臺開發綜合計畫も着々進められてをり、これが完成すれば人口百萬人の發展を約束されてゐる。昭和十四年九月に於ける面積六九・八五万坪にして人口は二十三萬九千八百餘に達してゐる。

交通機關 市を中心とする交通機關は省線東北本線、常磐線、鹽釜線、仙山線のほか北仙臺と仙北中新田町を繋ぐ仙臺鐵道、東仙臺から鹽釜、松島町を経て石巻に至る宮城電鐵、市の南端長長から名取郡秋保温泉に至る秋保温泉道あり、バスは仙臺市街バス會社が市内各所へ四通八達道路を出してゐる他、鹽釜、岩沼、増田、亘理、陸前白澤、七郷、深沼等附近町村へそれ／＼定期運轉してゐる。このほか仙臺鐵道が北仙臺驛中新田町間にバスを經營してゐる。電車は市營で市内循環線と、仙臺驛前から長町方面と、北四番丁から北仙臺驛へそれ／＼支線がある。

財政 昭和十四年度豫算總額は六、四五九、一八八圓、一般會計二、〇二三、五七四圓、特別會計電氣事業費二、六二三、〇五八圓、電氣事業積立金四三三、七五七圓、水道事業費四八三、四四七圓、都市計畫事業費四九七、二二九圓、市立病院費二五二、二五〇圓、その他歳入の主なるもの一般會計稅收入一、〇三五、六七一圓、使用料および手数料一九〇、四一九圓、電氣事業線入金一五四、〇〇〇圓、雜收入一四四、〇九九圓、市債二二六、〇〇〇圓、(電氣事業費)電氣供給收入一、八五〇、三三〇圓、電氣軌道收入五二四、七八五圓、動物園收入八二一、九二五圓、市債一七四、〇〇〇圓、(水道事業)使用料および手数料三三二、〇一五圓、(都市計畫事業費)特別稅九一、八四七圓、受益者負

擔七〇、〇七二圓、市債二九二、〇〇〇圓、(市立病院)費使用料および手數料一七六、九〇六圓、歳出の主なるもの(一般會計)經常費一、三二九、四六二圓、臨時部六九四、一一二圓、市税の市民一戸當り負擔廿四圓九十九錢、戸數割稅額卅七萬六千圓で一戸當り九圓卅一錢、市債現在額八百八十七萬圓。

主要施設 市内電車、上下兩水道、ガス配給、市立病院、市立傳染病院、結核療養所二、公園一、遊園地五、公會堂、保育園四、公益質屋、屠場、火葬場、塵埃焼却場、健康相談所、腦病院、無料宿泊所、育兒院、修養學園、プール三、青果ならび魚市場五、動物園等であり、教育機關としては小學校二十二、青年學校十八、他に私立五、市立中學校一、縣立二、私立七、市立女學校三、縣立三、私立五、男子實業學校市立二、縣立二があり、又東北帝國大學、高等學校、高等工業學校、東北學院、藥學專門學校、女子專門學校、師範校、女子師範盲學校等各種の教育機關先備して東北隨一の學都である。

主要産業 仙臺白菜、仙臺馬鈴薯、染織、埋木細工、和洋家具、漆器、仙臺筆、堤鰯、木彫人形、菓子、仙臺味噌、調味噌、ビール、蒲鉾。官公 衙 縣廳、控訴院、地方裁判所、刑務所、警察署、仙臺鐵道局、逓信局、稅務監督局、鑛山監督局、地方專賣局、工業指導所、簡易保險支局、貯金支局、郵便局、仙臺驛、放送局、商工會館等。歴代市長 遠藤庸治、里見良顯、早川智寛、和達宇嘉、山田揆一、鹿又武三郎、山口龍之助、澁谷徳三郎(現在)神社佛閣 縣社櫻岡大神宮、同東照宮、同青葉神社、郷社白山神社、大崎八幡神社、龜岡八幡神社、藥師堂、桃源院、本願寺別院、孝勝寺、瑞鳳殿。名所舊蹟 榴ヶ岡公園(東公園)一樹齡二百五十余年を経た數千株の枝

垂櫻と吉野櫻あり、風趣に富む、四代綱村が生母三澤初子(歌舞伎といふ政岡)の冥福を祈つて建立した釋迦堂あり、近ごろ千松地蔵も建立さる。▽政岡の墓―榴ヶ岡公園附近の孝勝寺境内にあり。▽瑞鳳殿―政宗の靈廟、經ヶ峰の老杉緊き間にあり、莊重な殿堂。▽青葉城址―市の西端大橋を渡つて廣瀬川の對岸、師團司令部があり、城岩城門等今なほ儼として大藩時代の佛を存してゐる。天守臺には招魂社ならびに忠魂碑あり、俯瞰すれば全市一時の下に集り、遠く松島、金華山を望む、裏手瀨の口の絶景から八木山遊園地に續き東北一の野球場に至る。▽林子平の墓、支倉六右衛門常長の墓―六無齋友直居士の墓は龍雲寺境内に常長の墓は光明寺にある、驛から車で十五分。▽養賢堂―縣廳の構内にあり、五代吉村の時藩學の講堂として建てたもの、史蹟に指定され「學興繁盛の松」などがある。▽芭蕉の辻―市の中央部で、藩政時代には俗に「札の辻」ともいひ、高札の掲示されたところ。▽宮城野―谷風の墓等がある。

石巻市(宮城縣)



章紋の市

石巻の「石」の字を關東化したもの。(都市番號二一九)

地勢 宮城縣海岸線の中央に位し北上川口の兩岸に跨つてゐる。東は渡波町に、西は市街連いて蛇田村に、北は稻井村に接し、南の西は風光明媚な石巻灣である。市街を貫流する北上川の河心に一大州があり中瀬と云ふ。昭和十四年に於ける面積二四萬方軒にして、人口三萬五千九百余を算してゐる。

沿革 往古石巻は「伊寺水門」と稱し仙臺灣一邊隅の漁濱であつた。文治年間、葛西三郎が築城して地名「石巻」が定まり、其後仙臺灣の領有となる、藩祖伊達政宗は石巻の水陸に主便な地勢から將來を遠觀し、北上川開鑿の偉業を完成せしめたので、石巻は忽ち太平洋沿岸商取引の中心地となつた、俗語で有名な「卅五反の帆をまきあげて、行くよ仙臺、石巻」に見るも當時の殷盛さが偲ばれる。即ち東北海の關門としてその名を全國に喧傳されたのであつた。その後陸上交通の施設と河口の應急修補と相待つて近年物質旅客の集散旺盛となり、昭和八年四月一日市制を施行した。また内務省直轄北上川改修大工事は廿年の歳月を費して昭和十年春つひに完成し、東北隨一の大漁港として、また鹽釜とともに三陸沿岸の大要津として、その發展は刮目に値する。

交通機關 石巻市は東北本線小牛田驛から分岐する石巻線の終點にあり、あらに金華山軌道により渡波、女川兩港と連絡し、一方宮城電鐵によつて石巻、松島、鹽釜、仙臺の樞要地を結んで陸上の交通至便、また海航路とともに北上川は上流遠く岩手縣狐禪寺、一ノ關に、支流新北上川(通稱追波川)は飯野川、志津川方面に舟運の便あり、自動車網も石巻を中心に四方に延び、河、海、陸三者とも交通に恵まれてゐる。

財政 昭和十四年度に於ける當市歳出入豫算總額四四七、二四二圓にして、歳入の主なるもの市税二七七、七九〇圓、國庫下渡金二九、七七三圓、使用料および手數料三九、〇四八圓。歳出の主なるもの教育費一五〇、四九四圓、役所費六〇、八八五圓、勸業諸費二、八一七圓、衛生費三、五九一圓、警備費九、五四三圓、社會事業費一〇、五四七圓、臨時費、公債費二七、六一三圓、繰入金七三、九四二圓、教育費六、一七四圓。

主要施設 市營水道六萬戸給水の設備あり、大正六年起工、七年竣工

八年給水開始、工費一、一五一、四〇〇圓、北上川鹿又村よりポンプ揚水、市内大街道で淨水ポンプで南勝山配水池へ揚水、市内低地へ配水、同配水池よりさらにポンプで日和山高區配水池に揚水し高臺に配水、海水浴場、傳染病院、冷凍庫、診療所、公園、圖書館、職業紹介所、市營住宅、水先案内、船溜、救護所、小學校四、青年學校四、縣立中學校、市立商業學校、女學校がある。主要産業 全部水産加工事業で、鱈節一二六、三七〇貫、サバ節二〇、〇〇〇貫、荒節八七、〇〇〇貫、鹽いわし二七〇、〇〇〇貫、鹽鱈二二〇、〇〇〇貫、生利節二八〇、〇〇〇貫、鰯油五八六、六六八罐、鰯粕一、三三七、九九〇貫、荒粕一、七五〇、〇〇〇貫等である。官公 衙 警察署、稅務署、裁判所、營林署、石巻驛等。市長 岩崎孫八(現在)神社佛閣 (縣社)鹿島御祖神社、郷社、零羊崎神社等、永巖寺、海淡寺、多福寺等。名所舊蹟 金華山―牡鹿半島の突端にあり、海内隨一の靈島として知られ、黄金山神社は千二百年前の創建にかゝり、金銀財寶の守護、開運の神といはる。島内には今なほ野生の猿、鹿が多數棲息してゐるので有名、鹽釜から舟運四時間、石巻から二時間、陸奥半島の突端まで自動車の便もある。

盛岡市 (岩手縣)



章紋の市

舊藩主南部家の定紋「武田菱のくづし」を用いたものである。(都市番號六〇)

地 勢 岩手縣の中央に位し、海拔百廿六メートル、地勢概して平坦で、市の中央を鴨川にも似た清流中津川が東西に流れ、この川を挟んで南は川に沿うて商店街を形造り、西は諸官衙が内丸を中心に集團となつてゐる、奔流北上川は市の西端を流れ、市の周圍は岩手郡中野、淺岸菰川、玉三、厨川、本宮の各村に隣接してゐる。

治 革 盛岡市は南部廿六代信直が文祿二年不來方城(盛岡城)の築營に着手し慶長四年竣成したもので、その子利直は元和三年侍屋敷、町屋敷廿三町の區劃地割を定め、同五年三戸城下の町民を移し以來明治維新に至るまで南部累世の治所となつた。有名な南部鐵瓶は歴代藩主が奨励した結果、名工輩出して技術大いに進んだものである。明治三年藩を廢して盛岡縣を置き後岩手縣と改稱、明治廿二年附近を合併して市制を施行、盛岡市と稱した。大正二年六月厨川村一部を編入し、昭和三年一月都市計畫法を實施、同年四月米内村を併合現在の如くなつた。岩手の心臓たる風格を備へ、最新文化の諸設備を完備し、今や産業都市として、觀光都市として目覺しい發展を遂げてゐる。昭和十四年度に於ける市域四九・七三方軒にして人口七萬五千有余である。

交通機關 市を中心とする交通機關は東北本線、海岸地方と結ぶ山田線、秋田縣大曲に連絡する橋場線あり、市内は盛岡乗合自動車が行き、柵趾―市の西方通稱「安倍館」と稱し、安倍貞任の決戦地たり。▽盛岡の石割櫻―盛岡裁判所構内にあり、高さ丈余、根廻り五尺余の櫻樹、の中心から出てゐる。▽しだれかづら―市内餌差小路池野三次郎氏宅地内にあり、枝垂れ學術上珍奇な變種。▽小岩井農場―廣袤三千六百餘町歩の高原、明治廿四年の創設になり本邦第一の大農場なり、盛岡驛より橋場線廿七分、着驛小岩井驛。

釜石市 (岩手縣)



章紋の市

「カマ」を中心に「イ」を四つ集め「カマイシ」に通はせて表現す、大毎、東日社の募集したもの。(都市番號一一三)

地 勢 釜石市は岩手縣上閉伊郡の東南、氣化郡の北に位し、東は太平洋、西は甲子村、北は鶴住居村、南は唐丹村に接してゐる。東北は山地多く、西方大渡川の流域に沿うて比較的平坦地がある。東方釜石灣を擁してゐる。

治 革 釜石はその昔、矢の浦といひ點々數戸の一漁村に過ぎなかつたが、天然の良港と漁利の豊富と相待つて逐次發展し、明治初年釜石鑛山が官營事業として開發されて以來俄然膨脹し、さらに鑛山の發達と漁船の改良により遠洋漁業の經營盛んになり、その中心地となり次第に殷盛になつて來た。明治十二年釜石村戸長役場を置いたが、十五年甲子村、平田村を合して釜石村ほか二ヶ月戸長役場を置いた、明治廿二年町村制施行に際し甲子村を離し、平田、釜石を合して釜石町となり、昭和十二年五月一日をもつて市制が布かれた、昭和九年一月開港場となつ

日詰門、繁温泉に通ふ佐藤自動車、遠野町を往復する東陸自動車會社のバスもある。

財 政 昭和十四年度豫算總額八十二萬三千六百五十一圓、歳出經常部四十三萬七千四百八十五圓、同臨時部卅八萬六千六百六十六圓、歳入の主なるもの 市稅四十一萬七百八十八圓、市價十六萬六千圓、使用料および手数料三萬二千卅九圓、國庫下渡金五萬五千五百七十二圓、歳出の主なるもの 役所費九萬五千九百九十七圓、教育費廿一萬九千六百八十七圓、警備費二萬一千八百八十四圓、傳染病院費一萬五千四百六十六圓、土木費一萬四千七百廿四圓等が計上されてゐる。

主要施設 幹線道路は大平鋪裝、上水道、養老院、養育院、杜陵學園乳幼児哺育所、季節的農村託兒所、幼兒給食託兒所、妊産婦保護所、市營住宅、公設市場、公益質屋、職業紹介所、無料宿泊所、貧民住宅、診療所、無料診療所、人事相談所、公園等で、教育施設は小學校一〇、青年學校一の他に縣立中學、工業、農業學校、女學校、師範學校、高等農林學校、工業學校等があり、又私立の各種學校がある。

主要産業 秀衡塗、南部鐵瓶、桐細工、木工品、岩手焼、南部絞染、茜染、菓子類、林檎、甘藍、荷札等が擧げられる。
官 公 衙 縣廳、地方裁判所、郵便局、少年刑務所、放送局、警察署工業試驗場、穀物検査場、稅務署、農事試驗場、運輸工事保線事務所、商會議事所、商品陳列館等。

歴代市長 目時敬止、清岡等、關定孝、北田親氏、大矢馬太郎、北田親氏、堀合由己、中村謙藏、大矢馬太郎、見坊田鶴雄(現在)。
神社佛閣 縣社櫻山神社、縣社八幡宮、大慈寺、報恩寺等。
名所舊蹟 岩手公園―往時不來方城と稱し、後に盛岡城と改め、南部氏の居城たりしところ、現在公園として一萬五千坪、展望よし、▽厨川

てから内外船舶が加速度的は増加してゐる。昭和十四年九月に於ける面積四六・三〇方軒にして、人口四萬一千余を數えてゐる。
交通機關 釜石市から大槌、宮古を経て盛岡に至る山田線は昭和十四年九月開通、花巻から土澤、遠野を経て仙人峠を貫き釜石に至る釜石線は目下工事中で、現在釜石から大槌までは鑛山鐵道がバスで通じるが、大槌から仙人峠越省みは徒歩連絡によらなければならぬ。海路は三陸汽船會社經營の定期航路があつて鹽釜、石古間及び東京、三陸間、函館、三陸間、釜石、細浦間を航行してゐるが交通機關は未だしの儘みがある。

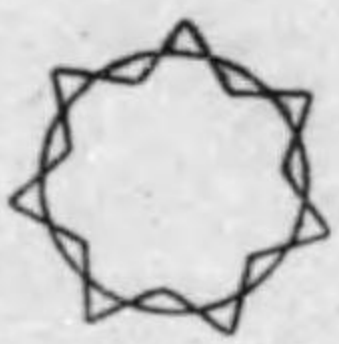
主要施設 公益質屋、職業紹介所、市立病院、市營住宅共同作業所、公園等の外、小學校六、青年學校四、(内専立一を含む) 市立高等女學校、工業學校、縣立商業學校がある。
財 政 昭和十四年度豫算總額四十二萬一千七百四十八圓、歳入の主なるもの 市稅廿萬二千三百廿七圓、手数料及び使用料一萬四千九百八十一圓、國庫下渡金四萬六千三百圓、寄附金四萬七千二百圓、離收入十萬八千二百六圓。歳出の主なるもの 役所費七萬一千四百五十五圓、小學校費九萬九千七百廿一圓、公債費五萬五千五百四十四圓、寄附費六萬三千二百九十七圓、港灣設備費六萬圓、土木事業費三萬八百八十四圓。

主要産業 鐵、水産(鮭、鯉、和布、柔魚、海苔、鮎)、魚油、魚粕、蠶詰等。
官 公 衙 水産試驗場、警察署、郵便局、釜石驛、稅關支所、水産製品検査所支所、商會議事所等。
市 長 小野寺有一(現在)

名所舊蹟 尾崎神社、祭神は日本武尊、祭典は神與海上渡御がある。▽石應寺―慶應年間の創建開山は仙山祖神禪師で、曹洞宗東北有數の古刹。▽三貫島―無事島で天然記念物に指定されてゐるオホミゾ、ナキド

り、ヒメクロウミツバメなど珍らしい鶴類が群をなして棲息してゐる。
▽台場趾—釜石灣内黒崎の他一ヶ所にある、寛政年間外船の出没する
もの多く警備の必要を感じたので、藩主南部利敬幕命を奉じて臺場を築
いたもの。▽薬師山—十二神ともいひ、大渡後の丘陵にある。展望よく
釜石の市街並に港灣の全貌を一時の中に收めらる。▽石の證文—嬉石
女坂の頂にある、享和年間釜石の佐野忠兵衛が村民に廣大な山林田畑を
無償で贈り一村共同の作業地とした、この義舉を石碑に刻み山上に建て
たのである。

青森市 (青森縣)



市章の市

「青」の字の「月」を圓とし「月」を除
いた上部の先端七つを圖案したもの。
(都市番號四一)

地 勢 當市は陸奥灣に致んだ港都、北は津輕海峡を隔て、函館市
に對し、南は二條の鐵路で岩手、秋田の兩縣につながらる。東にはかの「白
雪深く降り積る……」で有名な八甲田山をひかへ、こゝに源を發する駒
込川の運ぶ土砂が現在の市の大部分の地を造つてゐる。市街は海に沿う
て形成され平坦である。

沿革 元善知島村と稱へ蝦夷外ヶ濱の一部で芦荻茂りたる一漁村
であつた。寛永元年藩主津輕信牧開港奉行を置いて港の開設に力をつく
し、當時唯一の青函連絡港たりし油川の繁榮も此地に移るやうになつた
明治四年縣廳を設置以後諸設、備を整へ海運界の發展向上を計つた結果
長足の進歩をとげ明治二十四年東北、奥羽兩線開通と同時に北海道との
主要産業 水産でに鱈六〇、〇五八圓、鱈一、七六二圓、鱈一、〇五
〇圓、赤貝三、九一〇圓等。水産加工場では素乾四〇、六〇三圓、焼乾
三八、八五六圓、鹽藏四三、七五〇圓、魚油二二二、四七六圓、魚油二
九八、一九三圓、フィッシュミール一一、三三二圓等、罐詰一、八五
八、八四六圓、機換金具類二八七、七三三圓、乳肉及罐詰二、四二五、
七四二圓、竹輪蒲鉾八七六、七五八圓、枕木七三三、〇三二圓等。
官 公 衙 地方裁判所、刑務所、警察署、營林署、運輸事務所、保健
事務所、青森驛、郵便局、國立種鶏場、税關支署、港修築事務所、米穀
事務所、航空局青森飛行場、營林署、税務署等の他に縣廳、商工會議所
がある。

歴代市長 工藤卓彌、笹森儀助、芹川得一、淡谷勝藏、工藤卓彌、同
上、阿部政太郎、工藤卓彌、阿部政太郎、中野浩、北山一郎、加賀秀雄
千葉傳藏 (現在)
史蹟名勝 合浦公園—青森驛を去る東方約一里浪打驛の前にあり地域
擴大にして海水浴場あり白砂青松をもつて有名な海邊公園である。園内
には招魂堂明治大帝御立所、公認トラツクあり。▽聖徳公園—青森驛
を去る東方約十町、舊棧橋に計けられた小公園、園内には長くも閑院宮
載仁親王殿下御染筆の明治大帝御巡幸御渡海記念碑あり。▽善知島神社
市の中央部、青森驛を去る東方約七町、樹木鬱蒼として一千有余年の歴
史を持つ、市杵島姫命、多素理姫命、多岐都姫命の三柱を祀る、昔田村
鷹將軍蝦夷征討の際この地に來り堂宇を造營し、降つて天正のころ當時
の領主南部氏の代々崇敬するところとなつたが、天正以降津輕藩主信政
公新に社殿を造營し、以來歴代藩主の祈願所となつた。明治四年に青森
町の鎮守神となり、同六年郷社に、さらに同年九月縣社に列せられる。
當時の社殿は明治四十三年五月青森大火の際烏有に歸し、一時假社殿を

連絡運輸一層繁く三十一年四月一日市制を施行、次で同三十九年貿易港
に指定され、その間再度東西の隣接を合して大青森市建設の基礎を造り
商取引又殷盛を極め東北一の商港と謳はれるに至つたが、四十三年五月
突然大火の厄に遭ひ全市殆ど焦土と化した、こゝにおいて官民克く協力
してこれが復舊に努めた結果、漸次市勢を挽回し大正三年築港完成、九
年築港第二期工事に着手し、十四年國鐵また巨額の費用を投じて青函間
の貨車航送を開始し、米港沿岸には大規模のコンクリート倉庫軒をなら
べるに至つた。超えて昭和に入り都市計畫の認可を得、市勢は商業中心
より商工中へ移り、更に築港擴張工事、漁港建設等着々として大青森市
の建設に邁進してゐる。昭和十四年油川町を合して市域一七・一二万軒
人口十萬八千余に達してゐる。

交通機關 東北、奥羽兩本線の基點をなし函館との連絡船で北海道と
結び、北日本汽船による室蘭との定期連絡船、また北鮮羅津へも交通が
開けた、また國立公園十和田觀光省營バスの基點をなし乗合自動車網は
上磯、五所川原、淺虫、横内、荒川方面へ伸びてゐる。さらに空路は札
幌—東京間の定期旅客機の中繼地として重要である。
財 政 昭和十四年度豫算總額一、一八五、六〇〇圓、歳入の主な
るもの 稅收入五六四、〇五〇圓、歳出の主なるもの 教育費三三八、
一八九圓、土木費一九、九八六圓、勸業費九、四一八圓、衛生費五七、
五七四圓、上水道費五二、四五二圓等である。
主要施設 公益質屋、職業紹介所、同情園、慈見會、市民病院等の外
に、癩療養事業を行ふ北部保養院はその設備の完全なるに於て全國的に
著名である。又小學校十一、青年學校七、市立夜間中學、高等女學校、
縣立中學校、商業學校、工業學校、盲啞學校、師範學校、女子師範校其
他私立校がある。

建立し現在の社殿は昭和六年竣工したものである。▽護心寺—(青森市
寺町) 青森驛を去る東方約十町、寺町にあり、眞宗大谷派に屬し本尊は
阿彌陀如來である。つとに明治天皇の行在地であるとして有名である。

弘前市 (青森縣)



市章の市

舊藩主時代津輕家の牡丹の丸の表紋に對
する裏紋であり且つ旗印であつたもの。
(都市番號九三)

地 勢 青森縣の西南部に位し、津輕地方の中心地であり、奥羽線
の樞要地である。東は東津輕郡堀越村及豐田村に、西は駒越村に、南は
清水村及千年村、北は同郡和徳村及藤代村に接続してゐる。市の西方駒
越町と藤代村との間を南北に貫流する岩木川は縣下一の長流であつて、
其の沿岸に津輕沃野がある。夫れは單に灌溉の資源たるばかりではなく
津輕富士と云はれてゐる秀峰岩木山と相對し山水の美を添つてゐる。

沿革 往昔の文獻は乏しいが鷹ヶ岡と稱したと云ふ、元龜天正の
頃藩祖津輕爲信が中津輕郡大浦城に起り、津輕の地を一統するにおよん
で、慶長八年地をこゝにトし、居城を築かんとして庶民の移住を奨励し
たので、同十二年にはすでに一千余戸の住民を見るに至り、同十四年長
子信牧その遺必をつぎ城郭を築き、同十六年五月城壘が竣工した。これ
が弘前市の濫觴でその城趾は現在の鷹揚園弘前公園である。しかして高
岡を弘前と改めたのは寛永五年八月廿日である。以來三百有余年、津輕
五郡の中心地となり、維新前後は東北では仙臺に次ぐ大邑と稱せられた
明治維新に際し弘前藩を置き、明治四年九月廢藩置縣に當り弘前縣と稱

し縣廳を置かれたが、同年九月縣廳を青森町に移し青森縣と改移、弘前は其の支廳であつた。同二十二年四月一日市制を施行、明治三十年には第八師團、大正九年には弘前高等學校が設置され、昭和三年四月接續地たる中津輕郡清水村の一部を編入現在全市百ヶ町に上つてゐる。さらに同十年八月には懸案の接續地中津輕郡和根村合併問題が圓滿解決を見、市、村會で弘前驛のある大字和徳および高崎、堅田三部落合併を可決、大弘前市に躍進せんとしてゐる。昭和十四年九月の面積九・一五方軒、人口一〇八七萬余に達してゐる。

交通機關 市の東方を奥羽線が走り、私鐵弘南鐵道が東南方を尾上村に走つてゐる。市内に弘前乗合自動車會社、平川、花岡、エビスの四バスあり、木造、板柳、藤崎、黒石各町および岩水登山口百澤、勝景西目屋、相馬、高杉、小栗山、久渡寺間を、また中弘乗合馬車組合の乗合馬車は藤崎町および嶽温泉間を連絡してゐる。

財 政 昭和十四年度に於ける豫算總額は五六七、三七〇圓にして歳入主なるもの 市税三五〇、五二八圓、國庫下渡金四九、五〇〇圓、補給金三四、〇七二圓、市價四二、一〇〇圓、交附金一五、二七三圓、歳出の主なるもの 經常部三大七、九六四圓、教育費一七八、三四八圓、役所費五八、一三一圓、土木費二〇、四二五圓、救助費一五、五九二圓、汚物掃除費一〇、五二〇圓、トラホーム治療費八、〇六一圓、臨時部一九九、四〇六圓、災害復舊工事費二四、五〇一圓、弘前城修理費一七、六三七圓、雜支出一七、六二四圓、公債費九七、八五五圓、特別會計三一、五七〇圓、主なるもの 投産場歳入出豫算二八、九六〇圓、各小學校、幼稚園、圖書館基本財産歳入出豫算九七二圓。

主要施設 上水道は昭和九年九月竣工給水、市道幹線舗装も殆ど完成その外市立病院、職業紹介所、圖書館、市營住宅、壘芥燒却場、公園、

園藝試驗場、運動場等あり、又た小學校七、青年學校七、商業學校、縣立中學校、工業學校、高等女學校、實科高女、高等學校の外に私立女學校がある。

主要産業 十三年度の主なる物産の年産額を挙げると大體次の如くである。米二、三九〇石、七七、四二二圓、酒二五、二二七石、二、一〇六、一三三圓、林檎一六一、七四〇貫、七六、四二二圓、漆器一九九、二〇〇圓、織物五一三、五五六圓、味噌三四〇、〇〇〇貫、二二六、五〇〇圓、菓子類一、一五〇、〇〇〇圓、履物四〇〇、〇〇〇圓、木製品四四〇、〇〇〇圓。

官 公 衙 區裁判所、稅務署、營林署、郵便局、放送局、弘前驛、警察署、工業試驗場、園藝試驗場、青果試驗場等。

歴代市長 菊池九郎、長尾義連、赤石行三、長尾義連、長尾義連、小菊池九郎、伊東 重、長尾義連、石郷岡文吉、石郷岡文吉、松下賢之進、宮館貞一、成田徳之進、石郷岡文吉、乳井英夫(現在)

名所舊蹟 弘前公園―弘前驛より西方約十五町、別名鷹揚園と稱せられる、津輕藩主三百年の居城たりし所で、東奥有数の名城である。天守閣、角矢倉、樓門等多數現存し、周濠疊石壁などとのまゝで東西六〇メートル、南北一キロ、老杉古松の間に一段高い東丸がある。岩木の秀麗は西に仰がれ西北兩部の平野を一時に收め風光は極めて雄大、本丸の中央には藩祖爲信公の銅像があり。▽五重塔―驛の西方一キロ半最勝院境内にあり、高さ十七間三尺、廣さ四間五尺四方、四年の歳月と一萬四百十二兩の工費を要したといふ。軒の出深く樹組は三手先を用ひ繁雜な裝飾を用ひすしてよく整齊の美を現はし、現在特別保護建造物に指定されてゐる。

八 戸 市 (青森縣)



章紋の市

「八戸」の二字を鶴に象して圖案する。(都市番號六六)

地 縣の東部に位し、地勢概ね平坦、西北は館村に、東は大館村に接してやゝ高原をなして太平洋に迫つてゐる。西より馬淵川南より新井田川緩流し合し海に注ぐ、而して八戸港は漁港、商港として知られ、港頭海猫の蕃殖場たる蕪島から以東は一帯は海岸美を以つて鳴る。

沿革 文治五年南部の祖三郎光行が源頼朝の藤原泰衡征討の軍功によりこの地方奥州糠部を興へられてから、寛文四年南部直房公の代に至り現在の三八城公園に城郭を築き、自來明治維新に至るまで二百六年の間善政を布き、南部地方の首邑として夙に經濟、文化の中心となり、その繁盛を謳はれ今日におよんだ。由來現在の八戸港はもと岐港と稱し東北有数の港として、陸前萩の濱などとならんで物資集散の要津であつた。明治廿六年に初めて八戸線開通し、大正十四年また八戸驛より分岐して蜿蜒隣縣九戸郡久慈町に至る久慈線も開通し、加ふるに東北地方開發の契機たる八戸漁港の修築事業は大正八年以來工費二百四十一萬圓を投じ、今やこれに伴ふ陸上設備も完成したが、港勢の必然的發展過程として商港的施設の必要が叫ばれ、昭和七年度より百二十一萬圓の巨費を計上して着工、昭和十二年二月第二種重要港灣に選定せられ、内港的機能を持つ新井田川、馬淵川も十二年度より改修實施せられつゝあるから竣工の上は築港を外港として新井田川、馬淵川を内港として大いに利用

せられるであらう。市制の實施は昭和五年五月であるが、最近に館村大館村を合併すべき機運にある。

交通機關 省線八戸線は尻内驛から分岐し、八戸驛を経て湊驛に至る更に久慈線(通稱久八線)は八戸驛から延長し市街を縦走してゐる。市内に八戸湊、陸奥湊、鮫、種差の省線五驛がある。郡部との連絡は定期乗合自動車があり、八戸を起點として主なる隣接町村へ通じてゐる。市内は市營バスを運轉、海路は三陸汽船の北海道定期航路の寄港、昭和八年より八戸港は北海道命令航路に編入、同年北日本汽船の横濱、樺太間航路の寄港となり、昭和九年には八戸港から滿洲直航路が開拓された。

財 政 昭和十四年度豫算總額六八六、六七四圓、歳入の主なるもの 財産より生ずる収入一七、六六八圓、使用料及手数料一〇五、六一八圓、交附金九、五六七圓、國庫下渡金五二、七四一圓、歳出の主なるもの (經常部) 役所費七三、四三七圓、會議費六、四三三圓、土木費二二、〇三〇圓、教育費二、三三五、〇二六圓、傳染病院費九、二八六圓、療養所費三七、八九三圓、社會事業費二〇、二四四圓、警備費一六、九三六圓、(臨時部) 防空費二、〇三八圓、公債費二二九、〇〇一圓、雜支出二八、三二五圓、特別會計 公益質屋經費五六、一〇二圓、上水道費六八七、七一三圓、乗合自動車費二二三、一三五圓。

主要施設 市營住宅、市立診療所、公益質屋、職業紹介所、圖書館、魚市場、魚菜市場、傳染病院、市營乗合自動車、公園、物産館、又た小學校十一、青年學校十一、縣立中學校、高女校、水産學校、商業學校、盲啞學校等がある。

主要産業 生産總額一五、九六四、九六〇圓、農産物七四四、八八八圓、畜産物二二三、五六一圓、水産物三、六九三、七〇二圓、工業物一、二八二、一四四圓、林産物二二三、一三五圓、礦産物二七、四三〇圓

主なる生産物 セメント六、〇七四、三一〇圓、魚肥八三六、三八二圓、製材六六〇、〇六〇圓、酒五七六、八三一圓、目抜九二二、二六七圓、鮪六八〇、六二四圓、いか四三九、五九八圓、米二六八、一八六圓、小麦一二六、三三三圓、大豆一一二、〇一九圓。

官公 衛 區裁判所、警察署、税務署、水産試験場、測候所、郵便局、馬場川改修事務所、税關支所、八戸驛等。

歴代市長 近藤喜衛、神田重雄（現在）

名所舊蹟 新羅神社（八戸市長者山）市の南端古杉繁茂せる丘上にあリ、郷社で境内廣く今の社殿は文政九年の改築にかゝり、素盞鳴尊、南部氏の遠祖新羅三郎義光を祀る。▽種差海岸（八戸市種差）陸奥種差驛より數町、太平洋に面した一帯の海岸はその雄大な風景で最近頗る名高く、奇岩林立して壯觀を極め朝鮮の金剛に似たので陸奥金剛の名がある。▽長勝寺（弘前市西茂森町）驛の西方三キロ半、津輕曹洞宗の總本山で同宗三十三ヶ寺は末寺とともに門前にならび、本堂は津輕有數の大伽藍である。津輕氏の菩提寺として本堂の後に藩祖爲信の御影堂がある、内部に入母屋造の内御堂を配け爲信の木像を安置してある、なほ境内には津輕氏數代の廟があり、同寺の山門は國寶に指定されてゐる。

山形市（山形縣）



市章の市

「山」の字を「形」の字四つで卷いたもの圖案化してある。（都市番號六一）

地 勢 縣の中央村山平野の東南部に位し、四面は山岳重疊、市の

東北を馬見ヶ崎川が流れ、西南北の三方に村山の沃野を控へて、縣の文化産業の中心地である。

沿革 古代のことは詳細な文献がなく明らかではないが、可成り古い文化を有してをり、聖武天皇の御宇天中年中、大野東人が陸奥鎮守府將軍として征討の時、城營を築ひて人民を移住せしめたのが初めて、當時は金井莊といふ一寒村に過ぎなかつた。その後、吉野朝時代に斯波兼頼が増修築し、その子孫が最上氏と稱して代々、これに據り、威武四圍を壓し城下町として殷盛を極めたが、元和年間義俊に時代に有名な最上騒動が起つて國を除かれ、鳥井忠政、次で保科正之がこゝに封ぜられ、更に幕府領となり、ついで松平、奥平、堀田、秋元の藩主を迎へ送つて弘化三年水野家（忠精、忠弘）の所領となり、明治三年「山形縣」を置かれ、同四年には上ノ山、天童、新庄の三縣を、さらに同九年には置賜縣をあはせて現在に至つた。縣の首都であり、市制施行は明治廿二年同卅八年八月廣山田村、旭川村等を編入し、更に再度に及んで隣接村を合して今日に至り、面積二〇・八四平方軒にして、人口七萬三千二百余に達してゐる。

交通機關 東北本線は市の西を南北に走り、山形、北山形の二驛あり北山形よりは支線左澤線を分岐、市北郊羽前千歳驛よりは仙山線分岐す市内は山形交通自動車會社のバスが縦横に運轉し、山形山寺間、山形天端間、山形寒河江間、山形左澤間、山形山邊間、その他に山形東澤間、山形門傳間にもバスがあり、山形上ノ山温泉間九キロ半は國道の外に工費四十萬圓を投じた舗裝自動車路を完成し、上ノ山交通バスにより約卅分ごとに連絡、上ノ川よりさらに南下して赤湯、宮内へも連絡し、山形、藏王、高湯温泉間には高湯自動車會社がバスを運轉（積雪期は休止）してゐる。

財 政 昭和十四年度に於ける當市の豫算總額は六二〇、一一〇圓にして、歳入の主なるもの 市税四三五、一二四圓、義務教育費國庫下

渡金五六、三二九圓、使用料および手数料四九、九一四圓、國庫補助金七〇四圓、歳出の主なるもの 役所費八七、〇七五圓、小學校費二二九九六三圓、公債六一、五八八圓、特別會計 水道費一〇九、五二八圓、市立病院濟生館費二〇、二〇〇圓、市救済基金二八、七四九圓等が計上されてゐる。

主要施設 上水道、市立濟生館病院、公益質屋、傳染病院、職業紹介所、公園三、火葬場、市營住宅、兒童健康相談所、妊産婦保育所、託兒所七、縣養徳院（感化院）、市法律相談所、生活改善實行委員會、方面委員會、羽陽和光會（釋放者保護）、財團法人補成會（釋放者保護）等であり、教育機關としては小學校八、青年學校八、市立商業學校、縣立中學校、工業學校、高等女學校二、更に師範學校、女子師範、高等學校の他に青年學校、教員養成所がある。

主要産業 山形織年産五十萬圓、山形鐵瓶（かつては年産卅萬圓を産したが鐵類統制で業者は皆他の職業に轉向）漆器年産廿六萬八千圓、木工品年産卅萬圓、罐詰年産七十萬圓、桐紙年産卅萬圓、清酒年産七十萬圓等である。

官公 衛 縣廳、地方裁判所、供託局、營林局、郵便局、運輸保線事務所、山形驛、放送局、地方專賣局出張所、同山形工場、税務所、測候所、警察署、財務出張所、工業試験場、商工會議所等。

歴代市長 濱村勘太郎、雄倉茂次郎、佐沼吉右衛門、菱田義民、新開善八、林兎喜太郎、小鷹銳健、川倉爲吉、高橋藤兵衛、大沼保吉（現在）

神社佛閣 縣護國神社、縣社八幡神社、縣社鳥海月山兩所宮、縣社湯殿山神社、熊野神社、諏訪神社、豊烈神社、藥師堂、柏山寺、圓應寺、

光明寺、惠稱寺、常念寺。
名所舊蹟 山形城址—現在は歩兵聯隊兵營となる、外廓は舊時のまゝ、残され内濠あり老杉に櫻の古木數百本ありて霞城とも云はれた由。▽千歳公園—市の北方にあり、馬見ヶ崎岸にのぞみ、天然の勝地、明治十七年八月縣公園として開設し後市に移管。▽護國神社—藥師堂あり、梅櫻の名所、▽雁島公園市の中央部にあり、園内に湯殿山神社、附近に裁判所、市役所等の建物あり。▽萬松寺—東方郊外にあり、慈覺大師の草創になり、有名な阿古耶姫の悲戀にまつはる傳説がある、▽山寺—自動車で約卅分、東北の耶馬溪の稱あり、山には慈覺大師の創建になる立石寺あり、その根本中堂に特別保護建物に指定されてゐる。

米澤市（山形縣）



市章の市

櫻花の上に「米」の字を圖案化して配したものである。（都市番號八八）

地 勢 縣の南部に位置し、四方に山岳を繞らし、最高地は海拔七百八十尺である。南には吾妻の連峰、北に白鷹山を隔て、朝日岳、月山を仰ぐ、西には飯豊、白布の諸山あり、東北は杉谷よりの山脈か藏王に連なる、その中央盆地だる置場平野で市はその南部にある。羽黒川は市の東方を、恩面川は西方を流れ、松川は市の東部を貫いて何れも最上川の上流をなす。

沿革 上古の事は全く詳かではないが、文治五年七月に源頼朝が藤原泰衡を討つた時、その部將良元逃れて御館山に據り、大江廣元の子

時廣が之れを征服した切に長井庄の地となつて米澤城を築いたが、二代廣房の時、伊達宗輝に侵略されてから伊達の城となり、その後蒲生氏郷に移り、一族蒲生郷安の居城となりさらに後、上杉景勝が越後から乗込むに至つてその重臣直江山城守の居城となつた、當時米澤は僅か八百戸の小都市に過ぎなかつたが、山城守は荒地を拓き、白布、五色の温泉を開いて植林、治水を行ひ、また新屋敷割、即ち市區の創成を行つた關ヶ原の戦後は景勝自ら米澤城に移り居城とし、數代を経て明和四年、有名な鷹山公(治憲)が主となるに及び、自から勤儉を奉じ、忠孝を勵み、殖産興業の諸政を布き、學館を起し、財政の緊縮を計りて藩の窮乏を建直し、爾來藩政奉還まで、十三代二百七十二年間相次いで善政が布かれた。明治二十二年四月二日市制施行今日に及んでゐるが、明治十四年九月に於ける面積一八・四八軒にして、人口五萬五千三百有餘である。

交通機關 奥羽本線は市の東端を南北に縦走して米澤驛を市内に置きまた米澤驛を起點とする米坂線には南北兩米澤驛があつて、都合市内には省線三驛を數へる。米坂線は昭和十一年十月に新潟飯町、米澤間全通となり、山形で仙山線と結び、表裏兩日本の大動脈となる。市街の交通那部との連絡は米澤交通、今村自動車二つのバスが通り、冬季は積雪四メートル前後に上るため雪橇を用よ。

財政 昭和十四年度豫算總額三八二、三八六圓、歳入の主なるもの市税二五七、八八八圓、國庫下渡金四二、八四四圓、使用料および手数料一八、九八九圓、臨時市町村財政補助金二五、一八一圓、歳出の主なるものは役所費五九、六五〇圓、小學校費一二五、二九三圓、公債費六二、八三五圓、整備費一四、三六二圓である。

主要施設 圖書館、公益質屋、市立診療所、昭和學園ほか二ヶ所の託兒所、市立華園病院、塵芥焼却場、職業紹介所、火葬場、物産陳列所、

屠殺場、公園二、運動場一、スキー場一、教育施設は小學校六、青年學校二、私立のもの二、他に米澤高等工業、縣立中學校、工業學校、商業學校、高等女學校がある。

主要産業 慶長年間の古き歴史と傳統を有する米澤織は年産額八百五十萬圓、牢固たる名聲は、本絹の昂騰と公定價格とにより、急激なる高値となつたが、相變らずの賣行を見せその販路は内地各府縣、北海道、朝鮮、大連にまでおよんでゐる、交織物は人絹の統制により著しき生産減を來しつゝあるも賣行は前より多く、新たな生産計畫が樹てられてゐる。輸出織物は年産四十四萬圓、その他主なるものは昭和十三年度において酒類百卅八萬二千四百圓、菓子四十七萬圓、醬油卅一萬六千圓、味噌十七萬一千圓、皮革製品十二萬七千圓、履物その他七萬六千圓、打豆物十三萬二千圓、木工品九萬八千圓、牛肉六萬七千圓等である。

官公衙 工業試驗場、警察署、郵便局、稅務署、營林署、刑務支所、土木出張所、財務出張所、木炭検査所、專賣局出張所、米澤驛、區裁判所、商品陳列所等、

歴代市長 大瀧龍藏、大瀧新十郎、平田駒太郎、二村忠誠、酒井寛助、深澤忠藏、宇佐美駿太郎、永井秀藏、深澤忠藏、登坂又藏(現在)。

名所舊蹟 上杉神社、縣社にて藩祖上杉謙信公を祀る、寶物殿に多數國寶がある。▽松岬神社―鷹山公初め景勝公春日四柱神を祀る。▽普光寺如來―御廟町法音寺内にあり、謙信公が信州で武田信玄と戦つた際、信州大御堂の領主高梨攝津守が本尊を護つて信玄の難を逃れ、上杉家に來つて献じたもの、信州普光寺との本家争ひは有名である。▽御廟山―御廟町にあり、藩祖謙信公以下上杉家累代の廟所。▽米澤城趾―本丸を松岬公園と呼び、中央に上杉神社あり、櫻の名所として有名。▽雲井龍雄の墓―市内七軒町常安寺にあり、明治三年江戸小塚原の露と消えた烈

鶴岡市 (山形縣)



章紋の市

(都市番號二一六)

鶴の體で岡を描いたものを圖案化する。

士。▽北山原キリスト教特殉教遺跡―幕府の異教徒弾壓の犠牲となつて斬られた信者を密葬した所、十字架、聖像二體が立つてゐる。

明治二年藩制を奉還、一時大泉縣となり、さらに鶴岡と稱し、明治九年山形縣に合併され、同十二年三月町制を布いて鶴岡町、大正七年、稻生村、同九年大寶寺村を合併して同十三年十月一日市制を施行した。昭和十四年九月に於ての市域一六・九七方軒にして、人口三萬九千七百餘である。

交通機關 羽越線は市の北西部を走り、莊内電鐵は鶴岡驛から西へ湯の濱温泉に至る、市内は縦横にバスが運轉され、また市を中心として酒田市、余目町、藤島町、大山町、加茂町、狩川驛、三ヶ澤、羽黒山(出羽三山神社) 湯海温泉、湯の濱温泉、湯田川温泉、水澤、田川、黒川、山添、本郷、横山、東郷、黒森、濱中、善寶寺等の各地にも同じくバスが運轉されてゐる。

財政 昭和十四年度豫算總額四四六、一〇五圓、歳入の主なるもの市税二五二、一五四圓、使用料および手数料六七、一九六圓、國庫下渡金三一、二〇三圓、縣補助金二〇、二八九圓、繰越金一六、〇〇〇圓、歳出の主なるもの小學校費二二四、六七一圓、役所費六八、九八七圓、水道費二四、三五一圓、公債費一〇〇、〇二一圓、社會事業費一七、六四七圓、青年學校費一二、五三〇圓等を計上してゐる。

主要施設 上水道、市立傳染病院、市立莊内病院、縣立鶴岡病院、市公會堂、市集會堂、公園、塵芥焼却場、市物産陳列場、圖書館、講武館、托兒所、育兒所等の他に小學校六、青年學校二、(私立一) 縣立中學校、工業學校、高等女學校等。

主要産業 繻子其他絹織物年産五十八萬二千四十一圓、生糸二十五萬八百圓、清酒五十九萬三千八百圓、木工品三十六萬七千八百圓、漆器二十五萬圓、打豆類十三萬四千五百圓等。

官公衙 區裁判所、輸出絹織物検査所、稅務署、營林署、鶴岡驛、

地勢 縣の西北、庄内平野の中央にあり、東方に月山、湯殿、羽黒の三山を望み、西方は小丘を隔て、日本海に展けてこゝに湯の濱、温泉温泉を控へ、南方には金峰、母狩の二山があり、麓に湯田川温泉がある。市内は青龍寺川、内川の二川が貫流して下流の赤川に注ぐ、市をめぐる沃野は傳統と名聲を誇る庄内米の産地である。

沿革 當地は昔の大泉郷で中世大泉庄が設けられその治所として郡司、庄司の館があつた。地頭大寶寺氏に居り、城名を大寶寺または大梵字と稱す。源義家、後三年役に陣營を構へた所で、亂平定後、その巨藤原光廣に譲り、鎌倉時代に武藤氏大泉地頭となり、その季世尾浦城に移るにおよんで前森氏城代となつたが、羽越戦役で前森氏陣歿、武藤氏も亡び庄内は悉く上杉氏に屬し、本庄繁長の部將木戸玄齋當城を守つた天正十八年檢地騒動が起り、上杉景勝之を鎮めて直江山城寺の巨藤村監物を城代とした。慶長六年最上義光庄内を略し、市街を整へ城名を鶴ヶ岡と改め、其後酒井忠勝松代から移封され、城を修築し市街を整頓し自來二百五十年その領有で、特に明和の忠徳公の時代に賢材を登用し、學校を興し銳意文教の普及を計り、盛んに武事を振作し産業を開發した。

郵便局、警察署、刑務支所、専賣局煙草販賣所、工業試験場、商工會議所等。

歴代市長 林茂政、金野岩治、黒谷了太郎、熊田周八(現在)

名所舊蹟 鶴岡城趾―藩主酒井侯の居城で、今の公園は本丸、二の丸の趾である、郭三重をめぐらして、外郭に十一の木戸を設け、中郭に三ヶ所の門を設けてあつたが、現在残つてゐるのは内濠である。中に縣社莊内神社が鎮座されてゐる。▽鶴岡公園―市の中央部にあつて前項の城趾で、櫻の美しいこと東北屈指、四月下旬、全市あけての觀櫻會は年中行事の一つである。夏は花菖蒲、白蓮、紅蓮、冬の雪景は素晴らしい。▽明治天皇行在所跡―舊西田川郡役所、明治十四年九月廿四、廿五日の兩日長くも東北御巡幸の際行在所とせられたところで今は聖蹟として保存されてゐる。▽大寶館―鶴岡公園内にあり、大正四年十一月十日大正天皇御即位の大禮を行はせられた、萬古の大典を記念せんが爲建設されたもの。▽縣社莊内神社―酒井忠次以下を祭る。▽同日枝神社、同大宰府神社、永住寺、常念寺等。

酒田 市 (山形縣)



市章の市

酒田港を表現したもので、市民から募集して制定した。(都市番號一三四)

地 勢 當市は日本海に面して縣の西北部に位置し、海陸交通の要衝を占む。
沿 革 酒田は昔「坂田」または「砂瀉」と稱してゐたが元和八年

内育英會、市營電氣(酒田市外九ヶ村に供給)、水道、市立傳染病院、縣立酒田保健所、通信ならびに鐵道兩診療所、報恩會託兒所、養老院、職業紹介所、方面委員會、市營住宅、公會堂、公園、下水道、塵芥焼却場、救護の酒田弘濟會、十字堂社、鶴川農繁託兒所等の他に小學校六、青年學校二、市立商業學校、縣立中學校、高等女學校がある。
主要産業 米年産額八、一二九石、二七、二〇二圓、大麥二二八石、三、五一三圓、畜産物一一、八五四圓、清酒五九五、四二九圓、木工品七三〇、五六七圓、植物油一六一、七五五圓、醬油一四九、六七八圓、燒酎一〇四、九六六圓、染物一一、〇二四圓、履物四〇、五五四圓、蠟燭六〇、七八三圓、菓子二二七、七五一圓。

官 公 衙 内務省酒田修築事務所、區裁判所、米穀事務所、警察署、稅務署、酒田驛、農産物検査出張所、營林署、郵便局、土木出張所、専賣局出張所、商工會議所等。

市 長 齊藤己之吉(現在)。
神社佛閣 日枝神社―縣社、俗に「山王様」と稱し、境内六千八百坪松林鬱蒼たり、市の總鎮守で、毎年五月廿日の大祭は庄内地方における祭典豪華版。▽持地院―禪宗の名刹で境内に日本一の稱ある大佛の立像ある、參詣者多し。▽その他―郷社日枝神社、同光丘神社、村社豐受神社、同八雲神社、淨福寺、海向寺、安祥寺。

名所舊蹟 日和山公園―市の西端、丘陵高く海面を抜き、最上川の清流を隔て、袖の浦に對し、日本海の長汀曲浦一望のうちにあり、北西遙かの海上に飛鳥青螺のごとく浮かぶを望み、夏季の納涼に妙、佛聖芭蕉の句碑がある。▽東宮御歌碑―日和山公園内に建設さる、今上陸下東宮に在しませし大正十四年十月本市へ行啓あらせられ、翌年の宮中歌御會で「廣き野を流れゆけども最上川、海に入るまで濁らざりけり」と詠ぜ

酒井氏入部以後「酒田」と改められた。往古この地方一帯は海水深く灣入して僅かに元鶴渡川原東禪寺城附近に少數の民家があるのみで、南岸の袖の浦村飯盛山附近にやゝ繁華な市街地があり、南酒田と稱してゐた其後海流の關係で北岸に漸次起陸を生じ南岸の人々が移住し、て新市街を建設したのか今日の酒田市の初まりである。鎌倉時代に坂田氏、または酒田氏があつて支配してゐたといふ説もあるが、これは確たる文献がない。室町時代に東禪寺氏あり、天正十五年山形城主最上氏に通じて武藤氏を亡ぼし、翌年越後上杉氏の將本莊氏庄内を攻めるに當つて亡びた同十八年上杉氏の將須田相模守が代つて東禪寺城を守り、その翌年、甘粕備後守がこれに代つた、これよりさき關ヶ原の合戦後、庄内は最上氏の有に歸し、志村伊豆守が東禪寺城代となるにおよんで、現今の龜ヶ崎城と改稱した。元和八年、最上氏改易となり、代つて酒井氏庄内藩主となるや、城代を置いて鎮護に當らせた。明治維新には一時酒田民政局を置かれたが明治二年、酒田縣となり、翌三年九月山形縣に合併、明治廿二年町制を施行、昭和四年四月隣接鶴渡川原村を併合、同八年四月一日市制を施行して今日に至つてゐる。市域一三・七七方軒にして、人口三萬三千二百余を算ふてゐる。

交通機關 市を中心として羽越線陸羽兩線が走り、又た近郊町村へ自動車網がはられ四通八達であり、市内にはバスがある。

財 政 昭和十四年度に於ける豫算總額八五五、八三九圓、歳入の主なるもの市稅一四六、二〇四圓、手数料および使用料二六、六六四圓、國庫下渡金三〇、五〇一圓、雜收入二七、二九三圓、電氣事業費三三六、八一五圓、歳出の主なるもの 役所費五五、一三〇圓、小學校費一〇八、七五一圓、水道事業費九九、四九〇圓、電氣事業費三三六、八一五圓。
主要施設 私立酒田幼稚園、光丘文庫(財團法人圖書館) 財團法人庄

させたまいしを記念して建碑し奉つたもの、今この御歌は縣民歌として奉唱されてゐる。

秋田 市 (秋田縣)



市章の市

舊藩佐竹城は元來矢留森葛根山に築かれ矢留城とも稱へた、紋章は即ち矢留の紋を採る。(都市番號七五)

地 勢 當市は縣の西部、南北の中央に位し、周圍は南、北兩秋田郡と河邊郡に境してゐる、市の北方より旭川は市の中央を貫流して雄物川に注ぐ。

沿 革 往昔「窪田」と稱し原の中に丘陵あり、矢留森葛根山または明神山と呼んでゐたといふ。慶長七年佐竹義宣常陸より遷封されこの地に來り城を築き、市區を經營して藩名を「久保田」と稱へるに至り、自來三百四十年、佐竹家二十萬五千石の城下として繁榮し、戊辰の役には奥羽藩佐幕黨の中に孤立して毅然錦旗を護つて勤皇の大義を明かにした。明治維新となつて明治四年一月「秋田町」と改稱、廢藩置縣後大小區制を経て、同十年秋田郡に屬し、同二十二年四月秋田市となる。次で四十二年十二月旭川村の一部を編入、大正十三年四月牛島村を合し、更に川尻村旭村を合併し、昭和十五年二月紀元の佳節を卜して大崎、寺内、新屋を合併して著々大秋田市實現に邁進してゐる。面積八十七方軒四二にして、人口六萬五千數百である。

交通機關 當市は奥羽本線の要衝にして羽越線の基點である。一方男鹿半島船川港に至る船川線の起點であり、土崎港へは電車バスが通じて

る。兩港とも大陸開拓の今日、重要港として將來がある。

財 政 昭和十四年度豫算總額七二四、二〇五圓、主なる歳入市税四六三、〇八九圓、使用料手数料四四、二五九圓、國庫下渡金三四、二五一圓、交附金二〇、三〇六圓、主なる歳出 役所費一〇七、二四〇圓、教育費二五七、六八八圓、土木費經常部二一、〇八七圓、水道費(特別會計)二〇二、七五〇圓。

主要施設 上下兩水道、公益質屋、住宅、公園、運動場、診療所、火葬場、傳染病院等で、又小學校十二、青年學校四、私立二、市立商業學校、鐵山專門學校、師範校、女子師範、縣立中學校、工業學校、高等女學校、各種の私立校がある。

主要産業 金銀細工、銅器並に青銅器、鐵器および鑄物、清酒、指物製材、菓子、味噌、醬油、履物等のほか特産としての軟織、八丈の絹織物がある。その年産額金銀細工卅五萬圓、銅器並に青銅器七萬圓、鐵器および鑄造品十三萬圓、指物工藝品卅六萬圓、菓子卅四萬圓、清酒四十四萬圓、味噌醬油十四萬圓、製材百四十萬圓、履物および裨細工六萬五千圓である。

官 公 衙 縣廳をはじめ地方裁判所、營林局、郵便局、運輸事務所、保線事務所、秋田驛、稅務署、警察署、雄物川改修事務所、刑務所、供託局、營林署、醸造試驗場、工業指導所、農事試驗場、水産試驗場、木炭檢査所、種畜場、測候所、放送局、圖書館、診療所、物産館、蕪檢定所、農産物檢査所、商工會議所等がある。

歴代市長 小泉吉太郎、羽生氏熱、御代弦、野口能毅、大久保鐵作、井上廣居、湊鶴吉、鈴木安孝、村地信夫(現在)
神社佛閣 秋田護國神社、縣社八幡秋田神社、彌高神社、與次郎稻荷神社、日枝八幡神社、總社神社、天徳寺、補陀寺。

第八章 北海道地方

札幌市 (北海道)



章紋の市

結晶形を圖案化した白雪の外縁へ中央に北極星を抱いた「北」の字を現はす。(都市番號十八)

地 勢 西に石狩、後志の國境に連なる山脈を負ひ、東南北に展けた石狩平野に臨む平原都市であり、市の中央を豊平川が流れてゐる。往昔は石狩川と支流豊平川に依つて灌漑せられた藪蒼たる密林で、今日の市街の處々に巨木エルクを残して佛を残すも街衢井然、豊平川以東の工場街、商店街、中央官公衙街に圓山及南部中島公園、藻岩山麓一帯に住宅地があり、完全な文化都市である。

沿 革 明治二年開拓使が當地を開拓の根據とし、開拓使廳を設置はじめて金道行政の府となつた。其後明治十五年札幌縣、同十九年には北海道廳の設置を見、累年商工業も勃興し市況また殷盛となつた。明治三十二年十月區制施行、四十三年豊平、白石、札幌、藻岩の一部を編入大正十一年八月市制施行、十二年七月都市計畫法の適用をうけ、昭和九年四月札幌村の一部をさらに併合、最近の市域二四・一七方軒にして、人口二十一萬五千六百有餘に及び、將來の人口四十萬を標準として諸般の計畫を進めてゐる。

交通機關 國鐵函館本線札幌驛の外に桑園、苗穂、兩驛、省營バス苗

名所舊蹟 千秋公園―秋田藩主佐竹氏十二代の居城(別名矢留城)趾である。櫻とつゝじの名所として東北屈指の名園である。老松、菅石は往時を偲ばしめ、園内の高地御隅檜趾に登れば市街を隔て、日本海、男鹿三山、鳥海山、太平山等の巒峰をはじめ、八橋油田、土崎日石製油所等を一時に收められて景趣絶佳、園内には護國神社(十五年中市郊外寺内町高清水に奉遷造營)戊辰勳皇記念佐竹義堯公銅像、藩祖佐竹義宣公を奉祀する縣社八幡神社、平田篤胤、佐藤信淵兩大人を祀る縣社彌高神社、また秋田獨特の祭神與次郎稻荷神社その他諸記念碑、無數にあり、年中遊覽、散策者に賑はつてゐる。▽國幣小社古四王神社―市郊外寺内町の高丘にある。今より千三百四十有年前推古天皇六年の創建で坂上田村麿將軍が夷賊平定の砌り、再興されたと傳へられてゐる。武甕槌神大毘古命の二柱を祀つてゐる。附近には舊秋田城址たる高清水公園、將軍野遊園地、八橋油田、日石製油所、土崎港、新鐵土崎工場等あり風光誠に佳良。▽太平山三吉神社―奥殿は太平山の頂上に、里宮は市外赤沼にあり、勝利成功の現神として縣内外から參詣者の絶ゆることない。大己貴命、小彦名命、三吉靈神を祀る。本祭の陰曆正月十七日に奉納する梵天は秋田名物の一つ、奥殿太平山の眺望は極めて壯大、日本海を遙かに、佐渡ヶ島が霞んでゐる。山腹を繞る鬱蒼たる老杉林はいはゆる仁別國有林で、瀾樹葉林とともに美觀そのものである。夏季は登山者に賑はふ。

穂手官間(小樽)をはじめ、社線、苗穂、苫小牧間、北海道鐵道の苗穂、東札幌間、同じく苗穂、定山溪間等があり、又定山溪バス路線等がある。

財 政 昭和十四年度に於ける豫算總額は一般會計にあつては歳入四、一八二、八三五圓、歳出經常部一、八〇三、三六三圓、臨時部二、三七九、四七二圓、特別會計歳入歳出五、一六三、三四〇圓、市有財産總額二、一四八、四一七圓、歳入の主なるもの 市税一、四七七、八八六圓、使用料および手数料二三五、九二八圓、國庫下渡金一一五、九八七圓、雜收入二四一、一〇〇圓、歳出の主なるもの 役所費二四七、八〇八圓、小學校費六九四、九六六圓、土木費七一、五六九圓、警備團費一四三、九〇一圓。

主要施設 大正十二年都市計畫法適用せられ、昭和十一年さらに計畫路線六十、延長約二百五十キロ、工費五千萬圓近き街路網計畫の確立を見着々進捗中にして、また上水道もすでに整備す。その他の施設としては市電氣局、市立産業指導所、市立病院、市立療養院、圓山病院診療所結核療養所、消毒所、塵埃燒却所、屠場、警防設備、職業紹介所、市設小賣市場、公益質屋、方面事業助成會、圓山公園、中島公園、大通道遙地、市公會堂、札幌神社外苑記念シャンツエ、大倉シャンツエ等である。又教育機關として北海道帝國大學、師範學校、府立中學校二、高等女學校、工業學校、市立高等女學校、私立の各種學校の他、小學校十九、鐵道局教習所、通信局講習所、自治講習所等がある。

主要産業 煉乳約四百五十萬圓、清酒約四百萬圓、ビール約四百萬圓家具三百萬圓、バター約二百萬圓、亞麻製品約二百萬圓、玉葱約百萬圓麵類後百萬圓、農具約五十萬圓、林檎約十萬圓、スキー約十萬圓、瑪瑙黒曜石細工約八萬圓、チーズ約三萬圓等である。

官 公 衙 札幌鐵道局、運輸事務所、保線事務所、通信局、郵便局、

鑛山監督局、稅務監督局、地方專賣局、帝室林野局支局、控訴院、地方裁判所、刑務所、少年刑務所、警察署、營林區、測候所、農産物検査所、水産物検査所、林産物検査所、土木現業所、飛行場、農事試験場、工業試験場、商工會議所等。

歴代市長 前田宇治郎、馬場義也、高田直吉、橋本正治、三澤寛一（現在）。

神社佛閣 札幌神社—全道の總鎮守にして官幣大社、六月十五日の大祭には人出二十萬に及ぶ。▽三吉神社—縣社であり陣歿勇士の英靈を祀る、中島公園内に在る。▽本願寺札幌東西別院、中央寺、新善光寺等。名所舊蹟 聖蹟豊平館—市の中央創成河畔にあり、一萬六千餘坪、宏壯な木造館で、明治十四年明治大帝行幸の際行在所に充てられた。▽清華亭—明治十四年明治大帝御の聖蹟。▽時計臺—舊札幌農學校の演武場で露國式木造建築、鐘樓の自鳴鐘は時計臺の鐘として、今なほ六十年の響を市民の胸に傳へてゐる。市役所の隣接地に移され、教育會の事業として圖書館を經營。▽植物園—北海道廳の西五百メートル、北大附屬厚生林の面影を遺し、珍奇な花壇を點綴す、園内の博物館にはアイヌ族の生活を物語る遺品動物植物類の標本を網羅す。▽札幌神社神苑—外苑に圓山公園、綜合グラウンド、スキー場等の施設あり。▽中島公園—南方豊平川に沿ひ、五十八萬五千餘坪平方メートル、老樹枝を交し、池あり亭あり、遊覽に格好である。

函館市（北海道）



港の巴形をなせるに因んで制定す。（都市番號十五）

地 勢 渡島の南端、本州と相對し、市街地の南西背後に臥手山連り、東西南の三面は海に臨み、北は龜田郡に接してゐる、市街は中央部から東に扇形に擴がり港は深く灣入して巴の形をなしてゐる、この形から巴港ともいふ。津輕海峡に接し、太平洋と日本海の咽喉を扼し、北門の支關であるばかりでなく、歐米通商幹線路にある天恵の良港である。沿革 函館の古名は蝦夷語のウスケシ—灣内の端の意—といひ、寶徳年間河野加賀守政通が居城を築き、箱館と稱へた。寛政十一年に幕府は蝦夷地警備を松前藩に命じ、商業の中心を箱館に置いて以來、漸次貨物の集散、商船の輻輳を見、商港の礎石を据ゑたものである。高田屋嘉兵衛が箱館を根據地として露領方面にまで飛躍したのも、この時代のことである。嘉永六年日米條約が成立した結果、安政元年三月箱館を開港し、自來わが國五大開場の一として英、米、露、清と五市を結び、諸外國では領事館を置き、今日の殷盛の基礎となつたが、明治元年四月清水谷公孝翁が函館府知事となつた、この年十月徳川幕府の殘黨榎本釜次郎大島圭介等三千餘人を率ゐ大舉して鷲ノ木（森町）に上陸し五稜郭を奪ひて籠城したるも、翌二年五月官軍に降伏する至つた。而して同三年開拓使廳を置きしも後札幌に移り、明治十五年函館縣が置かれ、十九年北海道廳の所管となり、降つて大正十一年十月市制を實施以來市勢愈々伸

展したが、偶々昭和九年三月二十一日大火災あり全市の三分の一を烏有に歸した。この未曾有の災害に奮起した、當局並に市民並に市民は「焼けざる都市」の建設を目標に復興計畫を進め着々成果をあげ、十四年四月には隣接湯川町を合して市域二二六方軒に及び、人口また二十四萬六千二百餘に達してをり、産業都市として文化都市として道中第一位、全國第十五位にある。

交通機關 北日本海運界の中樞となつてゐる函館は、明治十八年政府が日本郵船に命じて横濱—函館、函館—根室、函館經由神戸—小樽、函館—青森に定期航路を開設以來、樞要なる航海線を中心となり、現在同港關係の航路は次の如くである。函館—トロボウロフスク線、函館—樺太線、北海道廳命令航路は函館根室甲乙線、函館—釧路線、函館—麻部線、函館—樺太線、同西廻線、函館—占守線、樺太廳命令航路は大阪函館小樽線、東京函館小樽線、伏木函館安別線、函館—能登線、大阪函館—小樽線、函館—大樽線、函館—函館敷香線、朝鮮總督府命令航路は北海道大連線—北海道北鮮線、函館市命令航路は函館北鮮線、函館—三陸線、函館—下北線、自由走航路は函館—釧路線、北海道北支線、東京函館小樽線、神戸函館小樽東廻線、阪神函館小樽西廻線、北海道上海臺灣線、函館—奥尻線、根室函館上海線、根室函館大連線、北歐線、小樽函館新潟線、函館—青森線、薩下海岸線等である。なほ陸は本邦縱斷鐵道の幹線をなす函館本線の基點として小樽、札幌に連り、長輪線は函館本線長萬部から分れ室蘭、岩見澤を経て旭川、稚内、網走を連絡、また本線から分岐して瀨棚、江差へも通じ、松前城で知られる福山線も工事が進捗してゐる。市内は電車、バスが縦横に通じともに驛前よりは五稜廓、湯の川へ至る。湯の川よりはさらに戸井を経て恵山に至るバスもある。又近くの大沼公園をつなぐ道南觀光道路も計畫中である。

財 政 昭和十四年度當初豫算歳入二百八十八萬三千三百三十七圓、歳出、經常部百八十二萬六千七百四圓、臨時部百五萬六千四百三十三圓、歳出の主なるもの 役所費二四六、四五七圓、小學校費六八五、〇四八圓、社會事業費五九、五二四圓、警備費一五三、六六一圓、特別會計の主なるもの 水道費七十三萬三千三百四圓、同復興事業費七十一萬九千九百圓、同市立病院費四十四萬五千二百二十九圓を計上してゐる。主要施設 上下兩水道、市立病院、警防團の消防設備は日本一といはれる、公益質屋、傳染病院、火葬場、塵芥焼却場、屠場、公園、大火災後全市を綠化し、市の觀光施設として綠樹地帯を縱横に施設、その半ば竣成しつゝあり、市營住宅、託兒所、職業紹介所、その他の社會事業にも力を注いでゐる。又教育機關として小學校二四、青年學校一二、私立のもの二があり、更に高等水産學校、師範學校、中學校、商業學校、工業學校、水産學校、高等女學校の外に私立の各種女學校がある。主要産業 水産および工業を主とし沿岸漁獲高は昭和十三年度百八十二萬七千三百九十四圓に達し、その製造品の主なるものを示せば昆布、鰯、鱈等の素乾物は百二十一萬圓、鱈その他の罐詰類百十四萬圓、フィッシュ・ミール、トマト・サーヂン、魚粕肥料、いかの鹽辛、蒲鉾、魚油などこれにつぐものである。また畜産物ではハム、ベーコン、バターを生産し特にバターはトラピスト製品として名高い。外國貿易 昭和十三年度の普通貿易輸出額は三千六百七十七萬三千六百七十四圓、輸入額は四百七十七萬七千七百二十圓、主要貿易を昭和十二年の調査によつてみれば、工業品輸入二百九十二萬四千圓、輸出六百二十八萬八千圓、水産品輸入三千九百九十三萬四千圓、輸出三千二百八十四萬一千圓、農産品輸入三十八萬四千圓、輸出八十一萬一千圓、林産品輸入二萬五千圓、輸出八十四萬一千圓その他、計輸入は千八百七十三萬

五千圓、輸出は四千二百五十一萬一千圓となつてゐる。輸出先は北米合衆國、英國、フランス、ロシア、支那、滿洲、香港、フィリッピン、蘭領インド、海峽植民地、インド支那、ドイツ等である。

官公 衙 地方裁判所、警察署二、函館税關、税務署、專賣局出張所、供托局、刑務所、保護観察所、林野局支局出張所、土木事務所、森林事務所、地方海員審判所、札幌海軍部、郵便局、電話局、貯金支局、無線電信局、測候所、運輸事務所、保線事務所、放送局、水産試験場支場、農産物検査支場、海港検疫所、職業紹介所、労働紹介所、商工會議所等の他に、ソ聯邦領事館、英國領事館、中華民國臨時政府領事館等がある。

民間施設 財団法人函館共愛會(函館大火後社會事業を目的として設立する。住宅、託兒所、職業紹介所、簡易宿泊所等を經營す)。財団法人函館助成會、同慈惠院、同共働宿泊所等。

歴代市長 小杉松次郎、佐藤孝三郎、木村英俊、坂本森一、齋藤與一郎(現在)

神社佛閣 國幣中社函館八幡宮、函館護國神社、縣社東照宮、郷社山上大神宮、龜田八幡宮等があり、又眞宗大谷派本願寺別院、高龍寺、萬年寺、稱名寺、函館成田山別院、眞宗本願寺別院、實行寺、高野寺、本門寺、善光寺等の他に湯の川女子修道院がある。

名所舊蹟 明治天皇行在所跡彌生小學校内にあり。▽函館公園一面積約一萬五千坪、函館山の景勝を負ひ、園内に櫻樹多く夜櫻は本道隨一市街から五稜廓、湯の川、駒ヶ嶽の遠望もよい、園内に圖書館、郷土資料館、動物園の施設がある。▽碧血碑―函館山麓谷地頭にあり、戊辰の役、五稜廓に籠りし將士土方歳三等二百餘名の戦死者の靈を祀る。▽五稜廓―幕末維新史の最後を飾る榎木武揚、大島圭介等が據て官軍に抗し

よびもないが、せめて歌葉磯谷まで」の追分の通り、松前藩の政策は神威岬以北の女人の渡航を禁じてゐたが後解禁され、安政二年露人の北海侵略政策に對抗すべく幕府は蝦夷地を直轄し、警備を固め、移民を招來し大いに富源の開発に努めたが、なほ人煙稀薄な一漁村に過ぎなかつた明治二年オタルナイは小樽と改稱され、四年には札幌に開拓使設置されるにおよび、海陸運輸の接續地を本港と定め、十三年札幌、小樽間の鐵道開通し手宮には棧橋が架設され、一方には奥地の開發伸展に伴ひ物資の集散著しくなり、二十二年特別輸出港となり、港灣設備の整ふとともに集散貨物は増加し、それに伴つて銀行、會社、倉庫その他の經濟諸機關も増置され、二十七年には取引所、二十八年には商工會議所の設立を見、三十年五月には港灣設備の築造に着手し、三十三年には開港場となる、三十七年函館、小樽間の鐵道全通し、三十八年南樺太わが版圖となるにおよび運輸交通の便著しく増大し、大正十一年八月市制施行、大正三年着工の市營港灣、ならびに鐵道省第一期工事は昭和七年海陸連絡設備の完成をみ、港小樽の面目を一新し、昭和十一年地方行幸の御砌り長くも 天皇陛下におかせられては小樽高等商業學校ならびに北海製罐倉庫株式會社工場を天覽あらせらる。昭和十二年七月本市において北海道大博覽會を開催し、躍進小樽の姿を世に問、たが、爾來時局とともにさらに一段の飛躍を續けてゐる。最近の市域五・五九方料にして、人口十六萬一千餘に及ぶ。

交通機關 小樽港は海陸ともに交通網發達せるも、市街は丘陵多く未だ電車の敷設をみない、バスは全市限なく運轉し、また札幌へは省營バス、定山溪へは定山溪バス、餘市方面へは郊外バス等あり、タクシーと相まつて交通の便に資してゐる。

財政 昭和十四年度の豫算の中歳入の主なるものは 市税一、一

た處、當時洋式最新の設計によりて築城した城廓は尙ほ當時の面影を残す。星を形どり五稜形をなせるために此の名がある。▽啄木碑―樽俣の詩人石川啄木一族の墓は立待岬の突端にある。碑面には啄木の代表歌「東海の小島の磯の白砂にわれ泣きぬれて蟹とたはむる」が刻まれてゐる。▽辨天岬御臺場趾―トラピスト修道院、函館八幡宮、稱名寺、函館奉行所跡、西部陣屋等がある。

小樽市 (北海道)



雪紋の市

雪の形の中に小樽の「小」を書いたもの即ち北國の小樽の意である。(都市番號二七)

地勢 後志國の北端に位し、三方山をめぐらし、東北一帯は日本海に面し、西南は延々たる山脈、海を隔て、遙かに石狩、天鹽の連山に相對してゐる天然の良港である。至る處丘陵起伏し、其の間を勝納、入舟、於古發、色内、手宮の五川が貫通し、平坦な土地は殆んど河川の流域及び海岸一帯にすぎない。然し年々人工を以て天然を制し、港灣に、陸上に百級の設備を施し漸次舊觀を一新しつゝある。

沿革 昭和二年七月頃まではオタルナイ(アイヌ語の砂だらけの譯の意)と稱して、中古のころアイヌ族が和人の壓迫に耐へかねて、奥羽より渡島半島を経て漸次奥地へ移動するに及び、この地にも水草を逐うて部落を形成したに始り、今より百三十年前即ち文化四年幕末近藤重藏が小樽港を西蝦夷地第一の良港と幕府に建言し、開發の端を發したが、松前藩の政策上文化の曙光を仰ぎ得ず埋もれてゐた。即ち「忍路高島お

七九、三九七圓であり、使用料及手数料一五九、七八七圓、國庫下渡金一七五、六八八圓、雜收入一四五、八六一圓、歳出の主なるもの 教育費七一四、三四七圓、役所費二四八、三一一圓、衛生費一四一、二二六圓、警備費一九、〇一五圓、土木費七二、八四三圓、その他九二、三三一圓、特別會計 水道費三九二、一三九圓、病院費二七七、八九七圓、港灣費三三三、四四三圓

主要施設 上下水道、市立病院、警防設備、市營住宅、船舶給水、公衆食堂、火葬場、塵埃焼却場、屠場、職業紹介所、労働紹介所又小學校十九、青年學校十一、私立七、市立商業學校、中學校、高等女學校、私立中學校、商業學校、水産學校、海員養成所、高等商業學校の外に私立高女其他がある。

主要産業 金屬薄板製品(主として罐詰)和酒、菓子、パン、精粉、精穀、製材、醬油等で年産二千五百六十三萬圓に達す。

官公衙 警察署二、郵便局、小樽驛、區裁判所、刑務所支所、貯金支局、税務署、税關支所、地方專賣局出張所、農産物検査支所、商工會議所等。

歴代市長 大味久五郎、佐柳藤太、木田川奎彦、板谷宮吉、河原直孝(現在)

神社佛閣 縣社住吉神社、龍宮神社、多賀神社等、眞宗本願寺別院、重徳寺、龍徳寺、正法寺、淨應寺、天上寺、淺草觀音寺等、天主教會聖公會等。

名所舊蹟 小樽公園―市の中央部にあり九萬餘坪、展望よく石狩、天鹽の連山遙かに望み、又市街を俯瞰さる、東山展望臺には明治天皇本道御巡幸記念碑があり、西山には昭忠碑がある。園内に市役所、公會堂圖書館、商品陳列館等がある。▽手宮公園、市街の最北端にあつて面積

四萬坪、大樹喬木には乏しいが丘陵中腹に繁茂する栗林は本邦最北の原始林として學界に珍重されてゐる、また頂上よりは港内の賑はびを見、園内には大正九年五月の尼港殉難者納骨塔があり。▽水天宮―市の中央にあつて水天宮を祀る、境内には経度標、樺太國境標石等がある。▽住吉神社、重徳町社ヶ丘に鎮座し本市氏神、元祿年間の創建と傳へられる位置高燥、境内一萬餘坪。▽日露國境制定會議室―日露の戦捷によつて得た樺太の國境制定に關する國際會議は、明治三十九年十一月十三日近海郵船會社支店樓上大廣間に開催され、兩國委員が國境を議決したが、この會議室は當時の状態のままに配列保存されてゐる。▽手宮の洞窟―手宮驛構内、手宮公園裾に沿ふ高島通路傍の崖壁にある。明治二年石材を得んとして發見、爾來風雨に曝されて今日残つてゐるのはその一部分である、大正十年三月史蹟に指定された。▽オタモイ―郊外鹽谷村山中海岸にあり、近くの赤岩、窓岩等とともに數十丈の斷崖絶壁下の奇勝地である、自動車で約二十分、夏季は海水浴に釣魚に、或はハイキングの地として賑はふ。

旭川市 (北海道)



市章の市

北斗星を以つて北海道を表現しこれに旭の旭日を配したものである。(都市番號四六)

地 勢 北海道のほぼ中央、海拔一一一メートル、五二の高原地帯にあり、地勢平坦、四圍は上川平原開け東は東旭川、東川兩村に境し、西南は忠別川を隔て、神樂、神居の二村に對し、北は東鷹栖村、北西は

鷹栖村および江舟別に接し、石狩川は市の中央を貫流し、主要都市街の區劃は縦に十一條、横に一丁目より二十六丁目に至る。

沿革 明治維新前の文献は乏しく、明治二十三年九月旭川村を設置、こゝに旭川の名稱が出来たが、語源はアイヌ語のチュツプ(太陽)ベツ(川)の意譯で「水源東方に當り朝日の出づるところ」の意である。翌二十四年永山村に戸長役場設けられ、旭川村はその管轄に入る。同三十年十一月上川支廳設置され、卅一年四月空知大旭川間の鐵道開通するや戸口俄かに増加し、さらに宗谷、釧路の兩線開通とともに貨物の集散とみに増加し、明治卅二年隣接の近文に第七師團が移轉して以來また一段と繁華となり同卅五年四月、近文以南を編入して町制を施行、大正三年四月區制を實施、同十一年八月市制を實施次第で都市計畫法を施行、次で市街地建築物法施行せられ都市計畫區域を決定、昭和七年十一月永山村の一部(新旭川)を市に編入、牛朱別川切替埋立工事も完成し、開市五十年にして今日の大都市を實現するに至つた。現在では市域二・九七方軒にして、人口九萬四千三百餘に及んでゐる。

交通機關 函館本線は市の西南より東に走り稚内に向つてゐる。市内には旭川、近文、新旭川の三驛があり、北見、野付牛を経て根室に至る石北線、十勝帯廣および釧路に至る富良野線はいづれも旭川を起點としてゐる、市内は一條通、四條通、驛前より師團司令部を経て陸軍病院前まで市街電車があり、四條通終點よりは郊外電車が東旭川に至る、また驛前より觀光地層雲峡間は冬季を除いてバスが運行してゐる。

財政 昭和十四年度豫算總額一、〇九六、八三四圓、歳入の主なものは市税五九五、二八四圓、財産より生ずる収入九七、一一一圓、使料および手数料一三一、一三九圓、國庫下渡金五六、二八四圓、財政補給金六、七八二圓、交附金二四、三一六圓、國庫補助金一六、三五八

室蘭市 (北海道)



市章の市

室蘭の「室」を圖案化したものである。(都市番號六一)

地 勢 室蘭市は北海道の東南部、北は幌別郡鷺別村および有珠郡伊達町に境し、東南西の大部分は太平洋に面してゐる△市の南端より海中に突出してゐる輪船半島は往昔中斷され潮水内外相通じて一大島だつたが、後本地と接続するように現在の室蘭港を形成したものと傳へらる。本市には室蘭岳と測重山以外には高峻な山はなく丘陵東西に連り河川にも大なるものなくチバイベレ、ペレロベケレオタ、チリベツ、母戀、ホロオハシナイ、本輪西等の諸小流があるのみ、室蘭港は本市が抱擁する巴狀の灣内にあり、港口は西北に向つて開き、北はホテイレ岬、南からエンルム岬によつて抱かれる。

沿革 室蘭市の沿革は遠く天正十七年豊臣民衆および徳山城主武田慶廣命ぜられて、蝦夷松前を統轄した時に始まる。松前氏の藩治に歸してから室蘭市地域の大部分は「モロラン」「ベケレオタ」「シユブキ」「クヅジ」オハシナイを合して輪船場所と稱へ、藩主の直領とし、運上屋を今の輪船に置きまたその小部分である。「チバイベツ」は「オサルベツ」「ウス」とともに有珠場所に屬し、藩士は給地で運上屋を「メムカ」に置いた。その後幕府が東蝦夷地を直轄するようになって蝦夷奉行これを管し、運上屋を會所と改め、輪船會所は現在の元室蘭に移され、有珠場所會所は文政四年また松前氏の領地となり、安政四年またま

圓、地方費補助金三一、五〇四圓、歳出の主なるもの 小學校費三〇一〇〇八圓、役所費一一九、三二六圓、汚物掃除費五三、〇二二圓、警備費五一、四五五圓、高等女學校五四、八六一圓、療養所費二五、一四五圓、社會事業費三七、二七四圓、飛行場建設費三二、九〇〇圓、公債費一八一、二四二圓、失業應急事業費二六、二〇〇圓が計上されてゐる。主要施設 常磐公園、神樂岡公園、招魂社裏小公園、翠香園(私園)等があり、下水道、公設市場、公益質屋、療養所、養老院、傳染病院、居場、火葬場等で私設としては下村文庫、下村育英財團、育兒園、救護院等がある。又教育機關としては小學校十二、青年學校十、市立高等女學校、應立師範學校、中學校、商業學校、高等女學校等がある。主要産業 精米、清酒、焼酎、麵類、鐵工品、木工家具等で年産額二千五百萬圓に上つてゐる。官 公 衙 地方裁判所、運輸事務所、保線事務所、旭川驛、郵便局、警察署、稅務署、土木現業所、測候所、放送局、商工會議所等。歴代市長 岩田恒、奥田千春、渡邊勝一、井上英、足立富(現在)神社佛閣 護國神社、縣社上川神社、大谷派東本願寺別院、慶誠寺、眞久寺。

名所舊蹟 神樂岡公園―上川神社の境内、丘上より大雪山十勝岳を連峰を望み、眼下に上川平原と旭川全市街を見る。人工未だ至らぬ原始的風光は麓を洗ふ忠別川の清流と相俟つて全道に誇る公園。常磐公園、春光臺、アイヌ部落等がある。

た松前氏の領地となり、安政二年再び幕府の直轄に歸し、恵山岬より幌別までの警衛を南部藩に命じ、同六年南部藩の統治に歸した、ただ「モロラン」のみは箱館奉行が管轄してゐた、かくて明治元年箱館裁判所、箱館府相ついでこれを管理し、翌二年今の室蘭市の地域は室蘭郡に編入され、石川源太(舊仙臺藩の一族)の支配下に置かれ、同四年開拓使の所管に屬した、大正七年二月一日従来の室蘭町、輪西町、元室蘭町、千舞籠村即ち室蘭郡の全地域を一行政區劃となして、明治三十三年以來の町政から區制に變更し、大正十一年五月本道に市制が施行されるにおよび、同年八月室蘭區を廢しその全區をもつて現在の四十四區より成る市制が施行せられ、面積七五・九方軒にして、人口七萬三千に及ぶ。

交通機關 室蘭市は對内的に見れば表日本諸港と北海道との最短連絡港であり、對外的には太平洋上の極東に於ける通商、交通の要地である定期航路としては日本郵船の室蘭—青森線の航路がある。鐵道は室蘭本線の外に輪西、長萬部方面に走る線もあり、市内には室蘭、御崎、東室蘭、本輪西等の驛がある。市内交通としては本市の大部分が埋立地の關係上道路の狹隘から電車の便はないがバスが本市を縦に運行してゐる。

財政 昭和十四年度の普通經濟歲出入額は百四十一萬九千七百九十七圓であり、特別經濟歲出額は百七十一萬九千四百七十四圓、市稅收入額五十三萬九千八百四十六圓となつてゐる。

主要施設 室蘭公園、スキー場(室蘭岳)、スケートリンク(瑞の江リソング、イタンチ、リンク) 水道、公設市場、市營住宅、巡回醫師、巡回産婆、職業紹介所、公益質屋等であり、教育施設には小學校十一、青年學校一〇、私立のもの二、中學校、高等女學校、商業學校、工業學校等があり、更に見るべきは港灣施設で、大正七年南北兩防波堤築造、海底浚渫、昭和九年完成した鐵道省海陸連絡施設をはじめ石炭運搬機、貨

物揚場機、貨物運搬機、石炭積込機等の設備は完璧である。

主要産業 港岸に近く多數の臨港工場あり、これによつて生活する労働者も従つて夥しい、工業は本市の重要な産業部門で年産約三千八百九十萬圓である。その他水産約三百二十萬圓、農産約二十三萬圓等がある。なほ奥地貨物の移輸出も盛んで、輸出の主なるものは硫黃、石炭、木材等である。

官公衙 運輸事務所、保線事務所、土木現業所、稅務署、測候所、室蘭驛、郵便局、警察署、稅關等。

歴代市長 中村俊清、松尾豐治、福岡幸吉、土居正文(現在)

名所舊蹟 南部陣屋跡、八幡神社(縣社)、測量山、金剛嶺、地球岬燈臺、トツカリシヨ、洞爺湖、登別温泉等。

釧路市 (北海道)



章紋の市

中央の輪はクシロ(釧)を意を示し星は北海道をかたどつたもの。(都市番號八一)

地勢 釧路市は北海道の東部に位し、釧路川の河口を擁する開港である。南東は丘陵を負ひ、背面は坦々たる廣野を隔て、遠く雄雄阿寒岳、藻琴、西別の各峻嶺を望み、西南は太平洋に面し、市街の中央を貫流する釧路川は源を遠く阿寒國立公園地帯屈斜路湖に發し、幌雪裡の諸川を合せて港内に注ぎ船筏の便あり、海陸交通の樞軸をなしてゐる。

沿革 寛永十二年松前藩では釧路上流クツチャロの土人を當地に移し、漁場を開いて久壽里場所と稱し、こゝに開拓の端を發した。久壽

里—クシロはアイヌ語で「越ゆる道」をいひ現稱釧路の語源となつた、明治三年四代目佐野孫右衛門奥羽および函館地方より移民を募集して住せしめ初めて市區の體裁をなすに至つた、明治十年ころ數年間にわたつて鹿狩りが行はれ、行人の店舗を構へる者など來往者漸く多くなつたが明治十四年大火があり、現在の橋南一帯は殆んど灰燼に歸した、同十八年春採炭山で採炭事業が開始されるにおよんで逐年人口激増し、同十四年再び大火あり、荒涼たる燒野原と化した、後間もなく釧路函館間の鐵道全通するにおよんで町勢は一躍橋北方面に伸展す。しかるに大正二年橋北の樞要地帯は三度大火あり烏有に歸したが忽ち復興され、同十一年には市制の施行を見るに至つた。同時に第二期拓殖計畫による釧路港修築計畫の擴大實施ならびに釧路川治水工事の完成をはじめ、市において施行の繋船岸壁竣成、上水道の完成、その他鐵道鋼網線の全通、私設雄別および臨港鐵道の開通、釧路川譯岸工事の竣成等により面目一新また町名の改正も昭和七年に行はれて、こゝに昭和十年八月開港三十五年の記念祭が盛大に舉行された、爾來奥地の擴大豊富な地下資源の開發と諸工場の計立、港灣の整備等相俟つてミナト釧路は飛躍に飛躍を續けてゐる。最近の市域面積四六・四九方軒にして、人口六萬百有餘に達してゐる。

主要施設 大規模な春採公園および茅野公園がある。上水道はすでに完備、また隣接してゐる鳥取、釧路兩村の一部を包含する都市計畫も進行中であるが、注目すべきは港灣の諸施設で防波堤、防砂堤、船入潤、繋船岸壁、棧橋はいふにおよばず港内陸上設備も完成せられてゐる、その他社會事業施設方面では慈徳會、社會事業協會、保育園、天使團、職業紹介所、公益質屋、市營住宅、養老園、水難救護會、方面事業助成會市營グラウンドなどがある。又小學校十、青年學校八(別に私立二)、市立資料高女、廳立中學校、商業女學校、工業學校等がある。

主要産業 年産總額約二千萬圓に達し、その首位は水産の七百四十萬圓、漁獲物は鮭、鱒、鱈などで、加工製品としては搾粕、開鱈、ソボロ魚油など、工産品としては澱粉の百五十四萬圓を筆頭に魚粕、製材、フイツシユ・ミール、魚油、乳製品、鹽乾魚類などである。

外國貿易 釧路港の貿易は市勢の發展とともに非常な躍進を續け、昭和十三年度輸出總額一、九三一、九四四圓、輸入二六二、三五九圓、總計二、一九四、三〇三圓、輸出品の主なるものは豆類、木材、開鱈、昆布、魚油、フイツシユ・ミールなどで、輸入品の主なるものは肥料、落花生、乾果などである。貿易相手國は滿洲國、英國、中華民國、ドイツなどである。

官公衙 地方裁判所、供托局、警察署、測候所、運輸、保線兩事務所、鐵道工場、郵便局、稅務署、刑務所、水産物検査所、農産物検査所、稅關支所、專賣局出張所、海事部出張所等

歴代市長 二木千年、岡本佃、酒井隆吉、佐藤國司、茅野滿明、佐藤國司(現在)

財政 昭和十四年度に於ける普通經濟歲出入額は六十四萬九千七百八十圓にして、特別經濟歲出額四十萬三千十六圓を計上し、市稅收入額四十三萬八千五百八十三圓となつてゐる。

名所舊蹟 御野立所—明治四十四年大正天皇東宮殿下におはせしころ本道御巡啓の砌り御躰を止めさせ給ひ、越えて大正十一年 今上陛下攝

政殿下におはしました時御巡啓あらせられ、展望の雄大を御賞讃遊ばさる。▽石川啄木歌碑―「しらじらと氷かゞやき千鳥なく釧路の海の冬の月かな」と刻んだ薄俵の歌人啄木の碑が縣社巖島神社境内にある。▽春採湖、御供山、知人岬等。

帯 廣 市 (北海道)



市章の意

中央の文字は「オ」左右は「ヒ」下は「ロ」を表してゐる。(都市番號八二)

地 勢 十勝平野の中央、十勝川、札内川の合流する一角に位し、東は札内川を隔て、中川郡幕別村に境し、南西は河西郡川西村及茅室村に接し、北は十勝川を挟んで、河東郡を菅更村茅室村に相對し、平坦な市街の中央を帯廣川が貫き、市街は大通を中心として東西に條を分ち、街衢井然、火防線は斜に放射して大陸的都市の風格を具へ、水清く氣澄み、四圍はいづれも觀望涯なき農村寶庫の中心をなす。

沿革 帯廣の地名はアイヌ語の「オベレヘルプ」で「川尻の壊れたる川」の意、藩政時代十勝國はビロー場所と稱し、松前藩士蠣崎藏人の給與地であつたが、寛政十一年幕府の支配する處となり、次で松前藩に復し、再び幕府の支配下に入り、仙臺藩に給せられ、明治二年開拓使設置後初めて十勝國を劃され、同年九月二分して釧路藩及鹿兒島藩に賜ひ、後一橋、田安兩家に頒賜せられた。明治十六年四月晚成合資會社がこの地に十三戸の農家を移住せしめたのが本市の創始である。當時は唯廣漠たる大平原で、陸上交通の便は全然なく、僅かに十勝川に土人の操

縦する丸木船の便によるのみであつた。明治二十五年釧路國標茶集治監の分監を設置せられ、その囚人の手に依つて初めて大津との道路が開けた、同二十六年六月河西、河東および上川の各村戸長役場を當時下帯廣村と稱した當市に置き、次で河西郡ほか六郡役所を設置、河西支廳と改めて十勝全國の管轄の中心をこの地に置いた。同三十五年四月下帯廣村八村を廢合して帯廣町、伏古村、賣買村、幸農村と組合をもつて役場を帯廣町に置く、三十八年釧路より鐵道通じ、同四十年函館本線に接續全通した、爾來交通の便加はると共に移民各地より蟬集し、四圍の原野開發せられるに伴ひ商業發達し、地方行政の中心地として諸官衙設置せられ、大正四年には伏古村の一部を合併し、大正十年二月十勝監獄用地の一部を劃き、市街宅地およそ二千戸(一戸は百六十二坪)さらに昭和三年二月市街地およそ千五百戸を設定民間に賣却し、こゝに大帯廣の基礎は構成せられた。その後昭和八年四月一日從來の帯廣町の區域を以て市制施行せられ、都市計畫も進展し近く隣接の川西村および菅更村の一部を併合することになつてをり、昭和十四年九月に於ける市域は五〇・七一方料にして、人口四萬二千二百餘に達し、十勝平野を經濟母體として洋々たる産業都市の將來を約束せられてゐる。

交通機關 根室本線は十勝平野を横斷して市の中央を貫通し、土幌線は大雪山國立公園に向ひ、また廣尾線は太平洋岸に向つてともに根室本線帶廣驛を基點として起り、また私鐵十勝鐵道も帶廣驛より出でて、南十勝地方の物資の運搬にあつてゐる。市内には帶廣驛、伏古驛、私鐵大通驛、女學校前驛の四驛がある、自動車の便は地勢平坦なるため早くより發達しバスは四通八達、また定期、不定期の貨物自動車連絡も物資の集散に大きな活躍をしてゐる。

財 政 昭和十四年に於ける普通經濟の歲出入額は六十二萬一千九

百五十五圓であり、特別經濟歲出額三萬二千二百八十五圓にして、市稅收入額三十一萬二千二百六十二圓である。

主要施設 綠ヶ丘公園、水光園、帶廣川遺蹟地、託兒所、救護院、公益質屋、市立圖書館、十勝公會堂、十勝會館、消毒所、協會病院、健康保健所、十勝自營館、商工獎勵館、競馬場等がある他、小學校五、廳立中學校、女學校等がある。

主要産業 雜穀と畜産王國たる大十勝をバツクに文字通り産業都市として躍進を續けてゐる、最近主なるもの、年産額は農産物六五八、四一四圓、林産一、五三七圓、工産二、八三五、一三三圓、水産加工三五、一〇一圓外に畜産、鑛産等急激なる増加を示し、總生額四百萬圓に近きものあり、元來農業を發足點としただけに農産物は青豌豆、大豆、小豆金時等十勝雜穀の集散は本邦全産額の八割を占めてゐる、また畜産は古くより盛んで馬産は速歩馬、アラブ系競走馬の産地として、本邦第一で年四回の定期馬市は全國に喧傳せられてゐる。また牧畜方面の加工も非常な進展を示し極東煉乳工場、金雞金線ミルクや北海道製酪工場の雪印、クロバ印のバター等は世上に有名である。水産には石狩鮭に對抗する十勝鮭の集散、養蠶事業等を主とし、工業方面では無水アルコール工場、札内國策バルブ會社、北海製糖會社等の躍進目覚ましく、また醸造としては地酒晃邦鶴の露、千歳鶴等著名なものあり、農具製作は全國一の折紙つきで大陸方面への移出旺盛である、なほ中小商工業方面も各同業組合を作つてその統制下に躍進を續けてゐる。

官 公 衙 區裁判所、警察署、土木現業所、農事試驗場支場、測候所、稅務所、郵便局、帶廣驛、放送局、刑務所、森林事務所、營林區、商工會議所等。

現 市 長 渡邊守治

主 要 都 市 篇

名所舊蹟 帶廣神社―縣社で當地の總鎮守である。國魂神、大己貴神少彥名神の三柱を祀つてある。尙東隣接地に招魂社ありて當地出身の護國の英靈を祀る。▽聖蹟―明治四十四年 大正天皇皇宮にあらせられし實際行啓また 今上陛下東宮殿下にておはせし時行啓あらせられし十勝公會堂、又綠ヶ丘公園には昭和十一年九月長しこくも東北海道二萬の青年團員および中學校生徒を御親閱遊ばされた記念碑がある。▽其他―チロマト古戰場、イレネー號(名馬)銅像、大雪山國立公園、狩勝峠等。

第三 都市防空篇

第一章 防空即ち國防

第二章 都市の防空防護

第三章 警防團の組織編成

第四章 其他の防護機關

第五章 防空法に就て

第三 都市防空篇

第一章 防空即ち國防

一、空の脅威と國家總動員

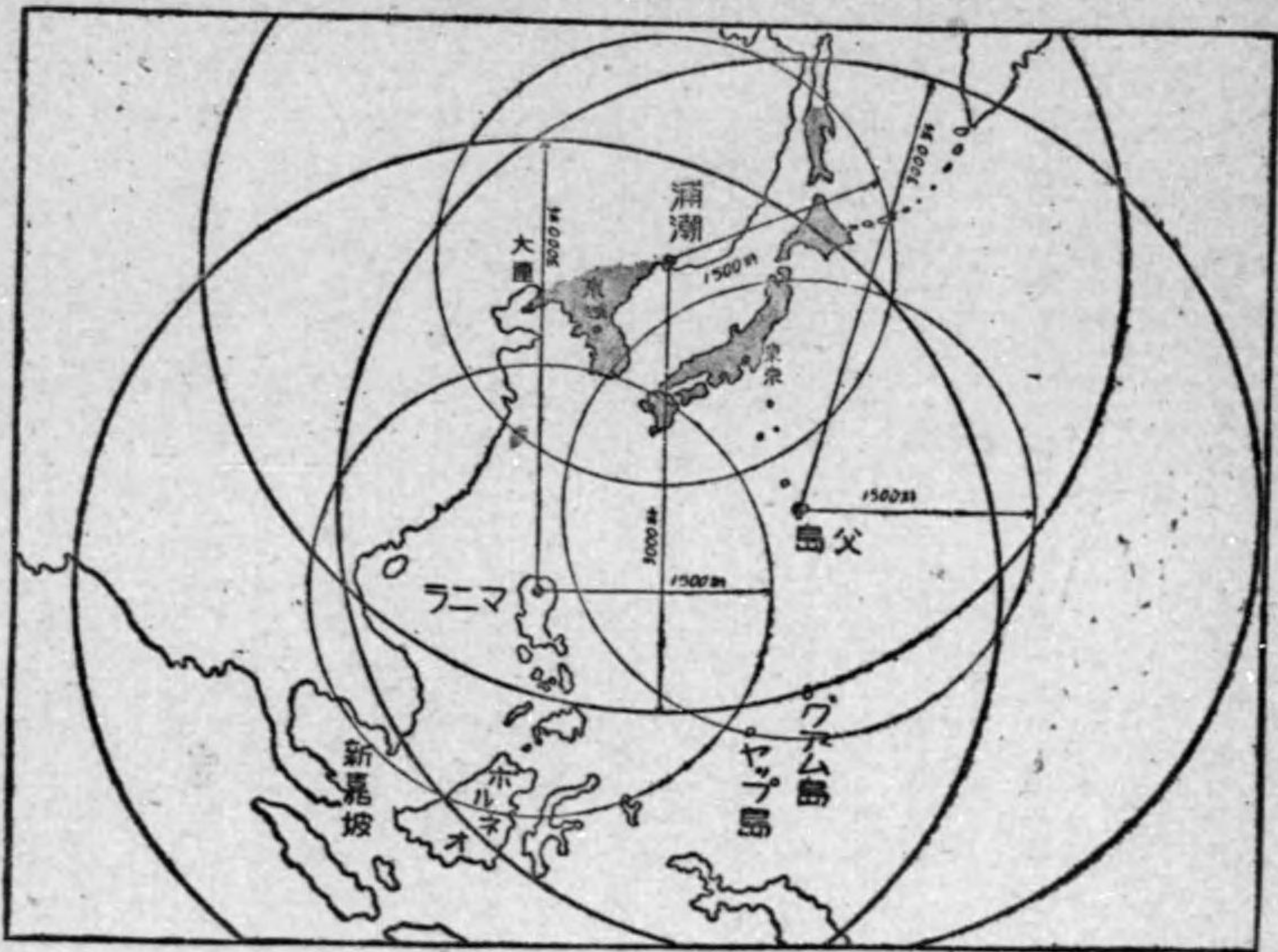
近代に於ける戦争は、武力戦の規模が著しく擴大されると共に、國民の全體が之れに参加する國家間の大なるたゞかひであり、又科學戰である。實に國家生存努力の白熱化そのものであると云へやう。

一國の國防が軍人と兵器とに局限された時代は既に過去の歴史に葬り去られ、今日に於ての戦争は、之れを前衛戦線に立つものゝみに限ることなく、所謂銃後の國民大衆をも正に銃前に晒らざるゝの危殆に瀕してゐる。かの日清戦争は豊島沖に於ける高陞銃の撃沈によつて火蓋は切られ、日露戦争は仁川港外に於けるワリヤグ・コレーツ艦に對する砲撃によつて其の序幕は切つて落されたのであるが、航空機の異常なる進歩發達を見た今日にあつては、風雲將に急ならんとする頃、疾くもその首都の上空に或は重要資源地帯の上空によつて彼我の火蓋が切られることになりつゝあるは明白である。

然かも従來の如く一局限された平面的な戦闘を立體化し、戦線は無制限に擴大されて國土そのもの全體が航空機に依る空襲下に曝露する状態となつた。

茲に於て具さに空襲の慘害を體驗した歐洲列國は、軍人と云はず、政治家と云はず、又商工業者も労働者も全國民一體となりて防空知識の普及、防護方法の訓練に渾身の努力を拂ひつゝあることは、新聞雜誌等の記事に於て將又年々行はるゝ防空演習に於て明らかに看取することが出来る。しかもその訓練たるや眞剣味の充實せるものであつて、或は實際に弱刺戟性の瓦斯を使用し、或は防護器材の用法を體得せしめ、殊に徹底せる某國に在つては、防護に關する規定に違反するものあるや之れを處分するが如き、防空演習と云へば宵暗空に照空燈の照らさるゝこと位に心得てゐる向きとは斷然趣きを異にしてゐる。

嘗ての獨逸皇帝カイゼルが和蘭ドウルン城の奥深く閑々の情を抑へて故國を眺めつゝなした言に曰く「予の意見に依れば、近き將來にもう一度恐るべき大戦争が起るに違ひない。その戦争は僅か數日間か、或は數十時間で終るであらう。宣戰布告と同時に飛行機、飛行船、潜水艦からなる老大な部隊は無線によつて出動を命ぜられ、即座に敵の船舶を撃沈し、戦闘準備なき國家は四十八時間以内に滅亡するであらう。又、陸海上に於ては新しい毒瓦斯や爆彈が使用されて弱國は瞬時に滅亡するであらう」と。又、英國の或る軍事専門家が「次の戦争は未曾有の殺伐なもので、新舊既知のあらゆる武器を總動員し、國際法を無視し、軍隊市民の差別なく苛酷なる殺戮が全國土に行はれるであらう。その破壊力たるやヨーロッパの隅々に文明の遺蹟に少數の餓えに苦しむ人達が生き残つ



爆撃機行動半径——一五〇〇斤爆撃機一〇〇〇斤を搭載し其の敵地、投下し
 その根據地に歸還し得る場合
 三〇〇〇斤爆撃機一〇〇〇斤を搭載して生還を期せずして活躍する場合

てゐるやうな激しいもので、慘憺たる大混戦を現出するであらう」と云つてゐる。儲かに此等の言も單なる豫言ではなく、今次歐洲戰亂に於ける獨逸空軍の活動を想ふ時十分に首肯出來得るものがあり、空襲による國家滅亡の危殆を喝破したるものと云はねばならない。

將來戦は空にその重點があることは最早何人も動かすことの出来ない事實なのである。その爲め世界列強は空軍の充實には惜しみなく國帑を費し、汲々としてその整備に邁進してゐるのである。

斯くて一度國交斷絶のことあるや世界の何れの國と雖も、恐らく宣戰布告と同時に、否宣戰布告に代らしむべく強力なる空軍をして大威力の爆戰乃至は毒瓦斯を携帯せしめ、天馬空を行く如く易々と國境を超えて、未だ陸海軍部隊の活動せざるに先だち國家の政治經濟の中心、或は重工業都市等に對し致命的攻撃を浴せしむべきは容易に逆睹し得る處である。一國の中樞神經たる都市の破壊せられたる時、その國家に對する影響如何？ 歐洲大戰以來、「防空なくして國防なし」と唱へられたるも亦宜なるかなと謂はねばならぬ。

元來、防空は攻勢的に敵地に侵入し其策源地、飛行根據地等を覆滅して活動の根元を絶つのが根本策である。然乍ら之のみによりて空の絶對安全を期待する事は早計であると云へる。敵機の侵入に對して完全なる防止方法を講じなければならぬ。茲に於て守勢的の防空施設の必要となり、二者兩々相俟ち相補つて初めて防空の意義をなすものである。而してその攻撃に屬するものは主として軍部の手にあるけれども、其他尠くとも守勢的即ち消極的防空に關する限りは殆んど全部が軍部外の國民の双肩に擔ふべきものである。一般國民に空襲に關する知識がなく、防護の訓練のなき場合に於ては、如何に陸海軍と雖も完全に國土を敵機侵入から免れさせるのは至難な事となる。この意味から云つて國民

二、空襲と空襲機の性能

發明以來三十年、航空發達の動向は愈々加速度的に發展となり、航工業の發達と對敵動作の要求から、其の大きさ、速度、上昇高度、航續力、搭載力等各種の性能は益々擴大し今日に於ては巨大飛行機の大編隊を以つてする空襲が決して一場の夢物語ではない時代に迄到達して來てゐる。

試みに之を軍用爆撃機のみに見れば、世界大戰開始當時一三〇馬力、時速一一〇—一二〇斤、爆撃搭載量約八〇斤であつたものが、大戰末期には八〇〇斤、行動範圍五〇〇斤となつた。而して大戰後は更に急速なる發達を遂げ、今や輕爆撃機に在つては五〇〇—八〇〇馬力或は五〇〇馬力内外の發動機二個を備へ、少きも三〇〇斤、多きは八〇〇斤の行動半径(往復)を有し、一機に二〇—七〇〇斤、多きは一〇〇〇斤の爆撃を搭載し得べく、これは晝夜共多く編隊して來るのである。又主として夜間に多く單機又は逐次に來つて爆撃を行ふ重爆撃機に在つては、四五〇—一、〇〇〇馬力のもの一箇乃至數箇、乃ち總馬力九〇〇—二、四〇〇、稀に六、〇〇〇馬力の發動機を備へ、少きも四〇〇斤、多きは一、二〇〇—一、三〇〇斤の行動半径(往復)を有し、一機につき二、〇〇〇斤内外、甚しきは三、〇〇〇斤、時に八、〇〇〇斤の爆撃を搭載するものがある。更に近時各國の旅客機は速度と搭載力との増大に向つて邁進しつゝあつて、若し一朝事ある時、其搭載人員物件を加減せば、裕に往復行動半径一、五〇〇斤以上に達する飛行機が現出すべく、昔は四面環海の故を以て桃源の夢まどらかであつたが、今は四海皆空魔の世となり了つたのである。

さて以上の如き飛行機は、凡そ如何にして都市に對し空襲し來るべき

の防空訓練、防空知識の普及は平素の陸海軍の演習にも劣らざる緊要なるべきことを認識するの要があらう。

この空襲の威力が如何に絶大であるかは、かの歐洲大戰の史的考證に俟つまでもなく、曩の滿洲、上海事變、今次の支那事變に際しての皇軍飛行隊活躍の實績、又現在歐洲動亂に於ける獨逸航空隊の活躍は如實にそれを證してあまりあるのである。

今、假りに我が都市が敵機によりて襲撃せらるゝ場合を想到する時、其の結果の餘りにも悲惨なるものあることに、慄然として膚に粟するを覺ゆるのである。我國の狀勢を見るに、帝都たる東京はじめ、横濱、名古屋、大阪、京都、神戸、小倉、八幡等の重要都市の何れもが或は海面に曝露し、或は河川に沿ひ、人口稠密にして可燃性建築物が多く、全く絶好の空襲目標である。しかも、その何れもが爆撃されても異常なる打撃を蒙るのは歴然たるものがある。事實、空軍出現の今日に於ては、日本海、太平洋の蒼海も障壁をなすべき何ものでもない。防空即ち國防である。吾人は國防の將來は、將に空にありと斷言するに憚らぬものである。

されば、先きの關東防空演習に際して東京警備司令官の訓示にも「凡そ國土防空の緊要事たるは航空機の發達、特に世界大戰の經驗に基き凡に識者の了解する處にして、今や此種の演習を國民に對する防空思想普及を目的として實施するが如きは時代錯誤に外ならず、此意味に於て本演習は一般地方官民の一大自覺を基礎條件とし此基礎上に大規模且實戰的施設訓練を實施せんと欲するものにして、蓋し現下非常時として正に然るべきを信するものなり」と述べられてゐる。

寔に防空思想涵養の時代は既に過ぎ去つて、今や實戰的訓練の時代に入らねばならぬことを痛切に感ずる次第である。

か。今空襲に關する歴史を検討するに、最初その洗禮を受けたのは英京ロンドンであつて、時は一九一五年五月三十一日であつた。此日倫敦上空は珍らしくも特有の霧も舞れて春光うららかに市民をして血腥き戰場を垣れしめんとするかの如きであつたが、突如ツェツペリンの見舞ふ處となり、周章狼狽、失神せんばかりに肝を潰してしまつた。

爾來、聯合軍側と獨軍側と相互に幾多の應酬はあつたが空襲の時期に就ては、晝間あり夜間あり、航空機の性能、彼我の勢力、防空機關の狀態に従つて區々であつた。

しかし將來の戰爭には機材の進歩と、航空技術の發達で屢々敵の意表に出でたる果敢な空襲が行はれるかと思ふが、大體に於て爆撃には晝夜とも利害が伴ふものであつて、何れが得策であり、何れが適當かといふことは遽かに斷定は出来ない。たとへば戦線ならば彼我の狀態とか敵陣地の情勢によつて晝間がいゝか夜間がいゝかを選ばねばならぬし、都市その他遠征爆撃の時も、敵の防空設備、氣象状態、目標の如何によつて晝夜が決定されるものである。

試みに晝間爆撃の夜間よりも利益とするところを擧げて見ると、

- 一、行動が容易である。
- 二、地上目標の發見及び爆撃投下が容易であるから命中率がいゝ。
- 三、多數の編隊群で一舉に集團的の爆撃が出来る。
- 四、搭乗者の疲勞少く、夜間のやうな不安と危険率が少ない。

等がある代り、又不利とするところは、
一、各方の敵から同時に發見せられ、その機體、機數の兵力を暴露する
二、敵の戦闘機や、地上の防空機關のよい目標となるだけに損害が多
く、奇襲的の爆撃効力が著しく減殺される。
然らば夜間爆撃はどうかといふと、

となつて、案外に爆撃効果を擧げたといふ話がある。

又、夜間爆撃にはよく月明が利用されることがあるが、これにも増して効果のあるのは雪の夜である。これは冬季に限られ、殊に雪の少ない地方などは、あまりその機会にも恵まれないやうであるが、一九一七年十月十八日の夜、獨逸の爆撃機が暗黒を侵して倫敦を空襲したところ幸か不幸か、倫敦地方は夕方から雪が降つていたので、地上と水面との區別が歴然と見分けられ、從來巧みに行はれた燈火管制のために倫敦發見が非常に困難だつたにも拘らず、その夜に限つて少しもまごつかずに悠々倫敦の中心地區をつかまへることが出来、全部の爆撃を最後まで倫敦市中に投下し得、思はざる雪のお蔭で奇功を奏したといふ事實もある。

斯くの如く各々一得一失あるから、今遽にその何れとも斷定し得ざるのみならず、近時飛行機の進歩に所謂巨艦巨砲主義となり、且異常なる快速と遠大なる航積力とを附與して敵の驅逐機より免れ、或は之に對抗して偉大なる勢力を以て遮二無二爆撃を執行せんとするものもある。何れにせよ、是等は其時の兩國の狀態、陸海空軍の兵力等により決せらるゝものであらう。

そこで現在の發達せる航空界の現狀に於ては敵國にして、マニラ小笠原群島、上海、浦鹽を根據とする時、敵は裕に我國要衝を空襲したる後再び根據地に歸還し得るのである。然しながら目下の所では當分彼岸より飛行機を以て斯く容易に空襲すべしとも想像せざるが故に、太平洋方面よりする空襲に關する限り、航空母艦本來の目的は海戦にあるも海戦に於ける一機動作戦として、又は海戦前後の一副作用的行動として帝都を空襲するが如きは敵國として當然考へ得べき行動である。

其攻撃方法は二種となる。即ち第一は往復空襲法であり、第二は片道空襲法である。前者による時は敵の航空母艦は我が陸岸を距

- 一、兵力及び企圖の判斷が敵方に困難である。
- 二、敵の監視から逃れ易いから特に奇襲的効果が多い。
- 三、敵の對空威力を減殺し得る。
- 四、複空襲者に精神上の痛烈な打撃を與へ、不安、恐慌、萎縮の苦痛を與へる。即ち視界のない暗黒の空に、敵機の轟爆たる唸りと投下爆弾の大音響は、如何なる民心をも動搖させるに十分であるからだ。

しかし又、夜間の不利は、
一、視界を減じ、殊に全く目標を發見し得ざる場合が多いから爆撃の命中率が悪い。

二、周囲が暗いのと、敵の空襲遠撃に遭つた場合など、友軍同志の空中接觸を招き易いから大編隊群は甚だ困難である。

三、發動機その他、主要部分に敵弾を蒙つたり、或は故障を起した場合、乗員の精神的動搖が甚だしく、夜間不時着の危険と苦心、殊にそれが敵地内であつた時など、想像に餘りあるものがある。

斯様な一得一失は、歐米列強の軍事研究家の間にもまだ解答が與へられてゐないが、要するに科學の進歩と共に戦闘機や防空兵器が、技術的にも機能的にも刻々發達しつゝある今日、防空施設の完備してゐる敵國內を取つて白晝の爆撃は、何としても危険率が多く、無謀のそしりを免れないといふ論議から、尠くも最近では夜間の空襲が肯定されてゐる傾向にある。

歐洲大戰中、敵の對空防禦を擾亂するため一方からばかりコースをとらないで、違つた方面から二隊或は三隊に分けて侵入した上、空爆の戦法をとつたことがあつた。これは飛行場の出發に間隔をおき、各々異なるコースや高度をとつて進撃したもので、敵の監視を眩惑せしめると共に、結局一回の空襲でも、敵にはそれが何度繰返されたやうな結果

る○○○○○○○地點に於て飛ばし、自らは○○○○○○○地點に退避して飛行機の○○○○○○○ことゝなるべく、後者による時は、航空母艦は陸地を○○○○○○○地點に於て飛行機を飛翔せしめ、自らは遠く洋中に退避するのであり、空襲飛行機は襲撃決行後海岸附近海中に隠れてゐる友軍潜水艦に收容せられ、又は投降すると云ふ様な結果になる。

以上襲撃飛行機は其艦載機なると、大形爆撃機なるとを問はず、我國土特に其要點たる帝都を攻撃する場合、我に相當積極的防空施設ある限り、必ずや○○○○○○○○として選定すべく、特に歸還を豫想する艦載機にありては○○○○○○○○とするであらう。又、大陸方面より來襲すべき空襲機にありては、之れより○○○○○○○○とする。帝都襲撃後は悠々日本の風景を賞しつゝ歸還し得るのである。

地勢上から云ふても我が國土は全く敵機の翼下に横はらねばならず、一朝有事の際、敵機の來襲は必らずありとして平常より防空の訓練に努めるのが緊要である。

三、都市爆撃の方法

都市爆撃など云ふことは國際法規に俟つまでもなく、無法にして人道極まるものであるが、戰爭の目的が苟くも敵の戰鬥力を潰滅させるにある以上、都市爆撃のみを禁止することはとても不可能である。

かくて都市を爆撃せんとせば如何にするだらうか、先づ地形を案じ氣象を判斷し、なるべく敵に發見せられず、よし發見せらるゝも防空機關の活動範圍にして受くる損害が小なる時期に於て安全なる方面、之を具體的に謂へば敵監視哨の視野より免れ且防空設備の薄弱なる地點より目標に進入する如く努めるであらう。之が爲には敵の防空機關、就中驅逐飛行隊及高射砲隊、高射機關銃隊等の對空兵器、對空防禦器材の特性、

防空監視哨の配置及連絡通報の要領、夜間防禦設備を有する地點及其の特性等の情報は手段を盡して蒐集せねばならない。故に防空に任ずるものは是等に關し絶對秘密を遵守するのみならず、苟も配備上又實施上缺陷のなき様全幅の注意と努力とを拂はねばならない。

- 重要都市に對する爆撃法としては
- 一、爆撃による破壊
- 二、焼 夷
- 三、都市内部に對する瓦斯攻撃
- 四、右の併用

等が擧げられてゐる。右の内、孰れかを採用するかは、目標の性質、爆撃の目的、使用する飛行機數、都市の構造等に依つて異つて来る。

世界大戦間の都市爆撃は主に破壊爆撃であつたが、これは主として歐洲に於ける都市の構造と、當時の爆撃としては破壊用のものが最も發達してゐたに基因してゐるのである。又一面には攻略關係から、瓦斯彈等の使用を見るに至らなかつたものゝやうにも思はれる。當時の爆撃法は都市に對し漫然と多數爆撃を撒布投下したが、爆撃の精度が良好となつた現今では、都市内の要點に對し、特に多數の爆撃を集中投下することも可能で、將來は恐らくこの主義の投下法が用ひられるのではないかと思はれる。

而して右の如き場合第一に目標とせられるのは

- 一、政治並に警備官衙
- 都市を無秩序、無警察状態に陥らしめることを主とする。
- 二、通信中樞

關東大震災時の混亂が大都通信線の杜絶に原因したのにも見ても明らかである。流言蜚語は騷擾を著しく擴大するもので、大戦間、佛國は

これらの事情を痛感したものと見え、勞力資源の缺乏に苦しみ乍らも、パリ市内の主要通信線を地下深く埋没して之れに備へた。

- 三、水源地、發電所並に變電所
- 水と電氣の供給を絶つことに依つて近代都市の生命を制す。
- 四、軍需工場

將來戦は莫大なる軍需品の製造を必要とするものである故、これ等の中絶せしむれば戦勝の榮譽を得ることは確實である。

- 五、橋梁並に交通の要點或は著名な建築物地點

内外の交通を遮断して、都市の混亂を増大させ、或は著名建築物地點を爆破して、人心に衝動を與へることを目的とする。

而して我國都市に對しては、焼夷彈が特に恐るべき敵であることは贅言する迄もない。かの關東大震災當時を想起せよ。蒙々たる煙、炎々たる焰によつて天地晦冥、阿鼻叫喚の裡に、人も家も都市そのものも悉く灰燼と化して餘すところ果して幾何であつたか。又當時關東地方潰滅の悲報は如何に全土を愁慟せしめた事か。

空襲に始まり空襲に終るは蓋し現代戦の實情にして、爆撃は實に宣戰を布告し、その慘禍は大震災の再現を明白に教へてゐる。

毅然たる統制ある防護——それは結局國民市民各自の行動如何に俟つより他に途はないのである。

第二章 都市の防空防護

一、防空の要領

航空機の長足なる進歩發達は駭々乎として止まるどころなく、戰場を

立體的にも平面的にも擴大したことは茲に喋々するの要はない。而して國防のためには、懸軍萬里の戰場で敵と干戈相見ゆるのも主要なことであるのは勿論であるが、同時に又國土を直接防護する即ち空から來る敵に對して重要地を直接に防ぐことも重且つ大なる事となつて來た。

國土直接の防護には四海環海の我國に於ては海上の敵に對し、海軍も要塞も必要ではあるが、同時にまた空からの敵を防ぐ即ち防空も緊要な

防空法の構成

防空トハ——(監視・通信・警報・燈火管制・消防・防毒・避難・救護)

防空計畫——防空ノ實施ニ關スル計畫
設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫

設定者——道府縣防空委員會
地方長官ノ指定スル市町村長
市町村防空委員會
内務大臣ノ指定スル事業又ハ施設

設備資材ノ整備——防空計畫ノ設定者
特殊施設ノ所有者又ハ管理者

國庫補助

國民ノ責務——防空ハ國民全般ノ奉公
特殊義務(燈火管制ノ義務其ノ他)

防空ノ實施ノ開始終止ハ海軍ノ防衛ニ則シテ内務大臣之ヲ命ズ

防空訓練——内務大臣ノ命令ニ依ツテ行フ

官廳防空——官廳防空令

官廳防空計畫
設備資材ノ整備
防空ノ實施
防空訓練

ことは明白である。最善の努力をつくしてその被害を未然に防ぎ、受けるところの損害を出来るだけ小範圍に局限する方法手段を採らねばならぬ。即ち敵の航空機に依つて爲される都市、其他の重要施設に對する襲撃を防禦して、それに依つて受けるところの被害を軽減するに努めるのである。之れが現代に於ける國土防空防護の要義である。

勿論敵機を國土に一步も侵入せしめぬ方法——即ち敵の航空機根據地

毒瓦斯等の被害を如何にして最小限に止めるかと云ふことを考へて置かねばならぬ。前者は主として軍部の仕事で、之れを直接的防空と云ひ、後者は主として民間に於て擔當するもので之を間接的防空と云つてゐる。軍部の擔當する直接的防空は防空飛行隊、高射砲隊、高射機關銃隊、照空隊、防空氣球隊等であり、民間に於て擔當する間接的防空は燈火管制、警備、防火、防毒、交通整理、避難所管理、工作(偽裝、遮蔽)

救護、配給等である。而して防空監視、情報蒐集、警報傳達、防空通信等の補助的手段は軍民協同にて行ふべきである。

國土に敵機が來襲した際に全國民は如何にすれば最善であるかは、平常より研究訓練をして、非常時に備へねばならない。即ち軍民一體、舉國一致之れに當らねばならぬ。敵機を飛行機で撃墜し、又は驅逐し、更に高射砲或は高射機銃等で射撃する等の積極的方法手段のみで安全であると思考されるが、歐洲大戰の際に於て當時の才智を盡して防空網の完備に努めたロンドン、パリでさへも尙ほ且つ襲來せる獨機の三〇機は其の防空網を潜つて防空都市の上空で猛威を逞しうした事實を忘れてはならない。今日にあつては防空手段も進歩したが、夫れ以上に航空機の發達は目覺しいものがある。又消極的防空が如何に完全無缺であつても、これは結局都市壊滅の日を幾日か遅らすに過ぎないからである。この兩方面が同時に行はれて、始めて防空が完全に近いと云はれるのである。

この都市防空施設は前方に防空監視哨を配置して敵機の發見に任じ、其の報告に依り警報を傳へて機空準備を整へ煙火管制を令し、配置せる防空飛行隊を以つて敵機を攻撃し、之を帝都の上空に達し能はざらしめ、夫れに漏れたるものは更に高射砲の射撃にて撃墜し、撃退し尙且つ蒙り得べき被害に對し、機を失せず對策を講じ得るために警備、防火、防毒、救護、交通整理、避難所管理、工作等の諸部を配置するのである。何れにしても防空の要は適切な防空施設と官民一致の統制ある訓練とに歸すべきものである。従つて防空網を潜つて敵機が都市の上空に來襲した場合にも冷靜敢然としてその災害を局限し、よし爆彈や焼夷彈が市街に炸裂する渦中にあつても沈着毅然として、防護の實施に精進し、赤い夕陽の彼地に於て奮闘する前線部隊の勇士をして後顧の憂ひなから

しむることが、國民市民の負擔すべき重大なる責務であることを銘記する要があらう。

1、直接的手段の防空

直接的手段の防空とは前區分の如く防空飛行隊、高射砲隊、高射機銃(砲)隊及照空隊等を以て敵機を撃墜又は撃退し、以て要地の防衛に任する動作を謂ふのである。

防空の徹底は積極的防空に依らなければならぬことは屢々述べた所であるが、高射砲や高射機銃等の如き地上部隊を以てする防空は積極的と云つても、敵機が射撃の、有効距離内に進入つて來なければ、撻ら力んで居つても、施すべき術がないのであるから、飛行機に對しては、飛行機を以てするのが一番に適當な方策である。

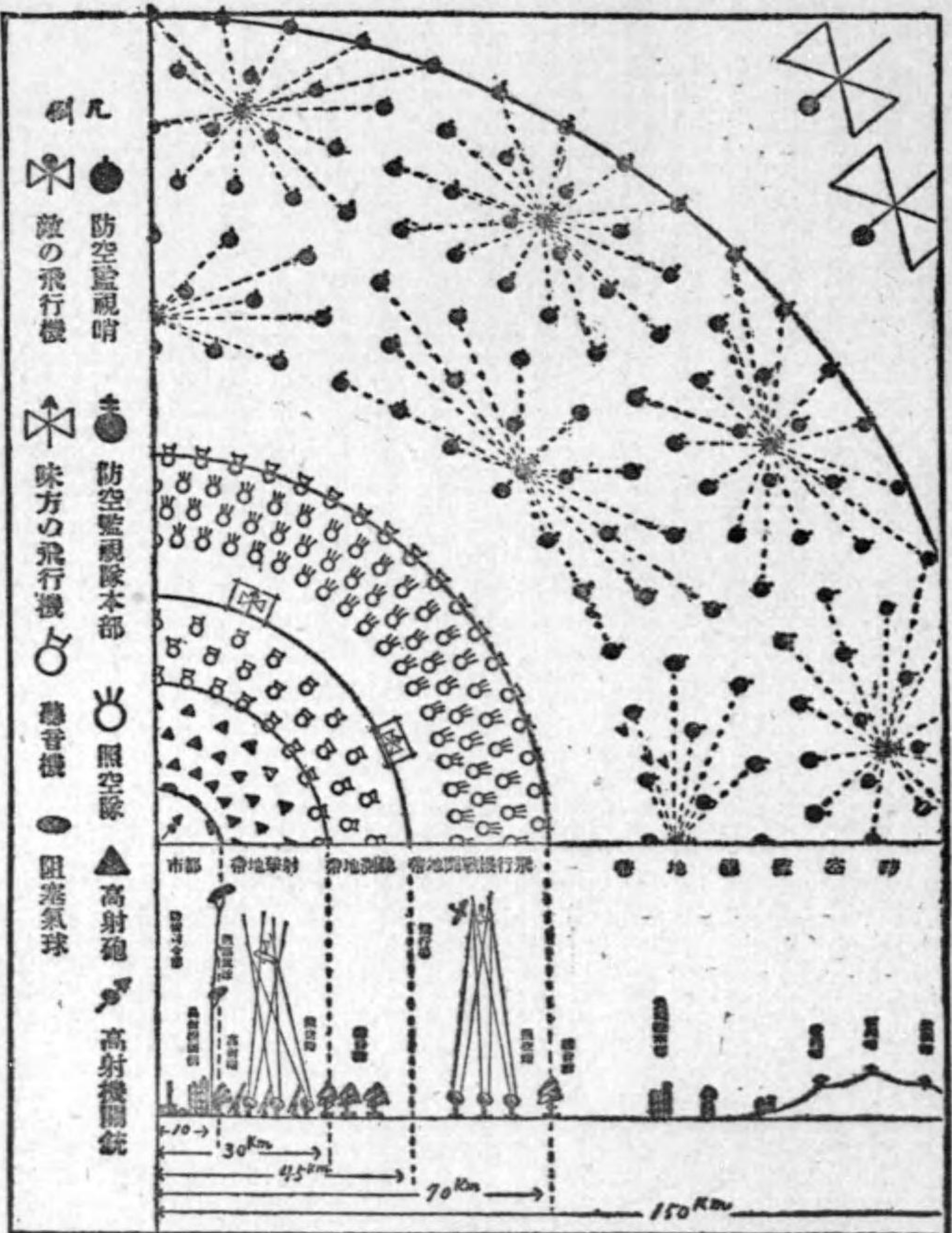
即ち飛行機ならば、遠距離に移動して敵を制壓し得るのみならず、敵の行動に應じて任意の方面より攻撃し得る等、地上防空部隊の企て及ばぬところの活動が出来るのである。

併し防空隊、特に防空飛行隊の兵力は戦時各方面に、兵力を必要とする、時機に於ては一要地のために餘りに強大なる部隊を充當することの困難であることは豫想するに難くない所である。

然るに襲來する敵機の數は何程であるか、豫想もつかぬ所であり、又假に、我防空飛行隊が有利に活動し得るとしても、廣大なる空域に時と方面とを任意に選定して襲來する敵機に對し全部を撃墜すると云ふことは、中々豫期し難いことである。

歐洲大戰の當時、巴里及倫敦の防空には有ゆる才智を盡して對處したのであるけれども、それでも敵機の三〇機は、其防空網をくぐつて侵入し、猛威を逞ふしたのである。故に如何に防空飛行隊が優勢であつても

都市防衛概要圖



地上防空部隊の配置を輕視してはならないのである。

況んや、前述の如く戦時一要地に大飛行隊を充當し得ざることを、豫想するに於ておやである。従つて防空飛行隊のみではなく、地上防空部隊をも配置し、兩者が相俟つて各々の任務に服して防空を一層完全ならしむる如く編成し、配置することが緊要である。

以下直接的防空に於ける各機關の活動状況につき述べることをする。

防空飛行隊

要地防空に於ける防空飛行隊は實に防空戦闘の主隊である。飛行機に對するには飛行機を以てせなければ徹底的の防空は出来ないことは前に述べた通りである。

而して飛行機は主として戦闘機を以て之に任ずるのである。防空飛行隊の任務は敵機が我が要地の上空に到達する以前に於て之を撃墜、又は撃退して要地防空の目的を達成するのである。

防空飛行隊は飛行場に在つて晝夜に亘り常に出發準備を整へて待機の姿勢に在り、敵機襲來の情報を得るや直ちに上昇して敵機を撃退するのである。この何時でも飛び出せる態勢を緊急姿勢と云つて居る。「緊急姿勢とは飛行機を出發線に整置し、空中勤務者に所要の準備を整へて待命し、機附員は飛行機の側に位置して何時にても飛行機を飛ばし得る状態にあらしむるのである。」

夜間の戦闘に於ては特に照空隊との協力が必要である。敵機襲來の情報は依り飛び上

つた飛行機は、先づ待機地帯の上空で敵機を待ち構へるのである。而して我が照空燈が敵機を其光芒内に捕へて照射した時に光芒外に於て攻撃を準備し、敵機を目掛けて不意に攻撃し之を撃墜するのである。

世界大戦の初期に於ては戦闘機の夜間行動は多くは失敗に歸したため一時は中絶の姿であつたけれども、其後照空燈が進歩した結果、大戦末期には十分の効果を認めらるゝ様になつたのである。

即ち光芒内に捕捉せられたる敵機は、光芒外に在る我が飛行機上からの発見は概して容易であるために、光芒外に於て敵に接近し、不意に攻撃を執行することが出来るために機間は有利に指向さるゝのである。又防者としては戦場の地理及氣象等を熟知して居る關係で、夜間飛行そのものに就ても安心し、沈着して戦闘し得る等の利があるのである。

高射砲隊

高射砲隊は高空飛行の敵機を砲撃に依つて撃墜するのが任務である。空襲に際しては先づ第一防空飛行隊が飛び出して敵機を攻撃し、之が全滅を計るのであるが、來襲する敵機の兵力及其行動は全く不明であつて我防空飛行隊が豫期の効果を収め得るや、否やは之亦全く不明である。殊に大空軍時代の今日に於ては數十機は云ふに及ばず、數百機が數層、數方向より襲來することは豫想するに難くないのである。之に對し防空飛行隊の兵力及行動が其何れの場合にも有利なる戦闘を爲し得るや、否やは問ふ迄もなく、察る不可能と言つて過言ではないのである。従つて如何に防空飛行隊が優勢であり、又有利に活動するとしても敵機の一部は必ず其間隙より目的的空襲のために進入することは豫期しなければならぬ。

之に對抗するには第二陣たる高射砲隊及高射機銃(砲)隊が活動して敵機を撃墜し、防空に努めなければならぬのである。

高射砲は可成多く、而かも各所に配置して置けば便利の様であるけれども、高射砲は自分の直上には射撃の出来ない部分が大分あるから掩護物より幾分離れた方がよいのである。又自分の射つた砲弾の破片が落ちて來ることも顧慮せなければならぬ。従つて都市の防空には其外周に一連に、而かも數段に高射砲を配置し、其射撃幕に依つて、自是内不可入、とするのがよいのである。併し砲數の整備には自ら制限があり、假に砲數が無限にあつたとしても、砲彈の準備が續かなくては何にもならぬ等の關係にて、少數の砲を有利に利用する様にせなければならぬのである。

故に防空上の要點には豫め砲臺的に若干の備砲もするが、其他は自動車搭載の高射砲に依り、所要の方面に移動を可能ならしめ、集團的に利用する場が多いのである。都市外周の路幅大なる環狀線道路は此場合有効に利用せらるゝのである。將來の都市計畫は此顧慮が必要である。

高空を而かも高速度で飛行する敵機に對し、地上布陣の高射砲を以てして、果して命中效力を發揮し得るや、否やに就ては衆人の疑問とする所であるけれども、飛び鳥を射撃す獵師を思へば高射砲も亦砲彈は一萬米にも到達するのであるから、火砲及火具の精度と射手の技術並に射撃術の發達に伴ひ有効に射撃し得ることは言を俟たない所である。

高射砲を以て射撃するには照準鏡は飛んで居る飛行機に通じて居るけれども砲身は飛行機の現在位置よりは遙かに前方に向ふ様に指向されるのである。その如何程前方に向けるかは飛行機の高さ、速度方向風速及風向等に依つて差違を生ずるのである。併し何と云つても迅速に移動する目標であるのと、高空に至るに従ひ氣象上の影響も大であるから命中成績の好果を収めることは中々六ヶ敷いのである。

歐洲大戦當時には高射砲と云つても野砲を改造した程度のもものが多く又射撃術も未熟であつた關係等にて十分の威力を示すには至らなかつた

けれども、幾分の成績を擧げて居るのは記録の示す通りである。

國名	年次	高射砲により撃墜せし敵航空機數	一機撃墜に要せし彈數
獨 國	一九一六年	同 三三二	九、八八九
	一九一七年	同 四六七	七、四一八
	一九一八年	同 七四八	五、〇四〇
計	飛行機一、五八八	氣球二	
佛 國	一九一五年	飛行機小數	一一、〇〇〇
	一九一六年	同 六〇	一一、〇〇〇
	一九一七年	同 一一〇	一一、〇〇〇
計	同 三三〇		
英 國	一九一六年	飛行機二二九	八、〇〇〇
	一九一七年	飛行機 一七	四、五五〇
	一九一八年	飛行機 一七	一、三〇〇
計	飛行機 一七		一、〇五〇

右の表によつて高射砲射撃の成績並に各國の高射砲使用状況の一般を知ることが出来る。當時は火砲及其計器類、並に射撃術も幼稚であつたことを想像するに難くないのであるが、其目標たりし飛行機は速度並に航空法等も亦現在に比して著しく遜色ありしことは勿論である。爾來二十餘年後の今日に於ては飛行機の發達は頗る顯著なるものゝあることは何人も之を認ると同時に、高射砲の威力並に射撃術の研究も長足の進歩を遂げて居ることを確認する所である。従つて將來戦に於て如何なる命中率を得るかは今次の日支事變の成績に徴しても相當興味ある問題である。併し高射砲の存在は其命中率の如何を問はず、敵機に與ふる精神的脅威は至大にして輕視するを許さないのである。

高射砲の口径は通常七乃至十糎級である。而して其發射速度は七糎級

では一分間に三十發内外、十糎級では十八發内外である。又どれ程高空まで射撃が到達するかと云ふに其最大射高は七糎級で一萬米内外、十糎級では一萬四千米内外と云はれて居る。

高射機銃(銃)砲隊

高空の敵機を射撃するためには高射砲が有利であるけれども、低空に行動する飛行機に對しては高射砲は反つて射撃が困難となるのである。即ち二千米以下の飛行機に對しては砲の照準、發射の操作が飛行機の速度に追隨することが困難となるのである。

即ち廣い舞臺で敵を速くに制するには長槍が有利であるけれども、狭い室にて切り合ふには短刀がよいと同様に低空飛行の敵機に對しては高射砲は機銃(銃)に一目を置くのである。

故に敵機は高射砲射撃の裏をかいて急降下して爆彈投下を行ひ、或は地上部隊を攻撃する等の行動を取る場合が尠くないのである。

低空飛行の敵機に對しては、勿論小銃射撃も有効であるけれども、同時發射する彈數が充分でないために瞬間に多數の彈丸を集中するには高射機銃が必要となるのである。高射機銃は高射専用のものであるが地上射撃用の輕、重機銃の銃架及照準具文けを取替へて高射用とするものもある。而して高射砲を槍とすれば、小銃及機銃の射撃は短刀に類するものである。而して千米以下の敵機に對しては有効であるが、千米以上に對しては其威力は乏しいのである。

従つて前記の兩兵器では高度千米と二千米間の空域は敵機に對し安全空域となる譯で、敵機をして傍若無人の行動を許すことになるから、此空域を射撃するために大刀に比すべき高射機銃が必要となるのである。高射機銃の口径は十八糎乃至四十糎級である。而して其發射速度は一分間、四十發内外である。

機關銃(砲)の配置は高射砲陣地の間隙や市内の要所々に配置するのである。此兵器は輕量で、且つ廣い場所を必要としないから高層建築物の屋上等にも容易に据付けられる便利があるのである。従つて野戰部隊並都市の防空には重要な兵器である。

照 空 隊 (照空機及聽音機を以て編成す)

敵機に對し火力を加へ直接の効果を與へ得るものは主として防空飛行機及高射機關銃(砲)であるけれども、夜間の空襲に際し敵機に射撃を加ふるに當り照明がなかつたならば、所謂「暗に銃砲」と云ふ譯で射撃効果を期し難いことは云ふまでもないことである。故に我が防空飛行隊及高射機關銃(砲)隊を活動せしむるには、照空隊は重要な任務を擔當するものである。殊に空襲は相當多く夜間に行はるゝことを思へば、その效用は一層重大であることが解かるのである。

照空隊は先づ聽音機を使用して敵機の方角及距離を確め、敵機が照射し得る距離に達したならば、照空機を以て之を照射し、一旦之を光芒内に捕捉したならば、敵機の移動に追隨して脱逸せしめない様に操作するのである、之がためには隣接照空機の間隔を小にして二個以上の照空機で目標を狭み討にする様にすれば一層有效である。照空機の間隔は其機能の精度に依つて差違はあるけれども、現在のものでは約三杆位を適當として居る。

照空機の光芒内に捕へられた飛行機は其強力なる光線のために眩惑せられ、視力を十分使用することが出来ないものである、例へば夜間自動車に出會したる際に、其「ヘッドライト」で照射されると一時は全く視力を奪はれて仕舞ふ、之に反し光芒外より光芒内のものを視る時には克く認識し得ることは誰でも體驗して居る所である。即ち敵機が盲目に成つて居る時機に我が飛行機は暗中より敵の所在及行動を確認し、充分の攻

撃準備を整へて一舉に空中より襲ひかゝるのであるから、有利な戦闘が出来るのである。

又敵機が高射砲や高射機關銃の有効射距離内に進入した場合には、照空機の照射と相俟つて銃砲の射撃に依り敵機の墜落を計るのである。

現在の照空機は多くは自動車に積載し、停止間は其「エンジン」を利用して發電機を運轉する様になつて居る。而して其反射鏡の大きさは色々あるが、大體は百五十種乃至二百種級である。而して照射距離は天候により大變相違はあるが、百五十種級で約八杆、二百種級で約九杆位である。

聽音機は夜間のみならず、晝間にも使用するものであるけれども、晴天の場合には爆音よりは機影を發見する方が早い場合が多いのである。併し曇天の場合等にあつては聽音機が有効に利用される場合もあるのである。

夜間照空機を以て絶へず探照することは徒勞、徒費が多いばかりではなく、敵に早くより我が位置を曝露し、又敵機をして其行動を警戒せしめる等の不利があるから、先づ聽音機に依つて方角及距離を測定し、距離に達したる場合に、急速に敵機を照射して之を捕捉することが必要である。

聽音機は爆音を早く聞き取るばかりではなく、之に依つて敵飛行機の高度及速度等も測定することが出来るのである。即ち聽音機を二線又は三線に配置して敵飛行機的位置を求め、交合法に依つて迅速に高度及速度を測定するのである。

照空機の照射諸元測定用として、聽音機を其近傍に一基配置して照空機に協力せしむるのが通常である。又此聽音機は高射砲の射撃諸元を測定するためにも使用する場合が多いのである。

と危害が大ききことは當然の理である。故に僅かの障碍と雖も空中勤務者のためには大なる脅威となるのである。

「プロペラー」に繫留索、又は氣球が一觸すれば「プロペラー」は忽ち破損して飛行機墜落の原因となるのである。大正十四年八月、所澤陸軍飛行學校に於て舉行せられた航空兵科獨立の式典日に當り、同校技手月山義男氏の操縦する乙式一型偵察機が飛行中、氣球の繫留索と接觸してアツと云ふ間もなく飛行場の中央に墜落したる實況は當時、幾萬觀衆の齊しく目撃したる所であつて、氣球繫揚が飛行機の行動に如何に危険であり、且つ限障りになるかを偶然とは云へ幾萬觀衆の目前に實證したのである。

阻塞氣球の大きさは單一氣球にありては約二千米、二段式のものにありては三千五百米乃至四千米に達せしむることが出来る。

而して其間隔は三百乃至四百米として繫揚するのである。又氣球の數は多々益々可なりであるけれども、大都市の外周に氣球網を張り周すが如きことは材料及經費等の關係で仲々困難なことである。併し小數と雖相當の效力を有するから之が設置の企圖を放棄するのは不利である。

氣球の繫留索は鋼索であるから晝間に於ても少し離れて居れば、之を認識することは困難である。殊に飛行中の者には一層發見が困難である。且つ氣球の位置を望見し得たとしても繫留索は必ずしも其垂直下にあるものではなく、風のまに／＼傾斜して移動するから、危険界は相當大きくなるのである。一氣球は中徑五百乃至六百米の圓錐形危険界を有つて居るのである。

學理的の設計に依れば、四百米間隔の阻塞氣球線を突破する飛行機の危険公算は、往航に十二分の一、復航に十二分の一、即ち往復にて六分の一だと謂はれて居る。此の計數上の判斷が適中するや、否やは別問題

敵機の空襲する方向を探知するには集音器を其操縦機にて上下左右に移動しつゝ爆音を探知するのである。而して其求めたる結果は計算裝置に依つて計算し、それを照空機又は高射砲等に與へるには角度送信機に依るのである。方向を判定するには人間の聽覺を利用する双聽覺法と電氣的に求める位相差法とがある。而して現在では電氣式のもの未だ完全なるもの少く双聽覺利用のものが多く使用されて居るのである。

防空氣球 (阻塞氣球)

敵の進入を妨害する目的を以て地上では鐵條網や鹿砦を設け、水上では防材や機械水雷を敷設するが如く、敵機に對し空中障碍物として防空氣球(阻塞氣球とも云つて居る)がある。

防空氣球は晝間にも使用するけれども、主として夜間に之を使用し、空襲を受ける虞の多い方面に昇騰して敵機をして氣球又は其繫留索に衝突せしめ、其墜落を謀るのみならず、敵機に精神的危險感と與へて襲撃行動を制限し、或は爆撃精度を減殺するのである。

あの無限の太空に氣球網を張り周すが如きことは容易の業ではなく、假に設置したとしても少數の氣球では其効果が疑はれるのである。けれ共、無障害の太空を思ふ存分に翔けるのと、何時網にかゝるか解らないと危惧しつゝ飛行するのは精神上に與へる影響は頗る大きいのである。

殊に飛行機は速度が迅速なるだけ、ソレだけ物體に接觸した際の衝撃

とするも空中勤務者に與へる精神的脅威は少くないのである。殊に夜間飛行に於て氣球があるとなれば、其脅威は一層増大するのである。暗夜歩行するに當り、坦々たる良街道ならば安心して歩けるが、凸凹極まりなき田舎道は歩き惜しい、殊に所々に落とし穴があるとすれば、思ひ切つて歩けないのと同様である。乍併飛行機の性能は逐年發達しつゝあつて高度飛行が益々可能となるに對し、氣球の高度は之に追隨することが困難であるから、氣球利用の如きは時代離れの感を抱かしめないでもないが、氣球を利用するのは大體に於て光明度の大きならざる時機に使用するの、斯かる時機には敵機も亦精密なる爆撃を実施するために低空に降下するを必要とするので、氣球昇騰の高度は比較的小であつても其目的を達することが出来るのである。氣球は元來受動的のものであるから、氣球を昇騰するために他の積極的兵器の活動を妨害してはならない。而して積極的兵器中氣球の存在を邪魔と感ずるのは、飛行機であるから防空の主體を防空飛行機に置く畫間に於ては、原則として氣球を使用しないのである。

又高射砲は其射撃をするために氣球が幾分の障害になる場合もあらうけれ共、之は其配置等に依つて修正も出来ることであるから氣球の利を捨てるには及ばないのである。

ロ、間接的手段の防空

防空の主目的は其手段の如何を問はず同一であるけれども、其方法には狀況に應じ幾分の差違を生ずるのである。之を區分的に云へば左の如きものである。

(一) 敵機をして爆撃目標の發見及照準を困難ならしむるため夜間に於ては燈火の消滅、即ち燈火の管制及發煙遮蔽を有利とするのである。

敵機襲來確實にして刻々我上空に迫る場合には管制を嚴にすると云ふ風にするのが當然のことであり、且必要なことである。此嚴嚴の區分を通常二種に區分して警戒管制と非常管制とに分けて居る。其實施要領は左の如きものである。

警戒管制とは敵機襲來の虞はあるが、何時來るかは判らなると云ふ、幾分ゆとりのある情況下に於て行ふ管制である。即ち不必要なる屋外燈火を消滅して都市の存在を遠方より發見されない様に空襲を豫防するために行ふ管制である。

非常管制とは警戒管制よりは更に嚴重なる管制であつて、敵機襲來の情報が防空監視哨又は他の方面より確報があつた場合に行ふ管制である。即ち防衛司令部では空襲の報告を受くるや直ちに、空襲警報を發するるのである。之に依つて一般は屋外燈は一切之を消滅し、屋内燈と雖外部より見えないう様に消燈、又は隠蔽するのである。斯の如くにして美しい光の都も一瞬にして闇黒の街と化して仕舞ふのである。此管制が完全に行はれたならば折角遙々と幾多の困難を冒しつゝ來襲した敵機も目標を發見することも方向を定めることも困難となり、豫期する空襲の効果を收むることを得ずして撤退するに至るのである。

燈火管制の區域、燈火管制は光の密集地たる都市だけに實施すればよしかと云ふに、それ丈では効果が少い。而已ならず反つて敵に目標を判定せしむることもなるのである。何となれば管制された都市そのものは暗くとも、隣接地が明るい時は敵機は此暗い所に爆撃を投下すればよと云ふことになるから、管制は都市のみならず周囲の住民地に亘り廣大なる地域に對して實施せねば其効果は少ないのである。

燈火を消した位で大都市を誤認する様なことがあるかと思ふ様であるけれ共、晝間でも飛行中に一寸油断をして居ると眼下にある都市が、何

(二) 敵機をして爆撃目標を誤認せしむるためには偽裝及偽目標の設置並に遮蔽(晝夜間共)を有利とするのである。

(三) 敵機に依る爆撃の災害を最小範圍に制限するためには防護(消防、防毒、救護等)を必要とするのである。

(四) 前各項の外、根本的對策としては都市計畫の設計を適切にし以て危害を減少、若くは制限せしむることが有利である。

燈火管制(警戒、非常)

夜間特に闇の光明は遠距離より望見し得るものである。殊に近代都市の夜は光の街である。即ち美しい廣告塔の電飾や、店頭に輝く「ネオンサイン」は云ふに及ばず、各「ビルヂング」の窓より漏るゝ燈光や、街路を照らす電燈、電車及自動車の「ヘッドライト」に至るまで總ての光が合して大空に反映し遠くより都市の存在を標示するのである。此都市の燈光は太平洋、又は大陸方面より飛來する敵機に對しては、最も好個の目標となるのである。

故に夜間の空襲に對し、都市の存在を秘匿し、爆撃目標の發見を困難ならしめ、以て敵空襲の被害より免れ、或は其威力を減少することは頗る必要なることである。之がためには燈火の點滅を統帥部の意志のまゝに統制し、國民亦之に協力して管制に服し、以て防空の完全を期することが必要である。

故に理想から云へば戰役間常に闇黒なることが安全であるけれども、戰時は社會各方面、特に産業界の活動には一層力を注がねばならぬ時機であるから、各般の業務は夜業を必要とし、平業に比して更に燈火を必要とするとも言へるのである。此相反する二つの要求に對し如何にせばよしかと云へば、敵機襲來の顧慮が少い場合には、管制を幾分緩にし、

處であるか急に判断出来ない場合が多い。又多くの人が經驗する所であるが、汽船に乗つて外洋より入港する場合幾多の艀が出入して居つても遠方からは殆んど陸地の出入は判別が出来ない位である。陸岸に近づいても何れの艀を目標とするのか、燈火でもなければ見當がつかないものである。

況んや遠く外地より夜間幾百軒を航空して來たものには、若し闇黒であつたならば、地點の標定は仲々困難のことである。

故に燈火管制は將來戰に於ては必ず實行せなくてはならぬものである。歐洲大戰間倫敦の燈火管制は大戦末期に至り漸次良好となつたため敵機は倫敦を發見すること能はずして、空しく歸還し、若は地點を誤認して郊外無益の地に貴重なる爆撃の大部を投下した如き實例に徴するも燈火管制の價値が大なることを首肯し得ることと思ふ。

發煙遮蔽

敵機の爆撃行動を阻害し、若くは其威力を減殺するために煙幕に依つて目標を遮蔽することが有利な場合がある。併し小範圍の遮蔽では目的を達し得ないのみならず、反つて目標位置を示すことになるから相當廣地域に亘つて發煙することが必要である。

故に發煙遮蔽を行ふ地點は特に重要なものに限るのである。而かも稀薄なる煙を以てしても目的を達し得る様な時機、即ち薄暮とか拂曉、若くは夜間等に利用すれば有利である。

晝間廣地域を遮蔽することは多量の材料を要するから、材料の豊富な場合、若くは我防空機關が不足して他に手段のない場合の外は晝間の發煙遮蔽は實行困難である。

巴里に於ては四百平方米内外の發煙地域八區を設けて重要施設及航空標定地點を遮蔽する様に計畫されて居るとのことである。

發煙劑として使用さるゝ主なるものは左の通りである。

- 一、硝酸バリウム、硫黄、黒粉、及粉狀アンチモニーの混合。
- 二、四鹽化チタン（フミヂエリト）
- 三、四鹽化鉛（オバシート）
- 四、鹽化金屬（亜鉛、銅）

發煙遮蔽には飛行機を以てするのと地上の發煙装置に依るものがあるが、廣地域に對し急速に煙幕を張るには多數の飛行機を使用するのが最も有効である。

而して煙幕は所謂雲散霧消するものであるから、何時も展開して置く譯には行かぬ。之を展開する時機は監視哨より敵機襲來の確報があつた場合直に實施するのが一番良いのである。

今監視哨と被掩護物との距離を百軒とし飛行機の時速が三百軒の場合には二十分以内に展開をせなければならぬ譯である。故に常に準備を整へて置く必要がある。

偽裝

敵機に對し航路目標及爆撃目標を偽裝して其發見を困難ならしむることとは防空の一手段である。植木を害する蟲も保護色が適當なるものは發見困難なるために驅逐を免れるものがある如く、偽裝が適當であれば敵機の危害を免れる場合があるのである。

僅かな細工では役に立たぬ様に思はれるけれども、輕易なる處置でも空中よりする視察に對しては相當の効果を有するものであるから、此處置を輕視することは不可である。

歐洲大戰の際、巴里に於ては敵の航路目標となる池沼に筏を浮べて之を陸地と誤認する如く大なる偽裝を爲したことがある。斯の如き偽裝は大なる作業を要するので、特に重要な要地でなければ實行困難である

が、爆撃目標及航路目標に對しては爲し得る限り偽裝を施すことが必要である。

偽裝は周囲の色調と同和することが有利である。其簡單なる方法は所在の物料を撒亂被覆し、或は稜角若くは陰影を消滅せしむる手段を講ずるが如きことである。又特種の目標は塗裝に依ることもある。尙ほ市街の植樹は燈火及建物等を上空に遮蔽する効果が多いから、平時よりの施設として適當に考慮すべきことである。

偽目標の設置

偽目標の設置は古來戰爭に於て屢々利用せられて効果を收めた例は少くないのである。飛行機に對しても偽目標を設置して敵機を誘致し、その爆撃を無効ならしめ、以て眞目標を保全し得る場合があるから、之が設置を等閑に附してはならない。

而して晝間の偽目標は餘程眞目標に近似した設備をせないと偽瞞は中々困難である。其效果有らしむるためには作業が大きくなり、勞效相償はざることもある。併し僅かなる効果と雖も利用するの着意を怠つてはならない。夜間又は曉暮のためには簡易なる施設にて効果を收め得ることも尠くないのである。

夜間の爲め最も簡單なる施設は火光を利用する方法である。即ち街燈的に燈火を野外に特設して、都市と誤認せしめ、又偽鐵道として機關車の噴煙及客車の火光に擬する點々たる燈火の設置等である。爲して偽都市又は偽施設は敵の進路を判斷して眞目標よりも速かに發見せらるゝ様に設置しなければ偽瞞の效果は少いのである。

偽列車は移動せしめなければ效果がない様に思はるゝけれども、實際夜間飛行に於て偵察するに列車が移動して居つても、それが進行しつゝあるのか、停止して居るのかは餘程注意して居ないと判別は困難なもので

ある。列車の移動は晝間の偵察に於ても注意をして居ないと停止して居るのか、移動して居るのか解からない位である。

飛行機は疾行して居るから對照物を求めて注視して居つても、觀察者自體が移動して居るから標定は中々困難である、夜間に於ては一層其判別が困難である。

都市計畫に依る防空

既設の都市を急に改造することの困難なるは云ふもないことであるが、將來の都市計畫には是非共防空を加味して設計し且つ建設せなければならぬ。

即ち敵の爆撃より蒙る慘害を最小限度に制限する如く各種の注意が必要である。

左に都市計畫上着意すべき要件に就て概説しやう。

- 一、市内の家屋は耐火性材料を以て建築するを可とする。木造家屋の場合には火災を地區毎に制限し得る如く集團建築とする事。
- 二、同時の被害を制限するために重要な建築物は適當に分離して建設し、又同種類の製造工場及貯藏所は成るべく數地に分置する事。
- 三、重要建築物及一定の構造面積を有する建物には爆撃に對し、安全なる地下室を設くる事。
- 四、瓦斯又は石油「タンク」及火藥庫等の如き危險物を收容する建物は安全なる地下構造とするか、又は市外に隔離して建設する事。尙ほ發火性藥品の保管には嚴重なる制限を附することが必要である。
- 五、主要道路は成るべく廣き幅員を與へ、交通及避難に便ならしむるは勿論、火災の防止線として利用し、且燈火遮蔽のため兩側に樹木を植える事。
- 六、市内には適當の間隔に公園（樹木及貯水池あるを可とす）及廣場を

設け市民の避難所とし、又必要に應じ防空機關（高射砲及阻害氣球等）の配置に便ならしむる事。

七、爆撃に對し安全なる深度を有する地下鐵道を設くること、又河川を以て隔つる兩地區には橋梁の外地下道を以て連絡する事。

八、市の外周に近く數個の飛行場を設置し、防空飛行機の活動に資する事。

九、水道、瓦斯、通信線、電燈及電力線等は爆撃に對し、相當安全なる深度に埋没する事。

十、市内外の水陸交通及通信連絡の設備を完備し置く事等。

ハ、補助的手段の防空

補助的手段の防空とは、積極及消極的手段の防空効果を一層有効適切に發揮せしむるために軍部、官憲、並に國民全般が一致協力して防空のために必要な情報を蒐集し、或は空襲の企圖を察知して速かに之を防衛司令部に報告し必要な警報を發令せしめ、以て防空部隊の戰闘並に市民の防空準備に遺憾ならしむる等、防空のために直接間接に關係ある各手段を云ふのである。其主要なるものは、情報の蒐集、防空監視、警報の傳達、防空通信等である。以下之等につき若干の説明を爲すこととする。

情報の蒐集

敵情を廣く集めることは防空準備を整へる上に極めて必要なことである。之がためには出征部隊よりの情報は云ふに及ばず、廣く國際間の諸情報にも注意を拂ひ、敵國一般の情勢、作戰上の慣用手段、特に航空勢力並に其動靜に關する諸情報を蒐集し、成るべく速かに敵の空襲企圖を察知する如く有ゆる手段を講ずることが必要である。

防空監視哨の配置

防空監視哨を配置する目的は何であるかと云へば、敵から不意襲ちを
されないやうに敵機を遠く外方に発見して、速かに之を防衛司令部に報
告させて防空の準備を整へるのである。防衛司令部は監視哨より敵機發
見の報告を得たならば、直ちに警報を發して燈火管制をしたり、或は防
空各部隊、即ち防空飛行隊、高射砲隊等に戦闘準備及戦闘開始を命令し
たり、又市民に對して避難、消防、防毒、救護等の諸準備を完了せしむ
る等の時間の餘裕を得せしむるのである。

監視哨の位置

監視哨を要地の中心から幾何の距離に配置するかは防空準備に、何程
の時間を要するかと云ふのが、基準にならねばならぬ。又飛行機は速度
及通信方法に依つても大に差違を生ずる譯である。

就中防空飛行隊が敵機の近接までに、敵機と對等以上の高さへ飛び上
つて應戦し得ると云ふ丈の時間が特に必要である。而して其高度は晝間
と夜間、晴天と曇天等に依つて差違があり、又飛行機も、戦闘、偵察
輕爆、重爆撃機に依つて其の差違はあるけれど、晝間に於ては五六千米
夜間に於ては二千米附近まで昇る時間を見て置けば大體何れにも應戦し
得る譯である。即ち

監視哨より防衛司令部へ報告し——該司令部より飛行隊長に出動命令
を下し——飛行隊長は空中勤務者に所要の命令を與へ——空中勤務者
は飛行機に搭乗し——發動機を始動して離陸し——離陸して所望の高
度に昇る。

右の各動作に要する時間の累計と幾分の餘裕を計上せなければならぬ
譯である。即ち五千米まで上昇するに要する時間約十分、其他に要する
時間を約十分とすれば、大體二十分あれば五千米の空中に位置を占めら
れる譯である。併し之は眞に最小限であるから出來得れば、尙ほ多くの
餘裕を得らるゝことを希望するのである。二十分と云へば、現用戦闘機
の平均速度三百軒時を以て飛行すれば、百軒の航程である。此距離は東
京を中心として測定すると、東は銚子の東方五〇軒、西は静岡——諏訪
湖の線、南は伊豆南端——新島の線、北は新潟——那須野の線になるの
である。

即ち東京市の防空に於て前記の線に於て敵機を發見し、即時各部隊に
電話を以つて、連絡が出來たならば、防空飛行隊の戦闘準備は大體完了
出來る譯である。

又燈火管制の方から云へば、六機に對し成るべく早く、消燈し、火光
を發見されない様にすることが必要である。之れは矢張り敵機を相當遠
距離に發見しなければならぬ。此要求よりするも監視哨は、都市より百
軒乃至百五十軒に配置することが必要とされるのである。

監視哨の間隔

此間隔は密なる程よい譯ではあるが、密なる程多くの人員と器材を要
するから、或程度で我慢をしなければならぬ。殊に視聽の能否が大なる
關係を有つから之も考慮せなければならぬ。即ち晝間と夜間、又晝夜と
云つても晴曇、曉暮、月明、暗夜等に依つて明暗度も色々變易を生ず
るのみならず風の強弱、環境の状況に依つて聽覺にも大なる影響があ
る。併し之等の變易に應じて一々配置を増減するが如きことは出來ない
から大體晝、夜の兩配置に依つて警戒するのが普通である。

即ち晝間は間隔を大にし、夜間は間隔をつめるのである。晝間晴天の
場合には肉眼を以てして八軒乃至十二軒に於て機影を發見することが出
來る、それに監視哨は望遠眼鏡を使用するから更に遠距離より敵機を發
見することが出來る譯である。併し雲の障り等も顧慮せねばならぬから

兩部所の間隔は十六軒(四里)附近とすれば敵機を見逃すことはない
思ふのである。

又夜間は視覺よりは聽覺の方が利くから、聽覺を基礎として配置する
のが適當である。併し飛行機の爆音は天候氣象に依つて聽取距離に影響
が生ずるのみならず、發動機の種類及飛行高度に依つても大差があるか
ら、此點は十分考慮して決定せなければならぬ。爆音は普通の氣象に於
ては六軒附近より聽取出來るから、夜間兩監視哨の間隔は約八軒(二里)
を標準とすれば敵機の通過を聽き漏らすことはない譯である。

而して監視哨は一線のみならず、通常鱗次形の數線に重疊して配置し
敵機の發見漏れのない様にするのである。

但し要地の状況に應じ、重要でない方面には二線乃至三線の配置に止
め、重要な方面には更に稠密に配置するのである。

監視哨の兵力及編成

防空監視哨の要員は所在地に在住する在郷軍人、消防組員、青年團員
青年學校生徒等を以て編成し、必要に應じ基幹員として一部現役兵を配
屬することがある。之等在郷の要員は平時豫め志願者に對し教育訓練を
施して置き、戦時に際し監視員を任命するのである。

監視哨一組の人員は最少限長以下七名とし、長には成るべく在郷軍人
を用ひ、各組には通信の心得ある人員二名以上を配當する。

以上の監視哨は十數ヶ所を一防空監視隊長の指揮に屬し、其隊長には
將校を以て任命し、同隊本部には十數名の下士官及兵を配屬し、以て各
部所の連絡及統制に任ずるのである。

防空監視隊本部の位置は、交通、通信の至便なることが必要である。
従つて多くは、縣廳の所在地、又は其地區内の警察署内若くは其附近に
設置するのである。

監視部隊の通信設備

防空監視哨——同監視隊本部——防衛司令部間の連絡は直通の電話、
若くは無線電信を以てするのである。尙ほ夜間のためには燈火又は回光
通信等をも信號に利用するのである。以上の外補助防空監視網に依る全
通信機關を利用して最善の防空に資するのである。

海上防空監視船

要地が沿岸に位置し、周圍を陸上監視哨のみにて警戒の出來ない場合
には、海上に防空監視船を配置して監視するのである。

之れには理想から云へば風波に耐抗し得る千噸級の船舶を使用するの
が適當であるけれども、國家を擧げての戰爭中には其自由を有しない狀
態が多いから、百噸内外の耐波性ある地方漁船を使用せねばならぬ場合
が多い。

監視船の位置は、陸上と同様、要地から百軒乃至百五十軒に配置する。
而して二線以上に配置することが出來れば一層有利である。

監視員には船舶に慣れたる者を乗込ませ、通信用には無線電信機を裝
備し、其報告には船名や、位置等を豫め符號にて定め置き、迅速に報告
が出來る様にするのである。

一般船舶の防空監視

沿岸を航行する船舶にして無線電信機を有するものは、敵機を發見し
た場合には所定の海岸無線電信局を通して、其状況を防衛司令部に通報
するの義務があるのである。

補助防空監視哨

防空監視隊だけでは監視漏れがないとも限らぬ。又折角敵機を發見し
ても通信線に故障を生じて適時に報告が出來ない等の場合もあるから、
之等の缺を補ふために、補助防空監視網が規定されるのである。

これには組織的通信系統を有つて居る通信及鐵道兩省の諸機關や、大電力會社等に依つて補助防空監視網が構成されるのである。

即ち郵便局や、停車場や、發電所又は變電所等の通信線全部を利用して通信の速達を期するのである。

警報の種類

警報には空襲を知らせるものと、防護の實施を命ずるものがある。空襲を知らしむるものにも、警戒警報と空襲警報との區分がある。

警戒警報は敵機の機影は未だ発見しないけれども、一般の情勢上必ず空襲を受ける豫想の濃厚なる場合に、各部各機關並に住民に對し防空の準備を命ずるために發令する警報である。之が夜間の場合には警戒管制を實施する場合である。

空襲警報は愈々敵機を發見し、空襲が必至の状況に於て所要の準備を命ずる警報である。夜間にありては即ち非常管制を實施する場合である。

警報の傳達

警戒警報及空襲警報は防衛司令部より關係各官公衛等を経て一般に傳達するのが原則である。

而して警報を如何なる方法で傳達するかは警報規定に依つて定められるものである。警報を直接市民に傳達するには從來屢々實施せる防空演習にて經驗せる如く、「サイレン」、汽笛、打上花火、警鐘及電燈の點滅等がある。尙ほ「ラヂオ」放送は最も有效なる傳達機關であることは既に一般の體験し熟知する所であるが、戰時に於ては發電所及放送局等は爆撃の好目標であるから、「ラヂオ」及電氣諸機關を利用すると同時に他の諸機關をも併用することを怠つてはならないのである。

警報の解除

警報の解除も亦防衛司令部より發令するものである。空襲警報が解除

されたる場合、夜間にありては、非常管制から先の警戒管制に移るのが通常である。

防護警報

防護警報は大體に於て局地毎に發せらるゝものである。即ち火災及瓦斯の危険を知らせて防護の實施を命ずるものである。而して防護警報と空襲警報との間違を起さぬ様にするためには防護計畫で規定を設けるのである。火災のためには特に警報を發せないのである。

防護警報の發令及解除者

防護警報を發令するものは、警察及消防署長、警防團長(分團長)警報部長、同係長、防毒部長、同警戒係長、瓦斯係長である。

防護警報を解除するには警察及消防署長、警防團長(分團長)が決定し、警報部をして傳達せしむるのである。

防空通信

防空通信とは防空に關する諸情報を蒐集したり、或は警報を傳達したり、或は防空部隊を指揮する等、各部各機關の通信連絡を圓滑に行つて防空戰並に防空、防護を有利に實施する爲の總ての通信を云ふのである。之等の通信は軍用専用の通信諸機關を利用するは云ふ迄もない、通信省所管並に警察通信を使用するの外、鐵道通信及電力會社等の通信線をも補助として使用するのである。

第三章 警防團の組織

一、國民防空と警防團

近代科學の急角度的進歩發達は、從來の戰爭方式に一大變化を齎らす

國的に及んだのであつた。然し乍ら、防空の諸問題は其の關係するところ頗る多岐多様、複雑深遠であり、之れを以て國民防空に關する根本の體系が確立したのではなく、種々の方面に徹底を缺く憾みが尠なからずあつた。

斯くして昭和十二年四月、多年の懸案たる防空法の制定公布を見るに至り、同十月より施行せらるゝと共に之に伴ふ各種の關係法令も漸次整ひ、茲に我が國民防空に對し基本的體制が立てられた。然し、主として防空に従事する團體である防護團令に就いては何の規定するところがなく、當然の歸結として之に従事する團體の統制強化を圖ることが朝野の要望するところとなり、昨年一月勅令で警防團令が公布され、始めて其の組織施設、訓練等に於て面目一新、愈々整備されたのである。殊に防空法發布の夏、今次支那事變の勃發するや曩きの滿洲事變に依つて昂揚せられたる日本精神に一段の拍車をかけ、次で我が海陸荒鷲の敵地猛襲は大ひに國民の防空知識を高め、更らに昨秋再び勃發した歐洲大動亂に於ける列強空軍の活動と完備せる防空態勢の實況報導等は、我が國民の防空觀念に異常なるセンセーションを捲き起すに至つた。であるから歐洲動亂勃發直後に施行された全國的防空訓練が、各地を通じて未だ會てなき眞摯熱誠を以て演ぜられ、當局者が齊しく其の熾烈なる防空精神と眞剣なる訓練に感激賞讃の辭を惜しまなかつたのは蓋し當然であつた云へやう。

斯くの如く滿洲、支那兩事變は、傳統的日本精神を躍動せしめるに與つて力ある、該精神は直ちに崇高なる國民防空精神と化して顯現するに至つた。然し乍ら近代戰に輝やく勝利の榮冠は單に精神上の優越のみを以つて齎らすことは至難である。必ずや形而下の完備を以て必勝の條件とする。今、我が國民防空の態勢を觀察すれば、遺憾ながら形而下の準

に至つた。殊に航空機の出現と其の偉大なる發達並びに航空技術の進歩とは戰爭を立體化したるのみならず、鵬程萬里、戰線の後方國土に飛行し、直ちに敵都市或は重要資源の存在する要地を空襲して、多數の爆撃弾——即ち燒夷彈、瓦斯彈及び破壊爆撃彈等の投下を敢行し、以て勝敗を一舉に決し得るに至つた。

而して重要都市に對して行はれる空襲爆撃は、之れに依つて蒙むる都市的、物的損害のみならず、其の都市民は勿論全國民に甚大なる精神的衝動を與へ、更らに民心の動搖は直ちに第一線の士氣にも影響し、銃後の總力戰の結束に破綻を招くこととなり、延いては國民の戰爭意思を挫く一大要因ともなるのである。

従つて今や、かの世界大戦以來に於て具らに航空機の威力と空襲の慘禍とを體験したる歐米の列強は「空を支配するものは世界を支配す」と絶叫して征空と防空の二問題の解決に大なる努力を惜しまず、着々として空の攻防手段は劃期的の進歩を遂げつゝある。

爾つて我國に於ては、曩きに國土防衛上防空の重要なことを痛感した幾多の先覺者の提言があつたが、防空に關する限り其の對策の樹立に缺くところがあつた。然るに昭和六年滿洲事變の勃發を見るや、國民精神の昂揚となり期せずして防空は朝野の問題となり、急速に其の對策樹立の必要が叫ばるゝに至つたのである。もつとも昭和三年に大阪を中心として防空演習の實施されて以來、軍部當局の指導の下に官民協力に依つて各方面に局部的の演習は行はれ、防空に對する認識を普及する上に相當な成果を收め來たつたが、滿洲事變を契機として防空の必要性がいやが上にも高唱されると共に、主として軍部の斡旋、官民協力一致の下に防空の實施機關として防護團の設立が勸奨され、漸次各地に設置されるに至り、昭和十二年七月支那事變の勃發を見るまでは、殆んど全

備に於て、歐米列強に比擬して著るしき懸隔の存在することは否定出来ない事實である。列強の殆んどが第一欲歐洲大戦の苦い経験よりして「國防即ち防空なり」として其の施設に營々たる努力を拂ひ、今日では樹ね防空態勢を完備しあるに對し、我國にありては漸く整備の緒に就いたに過ぎぬ。其の上建築物の大部分が可燃性たる木造であると云ふことは空襲に對する大なる弱點であり、大なる缺陷を曝露してゐる。かの敗殘の支那空軍にあつても小艇にも時に臺灣を襲ひ、又九州の一端を覗ひ得たことに想到するならば、更らに優勢なる列強空軍の襲撃を受けむか、頗る憂慮すべき結果を招來せむことは火を見るよりも瞭らかである。實に防空態勢の促進、整備こそは我國現下の最も緊要なる問題の一と稱して過言ではなからう。

而して防空態勢の完備を期するに當り、最も急務とするは物的施設の完備に留意すると共に國民防空の徹底、防空組織の充實強化を圖るにある。即ち防空組織は全国的に有機化し、恰かも軍の戦場に於けるが如く命令一下、直ちに有効適切なる處置を講じ得られる如くしなければならぬ。この點は防空訓練に際しても一層努力することが肝要であらう。更らに防空上看過すべからざる問題は、國民の精神的訓練である。前大戦に於てドイツが一敗地にまみれたるは、外敵の攻撃に堪え得ざるに非ずして、國民の戦争遂行に關する意志が破綻したに歸因してゐる。如何に難攻不落を誇る要塞と雖も、若し其の要塞内の住民の意氣沮喪する時は、軍の戦意喪失となり遂には鐵壁も敵手に委ねられるに至ることは古來の歴史が明らかに立證してゐるところである。繰り返すまでもなく空襲は、相手國の重要施設、或は大都市等を破壊して、戦争能力を喪失せしめんとする一手段であるが、之れと共に民心に恐怖を與へて動搖せしめ、延いて戦線將兵の戦意を失はしめんとするものである。随つて萬一

にも、我が頭上に敵機の現はるゝことありとするも、沈着果敢、以つて之れに對處し、如何なる敵の威嚇にも平然たる態度を持し、些かも不安動搖を示すが如きことがあつてはならない。

其の爲めには平常時より防空に關し、最も適確正當なる理解を有することが何より肝要である。空襲を輕視することは素より不可であるが、又た過度に恐怖することも却て防空を全くする所以ではない。空襲恐るべし、されど防空施設の整備と訓練とに依つて其の被害を最少限度に阻止し得べしとの確固たる信念を涵養することが國民防空の根本義である。

然るに國民防空と言へば動もすれば防空に關する諸團體の任務にして、國民各自は積極的に關與するものではないかの如き觀念が未だ相當に残つてゐるのは誤れるも甚しい。防空に關する組織が防空法の施行と共に確立され、地方長官、警察署長、市町村長等が責任の機關として防空に任ざることとなり、又た防空に關する諸團體としては從來の防護團、消防組の如きが警防團令の公布と共に統制ある警防團となり、其の任務は愈々重要性を帯びて來たのであるが、かゝる組織統制下にありて國民防空の任に當るものは固より國民の全體でなければならぬ。既に述べた如く、戦線が國土の全般に擴張するゝ時は、國民の全體が戦線に立つに等しく、其の自家の防衛は即ち自己を守ると共に、全國土の防衛に對する責務なることを確認するの精神でなければならぬ。かの獨逸の空相「ゲーリング」元帥は獨逸國民に對して「今や防空は我等國民に取つて一個の生活問題となつた」と警告してゐるが、寔に至言であると思はれる。空襲被害の防止軽減は直接其の害を被る國民全體が之に當つて初めて其の目的を達成し得るのである。全國民が一九となり防空に當る不動の精神と備へがあつてこそ初めて國土防衛の完全を期することが出来る

のである。

斯くして今や防空は國民全般の國家に對する重なる義務となつたことは論を俟たぬところである。

二、警防團の概観

國民防空に關する根本の體系は昭和十二年四月制定公布され、同月から施行せられた防空法であり、その關係附屬法令が發令されて關係官公廳の防空上の權限が決定するに及んで、從來種々の方面に徹底を缺くるところがあつたが、凡べて一掃されるに至つたのである。

然し、防空の自警機關として且つ補助機關として活動してゐる團體——即ち消防組とか防護團は各々其の組織と指揮系統を異にする爲め、重要な業務の遂行に當つて兎角摩擦を生じ易く、種々の問題も起る状態になつた。

そこで、此の兩者の一元化——從來の行應りを一擲して之れを統制強化してこそ、眞の警防活動團體を結成し得られると云ふことが具體化して來たのである。

今、この兩者の沿革を簡単に記すと次の通りである。
從來の消防組 公設消防組は明治二十七年二月發布された勅令消防組規則に依つて、樹して市町村の區域に據り、府縣知事の設置するものであつて、その活動は常は警察署長の指揮下に行はれて來たものである。

而して規則には消防組の活動の範圍は水火災の警戒防禦と規定してゐるけれども、その實際的活動範圍は廣汎に及んでをり、一般災害の警防はもとより各般の警備警戒の補助機關として活動してゐた。

從來の防護團 防護團は、かの滿洲事變の後、防空の必要性が叫ばれた頃から、軍當局の斡旋指導により防空の實施機關として設立されたもの

で、東京市をはじめ各都市から漸次各地方町村へと設置されるに至り、

今次支那事變の勃發する頃は、殆んど全国的に其の設立を見るに及んで毎年の防空演習に活動してゐたのである。

しかし、これに關しては法令の定めなく、主として市町村長が設立に當り市町村長の指揮命令の下にあつた。

斯様にして右兩者はその組織と指揮の系統を異にすれども、等しく防空訓練其他に参加し、業務の範圍が亦必ずしも明瞭でないのみならず、殊にその構成員は都市を除くと殆んど重複或ひは混淆して居る状態に置かれてゐた。

此處に兩者の紛争が生じ、紛争がなければ無駄が生じ、相剋摩擦が問題となつて識者間に於ては早くも、その指揮命令は一元一體でなければならぬと要望されてゐたが、支那事變の進展より國際狀勢が逼迫し、我が國土の防空防衛を整備充實することの緊切なるものがあり、茲に内務省警保局に於て慎重審議、計畫局とも軍部とも市町村當局とも折衝協議の上、遂に昭和十四年一月二十四日勅令警防團令の公布となつたのである。そして種々準備、手續のために猶豫を置いて四月一日より施行されることとなつた。

こゝに於て各府縣では直ちに組織に入り、愈々四月一日になると公團各府縣町村よりどしどし結成が了され、一道三府四十三縣、即ち一縣を餘さず一萬一千五百市町村に亘り一齊に成立を見るに至つたのである。

現在にあつては、總團數一萬一千九百十五、總團員數三百九萬三千五百八十有餘名を算し、全國市町村津々浦々に至る迄結成のない町村は皆無と云つた状態である。如何に市町村當局並に國民が熱誠であつたかを窺ひ知ることが出来やう。

三、警防團の構成

一、警防團の設置

警防團は全國各市町村に設置することを以て原則とするのである。しかし、之を設置するか如何かは地方長官が決定するのだが、警防團は非常に地方的色彩を有し、其の經費等も凡べて市町村に於て支出することゝなつてゐるので、手續として市町村長の申請に依つて知事が設置することゝ云ふことになつてゐる。即ち市町村長が先づ其の名稱、組織、定員、施設の樹要、給與方法等を決定して府縣知事に申請するのである。之れを府縣知事が承認すれば公の國家機關として認知されることゝなるのである。

警防團以外にして防空、警防の業務に従事する機關は工場防護團とか、學校、デパート、會社等の特設防護團とか種々のものもあるけれども、是等の諸團體は専ら自衛を目的とするものであつて、國家の警防機關としては認められないのである。

而して警防團の區域は原則として市町村の區域に依つてゐるのであるが、大都市にあつては非常に尅大なものとなるので、警察署の管轄區域とか、或は學區を區域としたものもあり、又た組合町村等では其の組合管轄を區域とすると云ふ場合に特例が設けてある。

斯くして設置された市町村の警防團には、夫々其の地方獨特の特色なり、長所なりを發揮してゐるのである。

大都市に於ては消防は殆んど消防吏が擔當してゐる關係上、警防團は主力を防空に傾注してをり、又地方に在つては空襲には一寸縁遠いので災害の防禦——消防を主としてゐるとか、或ひは水害の多くある地方で

は水防を主とし、更らに女子ばかりの警防團と云ふのが地方漁村にはある。

前に述べた如く警防團の設置は地方色の特質を活かし、費用の合理化を圖るために市町村長の申請を俟つて行ふことゝしてはあるが、然し國の治安に重大なる關係を以つてゐる警防團が市町村長の自由意志で設置されないやうなことになるやうな結果を招くので、勅令は恣うした場合には地方長官の職權を以て、之が強制設置が可能と云ふことになつてゐる。しかし、この條文は未だ全國何れの府縣にも適用しては居らないのである。大都市は勿論であるが、北海道の千島でも將また小笠原島、八丈島の村々でも村民の熱誠で逐次自發的に警防團は設置されてゐるのである。

二、警防團の組織

警防團の擔當する業務を總括的に大別すると消防、防空、警備の三であり、防空は更に燈火管制、交通整理、防毒、救護、警報、工作、配給、避難所管理に分つてゐる。

而して警防團の組織が各々都市地方に依つてそれ／＼の特色があり、異つてゐるが、大體都市と地方に分類してみると、都市に於ては

團は地域別に分團に分れて、其の下に更らに業務別に消防部、燈火管制部、交通整理部、警護部、防毒部、救護部、警報部、工作部、配給部、避難所管理部等に分け、其の下に活動單位たる十人乃至三十人位の班を置いてゐる。

地方に於ては

消防部—防空消防の外、平時の水火災警防に従事するのである

が、部員の一部を以て特別部を編成してガソリンポンプを使用せしめ、其他の部員を數部に編成して分團内の擔當區域を定めて其の守りに就かしめる。

防毒部—防毒及び瓦斯檢知に従事するが之には警防團長直轄の部（一部編成）と分團に屬する部（二部編成）がある。

救護部—救護部に於ける收容作業とか又は傷病者の應急手當や運搬などに従事するが之にも團長直轄の部（一部編成）と分團に屬する部（三部編成）とがある。

工作配給部—電氣、瓦斯、水道、通信、交通、建築などに関する工作とか物資の蒐集や調達又は配給に関する業務に従事するが之も亦團長直轄の部（四部編成）と分團に屬する部（適宜數部に編成）とを設けるのである。

之等各部の人員は人口一萬人に付消防部約八十名、その他は大體二十名乃至三十名程度である。

また團員の命免は團長、副團長にあつては府縣知事、其他の團員に付ては警察署長が其の權限を有してゐるのであるが、消防署長のある都市に於ては消防部員の詮衡は消防署長が行ふことゝしてあり、何れも辭令を以つて行はれるのである。

三、警防團の指揮監督

警防團は國家の行政に關與する機關であつて、之が設置權も亦地方長官たる府縣知事に在るので、其の最高の指揮監督者は府縣知事である。更に地方長官の命を承けたる警察署長が之が指導監督に任ずる。

分れ、業務に依つての區分はない。又區分したとしても消防と防空の二部に分つ程度で、主として平常は消防、警備の補助等に當り、一旦空襲の際を豫想して之に對處する非常時編成方法が考慮してゐると云ふ程度である。

而して團には團長があつて統轄し、其の下に副團長があつて之が補佐に任じ、地域別の各分團には分團長、業務別の部には夫々の部長があり、活動單位としての部には部長を置き、其の他の警防團員は之を勅令では警防員と呼んでゐるのである。

茲に一例として茲に東京市に於て組織された警防團に就いて記してみると、

東京市の警防團の區域は警察署の管轄區域に依ることゝしたので、合計八十警防團（内に水上警防團一を含む）に上つてゐる。而して團員の定員は人口一萬人に付大體二百六十名であるから總團員數は十六萬餘に及ぶが、消防に従事する者は五萬餘人であり、その内約八千人が消防部特別部員で、従来の消防組員に該當するわけである。

その編成をみると、一つの警防團に、地域別に數個の分團を設置し、分團の下に業務別に部を設け、部は更に班に細分する。分團は大體人口一萬人乃至三萬人を標準として一町會又は數町會を以て一區域としてゐる。分團には警護部、燈火管制部、交通整理部、消防部、防毒部、救護部、工作配給部の各部がある。

警護部—巡察、警戒、防諜、警護を要する物の警護等に従事するが、之は大體五部に編成する。

燈火管制部—警報の傳達と燈火管制の指導に従事するか、成るべく町會毎に一部を設く。

交通整理部—交通整理、交通管制、避難誘導、避難所整理等に従事

尚、警防團は業務の關係上、警察部長が實際の警防活動では指揮者となり、六大都市に於ては消防署長があるので、消防業務の指揮監督は消防署長が擔當することとなつてゐる。

之れを表に依つて示すと、

知事(最高)

警察部長(活動最高部隊長)

警察署長(各團の總指揮監督者)

消防署長

警察官吏

消防官吏(署長の命を受けて)

警防團

と云つた様になる。然し、事態が切迫して警察消防官憲の指揮を承ける邊のない場合は地方長官又は團長の指揮に従つて行動してもよいのである。

斯くして、茲に初めて規律ある統制が成立するのである。

四、團員の資格

警防團員の任命に就いては特に素質の良い者を選ぶやうに周到なる注意が拂はれてゐる。即ち團員は、警防團の區域に居住する年齢十八歳以上五十五歳以下の者で、思想堅實、素行善良、身體強健な者から命ずるのであり、年齢に制限を設けたことは充分な活動力のある者を求める趣旨に他ならない。

しかし、團長、副團長は右の年齢に拘らず任命することも出来るのである。

警防團員たる資格のない者は大體次の通りである。

- 一、公權剝奪又は停止中の者。
- 二、禁錮以上の刑に處せられた者。但し情狀の配量すべき者で満期後二年を經過し改佈の狀著しと認められるときは此の限りではなく。
- 三、禁治産者又は準禁治産者。
- 四、懲戒處分により團員を免ぜられて二年を經過しない者。
- 五、酒癖、暴行癖ある者。
- 六、其他警防團員として不適當と認むる者。又警防團員である者が、
 - 一、不具痲疾に因り又は身體や精神の衰弱に因り、職務に堪えざるに若つた時。
 - 二、傷疾を受け又は疾病に罹り、其の職に堪えざるに至つたとき。
 - 三、定員の改正により過員を生じたとき。
 - 四、年齢五十五歳を超えるに至つた時。
 - 五、公權を剝奪又は停止せられ、或は酒癖暴行癖あり、其他警防團員として不適當と認められるに至つた時。

には退職させることが出来る。

尚ほ、團員が

- 一、警防團の區域外に轉住したとき。
- 二、禁錮以上の刑に處せられたとき。
- 三、禁治産、又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- 四、三月以上所在不明となつたとき。

には當然其の職を失ふのである。

斯くて之れに依つても如何に名譽と能力を重んじて精選主義を採用してゐるか判るのである。

五、定員と給與施設

次に警防團に必要な定員、設備資材、給與等は如何して決定するかと云ふと、之れは地方長官たる府縣知事が其の市町村の警防の實情に應じ、市町村會に諮問して決定するのである。もとより之等の事項は費用に重大なる關係を有し、定員を徒らに増す時は給與が増えることとなり、給與、設備資材が直接に市町村の財政に影響するのであるから、充分市町村の財政との均衡をとらねばならぬ。

然し、實際必要缺くべからざる警防團の施設を、恣うした拘束に依つて準備出来ぬとしたら、萬一の場合に於て百倍に値する災害損失を蒙むと云ふ様では困るので、たとへ市町村會が反對しても決める事は決められることになつてゐる。

こゝで一例として東京市に於ける警防團に就いて記してみやう。

東京市の警防團の定員とか、給與及び警防團に必要な設備資材は、東京市會に諮問して警視總監が之を定めるので、市會に諮問案が上程され定員十六萬三千八百人、其他給與、設備の樹目の決定を見たわけである。

團員の定數人口一萬人に付二百六十名(内消防に従事する者約八十名)であるから全部では十六萬三千八百人に達してゐる。

又給與に就いては大體次の通りである。

- (一) 賄費 一人一食分二十錢
- (二) 警戒手當 消防分遣所勤務手當一人一圓
機關派出所勤務手當一人一圓
- (三) 出火出場手當 甲一人一回二十錢
乙一人一回五十錢

六、警防團の要綱

一、警防團に統制される團體の範圍

- (一) 統制される團體は從來からの消防組、防護團(水上防護團を含む)等である。
- (二) 工場、學校、會社等で、自衛のために設置する特別警防團體は統制外とされるのであるけれども、地方長官に於て必要事項の届出を爲さしめることとなつてゐる。

(四) 技術手當 一人月額

五圓(自動車ポンプ)
三圓(手挽ガソリンポンプ)

(五) 被服手當 消防部特別部員一人月額一圓

などの諸手當を給せられてゐる。

尚ほ不幸にして職務により傷疾を受け又は萬一死亡した場合は、

- (一) 祭祀料として 一人金百圓
- (二) 遺族扶助料 一人金五百圓
- (三) 傷疾(入院の場合) 一日金三圓
- (四) 療治料(入院しない場合) 一日一人金七十錢
- (五) 傷疾扶助料 一日一人一圓
- (六) 傷疾給助料 一人金四百圓

を支給される。

又別に

- (一) 警防團員制服(上下共) 一人一着
- (二) 帽子 一人一個
- (三) 團員徽章 一人一個

などの貸與も受けてゐる。

二、名稱の統制

勅令に基づいて設置されたる警防團のほか、警防團の名稱の使用はかたく禁じられてゐる。又、私設消防組その他公共的私設の警防機關は設けることは出来ないこととなつてゐる。

三、警防團の任務

防空、水火消防、其の他の警防に従事するのであつて、その他の警防とは風災、震災等の災害に對する警戒防禦と警備の補助を謂ふのである。

四、警防團の組織

(一) 設置者とその手續

地方長官(東京府では警視總監、以下これに同じ)が職權又は市町村長の申請に依り、警防團を設置するのである。即ち、原則としては市町村長の申請に依つて設置するのであるけれども、必要に依り地方長官の職權に依り強制設置することも出来る。

(二) 區域

警防團の設置區域は市町村の區域に依るのであるが、但し土地の状況に依り市町村内に於て適宜區域を定め、二以上設置することも出来るのである。一市内に數警察署ある場合等は寧ろ警察署の管轄區域にすることが望ましいのである。

(三) 構成

(イ) 警防團は團長、副團長、分團長、部長、班長及び警防團員を以て組織されるのである。但し土地の状況に依り分團長、部長又は班長は設けなくともよいことになつてゐる。

(ロ) 警防團にはまた地方の事情に依り別に顧問を置くことも出来る。

(ハ) 警防團は前述の役員の區別を見ても判然する通り、分團、部等に分けることが出来るのであるが、分團は地域別、部は業務別に分けるのを以て原則としてゐる。

(ニ) 町村に於ては分團は大體大字の區域に依るのであつて、業務別の部は設けることなく、一體として活動せしめることが原則である。

(ホ) 市に於ける部の種別は、概ね左の如き範圍内に於て必要に応じて設ける。

消防部。燈火管制部。交通整理部。警護部。防毒部。救護部。警報部。工作部。配給部。避難所整理部。

(四) 命 免

團長及び副團長は地方長官が、分團長以下は警察署長が辭令を使用してこれを命じ又は免するのである。

(五) 團員の制限

團員の年齢その他の制限は、地方の實情に適應して、適宜地方長官が決定することになるのである。又必要に依れば女子團員等を置くことも差支へないことになつてゐる。

(六) 定員と施設

警防團の定員、設置資材、並びに給與等は市町村會の諮問して地方長官が定めるのである。消防組規則にも同様の規定があり、費用に重大關係を有するこれ等の事項に關しては、市町村會の意見を求めることとせられてゐる。

(七) 服務規律と懲戒

警防團の服務規律及び懲戒に關する規程は地方長官が定めるのである。

五、警防團の指揮監督

(一) 指揮監督者

(イ) 警防團は地方長官が監督するのである。

(ロ) 警察署長(消防業務については消防署長、以下これに同じ)も亦地方長官の命を承け警防團を指揮監督することが出来るのである。

(二) 行動の指揮

(イ) 警防團の活動はすべて警察部長(警視廳では警務部長、消防については消防部長、以下これに同じ)及び警察署長の指揮に従つて行動せねばならぬのである。

(ロ) 勿論警察官吏(消防官吏を含む)も亦警察署長の包轄的委任に依り、指揮をなすわけである。更らにまた緊急止むを得ざる場合に限り、市町村長又は團長の指揮に依つて行動することも例外として認められるのである。

(三) 役員の仕事

(イ) 團長は警察署長の命を承け、團員を指揮して團務を掌る。

(ロ) 副團長は團長を輔佐して團長事故あるときはこれを代理するのである。

(ハ) 分團長、部長及び班長は團長の命を承け、それ／＼團員を指揮して業務に従事する。

(ニ) 顧問は重要團務につき團長の諮問に應じ意見を述べることが出来る。

六、六市町村長との關係

(一) 市町村長の指示

市町村長はその擔當する防空の業務につき、警察署長と協議した上、

警防團に指示することが出来る。

(二) 市町村の意見提出

更にまた市町村長は、地方長官又は警察署長の諮問に應じ、警防團に關し必要なる意見を提出することも出来ることとせられてゐる。

七、警防團の應援と訓練

(一) 警防團はその區域外と雖も警察署長又は管轄警察署の指揮に従ひ應援しなければならぬ。

(二) 訓練

訓練に關する事項としては、地方長官及び警察署長が警防團の訓練を行はねばならぬこととなつてゐる。

八、警防團の經費

警防團に關する費用はその市町村の負擔となつてをり、このことは從來の消防組、防護團と概ね變更はない。

七、警防團令

第一條 警防團ハ防空、水火消防其ノ他ノ警防ニ従事ス

第二條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下ニ同ジ)ハ職權又ハ市町村長ノ申請ニ依リ警防團ヲ設置スルモノトス

第三條 前條ノ警防團ニ非ザレバ警防團ノ名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第四條 警防團ノ區域ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ土地ノ狀況ニ依リ市町村内ニ於テ適宜區域ヲ定ムルコトヲ得

第五條 警防團ハ團長、副團長、分團長、部長、班長及警防團員ヲ以テ之ヲ組織ス但シ分團長、部長又ハ班長ハ之ヲ置カザルコトヲ得

第六條 團長及副團長ハ地方長官、其ノ他ノ團長ハ警察署長之ヲ命免ス

第七條 團長ハ團員ヲ統率シ團務ヲ掌理ス

副團長ハ團長ヲ輔佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス
 分團長、部長及班長ハ上長ノ命ヲ承ケ團員ヲ指揮シテ業務ニ従事ス
 第八條 警防團ハ地方長官之ヲ監督ス
 警察署長ハ地方長官ノ命ヲ承ケ警防團ヲ指揮監督ス
 第九條 警防團ハ警察部長（警視廳ニ在リテハ警務部長但シ水火消防ニ關シテハ消防部長以下之ニ同ジ）又警察署長ノ指揮ニ從ヒ行動スベシ但シ緊急已ムヲ得ザル場合ニ於テハ市町村長又ハ團長ノ指揮ニ從ヒ行動スベシ
 市町村長ハ其ノ擔當スル防空業務ニ付警察署長ニ協議シ警防團ニ指示スルコトヲ得
 第十條 警防團ハ警察部長又ハ警察署長ノ命ニ依リ其ノ區域外ノ警防ニ應援スベシ
 第十一條 地方長官及警察署長ハ警防團ノ訓練ヲ行フベシ
 第十二條 警視廳官制及特設消防署規定ニ依リ設置スル消防署ノ管轄區域ニ於テハ本令中水火消防ニ關スル警察署長ノ職務ハ消防署長之ヲ行フ
 第十三條 警防團員ノ服務規律及懲戒ニ關スル規程ハ地方長官之ヲ定ム
 第十四條 警防團員ノ定員及給與並ニ警防團ニ必要ナル設備資材ハ市町村會ニ諮問シ地方長官之ヲ定ム
 前項ノ設備資材ハ市町村ニ於テ之ヲ備フベシ
 第十五條 警防團ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス
 第十六條 市町村長ハ地方長官又ハ警察署長ノ諮問ニ應ジ警防團ニ關シ意見ヲ答申スベシ
 第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村

長ト看做ス
 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス
 第十八條 內務大臣ノ指定スル市ニ於テハ警防團ノ外地方長官ノ認可ヲ受ケ市長ハ其ノ擔當スル防空業務ニシテ地方長官ノ指定スルモノニ從事セシムル團體ヲ設置スルコトヲ得
 第十九條 第四條乃至第十一條及第十五條ノ規定ハ前條ノ團體ニ之ヲ準用ス但シ地方長官又ハ警察部長トアルハ市長、警察署長トアルハ市長ノ定ムル者トス
 第二十條 地方長官警防業務ノ統制上必要アリト認ムルトキハ第十八條ノ團體ヲ指揮スルコトヲ得
 警察署長職務執行上必要アリト認ムルトキハ第十八條ノ團體ニ對シ指示スルコトヲ得
 第二十一條 第十八條ノ團體ノ名稱及組織並ニ團員ノ定員、服務方法、服務規律、懲戒、服裝及給與ニ關スル事項ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ市長之ヲ定ム
 附 則
 本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ警防團及第十八條ノ團體ノ設置ニ必要ナル手續ニ關スル規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 消防規則ハ之ヲ廢止ス
 内務省告示第二十六號（昭和十四年一月二十五日）
 警防團令第十八條ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ
 東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市

第四章 其他の防護機關

一、六大都市別に設ける防空團體

警防團の組織以外に六大都市——東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市、名古屋市——に在つては防空業務の複雑多岐に亘り且つ廣汎であるために、市長は別に其の擔當するところの防空業務——例へば防毒、救護、警報傳達、工作、配給、避難所管理等の業務——に従事するために、更に團體を設置することが出来るやうになつてゐる。
 即ち、警防團令の第十八條には

「内務大臣ノ指定スル市ニ於テハ警防團ノ外地方長官ノ許可ヲ受ケ市長ハ其ノ擔當スル防空業務ニシテ地方長官ノ指定スルモノニ従事セシムル團體ヲ設置スルコトヲ得」と規定してある。
 而して其の組織、指揮、監督等は概ね警防團に準據することとなつてゐるが、次の通りである。

- (一) 名 稱
 本團體の名稱は防衛團とする。
- (二) 地方長官の定むる防空業務の範圍
 前述地方長官の定むる防空業務とは概ね次の通りである。
 工作、配給、避難所管理、警報傳達、救護、防毒
- (三) 團體員の任命
 本團體員の任命については當局者間に於て協議を遂げ、連絡協調して詮衡することとし、その間の不均衡、團員の争奪等を防止する意

向である。

(四) 認可事項

團體の名稱、組織、定員、服務方法、服務規律、懲戒、服裝及び給與は地方長官の認可を受け市長が決定することとなつてゐる。

(五) 地方長官及び警察署長の指揮又は指示

(イ) 地方長官は警防活動の統制上必要あるときは本團體を指揮することが出来ることとなつてゐる。
 (ロ) 更にまた、警察署長もその職務執行上必要ありと認めるときは本團體に對し指示することが出来るのであるが、その理由は主として災害現場に於ける警防團と防衛團の活動を統制し、以て指揮二元化の弊を補はんとするに在るのである。

大體以上の如くではあるが、東京市をはじめ大阪市、京都市、神戸市、横濱市、名古屋市の六大都市に於いては、一朝有事の場合に在つて災害現場に兩團體員——警防團員と六大都市に設けたる防衛團員——が混淆錯綜して活動することは、却つて防空業務の完璧を期する所以ではないと云ふ建前から、之れを別に設置せず、兩業務を合して警防團をして行はしめることとなし、背後にあつて充分の援助をすと云ふこととなつてゐる。

之れは當然さうあるべきで、從來の消防組と防護團との一元化を圖つた意味合ひからしても、警防團をして一切を行はしめる方が寧ろ好成果を齎らすものと思はれる。茲に府縣と市が完全なる一致をして防空に、災害警防等に協力して邁進することとなつたのは時局下に於て欣ばしい次第である。

二、隣組防空群の概況

一、隣組防空群の組織

市民の自主自衛的防空機關として、隣保共助の精神に則り我が國傳來の美風をより昂揚し、一朝有事の場合に滅私奉公の精神を以て都市防衛に當るべく隣組防空群が組織されることとなつた。これは從來から組織されてきた家庭防火群が、時局に即應し國民防空の完備を期する趣旨から家庭防空隣保組織の整備強化を要望されて防火群を廢し、是れを隣組防空群と改めたもの、さうして此の防空群は防火のみに止まらず、隣組内の凡ゆる防空業務を擔當するのであるから實に防空群の活動如何は一に此の國民防空の消長に甚大なる影響を及ぼすもので、その責任たるや重且つ大であると云はねばならぬ。

而して防空群は大體に於てこれ迄の防火群を其の儘改稱したものであり、元々市民の自發的發意に基いて出來上つてゐる自衛的のものであるが、併し實際これを組織し、育成し、訓練して行く爲めには何うしても統制、指導、幹旋の中心が必要なのである。云ふまでもなくその中心は市長であつて、市長は一切の責任者たる地位に於て其の手足である區長を指示し、町會長を指導して之れに當ることに定められてゐる。勿論、この場合には關係ある警察、消防署長等の積極的協力援助を俟つことは當然である。

防空群は隣組毎に一つ宛編成することになつてゐるが、その一群の数は十戸内外を以つて組織單位としてゐる。其の理由の主なる點は、活動體が餘りに大き過ぎてもまた、反對に餘り小さ過ぎても不可ないので、この標準を定めたものである。

而して、防空群内各家庭の任務は「我が家は我が家族で護る」を主眼として、我が家から發火させないのは勿論、他からの延焼に對しても群内の協力を得ると否とにかゝはらず、最善の努力をつくして我家の防火に當らなければならない。

しかしながら、焼夷彈火災の突發に際して迅速克く防火の處置を講ずるには、單なる心構へのみでは到底これを防壓し得ない。宜敷平素に於て其の家族數或在宅人等の別に依つて、それ／＼防火上の任務を定め置き訓練するは勿論、更らに咄嗟の場合に處するため防火上、必要なる器具や防毒具の準備は當然なさねばならぬ。

茲に家庭防火上、緊要なる點を擧ぐれば樹ね次の通りである。

- 一、平素在宅する者が一名の場合はその者を防空群擔任者と定めて置かなければならぬ。
- 二、擔任者の資格は色々の條件から出來ることなら男子の方が良いのであるが、困難の場合は婦女子たりともよろしい。しかし、男子の方が適當であると謂ふことを強調して置く。
- 三、平素在宅するものが二名以上ある家庭にあつては、内一名を擔任者と決めて置き、この擔任者が先づ火災の通報に當りたる後に於て、其の他の者と協力して防火に従事しなければならない。
- 四、時に全家族が外出するとか、又は擔任者が外出して後には老幼者、病人のみが居残るやうな場合は、豫め隣家の大勢家族のあるものに代理を頼んで置く必要がある。
- 五、實際に空襲があり、焼夷彈が落されて防空群が防火に當る時は、擔任者以外の者も全部駆けつけて共に防火消防に當ることは云ふまでもない。

又特設防護團の設置のない工場、商店、大邸宅、アパート等で多數の人を抱容してゐるところは、特別防空群を設けることになつてゐる。

從來の防火群は群内の各戸から一人宛の擔任者を出して一つの群を組織してゐたのであるが、今度は隣組内の者全部が群員となり、一丸となつて群内の防空に當るのである。

尙ほ群長は隣組長を以つて是れに充てることになつてをり、更らに副群長の制度を設けてゐるのは、隣組長なる群長は責任者として相當に多忙を極めるので、何時も家にゐることは出來ない事情もあるから、成るべく家に常住する者をして何時如何なることがあつても飛び出せる者を定めて群長の代理として、有事の際の業務に遺憾なきやうにするのである。更に連絡員は群長や副群長或は町會長、群員の連絡に當ることゝなつてゐる。而して、この隣組防空群は聯合體を編成せず、一單位のものとするのである。

二、隣組防空群の任務

從來の家庭防火群の任務は主として防火のみに限られてゐたのであつたか、新たに組織された隣組防空群は、防火の外に隣組内の警報、傳達、燈火管制、防毒、待避其の他あらゆる防空防護の業務に當ることゝなつてゐる。

しかし、其の重點とするのは何んと云ふても初期防火であることは謂ふまでもないことである。空襲下にありての焼夷彈による火災は勿論普通の火災であつても、發火當初に於ける應急防火は最も肝腎である。最初の「バケツ」一杯は延焼後の「ポンプ」數臺にも優るものであり、殊に焼夷彈に對しては其の性能上一刻の猶豫も許さぬから、各家庭の防火の徹底と相俟つて近隣相寄り協力して防火に當ることが緊要である。

三、家庭防空隣保組織要綱

隣組防空群組織の基本となる、昭和十四年八月二十四日内務省より發令された家庭防空隣保組織要綱を次に掲げてをく。

一、方針

- (一) 家庭防空隣保組織ハ國民防空ガ國民全般ノ自衛行爲ヲ基調トスルモノナルコト特ニ我國都市構成ノ現状ヨリシテ應急的自衛消防ノ強化充實ヲ急務トスルモノナルニ鑑ミ防空ニ關スル自主的自衛的機關ヲラシムルコト
- (二) 家庭防空隣保組織ハ前項ノ趣旨ニ基キ小單位ノ機構ヲラシメ我國古來ノ隣保團結近隣相扶ノ舊慣ノ發揚ニ資セシムルコト
- (三) 家庭防空隣保組織ハ自治的機關ヲラシムルコトヲ本旨トシ官公署ハ必要ニ應ジ適宜之ヲ指導スルコト
- (四) 家庭防空隣保組織ノ指導ニ當リテハ有事ニ處スル精神訓練ヲ第一義トシ併セテ實際ニ即シタル有效適切ナル活動要領ヲ訓練スルコトヲ主眼トシ豫メ必要ナル設備資材ヲ整備シ且所要ノ計畫ヲ準備セシムルコト

二、任務

家庭防空隣保組織ハ組織内ニ於ケル消防、燈火管制、警報傳達其他防護ノ共助ヲ任務トシ就中都市ニ於テハ應急消防ニ重點ヲ置キ其ノ他ノ地域ニ於テハ情況ニ依リ適宜重點ヲ定ムルコト

三、組織及編成

- (一) 家庭防空隣保組織ハ國民ノ自發的積極的發意ニ基キ設置スルヲ本旨トシ市町村長及警察消防署長ハ協力シテ之ガ幹旋ニ當ルコト
- (二) 家庭防空隣保組織ハ可成全國ニ之ヲ設置シ特ニ都市ニ於テハ速

- カニ之ガ充實強化ヲ期スルコト
 - (三) 家庭防空隣保組織ハ隣保協力ニ便ナル十戸内外ヲ以テ之ヲ組織スルコト
 - (四) 衛生、教化、親睦、經濟更生等ノ爲ニ存シル隣保協同組織ニシテ本要綱ニ適合スルモノアル場合ニ於テハ之ヲシテ家庭防空隣保組織ノ任務ヲ行ハシムルコト
 - (五) 家庭防空隣保組織ヲ聯合シタル組織ハ活動團體トシテハ之ヲ認メザルコト
 - (六) 家庭防空隣保組織ト市町村長又ハ警察消防部長トノ連絡機關トシテハ前項ノ聯合組織又ハ既存ノ町會、部落會等ヲ以テ之ニ充ツルコト
 - (七) 家庭防空隣保組織ニハ責任者二名(正副各一名トス)ヲ置キ組織内各戸ノ長ノ合議ニ依リ之ヲ定ムルコト、シ其他ニハ役員ヲ設ケザルコト
 - (八) 家庭防空隣保組織ノ責任者ハ組織ヲ代表シ組織ノ任務達成ニ努ムルコト
- 四、育成及指導**
- (一) 家庭防空隣保組織ノ育成ハ主トシテ市町村長之ニ當ルコト但シ土地ノ情況ニ依リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
 - (二) 家庭防空隣保組織ノ行動ノ指導統制ハ市町村長、警察消防署長各自其ノ擔當スル防空業務ニ應ジ之ニ當ルコト
- 五、經費**
- 家庭防空隣保組織ニ關スル費用ハ組織内各戸ノ負擔ヲ原則トスルコト必要ニ依リ市町村費又ハ部落協議費ヨリ之ヲ支出シ又ハ補助スルコトヲ得

第四章 防空法に就て

一、防空法の發布

昭和十二年春の議會は、時局の切迫せる状態を洞察して、豫定を争ケ年繰上げて、防空法を十月一日から實施することを可決し、その施行に關する勅令も發布された。また新法實施のために、内務省には計畫局が新設され、各地方廳にも、それぞれ、新しい組織が設けられた。またこれを機會として、警視廳その他地方廳では、建築物等に防空施設を命ずる新しい規則を、作るべく着々成案を急いでゐると聞いてゐる。

軍防空即陸海軍の行ふ積極的防空に對して、一般國民の行ふべき燈火管制、消防、避難、救護、防毒、これに關聯して、通信、監視、警報等これ等國民防空に就て、その實施及必要な設備、資材の整備に關する防空計畫を設定する責任者として、地方長官其他の義務を明確にしたのが、本法の規定である。防空若くは、其訓練に當つて、一般國民は、新にいゝるゝな義務と制限を課せられることが、次に國民の心得て置かなければならぬ事柄である。その他死傷者に對する給與、費用の負擔と國庫補助の規定が、新法の内容をなすものであつて、要するに、國民防空を組織的に、且つ效果的に行はんとすることを目的とするものである。

空襲の恐るべきことは、今次の支那事變に於て、何人も痛感してゐることであらう。わが海陸軍の空軍の活躍振りは、實に目覺しいものがあつて、快敵を叫ばずにはゐられないが、何れの都市に對しても、軍事施設並に敵軍のみに對して攻撃して一般敵國民に對しては些かもこれを攻撃目標としてゐないのである。これがために、我空軍は、非常な犠牲を

防空法

(昭和十二年四月五日) 法律第四十七號

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ輕減スル爲陸海軍ノ行フ防衛ニ則應シテ陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、消防、防毒、避難及救護並ニ此等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳監ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ地方長官ノ指定スル市町村長防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ規模大ナル事業又ハ施設ニシテ防空上特ニ必要アルモノニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲サシメ又ハ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空

拂つてゐる。然も射撃投擲以外ノ手段に訴へないのである。かゝる皇軍の人道的考慮は現代の慘烈なる空中戰に於て、全く例外的の自制と云ふ可きで、他日萬一にも我國土の上に来襲すべき敵空軍は、必らず焼夷彈や毒瓦斯を以て、非戦闘員や一般國民を攻撃すべく、從て空襲の慘禍は、南京、上海の比でないことを、豫め覺悟して置く必要がある。かゝる空襲に對抗して、その攻撃の目的とする効果を擧げしめないことこそ、國民防空の主たる任務に外ならないのである。擴大深刻化された近代の戰爭に於ては、陸、海、空の三軍に對する第四軍として國民防空の負擔する使命は、まことに重大なものである。

防空法の實施とこれに伴ふ事務組織の整備によつて、日本の國民防空も、漸く任務遂行の緒に就いたことは疑ひない事實であるが、國防第四軍として完備を期するには、まだまだこれからの仕事である。第一に國民防空軍は未組織の老若男女を成員としながら、その一人々々の自覺ある連帶的協力が必要とする困難な事情がある。これは命令服従の關係だけでは徹底を期することは出来ない。更に益々自發的に働かなければならない點も、國防と云ふものに對する觀念とよほど異なるものがある。非常管制の燈火が洩れ過ぎ、警戒管制下では暗きに過ぎると云ふのは、道般の各地に於ける防空演習の實狀であつたと傳へられるが、警戒管制下に於ても、國民は常業を中止すべきではなく、戰時は一層仕事の能率を擧げなければならないのである。これ等の點は一般國民の等しく徹底的に理解して欲しい點である。新防空法は、罰則も規定されてゐるが、立法の目的を達するためには罰則よりも、むしろ國民に對する防空教育が先決問題ではあるまいか。故に吾々は、この防空法施行の機會を最も有効に利用して、國民に對する防空教育の劃期點たらしめんと切に望むものである。次に防空法關係法令を掲げる。

ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ防空ノ訓練ニ從事セシムルコトヲ得

第一項ニ依リ燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ訓練區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ主務大臣、地方長官又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證據ヲ携帯スベシ

第十二條 第六條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者之ガ爲傷病ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ地方長官、市町村長又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ葬祭ヲ行フ者ニ對シ療養又ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スベシ

第十三條 地方長官第五條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補償スベシ

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用又ハ使用ノ後六ヶ月ヲ經過補償金額ノ決定ノ通知ヲ受ケザルトキハ其ノ期間經過シタル日ヨリ六ヶ月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官第六條第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者第六條第二項ノ規定ニ依リ其ノ從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實費ヲ辨償スベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ實費辨償ニ之ヲ準用ス

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備、第十條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練又ハ第十二條ノ規定ニ依リ給與ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於

第二十一條 國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十二年勅令第五百四十八號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行ス)

防空法施行令 (昭和十二年九月二十九日勅令)

第一條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ亘リ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ道府縣防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スベキ事項其ノ他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ

前項ノ防空計畫ハ市町村防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第二條 防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鑛山、鐵道、軌道、無線電信、無線電話又ハ電氣、瓦斯、海運若ハ航空ニ關スル事業若ハ施設トス

第三條 防空法第五條ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
一 電氣工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、診療所ノ類ニ付テハ燈火

テハ北海道又ハ府縣、市町村長之ヲ爲ス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條ノ規定ニ依リ設備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第十六條 防空委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以內ヲ補助ス

一 第十五條第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市町村又ハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ負擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル費用

三 防空委員會ニ關シ北海道、府縣又ハ市町村ノ負擔スル費用

第十八條 特殊技能ヲ有スル者故ナク第六條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ命令ニ從ハザルトキハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス
故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若ハ妨ダタル者亦前項ニ同ジ
第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

管制ニ關シ必要ナルモノ

二 水道、下水道、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山ノ類ニ付テハ消防ニ關シ必要ナルモノ

三 劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

防空法第五條ノ規定ニ依リ供用セシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

一 高層建築物ノ類ニ付テハ監視ニ關シ必要ナルモノ

二 號報器ヲ有スル施設ニ付テハ警報ニ關シ必要ナルモノ

三 學校、集會場、劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物、避難上有效ナル空地ヲ有スル工場其ノ他ノ建築物、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

一 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師及看護婦

二 防空ニ關スル技能ニ付特殊ノ教育訓練ヲ受ケタル者ニシテ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムルモノ

防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ其ノ防空計畫ニ基キ防空ノ實施ニ從事スベキモノ其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第五條 防空ノ實施ノ開始及終止ハ内務大臣之ヲ命ズ

前項ノ命令ハ關係アル地方長官及防空法第三條第一項ノ防空計畫ノ設

定者ニ對シテハ内務大臣、關係アル市町村長ニ對シテハ内務大臣ノ通知ニ依リ地方長官之ヲ發ス

内務大臣第一項ノ命令ヲ爲スニ付テハ其ノ時期及區域ニ關シテハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ通知ニ依ルベシ

第六條 前條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始命令アリタルトキハ防空計畫ノ設定者ハ監視及之ニ伴フ通信ニ關シテハ直ニ之ヲ實施シ防空上必要ナル其ノ他ノ事項ニ關シテハ其ノ準備ヲナシ適宜之ヲ實施スベシ監視及之ニ伴フ通信ハ務條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ終止命令アル迄之ヲ繼續スベシ

第七條 防空ヲ實施スル場合ニ於テ航空機ノ來襲ニ關シテハ左ノ各號ノ區分ニ依リ防空警報ヲ發ス

一 警戒警報 航空機ノ來襲ノ虞アル場合

二 警戒警報解除 航空機ノ來襲ノ虞ナキニ至リタル場合

三 空襲警報 航空機ノ來襲ノ危險アル場合

四 空襲警報解除 航空機ノ來襲ノ危險ナキニ至リタル場合

當該區域ノ防衛ヲ擔任スル防衛司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令官若ハ要港部司令官（以下陸海軍司令官ト稱ス）又ハ其ノ指定スル者ノ發スル防空警報ヲ以テ前項ノ防空警報トス

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ第二條ニ掲グル事業若ハ施設又ハ第三條ニ掲グル特殊施設ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス

防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第九條 防空法第十二條ノ規定ニ依リ療養又ハ葬祭ニ要スル費用ハ防空ノ實施ニ從事セシメタル者ニ於テ之ヲ給スベシ

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ防空法第三條第

一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ在リテハ内務大臣、市町村長ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムベシ

第十條 防空法第十三條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ通常生ズベキ損失ニ限ル

第十一條 防空法第十四條ノ規定ニ依ル實費辨償ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官又ハ同法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者内務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條 防空法第十七條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス但シ寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ交付シタル國庫補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

一 設備又ハ資材ヲ廢棄又ハ變更シ當初ノ目的ヲ達シ得ザルニ至リタルトキ

二 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

第十三條 防空法第三條及第十條ノ主務大臣ハ内務大臣、同法第十一條ノ主務大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

第十四條 陸海軍司令官ハ監視網構成ノ概要ニ付及陸海軍ノ行フ防衛ノ必要上使用ヲ禁止又ハ制限スルコトアルベキ土地建物ニ付防空計畫ノ設定上必要ナル事項ヲ防空計畫ノ設定者ニ通知スベシ

第十五條 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ陸海軍ノ行フ防衛ニ則應セシムル爲必要ナル事項ニ關シテハ内務大臣ハ陸軍大臣及海軍大臣ニ、

地方長官ハ陸海軍司令官ニ協議スベシ

第十六條 左ニ掲グル事項ニ關シテハ内務大臣ハ關係各大臣ニ、地方長

官ハ關係地方官廳ニ協議スベシ

一 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ當該計畫中國ニ於テ管理スル土地家屋物件ノ使用ニ關スル事項

二 防空計畫ノ認可ヲ爲ス場合ニ於テ設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル事項

三 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル指定及同條第二項ノ規定ニ依ル認可

四 設備又ハ資材ノ整備又ハ供用ニシテ他ノ法令ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スルモノニ關スル防空法第五條ノ規定ニ依ル命令

五 防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ニ對スル同法第十條第一項ノ規定ニ依ル命令

第十七條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ制行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則 本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十二年勅令第五百四十八號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行ス）

(別記様式) 表面 日本標準規格第九十二號B列八番 (64mm x 91mm)

第 號 年 月 日 交付

防空法第十一條第三項ノ規定ニ依ル證票

主務省
道府縣又印
ハ市町村

官 聯 氏 名

裏 面

防空法摘要

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ主務大臣地方長官又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルト得但シ私人ノ邸宅竝ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前ノ項規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ
當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ
第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス
故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若ハ偽ノ資

料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若ハ妨グタル者亦前項ニ同ジ

防空法施行令摘要

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ第二條ニ掲グル事業若ハ施設又ハ第三條ニ掲グル特殊施設ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス
防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル
第十三條 防空法第三條及第十條ノ主務大臣ハ内務大臣、同法第十一條ノ主務大臣ハ内務大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

官廳防空令 (昭和十二年九月二十八日)

第一條 本令ニ於テ官廳防空計畫ト稱スルハ國ニ於テ管理スル施設ニ關スル防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ
第二條 内閣總理大臣又ハ各省大臣 (陸軍大臣及海軍大臣ヲ除ク以下之ニ同ジ) ハ自ラ官廳防空計畫ヲ設定シ又ハ其ノ監督ニ屬スル行政官廳ニシテ必要アリト認ムルモノヲ指定シ官廳防空計畫ヲ設定セシムベシ
内閣總理大臣又ハ各省大臣ノ設定スル官廳防空計畫ハ内務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ、其ノ他ノ行政官廳ノ設定スル官廳防空計畫ハ地方長官及防空法施行令第七條ノ陸海軍司令部ニ協議スベシ
第三條 官廳防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ
第四條 内務大臣ハ防空法施行令第五條ノ規定ニ依リ防空ノ實施ノ開始又ハ終止ヲ命ズルトキハ同時ニ内閣總理大臣及各省大臣ニ其ノ旨通知スベシ

内務大臣前項ノ通知ヲ爲シタルトキ又ハ内閣總理大臣及各省大臣前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ監督ニ屬スル關係アル官廳防空計畫ノ設定者ニ其ノ旨通知スベシ
前二項ノ通知アリタル場合ニ於テ防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シテハ防空法施行令第六條ノ規定ヲ準用ス

第五條 國ニ於テ管理スル施設 (陸海軍ノ官衛學校ヲ除ク) ニ關スル燈火管制ノ實施及訓練ニ關シテハ防空法第八條及第十條第三項ノ規定竝ニ之ニ基キテ發スル命令ノ規定ヲ準用ス但シ之ニ依リ難キ事項ニ關シテハ内閣總理大臣又ハ各省大臣ハ内務大臣、陸軍大臣及海軍大臣ニ協議シ別段ノ規定ヲ設ケルコトヲ得

第六條 内閣總理大臣及各省大臣ハ其ノ監督ニ屬スル官廳防空計畫ノ設定者ニ對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

附 則

本令ハ防空法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

防空委員會令案 (昭和十二年十月二十二日)

第一條 防空委員會ハ中央防空委員會、道府縣防空委員會及市町村防空委員會トス
中央防空委員會及道府縣防空委員會ハ内務大臣、市町村防空委員會ハ地方長官 (東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ) ノ監督ニ屬ス
道府縣防空委員會及市町村防空委員會ハ防空法第二條及防空法施行令第一條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス
委員會ハ前項ノ外關係行政廳ノ諮問ニ應ジ防空ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

都 市 防 空 篇

委員會ハ防空ニ關スル重要事項ニ付關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央防空委員會ハ内務省ニ之ヲ置ク

道府縣防空委員會ハ道府縣毎ニ、市町村防空委員會ハ防空法第二條ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定スル市町村長ノ統轄スル市町村毎ニ之ヲ置キ道府縣又ハ市町村長ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 中央防空委員會ノ會長ハ内務大臣、道府縣防空委員會ノ會長ハ地方長官、市町村防空委員會ノ會長ハ市町村長ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 中央防空委員會ノ委員ハ四十人以内トス

道府縣防空委員會ノ委員ノ定數ハ内務大臣、市町村防空委員會ノ委員ノ定數ハ地方長官ノ定ム

前二項ノ定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 中央防空委員會ノ委員及臨時委員ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

道府縣防空委員會ノ委員及臨時委員ハ地方長官ノ命ズ

市町村防空委員會ノ委員及臨時委員ハ市町村長官ノ命ズ

第七條 委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央防空委員會ニ在リテハ内務大臣ノ指名スル委員、道府縣防空委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員、市町村防空委員會ニ在リテハ市町村長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ者會長ノ職務ヲ代理ス

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク中央防空委員會ノ幹事ハ内務大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ道府縣防空委員會ノ幹事ハ内務大臣、市町村

防空委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記ヲ置ク中央防空委員會ノ書記ハ内務大臣、道府縣防空委員會ノ書記ハ地方長官、市町村防空委員會ノ書記ハ市町村長之ヲ命ズ

書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十一條 中央防空委員會ニ關スル費用ハ國庫、道府縣防空委員會ニ關スル費用ハ道府縣市町村防空委員會ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス
第十二條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、防空法の範圍

我國の中央都市に於て、防護團の設立されたのは、昭和八年であるが、その活動をなすに當つて、何等の権能もなく、又制裁もなく、單に各官廳市役所等の仕事に協力すると同時に、其區域内の防護訓練を行つたに過ぎなかつた。強ひて、この防護團の行動を何かの法律的條文に當嵌めるとすれば、昭和五年に規定された、「東京市非常變災要務規約」に該當する。事實昭和八年十二月制定の「防護團訓練大綱」はこの非常變災要務規約によつて作られたものである。

東京市非常變災要務規約第一條によれば、

本規約ハ東京市ニ於ケル非常變災ヲ對象トシ、東京市役所、東京府廳、警視廳、東京警備司令部及東京憲兵隊ノ平時ニ於ケル防護準備並ニ有事ノ場合ニ於ケル防護實施ヲシテ完全ニ協調セシムルト共ニ右地域内ニ於ケル各種團體ヲシテ關係官公衛ノ防護事業ニ統制アル援助ヲナスコトヲ目的トス

條文の示すごとく、單に關係官公衛、防護事務を援助すると云ふことのみであつて、防護團員は何等の権能もなく、負責すべき義務もなく、亦一般市民も何等羈束されることがなかつたのである。

これでは、防護團の活動をなすに當つて種々の不便が生じて、圓滑な活動が出来ない。團體の指揮命令は行はれず、無理解な市民は、當然なすべき燈火管制等のことにすら、協力しないものが出て来るし、交通取締に當つては、種々な紛争が生じ、全く解決のしやうがない。殊に一番困難な問題は、防護團の維持と演習に要する費用の捻出である。更に器具器材の準備費等に至つては、全く其衝に當る人々は苦心して居つたのだ。豊かな町で理解ある篤志家の多い團體は總て此點は圓滑に行くが、所謂貧乏町に至つては、手の付けやうが無い。仕方がないから、演習實施の時は、演習をやつたやうな顔をして、お茶を濁して置くこと云ふやうなことになるのである。

これでは國家的事業である處の防空防護がこの状態では困る。到底一つの地方團體に委任して置く可き問題ではない。と云ふので、第七十職會の協賛を経て公布せられたのがこの防空法である。

防空法は、かうした意味に於て、實施期に入つたのであるが、其内容を検討すると、まだまだ、國民の輿望に添ひ得るかどうか疑問の點が多々あるのである。然し乍ら、本法は法令の内容を最少限度に止めて、大綱のみを規定したのであるから、實際上の運用に當つては、省令又は勅

令によつて、附則乃至施行細則等、努めて満足されるやう補足されて行くことは勿論である。

さて本法は、國土防空に關する一切のことについて規定されたものではなく、單に國民防空の範圍に止まるもので、その提案の理由によれば戰時又ハ事變ニ際シ、陸海軍以外ノ者ノ行フ防空ヲ完備ナラシムル爲ニハ防空法ヲ制定シ、以テ防空ノ責ニ任ズル者ヲ定メ計畫ヲ樹立シ、防空ノ實施設備資材ノ整備防空ノ訓練等ヲ行ヒ之ニ關スル國民ノ權利義務ヲ明ニシ且ツ必要ナル費用ニ付キ其負擔ノ區分ヲ定ムル要アリ、是レ本法ヲ提案スル所以ナリ

としてあり、以てその運用の範圍と、立法の精神が窺知されるであらう。然し乍ら、本法は右の提案理由に謂ふやうに國土の防衛全般について規定したものではない。たゞ國民の行ふ防空の範圍にのみ限られて規定され、その範圍に於て、國民に最少限度の要求、義務を定めただけ過ぎないのである。であるからこの範圍では一般國民の期待には添はないかも知れぬが、國民は法の運用について大に研究して、足らざる處は、その運用を以て補ひ國防の完備を期さなければならぬ。

國土防空の任務は主として軍部が其衝に當るのであるが、國民を離れて眞の國防はないのである。軍、官廳、國民、これが一團となつて一致協力しなければ、目的は達成されないのだ。そこで、軍には軍防務條例があり、官廳には、官廳防空法がある。本防空法は、國民のみに課せられた法令である事を重ねて附言して置く。

三、防空法の解釋

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニヨリ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニヨル被害ヲ輕減スル爲メ陸海軍ノ

行フ防衛ニ則應シテ、陸海軍以外ノ者ノ行フ燈火管制、消防、防毒、避難及救護並ニ之等ニ關シ必要ナル監視、通信及警報ヲ、防空計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第一條に於ては、軍防空と國民防空との區別を明かにし、且つ兩者の關係を現はし、防空の意義とその内容を示し、防空計畫の意義を定めたものである。

本法に於て謂ふ「防空」とは、軍防空でない防空と云ふことであるから、國民防空を指すことは明らかである。そして茲に注意しなくてはならないのは「陸海軍ノ行フ防衛ニ則應して」と云ふことである。軍の防空と、國民の防空とはその主格に於て各々獨立して居るのであつて、主從關係、從屬關係でないことを意味し、つまり、軍防空の行動を基準にして、これに順應して行動し、自己の本來の任務として行ふことを謂ふのである。そして軍と國民と相投合してやること、即ち建前は二元的併行的であるがその行ふ處は渾然一體でなければならぬ。國家總動員の緊要なことを強調してある。

次に「本法ニ於テ陸海軍以外ノ者ノ行フ」と云ふ事は、國民防空を指すものであることは論を俟たない。然らば國民防空とは如何なるものであるかと云へば、陸海軍以外の者が空襲により生ずべき危害を防止し、又は之れに因る損害を輕減するために、燈火管制、消防、防毒、避難及救護、並に之等に關し必要なる監視、通信及警報の傳達等をなすことを云ふのである。即ち國土防衛を、積極的防空、消極的防空に區分するならば、後者たる消極的防空を受持つのであつて、受動的間接防空に該當するのである。

次に國民防空は、國民が法律上の義務として、その事に當るものかど

うか、國民は法律の定める處に従ひ、兵役、納税の義務を負担することは、憲法の明らかに示してゐる處であるが、國民防空は新様な法律上の義務ではないのである。防空は國民の自發的防衛手段に俟つものとして、社會的・道徳的の義務となしてゐるのである。これは、吾國の國民性、即ち忠君愛國の思想精神が外國と異り、法律上の義務とするよりも、至誠奉公の精神に訴へる方が、自然的であるとの見解によつたものと思はれるのである。

然し乍ら特別の場合に於てのみ、強制的な規定を設けてある。(後記)

更に本條に於て防空計畫と云ふのは、防空作業の基礎をなすもので、防空はすべて防空計畫に基いて實施せらるゝのである。即ち、要する人員の設定、物の整備、地區の整備及行動等の一切を謂ふのである。

人員の施設としては、防空の實行に當る可き人の選定である。これは恐らく、從來の防護團、或ひは、家庭防火隊等を以て充てるのであらうが、これがために詳細な規定を設けて、組織権限活動等の定めをしなくてはならない。さて斯様に防空計畫に基いて、定められた規定が、對內的に亦對外的に、如何なる、法律的の效力を有するかは、大に研究しなければならぬ問題である。團體が活動するに當つては、或る程度の強制力を持たなければ、燈火管制、交通整理、避難、等、果して充分な活動が出来るかどうか、考へなくてはならぬ問題であらう。

物の整備は、防空と云ふ事の内容である消防、防毒、避難、救護、等に要する資材と、その設備をなす事を謂ふのであつて、特に平常に於て充分なる準備をなし、且つ之れを補給保管等の手段を講じて置かなければならぬ。亦これを實行機關たる團體のみでなく、一般市民に對する、設備、整理等も計畫して置く事が必要である。

防空計畫には、その内容たる、燈火管制、消防、防毒、救護等の方法

地方のみに設定してもよい譯である。然し本法は、原則として必要の有無に不拘計畫を樹てる事になるであらう。市町村は、地方長官より指定せられたもののみが設定すればよいのである。この場合、地方長官は其大綱のみを定めて、市町村長に部分的の細かい規定を爲さしめるものである。

防空計畫の設定には、防空委員會の意見を徹して之れを定めることになつてゐる。地方長官の定むるものについては内務大臣、市町村長の定むるものは、地方長官の認可を得なければならぬ。

防空委員會の意見を徹すると云ふ所以は、防空計畫と云ふことは、國家の重大事項であると同時に、地方に對する利害の影響が多にあるからである。殊に、防空に關する諸経費は、地方團體の負擔となるのであるから、其關係範圍の意見を徹しなくてはならないと云ふ建前からである。また、防空法は義に述べたやうに法律上の義務でなく自治的精神を基としてあるため、委員會を通じて、國民の意見を反影せしめ、また、國家の意志も委員會を通じて、國民に徹底せしめると云ふ運用上遺憾なからしめたものである。

防空委員會は、中央防空委員會、道府縣防空委員會、市町村防空委員會、と區分されてゐるが、本法第十六條に於て防空委員會に關する規定は、「勅令ヲ以テ之レヲ定ム」として、防空委員會令が公布されてゐる。この勅令によつて、組織、權限等が定められてゐるから、同法を一讀すればよく判ると思ふ。

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ規模大ナル事業又ハ施設ニシテ防空上特ニ必要アルモノニ付キ、行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得
前項ノ防空計畫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

手段は含まれてゐないものと解釋すべきであらうと思ふ。何となれば、燈火管制に就ては、本法第八條に規定が定められてゐるし、防毒、防火救護については、化學的・醫學的の處置を要する事で、防空計畫として定むべき事ではないのである。

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官(東京市ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之レニ同シ)又ハ地方長官ノ指定スル市町村長、防空委員會ノ意見ヲ徹シ之ヲ設定シ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

本條に於ては、防空計畫の設定者を定めてある。防空計畫の設定者は條文の示すやうに、地方長官と、その指定せる市町區長である。防空は國家の事業であると云ふ建前から、其計畫と實施の衝に當るのは行政官廳であつて、其管轄する地方團體が主體となるのではない。

そして、「防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニヨリ」としてゐるのは、施行令第一條を指すものである。

施行令第一條 地方長官(東京府ニアリテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同シ)ハ道府縣ノ全區域又ハ數市町村ノ區域ニ亙リ、計畫スベキ事項其他必要ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
前項ノ防空計畫ハ道府縣防空委員會ノ意見ヲ徹シ之ヲ設定シ内務大臣ノ認可ヲ受クベシ

防空法第二條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市町村長ハ市町村ノ區域内ニ於テ計畫スベキ事項其他ト認ムル事項ニ關シ防空計畫ヲ設定スベシ
前項ノ防空計畫ハ市町村防空委員會ノ意見ヲ徹シ之ヲ設定シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
斯様に防空計畫は地方長官が、その全區域又は數市町村に亙つて計畫すべきものであつて、空襲の危險性の大小によつて、その危險性の多い

本條に於ては、防空計畫の設定者は、原則として、地方長官又は市町村長としたけれども、特別の場合に於ては、行政廳でないものに對しても、之れを設定せしめ、防空の責任者とする事が出来ることを定めたものである。

規模の大きい工場、建物、鑛山、等は行政廳がやるより、其管理者がやる方が適切である。

そして行政官廳以外のものに防空計畫をなさしめることは、特に防空上必要があるからの事で特別の義務を果すのであるから、極めて制限的に解釋しなければならぬ。故に施行例第二條に於て

防空法第三條第一項ノ事業又ハ施設ハ工場、鑛山、鐵道、軌道、無線電信、無線電話又ハ電氣、瓦斯、海運若クハ航空ニ關スル事業若クハ施設トス

と制限されてゐる。

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若クハ資材ノ整備ヲナスベシ

防空については、人員は何時でも集められるが、物は、平時に整備して置かなければ、いざと云ふ時に間に合はない。我國の如き資源の乏しい國では殊にさうであるから、非常時は勿論、平時訓練の必要をも含んで、設備と資材の整備を定めたものである。

然し、その設備、資材の種類、程度等は、實際問題として、相當困難なことであらうと考へられるが、これは、從來の法規によつて、定められてやつてゐるものと、併行して防空の事を考へてやる必要がある。

第五條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲナサシメ又ハ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシム

ルコトヲ得

設備資材の整備責任者は原則として行政官廳であるが、本條は特種の施設を有するものについて規定せられたものである。本條は制限規定であるから、狹義に解釋しなくてはならない。即ち本條の適用については左の條件に従はなくてはならない。そして、平時にあつて準備訓練する場合に於ても、本條は適用されるものである。

イ、設備又は資材は勅令によつて定められたものに限ること
ロ、防空計畫によつて豫め決定せられたること
ハ、設備又は資材を供用せしむる場合は相當の補償をなすこと

此點は少しく條文上に疑義があるのである。が、空襲時即ち、本當の防空の時のみに限り補償され、訓練演習中の場合は、補償されないと解釋すべきであらうと考へる。本條には「防空ノ實施ニ關シ」とあり、第十三條には「防空ノ實施ニ際シ」としてあつて兩者を區別してあるから、少しく疑義があるのである。
ニ、設備又は資材の供用に應じなくても制裁を加へることが出来ないこと

参考として施行令によつて定められた、設備又は、資材は左の通りである。

- 施行令第三條 防空法第五條ノ規定ニ依リ整備ヲ爲サシムルコトヲ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス
- 一 電気工作物、工場、鑛山、鐵道、軌道、診療所ノ類ニ就テハ燈火管制ニ關シ必要ナルモノ
 - 二 水道、下水道、瓦斯工作物、石油タンク、工場、鑛山ノ類ニ付テハ消防ニ關シ必要ナルモノ
 - 三 劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室

ヲ有スル建築物ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

防空法第五條ノ規定ニ依リ供用セシムルコトノ得ベキ設備又ハ資材ハ左ノ各號ニ掲グルモノトス

- 一 高層建築物ノ類ニ付テハ監視ニ關シ必要ナルモノ
- 二 號報器ヲ有スル施設ニ付テハ警報ニ關シ必要ナルモノ
- 三 學校、集會場、劇場、診療所、百貨店、地下ニ敷設シタル鐵道又ハ軌道、地下室ヲ有スル建築物、避難上有效ナル空地ヲ有スル工場其他ノ建築物、運動場ノ類ニ付テハ防毒、避難又ハ救護ニ關シ必要ナルモノ

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ其從業者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

本條に於ては特殊技能者に特別の義務を負はせたのである。國民は進んで國防に從事するのであつて、何等義務を負つて居ないが、特殊の技術を有する者は義務を負はなくてはならない。これは、任意的にして置いたならば或ひは、防空上に支障を來すやうなことになるかも知れないので規定された條文である。

而して、この命令權者は、地方長官であつて市町村長には命令權はないのである。

そして本條の適用は、防空實施の場合、即ち空襲時に限られてゐて、特殊技能者の範圍は勅令で定められてある。(施行令参照) この場合、義務を負はされた特殊技能者は、これに對し實費の支辨を受けることになつて居り、防空實施に際して傷疾を受けて疾病に罹つたり死亡したり

した場合は、本人又は葬祭を行ふ者に對して費用を支給することになつてゐる。

特殊技能者が正當の理由なくして、本條の規定による地方長官の命令に従はない場合は、三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられるのである。

施行令第四條 防空法第六條第一項ノ特殊技能ヲ有スル者ハ左ノ各號ニ掲グル者トス

- 一 醫師、齒科醫師、獸醫師、藥劑師、看護婦
- 二 防空ニ關スル技能ニ付特殊ノ教育訓練ヲ受ケタルモノニシテ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官ノ定ムルモノ

防空法第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ノ從業者ニシテ其防空計畫ニ基キ防空ノ實施ニ從事スベキモノ

其ノ他正當ノ事由アル者ハ同法第六條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

防空の準備は平時から怠りなく施設されてゐなくてはならない事は論を俟たないのであるが、今後の戦争は、宣戰の布告なくして、開始されるかも知れないから、防空實施の時機が問題である。そしてその決定者を明確にして置かなくてはならない、本條はそれを規定されたものである。然し乍ら詳細なる事項は勅令にこれを譲つてゐるから、それは施行令によらなければ説明が出来ない。

即ち施行令によれば、防空實施の開始及終止は、内務大臣の命によることとしてある。即ち内務大臣は、陸軍大臣又は海軍大臣より、實施の時機實施の區域の通知を受け、防空實施の必要を認められた地方長官或ひは

行政官廳以外の防空計畫設定者に對し、開始又は終止の命令を發し、地方長官は内務大臣よりの命令により管内の防空實施を要する、市町村長に命令を下すのである。

であるから、防空實施の時機及區域を決定するのは、陸軍大臣又は海軍大臣の決心判斷力によるものである。これは施行令第五條を参照され度い。

同じく施行令第五條によると、防空實施の開始命令を受けた、防空計畫の設定者は、先づ直に監視網を配備しなくてはならない。通信其他防空上必要の事項は、何時でも防空實施に應ぜられるやうに、準備して置かなければならぬ。

例へば防護圍に待機を命じ、家庭防火群に、配備をさせるとか、其時々に応じて必要な處置を講ずるのである。然し乍ら實際問題としては、防空實施の状態となれば、改めて、其の開始の命令を受領しなくても、防空計畫の設定者は、機宜に應じて、防空實施に至るものであらうと察せられる。之れによつて命令がないのに、實施期に入つたからと云つて之れを咎める制裁もあるまいと思はれる。

さて、その實施の必要なきに至れば之れを以前の態勢に引戻して防空實施の終止命令を俟つのであるが、監視及通信の配備は、依然として繼續して置かなければならない。

防空實施の開始が發令された時は、敵の空襲機の來る處のある時である。又夫れが來襲した時は防空警報が發せられる。其區分は左の如きものである。(施行令第七條)

- (イ) 警戒警報、航空機の來襲する處ある時
- (ロ) 警戒警報解除、航空機の來襲の虞れなきに至りたる時
- (ハ) 空襲警報、航空機の來襲の危險ある場合

(ニ) 空襲警報解除、航空機空襲の危険なきに至りたる時

さてこれ等の防空警報は何人が發するかと云ふと、夫れは當該區域の防衛司令官、師團長、要塞司令官、鎮守府司令長官、又は前記の者の指定せる者が之れを發するのである。

要するに防空實施の開始は軍部の命令によつて内務大臣が之れを受領し發令し、警報は關係區域の軍部が之れを發するものと解すればよい。然し乍ら、この防空開始の命令と、警報とは必ず一致するものではないから、誤解しない様に一言附加して置く。

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ内ノ實施區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規約ニ拘ラズ其光ヲ秘匿スベシ

本條は、國民防空の中で一番重要な燈火管制に就いて規定されたもので、本條に謂ふ燈火管制とは、海陸に在るあらゆる發光體を上空に對し秘匿することを云ふのである。

燈火管制は、其管制の度合によつて、警戒管制と非常管制とに分れてゐる事は、既知の事であらうが、これは管制區域内の住民は一齊にこれをなさなくてはならぬ。たとへ一人たりとも違反者があつては、其區域内の管制は全く無効となる。であるから本條は包含的に、國民全般に燈火秘匿の義務を課したのである。

尙本條に命令の定むる所に依りとしてゐるのは、管制の方法等を詳細に規定された「省令」を云ふのであつて、どんな燈火でも、他の法令の規定に拘はらず、本法に依らなければならぬのである。

一例を挙げれば、夜間無燈火で走る車輛は、處罰されるのであるが、本條に於ては、その法例に依らず本條に從はせたものである。

そして本條に違反した者は、三百圓以下の罰金、拘留又は科料に處せ

ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其光ヲ秘匿スベシ

本條は防空演習を行ふこと即ち、訓練の主體を明らかにしたものであつて、こゝに主務大臣と云ふのは、内務大臣を謂ふものである。

訓練は、法律上の義務とせず、訓練は國民に對する一種の教育であり、防空計畫の趣旨、覺悟、理解、防空實施の方法等を教育するのであるから精神的に指導せんとするもので、本法則は、國民の自發的自己防衛心に基礎を置いたものと言へるのである。

本條に於て注意すべきことは、前各條に於て述べたやうに、訓練の際には、設備資材の供用、及特殊技能者の従事義務等の強制規定はなく、従つて實費辨償等の規定もないのであるが、只、燈火管制の訓練の場合のみは、他の法規に拘はらず、燈火管制規定に基いて、其光を秘匿しなければならぬ。此場合防空實施の場合のやうに罰則を以て制裁を加へることは出来ない。

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキハ主務大臣地方長官ハ市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ屬スル設備ニ付テハ此ノ限りニアラズ前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證券ヲ携帯スベシ

本條に於ては、主務大臣と稱するのは、内務大臣、陸海軍大臣を謂ふのである。本條に謂ふ「防空ニ關スル調査」とは、防空實施の場合のみでなく、平時に於ても、調査の必要ある時は、資料提出、場所立入等の義務を國民に負はせたものである。

られる、制裁が規定されてゐる。

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要アルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收用若クハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ従事セシムルコトヲ得行政執行法第五條及第六條ノ規定並ニ之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履行ヲ市町村長ガ強制スル場合ハ之ヲ準用ス

一朝緊急の事があつて、空襲下にさらされるやうな事があると、都市の混亂は、まことに甚だしいものがあらう。此の場合一々規則に拘泥してゐては、到底防空の目的は達し得られないので、人的物的要素に緊急臨時の處置をなす事に、國民が之れに應ずる義務を負ふのが本條の規定である。この緊急臨時の處置をなす者は、地方長官又は、市町村長であつて他の防空計畫者には其權限はないのである。

この緊急處分によつて、傷疾疾病等に罹り、或ひは死亡した場合は、本人又は其葬祭を行ふものに對して、葬祭の費用を給せられる。又土地家屋物件を收用された場合は、各々相當の補償を請求する事が出来る。本條に對する制裁法規はないが、この命令者は、行政執行法に基いて代執行、強制罰、直接執行等の方法によつて制裁をなす事が出来る。

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ對シ防護計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防空ノ訓練ヲナスベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者ハ其従業者ヲシテ防空ノ訓練ニ従事セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ燈火管制ノ訓練ヲ爲ス場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ訓練區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ管理者又ハ之

また、場所立入認容の義務を負ふものは、施行令第二條に掲げられた、工場、鑛山、鐵道、軌道、無線電信、無線電話又は電氣、瓦斯、海運、航空に關する設備の管理者である。更に立入る可き關係場所は施行令第三條に掲ぐる特別の土地建物、其他の工作物に限られてゐる。(施行令第八條参照)右特定の場所以外に對しては何等義務はない。

本條には、制裁規定が設けられてゐる。資料の提出を拒み、或ひは虚偽の資料を提出したり、當該官吏の立入検査を拒んだり妨害した者は、三百圓以下の罰金又は拘留科料に處せられるのである。

第十五條 防空計畫ノ設定、防空ノ實施、防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若クハ資材ノ整備、第十條第一項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練又ハ第十二條ノ規定ニ依リ給與ヲナスニ要スル費用ハ地方長官之ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道長官ハ府縣市町村長之レヲナス場合ニ於テハ市町村、第三條第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者之ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ者ノ負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條ノ規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲スニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

本條に於ては、防空の實施及び防空訓練に要する費用の支出を明らかにしたものである。從來演習訓練に際しては、主として寄附によつて行はた、市町村が之れに、幾分の負擔をして來たので、一定した財源と云ふものがなかつた。本法はこの點を明らかにし、本法實施後は一切寄附等を集めないことになつたのである。

然らば、本條に於てどんな費用を支出し得るか云へば、イ、防空計畫の設定及防空實施、防空實施に關して必要な設備若くは資材の整備費用。

ロ、防空訓練の費用(防空演習に要する經費)

- ハ、防空に従事する者が之が爲め傷を受け、疾病に罹り又は死亡したる場合の療養費と葬祭料。
- ニ、特殊の技能者と法律上の義務に従つて防空に従事した者の實費弁償。
- ホ、特殊施設の管理者、又は所有者に對し設備、若くは資材の整備をなしたる場合その費用
- ヘ、前項の者に對し設備又は資材を供用せしめたる場合の補償。
- ト、緊急處分によつて他人の土地若くは家屋を使用し或ひは收用した場合の補償。

防空に關する調査のため資料を提出せしめたり、關係のある場所へ立入つた場合(第十一條)の補償については、何等の規定もないから補償することは出来ないのである。

次に右費用の負擔者は如何と云ふに、前項のイ、ロ、ヘ、ト、に該當する費用の負擔者は、防空計畫設定者、ハ、ニ、に該當する費用の負擔者は、防空に従事せしめたるもの(施行令第九條参照)、ホ、に該當する費用の負擔者は、特殊施設の管理者又は所有者である。此等の經費に對しては、國家がその二分の一以内を補助することになつて居る。因に、昭和十二年度の國庫補助金は四拾萬圓を計上されてゐる。

而してイ、ロ、ヘ、の費用負擔者が、地方長官である場合に於ては、地方長官の管轄する北海道又は府縣、市町村長なる場合に於ては、其管轄する市町村、即ち地方自治團體が費用の負擔者である。要するに、公費經營であつて、防空の實施者は官で、費用の負擔者が公である。即ち費用負擔者と實施者とが主體を異にしてゐるのである。

想ふに、防空の計畫は國家全體に利害關係があるのであるから、所政官廳が之れを管理したもので、地方團體は單に費用を負擔すると云ふの

でなく、經濟上の主體となるのである。即ち防空に關して、物を買つたり、雇傭契約を結んだり、する場合は、行政官廳の名によつてするのでなく、公共團體の名によつてしなければならぬ。

以上本法に對する樹要を述べたが、要するに本法は、防空に關する中樞法規で、防空に關する全體の整備は、本法のみではその目的を達することは出来ない。故に既存の法規や、勅令、省令等によつて補つて行かなくてはならないのであるから、其衝に當る人々は、本法條文は勿論施行法及既存關係法規、本法に關する省令、勅令等によつて研究され、運用に遺憾なきを期せられ度いのである。

第四 神社宗教篇

- 第一章 神宮及官國幣社
- 第二章 佛教各宗本山一覽
- 第三章 神教各派一覽
- 第四章 日本基督教一覽

神社宗教篇

第一章 神宮及官國幣社

神宮

社名	皇大神宮 (內宮)	豐受大神宮 (外宮)
祭神	天照大神	豐受大神
鎮座地	宇治山田市	宇治山田市
鎮座年代	垂仁天皇二十五年	雄略天皇二十二年
社名	太神宮	度會宮
社格	大	大
恒例大祭	新年祭 二月四日 神衣祭 五月十四日 月次祭 六月 十六、十七日 神嘗祭 十月十六日 新嘗祭 十二月二十三日	新年祭 二月四日 月次祭 六月 十五、十六日 神嘗祭 十月十五日 新嘗祭 十二月二十三日

官幣大社

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定社格	現在社格	祭日
賀茂別雷神社	別雷神	山城國愛宕郡上賀茂村	神武天皇御宇	賀茂別雷神社	明治四年五月	五月十五日
賀茂御祖神社	玉依姬命 賀茂健角身命	京都市左京區下鴨宮河町		賀茂御祖神社	同	同
石清水八幡宮	品陀別命 息長帶姬命 比賣	山城國綴喜郡八幡町	貞觀二年	—	同	九月十五日
松尾神社	大山咋命 中津島姬命	同國葛野郡松尾村	大寶元年	松尾神社	同	四月二日
平野神社	今木神、久度神、古開神、比咩神	京都市上京區平野宮本町		平野祭神	同	同
稻荷神社	倉稻魂神 猿田彥命 大宮女命	山城國紀伊郡深草町	弘仁七年 (永享十年遷座)	稻荷神社	同	四月九日
大和神社	倭大國魂神 八千戈神 御	大和國山邊郡朝和村	崇神天皇六年	大和坐大國魂神社	同	四月一日
大神社	倭大物主櫛玉命	同國磯城郡三輪町	崇神天皇七年二月	大神大物主神社	同	四月九日
石上神社宮	布都御魂劍	同國山邊郡丹波市町	崇神天皇御宇	石上授布留御魂神社	同	九月十五日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定社格	現在社格	祭日
春日神社	健甕賀豆智命 伊波比主命 天之子八根命 比賣	奈良市春日野町	和銅二年 (神護景雲二年四座となす)	春日祭神四座	同	三月十三日
廣瀬神社	若宇迦乃賣命	大和國北葛城郡河合村	崇神天皇御宇 (廣瀬社緣起)	廣瀬坐和加宇加乃賣命神社	同	四月四日
龍田神社	天御柱命 國御柱命	同國生駒郡三郷村	崇神天皇御宇	龍田坐天御柱國御柱神社	同	同
丹生川上神社	高靈神 閻靈神	同國吉野郡上社川上村 中社小川村 下社丹生村	白鳳四年 (社傳)	丹生川上神社	上社明治二十九年十一月 中社大正十一年十月 下社明治四年十二月	上社十月八日 中社十月十六日 下社六月一日
牧岡神社	天兒屋神 比賣神、武甕槌命、齋主命	河內國中河內郡牧岡村	白雉元年	牧岡神社	明治四年五月	二月一日
大鳥神社	大鳥連祖命	和泉國泉北郡鳳町	未詳	大鳥神社	同	八月十三日
住吉神社	表筒男命 中筒男命 底筒男命 息長帶姬命	大阪市住吉區住吉町	神功皇后攝政元年	住吉坐神社	同	六月三十日
生國魂神社	生島神 足島神	同東區生玉町	應神天皇三年	難波坐生國魂神社	同	九月九日
廣田神社	撞寶木嚴之御魂 天疎向津媛命 (天照大神荒御魂)	攝津國武庫郡大社村	神功皇后攝政元年	廣田神社	同	三月十六日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
氷川神社	須佐之男命 大己貴命 稻田姬命	武藏國北足立郡大宮町	孝昭天皇御宇 (一説日本武尊勸請)	氷川神社 名神大	名神大	明治四年五月	八月一日
安房神社	天太玉命	安房國安房郡神戸村	神代(一説景行天皇御宇)	安房坐神社 名神大	名神大	同	八月十日
香取神社	伊波比主命	下總國香取郡香取町	神代(一説神武天皇十八年)	香取神社 名神大	名神大	同	四月十四日
鹿島神社	武甕槌命	常陸國鹿島郡鹿島町	神武天皇元年	鹿島神社 名神大	名神大	同	九月一日
三島神社	玉鏡人彦殿之事代主命	伊豆國田方郡三島町	未詳	伊豆三島神社 名神大	名神大	同	八月十六日
熱田神社	草薙神劍	名古屋市南區熱田新宮坂町	未詳(弘仁年中遷座)	熱田神社 名神大	名神大	同	六月二十一日
日吉神社	大山咋神 大己貴神	近江國滋賀郡坂本村	未詳(弘仁年中遷座)	日吉神社 名神大	名神大	同	四月十四日
日吉神社	日前大神 國懸大神	紀伊國海草郡宮村	垂仁天皇十六年	日吉神社 名神大	名神大	同	九月二十六日
出雲大社	大國主命	出雲國簸川郡杵築町	神代	出雲大社 名神大	名神大	同	五月十四日
宇佐神社	譽田別尊、比賣神、大帶姫命	豐前國宇佐郡宇佐町	欽明帝御宇	八幡大菩薩宇佐宮 名神大	名神大	同	三月十八日
霧島神社	天津彦火瓊杵尊	大隅國始良郡東襲山村	欽明帝御宇	霧島神社 小	小	同七年二月	九月十九日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
伊弉諾神社	伊弉那岐命	淡路國津名郡多賀村	神代	淡路伊弉諾神社 名神大	名神大	同十八年四月	四月二十二日
香椎宮	仲哀天皇 神功皇后	筑前國糟屋郡香椎町村	未詳(一説神龜元年)	香椎宮 同	同	同	十月二十九日
宮崎神社	神武天皇	宮崎郡下北方宮崎町大國村とあり	同	宮崎神社 同	同	同	十月二十六日
榎原神社	神武天皇 同	大和國高市郡白檉村	明治廿三年三月	榎原神社 同	同	同二十三年三月	二月十一日
平安神社	桓武天皇	京都市左京區岡崎町	明治廿七年六月	平安神社 同	同	同二十七年六月	四月十五日
氣比神社	伊奢沙別命、日本武尊、帶中津彦命、息長帶姫命、譽田別命、豐姫命、武內宿禰	越前國敦賀郡敦賀町	神功皇后攝政十三年	氣比神社 名神大	名神大	同二十八年一月	九月四日
鹿兒島神社	天津日高彥火、出見命	大隅國始良郡西園分寺	未詳	鹿兒島神社 大	大	同二十八年十月	八月十五日
鶴戶神社	彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊	日向國南那珂郡鶴戶村	崇神帝御宇	鶴戶神社 同	同	同廿八年十月	二月一日
淺間神社	木花咲耶姬命	駿河國富士郡大宮町	垂仁帝三年(大景行帝四十六年同元年遷座)	淺間神社 名神大	名神大	同廿九年七月	十一月四日
建部神社	日本武尊	近江國栗太郡瀬田村	景行帝四十六年(傳)	建部神社 同	同	同三十二年七月	四月十五日
札幌神社	大國魂命 大己貴神 少彥名命	石狩國札幌郡藻岩村	明治二年勅裁	札幌神社 同	同	同三十二年七月	六月十五日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
邊津宮	多岐都姫命	筑前國宗像郡田島村	神代	宗像神社	名神大	明治卅四年七月	十一月十五日
中津宮	多紀理姫命	同大島村					
沖津宮	市杵島姫命	同同					
吉野神宮	後醍醐天皇	大和國吉野郡吉野村	明治二十二年六月			同年八月	九月二十七日
臺灣神社	大國魂神、大己貴神、少彥名命、能久親王	臺灣臺北廳芝蘭一堡	同三十三年九月			同三十三年九月	十月二十八日
樺太神社	大國魂命、大己貴命、少彥名命	樺太豊原町旭ヶ岡	同四十三年七月			同四十三年七月	八月二十三日
月山神社	月讀命	羽前國東田川郡立谷澤村	未詳	月山神社	名神大	大正三年一月	七月十五日
多賀神社	伊邪那岐命、伊邪那美命	近江國大上郡多賀村		多何神社	小	同	四月二十二日
阿蘇神社	健甕龍命	肥後國阿蘇郡宮地村	景行天皇御宇	健甕龍神社	名神大	同	七月二十八日
宮崎宮	應神天皇	筑前國糟屋郡箱崎町	延長元年	八幡大菩薩宮	名神大	同	八月十五日
八坂神社	素盞鳴尊、稻田比賣命、八柱御子神	京都市東山區清井町	貞觀十八年播磨より遷座			同四年十一月	六月十五日
日枝神社	大山咋命	東京市麹町區永田町	文明十年六月			大正四年十一月	同

龜山神社	彦五瀬命	紀伊國海草郡三田村	未詳	龜山神社	小	大正四年十一月	九月十三日
熊野坐神社	家都御子神	同東牟婁郡本宮村	崇神帝十六年	熊野坐神社	名神大	同	四月十五日
熊野速玉神社	熊野速玉神	同東牟婁郡新宮町	景行帝御宇	熊野早玉神社	大	同	十月十五日
諏訪神社	建御名方富命、八坂刀賣命	上社 信濃國諏訪郡中洲村、下社 同下諏訪町	持統帝五年八月	南方刀美神社	名神大	同五年十二月	上社 四月十五日、下社 八月一日
明治神宮	明治天皇、昭憲皇太后	武藏國豊多摩郡代々木	大正九年十一月			同九年十一月	十一月三日
丹生都比賣神社	丹生都比賣命	紀伊國伊都郡天野村		丹生都比賣神社	名神大	大正十三年二月	十月十六日
朝鮮神社	天照大神	朝鮮京城府南山	大正十四年十月			同十四年七月	十月十七日

官幣中社

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
赤間宮	安徳天皇	下關市阿彌陀寺町	建久二年阿彌陀寺建立			同八年十月	十月七日
白峰宮	崇徳天皇、淳仁天皇	京都市上京區飛鳥井町	明治元年九月讚岐國白峰遷座			明治六年六月	九月二十一日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
水無瀬宮	後鳥羽、土御門 順德三天皇	播津國三島郡 島本村				明治六年八月	十二月七日
鎌倉宮	護良親王	相模國鎌倉郡 鎌倉町	明治二年七月			同六年六月	八月二十日
井伊谷宮	宗良親王	遠江國引佐郡 井伊谷村	明治四年			同	九月二十二日
八代宮	懷良親王 成良親王	肥後國八代郡 八代町	明治十三年八月			同十三年八月	八月三日
梅宮神社	酒解神、大若子 神、小若子神、 酒解子神	山城國葛野郡 梅津村	嘉祥年中遷座		名神大	同四年五月	四月三日
貴船神社	關神	同國愛宕郡鞍 馬村	神代(歟)	貴布禰神社	名神大	同	六月一日
大原野神社	建御賀豆智命 伊波比主命 天之子八根命 比賣命	同國乙訓郡大 原野村	嘉祥三年		名神大	同	四月八日
吉田神社	建御賀豆智命 伊波比主命 天之子八根命 比賣命	京都市左京區 吉田町神樂岡				同	四月十八日
北野神社	菅原道真	同京區馬喰 町	天慶五年(天曆 元年遷座)			同	八月四日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
金鑽神社	天照大神 素盞鳴命	武藏國兒玉郡 青柳村	景行天皇四十一年		名神大	同十八年五月	四月十五日
金崎宮	尊良親王 恒良親王	越前國敦賀郡 敦賀町	明治二十三年九月 (同廿五年恒良親王合祀)			同二十三年九月	五月六日
太宰府神社	菅原道真	筑前國筑紫郡 太宰府町	延喜五年八月			同二十八年一月	八月二十五日
生田神社	稚日女神	神戶市下山手 通一	神功皇后攝政元年		名神大	同二十九年十月	四月十五日
長田神社	事代主神	同長田町	同上		名神大	同年十二月	十月十八日
海神社	底津綿津見命 中津綿津見命 上津綿津見命	播磨國明石郡 垂水村	同上	海神社	名神大	同三十年三月	十月十一日
英彦山神社	天忍骨命	豐前國田川郡 彦山村	未詳			同	九月二十八日
嚴島神社	市杵島姬命	安藝國佐伯郡 嚴島町	推古天皇三十二年十二月		名神大	同四十四年一月	六月十七日
住吉神社	表筒男命荒魂 中筒男命荒魂 底筒男命荒魂	長門國豐浦郡 勝山村	神功皇后の凱旋の頃	住吉坐荒御魂神社	名神大	同	十二月十五日
吉備津神社	大吉備津彥命	備中國吉備郡 眞金村	仁德帝御宇	吉備津彥神社	名神大	大正三年一月	十月十八日
伊太祁曾神社	大屋毘古命	紀伊國海草郡 西山東村	(和銅六年十月遷座)	伊太祁曾神社	名神大	大正七年九月	十月十五日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
熊野那智神社	家津御子神 熊野速玉神 熊野大須美神	紀伊國東牟婁郡那智村	仁德天皇御宇 (社傳)	(式外)	大正十年七月	大正十年七月	七月十四日
御上神社	天之御影命	近江國野洲郡三上村	孝靈天皇六年六月	御上神社	大正十三年二月	大正十三年二月	五月十四日
臺南神社	能久親王	臺灣臺南州臺南市			大正十四年十月	大正十四年十月	十月二十八日

官幣 小社

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
大國魂神社	大國魂神	武藏國北多摩郡府中町	景行天皇四十一年	(式外)	明治十八年四月	明治十八年四月	五月五日
波上宮	速玉男尊 伊弉册尊 事解男尊	琉球那霸市若狹町			同二十三年一月	同二十三年一月	五月十七日
竈門神社	玉依姬命	筑前國筑紫郡太宰府町	白鳳二年	竈門神社	同二十八年九月	同二十八年九月	十一月十五日
住吉神社	底筒男命 中筒男命 表筒男命	同國同郡住吉町		住吉神社	大正四年十一月	大正四年十一月	九月十三日
志賀海神社	底津綿津見神 中津綿津見神 表津綿津見神	同國糟屋郡志賀島村		志賀海神社	同十五年一月	同十五年一月	九月九日

別格 官幣 社

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
談山神社	藤原錄足	大和國磯城郡多武峯村	白鳳六年		明治七年十二月	明治七年十二月	十一月十七日
護王神社	和氣清麿 和氣廣蟲	京都市上京區櫻鶴園町	未詳(明治十九年遷座)		同	同	四月四日
小御門神社	藤原師賢	下總國香取郡小御門村	明治十五年四月		同十五年六月	同十五年六月	四月二十九日
菊池神社	菊池武時、同武重、同武光	肥後國菊池郡櫻府町	明治三年四月		同十一年一月	同十一年一月	五月五日
湊川神社	捕正成	神戶市多聞通三	明治五年五月		同五年四月	同五年四月	七月十二日
名和神社	名和長年	伯耆國西伯郡名和村			同十一年一月	同十一年一月	五月七日
阿部野神社	北畠親房	大坂市住吉區住吉町	未詳		同十五年一月	同十五年一月	一月二十四日
藤島神社	新田義貞	福井市岩堀町	明治三年		同九年十一月	同九年十一月	八月二十五日
結城神社	結城宗廣	津市大字藤方			同十五年一月	同十五年一月	五月一日
豐榮神社	毛利元就	周防國吉敷郡山口町	寶曆十二年		同年十二月	同年十二月	十月一日
建勳神社	織田信長	京都市上京區紫野北船岡町	明治二年		同八年四月	同八年四月	七月一日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
豐國神社	豐臣秀吉	京都東山区大和大路茶屋町	應長四年	—	—	明治六年八月	九月十八日
東照宮	德川家康	下野國上都賀郡日光町	元和三年	—	—	同年六月	六月一日
常磐神社	德川光圀	水戸市大字常磐	明治六年三月	—	—	同十五年十二月	五月十二日
照國神社	島津齊彬	鹿兒島市山下町	元治元年	—	—	同	十月二十八日
靖國神社	明治維新前後殉國者並其以後の戦没者	東京市麹町區富士見町	明治二年六月元名招魂社、明治十二年改稱	—	—	同十二年六月	四月三十日 十月二十三日
靈山神社	北畠親房、同顯家同顯信同守親	岩代國伊達郡靈山村	明治十四年五月	—	—	同十八年四月	四月二十二日
梨木神社	三條實美	京都市上京區染殿町	—	—	—	同年十月	十月十日
東照宮	德川家康	駿河國安倍郡久能村	元和三年	—	—	同二十一年五月	四月十七日
四條駿神社	楠正行	河内國北河内郡甲可村	明治廿二年六月	—	—	同廿二年十二月	二月十二日
唐澤山神社	藤原秀郷	下野國安蘇郡田沼町	明治十四年	—	—	同廿三年十一月	十月二十五日
上杉神社	上杉謙信	米澤市南堀端町	明治四年九月	—	—	同三十五年四月	四月二十九日
尾山神社	前田利家	金澤市西町	明治五年八幡社を改稱遷座	—	—	同	四月二十七日

國幣大社

野田神社	毛利敬親	周防國山口市	明治六年	—	—	同	三月五日
北畠神社	北畠顯能	伊勢國一志郡多氣村	—	—	—	昭和三年十一月	十月十三日

國幣中社

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
氣多神社	大己貴命	能登國羽咋郡一ノ宮村	崇神天皇御宇建立(傳)	氣多神社	名神大	明治四年五月	四月三日
大山祇神社	大山積神	伊豫國越知郡宮浦村	仁德天皇御宇(大寶元年遷座)	大山積神社	名神大	大正四年十一月	四月二十二日
高良神社	高良玉垂命	筑後國三井郡御井町	白鳳二年二月	高良玉垂命社	名神大	同	十月十三日
多度神社	多度神	伊勢國桑名郡多度村	雄略天皇御宇	多度神社	名神大	同	五月五日
熊野神社	神祖熊野大神 神御氣野命	出雲國八束郡熊野村	—	熊野坐神社	名神大	大正五年二月	十月十四日
南宮神社	金山彦命	美濃國不破郡宮代村	未詳(神武元年崇神五年、天武等の説あり)	仲山金山彦神社	名神大	大正十四年十月	五月五日

敢國神社	敢國津神	伊賀國阿山郡府中村	未詳	敢國神社	大	明治四年五月	十二月五日
淺間神社	木花咲耶比咩命	甲斐國東八代郡一宮村	垂仁天皇八年正月貞七年遷座	淺間神社	名神大	同	四月十五日
寒川神社	寒川比古命 寒川比女命	相模國高座郡寒川村	未詳(一説神龜四年)	寒川神社	名神大	同	九月二十日
鶴岡八幡宮	應神天皇	相模國鎌倉郡鎌倉町	康平六年(建久二年遷座)	—	—	同	九月十五日
玉前神社	玉埼神	上總國長生郡一宮町	未詳	玉前神社	名神大	同	九月十三日
貫前神社	經津主命	上野國北甘樂郡一ノ宮町	安閑帝元年三月	貫前神社	名神大	同	三月十五日
二荒山神社	二荒山神	下野國上都賀郡日光町	仁德帝御宇	二荒山神社	名神大	同	四月十七日
二荒山神社	豐城入彦神	宇都宮市馬場町	崇神帝御宇	—	—	同	十月二十一日
都々古別神社	都々古和氣神	磐城國東白川郡棚倉町	景行帝御宇	都々古和氣神社	名神大	同	九月十一日
伊佐須美神社	大毘古命 建沼河別命	岩代國大沼郡高田町	崇神帝十年(欽明帝十三年遷座)	伊佐須美神社	名神大	同	九月十五日
志波彦神社	志波彦神	陸前國宮城郡鹽竈町	神代(歟)	志波彦神社	名神大	同	三月二十九日
鹽竈神社	鹽竈神	同國宮城郡鹽竈町	神代(歟)	—	—	同	七月十日

大物忌神社	大物忌神	羽後國飽海郡吹浦村	欽明帝二十五年	大物忌神社	名神大	明治四年五月	(年隔)五月八日 五月三日
若狹彦神社	若狹彦遠 若狹比咩神	上社 若狹國遠敷郡遠敷村 龍前社 同村遠敷	未詳(一説靈龜元年)	若狹比古神社	名神大	同	上社 十月十日 下社 三月十日
射水神社	二上神	高岡市定塚町	未詳	射水神社	名神大	同	四月二十三日
彌彦神社	天香山神	越後國西蒲原郡彌彦村	崇神帝御宇(傳)	伊夜比古神社	名神大	同	五月十四日
出雲神社	大國主命 三穗津姬命	丹波國南桑田郡千歲村	和銅二年	出雲神社	名神大	同	十月二十一日
籠神	天水分神	丹後國與謝郡府中村	崇神帝御宇	籠神社	名神大	同	四月二十四日
出石神社	八種神寶(珠二貫、振浪比禮、切浪比禮、振風比禮、切風比禮、奥津鏡、邊津鏡 [古事記])	但馬國出石郡神美村	垂仁帝御宇	伊豆志坐神社	名神大	同	十月二十日
宇倍神社	武內宿禰	因幡國岩美郡宇倍野村	大化四年	宇倍神社	名神大	同	四月二十一日
水若酢神社	水若酢命	隱岐國隱地郡五箇村	—	水若酢命神社	名神大	同	五月三日
中山神社	金山彦命	美作國吉田郡一宮村	慶雲四年四月	中山神社	名神大	同	四月二十四日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
安仁神社	安仁神	備前國邑久郡大宮村	神武帝御宇	安仁神社	名神大	明治四年五月	十月十一日
忌部神社	天日鷲命	德島市富田浦町	未詳	忌部神社	名神大	同	十月十九日
大麻比古神社	大麻比古神	阿波國板野郡板東町	未詳	大麻比古神社	名神大	同六年六月	十一月一日
田村神社	田村神	讚岐國香川郡一宮村	和銅二年	田村神社	名神大	同四年五月	十月八日
土佐神社	一言主命	土佐國土佐郡一宮村	未詳 (雄略帝御宇遷座)	都佐坐神社	大	同	八月二十五日
西塞多神社	西塞多神	豐後國大分郡東植田村		西塞多神社	大	同	四月十五日
田島神社	多紀理毘賣命 市杵島比賣命 多岐都比賣命	肥前國東松浦郡呼子村		田島坐神社	名神大	同	九月十六日
住吉神社	上筒之男命 中筒之男命 底筒之男命	壹岐國壹岐郡那賀村	神功皇后凱旋の年	住吉神社	名神大	同	十一月九日
海神神社	豐玉姬命	對馬國上縣郡峰村		和多都美神社	名神大	同	八月五日
金刀比羅宮	崇德天皇	讚岐國仲多度郡琴平町	永萬元年			同十八年四月	十月十日

社名	祭神	鎮座地	鎮座年代	延喜式規定	現在社格	奉授年時	祭日
大洗磯前神社	大己貴命	常陸國東茨城郡磯濱町	齊衡三年	大洗磯前藥師菩薩神社	名神大	明治十八年四月	九月九日
酒列磯前神社	少彦名命	同國那珂郡平磯町	齊衡三年	酒列磯前藥師菩薩神社	名神大	同	十月十五日
美保神社	事代主命	出雲國八東郡美保關町	孝靈帝御宇	美保神社	小	同	四月七日
新田神社	邇々杵命	薩摩國東臼杵郡東水引村	神龜二年(賦)			同	九月十五日
都々古別神社	味鋸高彦根命	磐城國東白川郡近津村				同	十一月一日
函館八幡社	品陀和氣命	渡島國函館市谷地頭町	文安二年(賦)			同	八月十五日
生島足島神社	生島神	信濃國小縣郡東鹽田村	神代(賦)	生島足島神社	名神大	同三十二年七月	九月十九日
伊和神社	大己貴命	播磨國宍粟郡神戶村	欽明帝二十五年	伊和坐大名持御魂神社	名神大	同四十五年五月	十月十五日
眞墨田神社	火明命	尾張國一ノ宮市	神武帝三十三年	眞墨田神社	名神大	大正三年一月	四月二十二日
白山比咩神社	菊理媛神 伊弉册尊 伊弉册尊	加賀國石川郡河内村	未詳(三州志欽明御宇)	白山比咩神社	小	大正三年三月	五月六日
玉祖神社	尊玉祖命	周防國佐波郡右田村	神代(賦)	玉祖神社	小	同四年十一月	九月二十五日
諏訪神社	建御名方大神 八坂刀賣大神	長崎市上西山町	寬永二年(弘治年間東都より遷宮)			同	十月八日

須佐神社	須佐之男命	出雲國飯石郡東須佐村		須佐神社	小	明治卅二年七月	四月十八日
藤崎八幡宮	應神天皇	熊本市井川淵町	承平五年			大正四年十一月	九月十五日
忌宮神社	仲哀天皇 神功皇后	長門國豊浦郡長府町	神功皇后凱旋の頃			同五年十二月	十二月十五日
柞原八幡宮	仲哀天皇 神功皇后	豊後國大分郡八幡村	天長四年			同	三月十五日
高瀬神社	高瀬神	越中國東礪波郡高瀬村		高瀬神社	小	同十二年六月	九月十三日
津島神社	建速須佐之男命	尾張國津島町	弘仁九年			同十五年十月	六月十五日
箱根神社	箱根神	相模國足柄下郡元箱根村				昭和三年十一月	八月一日
秩父神社	八意思金命 知々夫彦命	武藏國秩父郡秩父町		秩父神社	小	同	十二月三日
伊豆山神社	伊豆山神	伊豆國田方郡熱海町				同	四月十五日
劔神社	素盞鳴神	越前國丹生郡織田村				同	十月九日
佐太神社	佐太大神	出雲國八束郡佐太村		佐太神社	小	同	九月二十五日
吉備津彦神社	大吉備津彦命	備前國御津郡一宮村				同	十月二十三日
吉備津神社	同	備後國蘆品郡網引村				同	十一月二十八日

補遺

官幣大社として更に加へられたものに次の四神宮がある。

(社名) (祭神) (祭日) (鎮座地)
近江神宮 天智天皇 大津市錦織町南滋賀町

關東神宮 天照大神、明治天皇 旗原市

水無瀬神宮 (後鳥羽天皇、土御門天皇、順德天皇) 三十七 大阪府三島郡崎本村

扶餘神宮 (應神天皇、齊明天皇、天智天皇、神功皇后) 忠清南道扶餘郡扶餘面

官幣中社としては次の二社がある。

(社名) (祭神) (祭日) (鎮座地)
坐摩神社 (生井神、彌井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神) 四三 大阪市東區渡邊町

臺南神社 能久親王 二〇六 臺南市南門町

別格官幣社としては次の二社がある。

(社名) (祭神) (祭日) (鎮座地)
佐嘉神社 鍋島直正 一〇三 佐賀市松原町

山内神社 山内豊信 二一〇 高知市鷹匠町

國幣小社としては次の四社がある。

(社名) (祭神) (祭日) (鎮座地)
京城神社 (天照大神、國魂大神、大己貴命、少彦名命) 一〇八 京城府倭城臺町

龍頭山神社 (天照大神、國魂大神、大物主命、表筒男命、中筒男命、底筒男命) 一〇六 釜山府辨天町

平壤神社 天照大神、國魂大神 一〇二 平壤府慶上里

大邱神社 天照大神、國魂大神 一〇五 大邱府達城町

而して官幣大社扶餘神宮は紀元二千六百年記念事業として、拓務省および朝鮮總督府の主唱で内鮮一體東亞親睦の大義を昂揚するために創建されたものである。

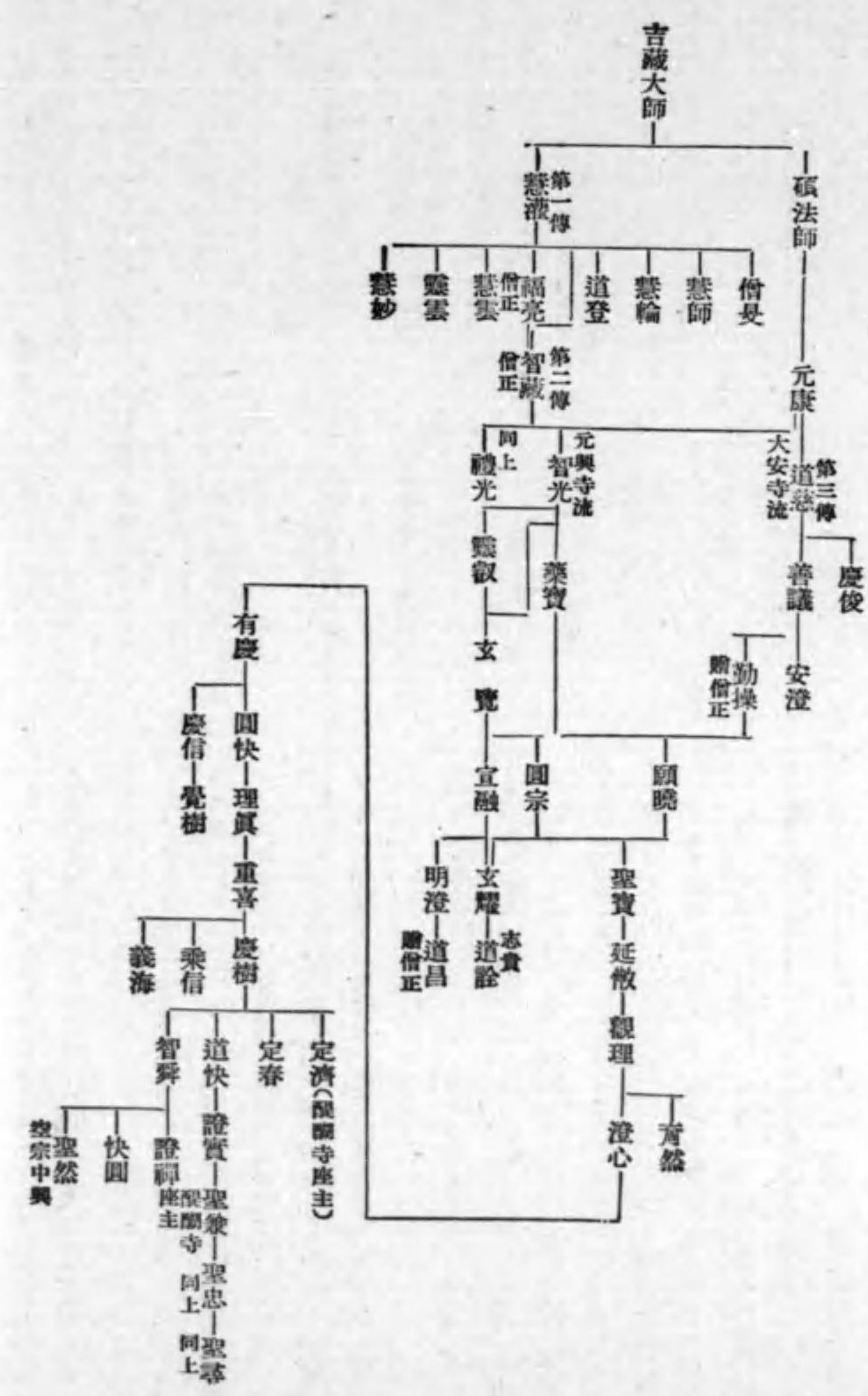
又、今次事變に護國の華と散つた英靈に對し、全国各地に招魂社建立の希望が多いところから、内務省神社局ではこの國民の熱誠に應へるため、明治元年五月京都東山に招魂社が建立されて以來、太政官達、内務省令、大藏省令等に依り統一なく制定されてゐた招魂社制度を全國的に改革し、從來の招魂社を一齊に護國神社と改稱して府縣社格となすこととなり、昭和十四年四月より實施した。

既に護國神社として左の神社が指定されてゐる。

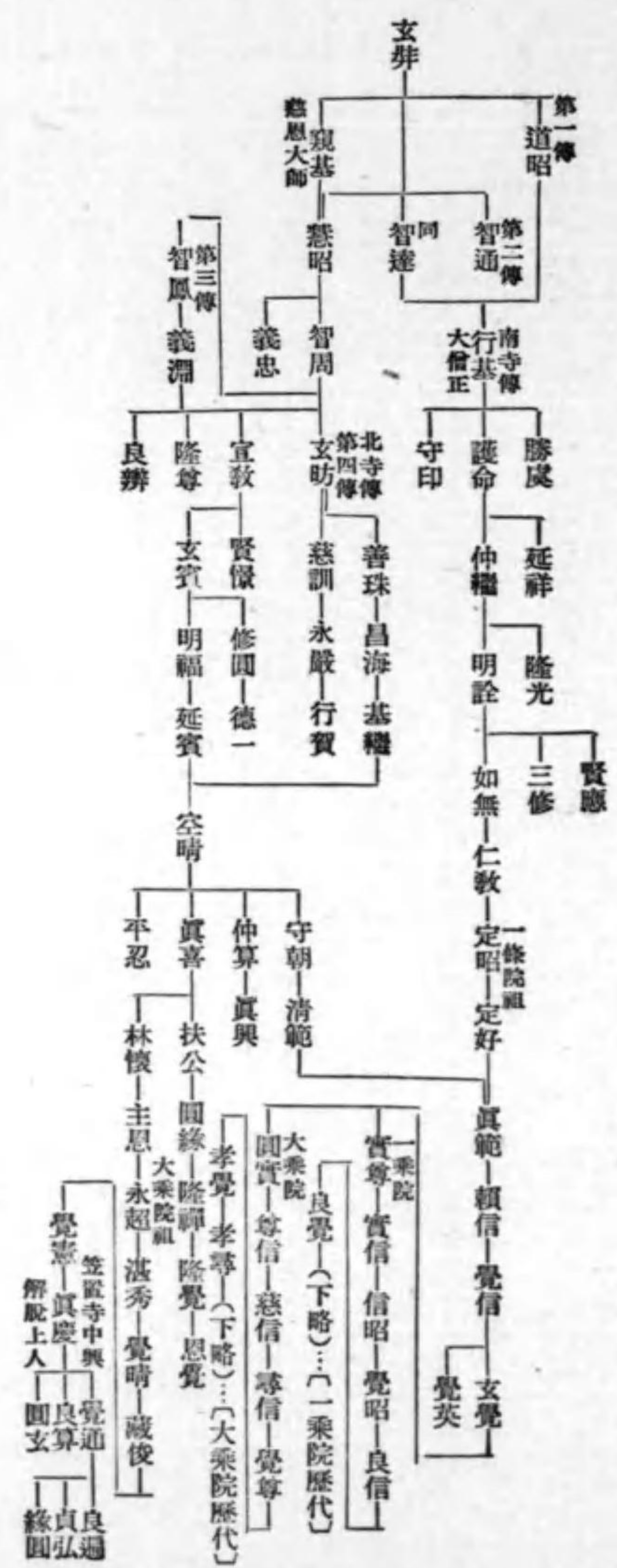
- 北海道護國神社(旭川市)▽札幌護國神社(札幌市)▽函館護國神社(函館市)▽京都靈山護國神社(京都市)▽兵庫縣姫路護國神社(姫路市)▽埼玉縣護國神社(大宮町)▽栃木縣護國神社(宇都宮市)▽三重縣護國神社(津市)▽愛知縣護國神社(名古屋市)▽靜岡縣護國神社(靜岡市)▽滋賀縣護國神社(彦根市)▽濃飛護國神社(大垣市)▽長野縣護國神社(松本市)▽宮城縣護國神社(仙台市)▽福島縣護國神社(福島市)▽岩手縣護國神社(盛岡市)▽青森縣護國神社(弘前市)▽山形縣護國神社(山形市)▽秋田縣護國神社(秋田市)▽石川縣護國神社(金澤市)▽富山縣護國神社(富山市)▽鳥取縣護國神社(鳥取市)▽松江護國神社(松江市)▽濱田護國神社(島根縣濱田町)▽岡山縣護國神社(岡山市)▽廣島護國神社(廣島市)▽福山護國神社(福山市)▽和歌山縣護國神社(和歌山市)▽徳島縣護國神社(徳島市)▽愛媛縣護國神社(松山市)▽高知縣護國神社(高知縣五ヶ山村)▽大分縣護國神社(大分縣東大分村)▽佐賀縣護國神社(佐賀市)▽鹿兒島縣護國神社(鹿兒島市)

第二章 佛教諸宗傳統系譜

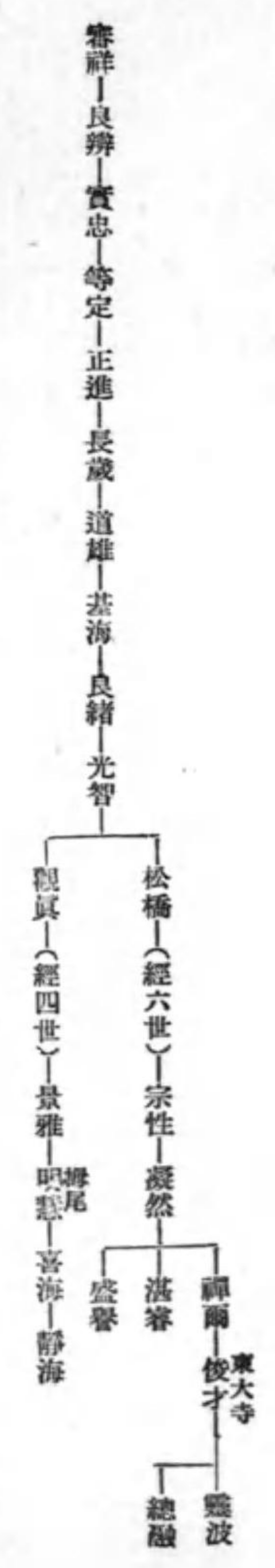
三 論 宗



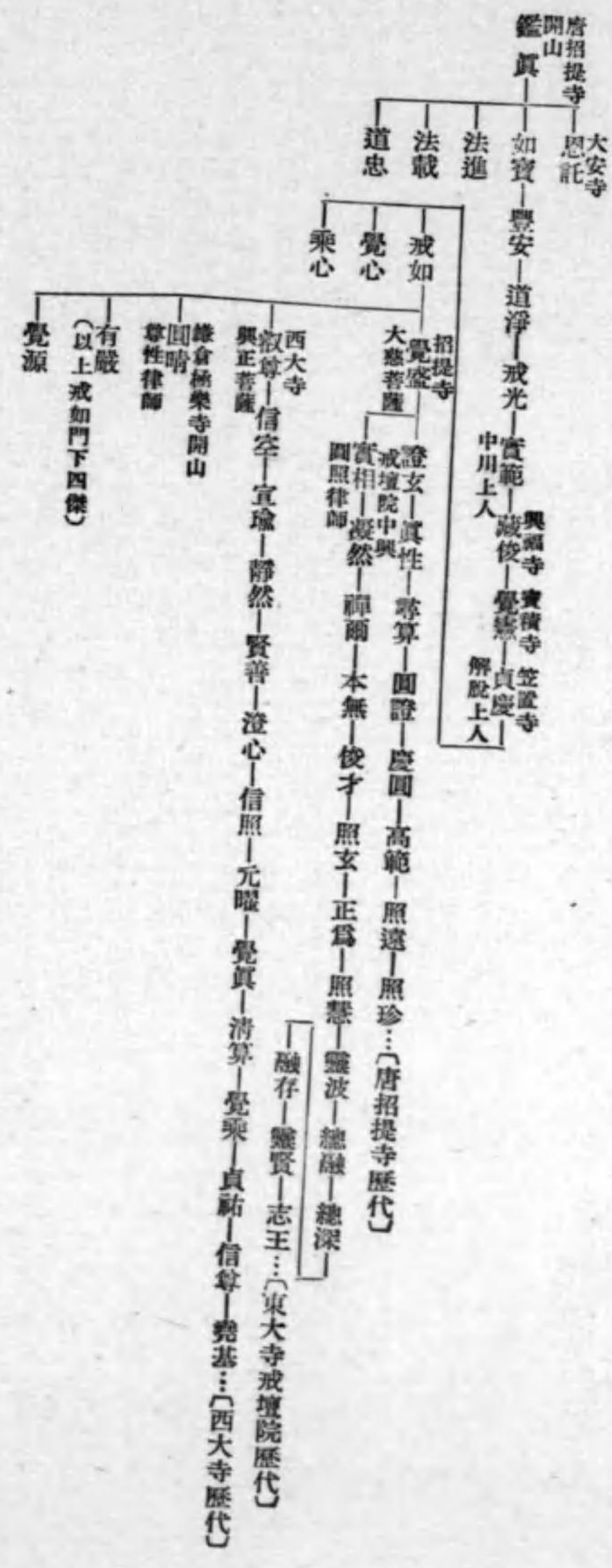
法相宗



華嚴宗



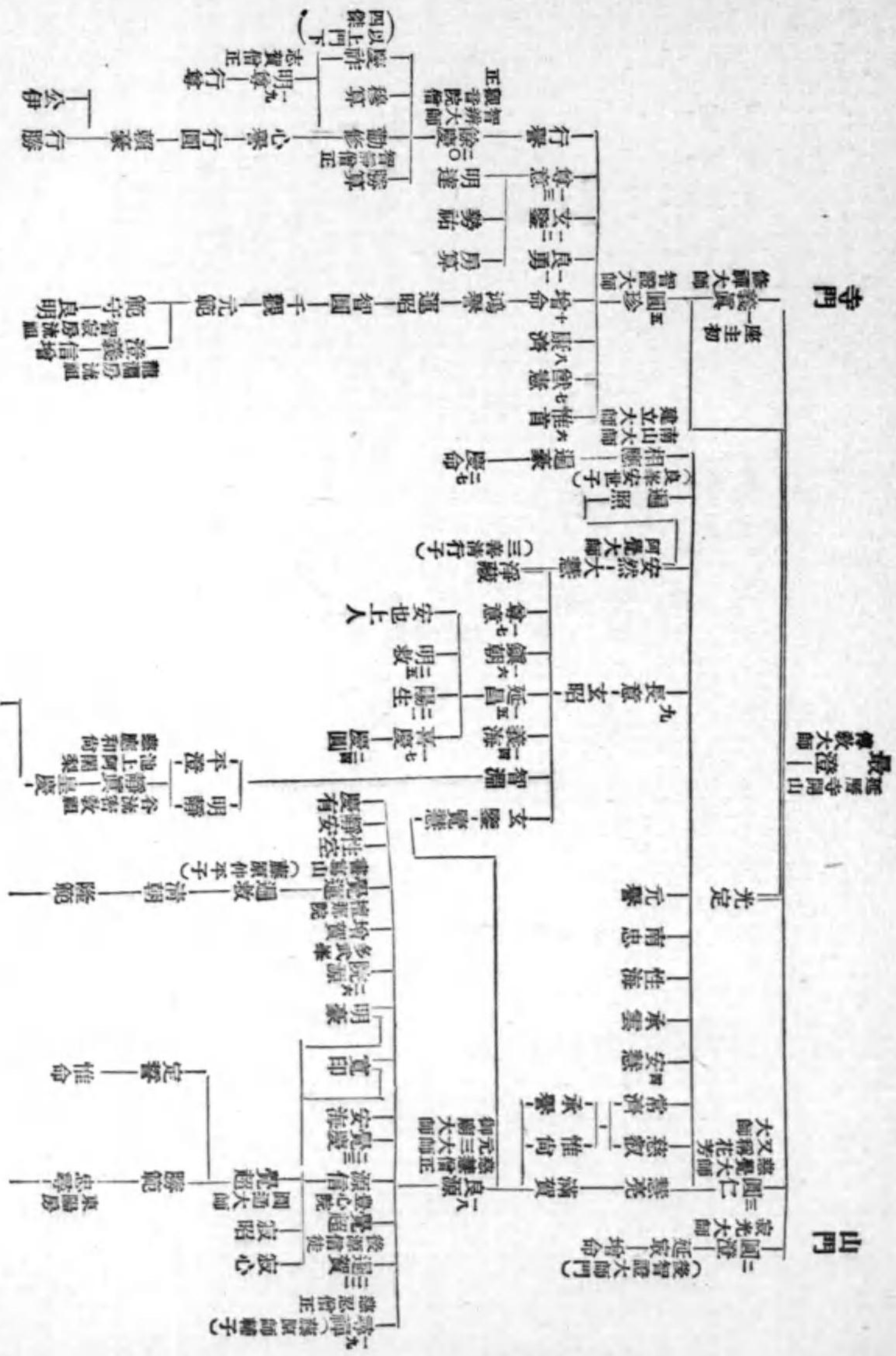
律南宗



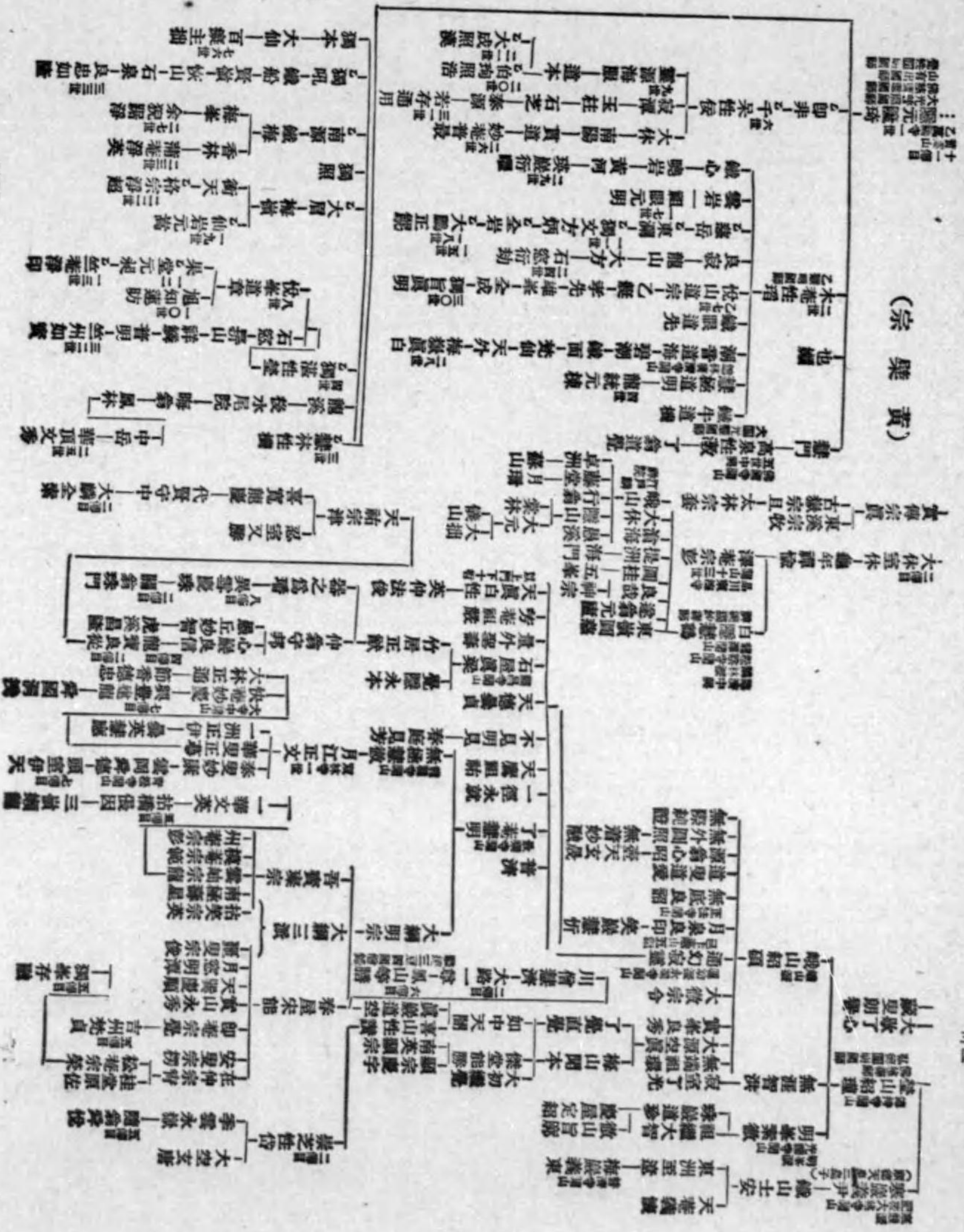
律北宗

泉涌寺開山 俊仍一定 智鏡—思允—憲靜—覺阿—智元—思淳—(下略) (泉涌寺歷代)
 大興正法國師 戒光寺開山 淨業—淨因—忍空—(以下不明)
 曇照律師

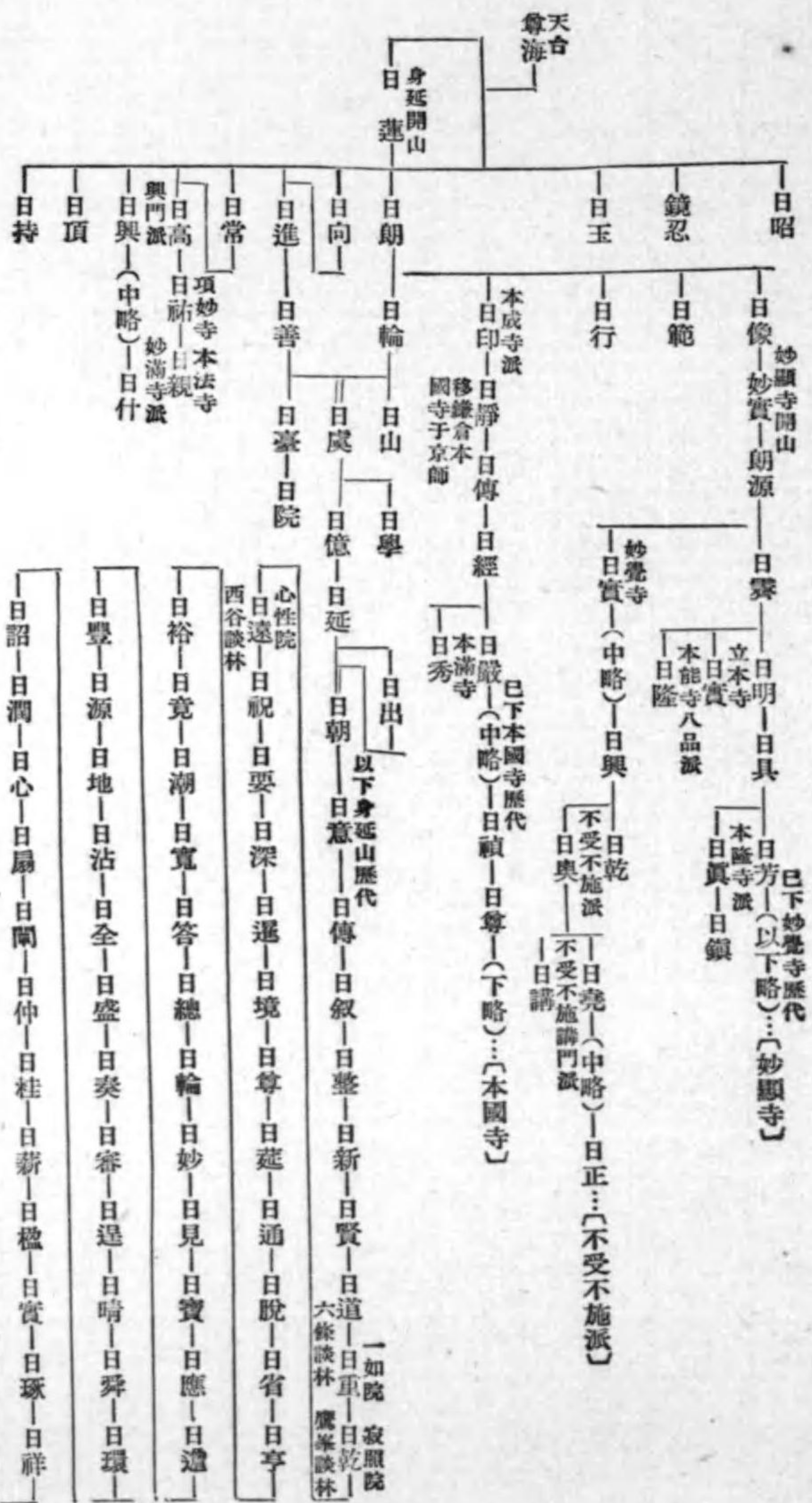
天台宗 (右座の字は天)



(宗 樂 實)



日蓮宗



第三章 佛教各宗本山一覽表

宗言眞			宗台天					宗
醍醐派	御室派	高野派	眞盛派	寺門派			派	
總本山	大本山	總本山	大本山	大本山	大本山	大本山	總本山	
醍醐寺 (深雪山)	仁和寺 (大内山)	金剛峰寺 (高野山)	西教寺 (大窪山智壽院)	實相院	聖護院	圓滿院	延曆寺 (比叡山)	
山城宇治郡村	山城葛野郡村	紀伊伊都郡村	近江滋賀郡村	近江坂田郡村	京都左京區	別所市	近江滋賀郡坂本村	
貞觀四年	仁和四年八月	弘仁十年	推古帝御宇	寬喜年間		長久元年(敷)	延曆七年	
聖寶	(光孝字多勳願)	空海	慧慈、慧澄	淨基	圓珍	悟圓親王	最澄	
	舊宮門跡。		文明十八年眞盛再興。	舊親王、攝家門跡。	元稱常光院寬治中改稱延寶四年現地に移る、舊宮門跡。	舊地山城岡崎村、天文中現地に移す。舊宮門跡。	弘仁十四年延曆寺と説す。 天安二年圓珍再興。	

眞言律宗			新義眞言宗			眞言宗				宗	
智山豐山兩派所屬			豐山派	智山派	小野派	山階派	泉涌寺派	東寺派	大覺寺派	醍醐派	派
總本山	大本山	總本山	總本山	大本山	大本山	大本山	總本山	大本山	大本山	大本山	地位
西大寺 (四王院)	大傳法院 (根來山)	長谷寺 (豐山神樂院)	智積院 (佛頭山)	隨心院	勸修寺 (龜甲山)	泉涌寺	教王護國寺 (八幡山秘密傳法院)	大覺寺	三寶院	醍醐派	寺名
伏見生駒郡村	根來郡村	初瀬町	京都東山区	山城宇治郡	山城宇治郡	今熊野町	京都下京區	嵯峨野郡	山城宇治郡	醍醐村	所在
天平神護元年	大治五年	靈龜年中 (寺傳榮老五年)		寬元二年	昌泰三年		延曆十五年	貞觀十八年	永久三年		建立年代
(稱德帝勅願)	覺鑊	道明	長盛	仁海	承俊 (皇太后鳳子御願)	空海	伊勢人奉勅建立	恒寂法親王 (淳和勅願)	勝覺		開基(本願)
嘉祿二年寂尊再興。	元稱小傳法院、天承元年勅願所とし改稱す、通稱根來寺。		元地紀伊、慶長年間現地に再興。	もと曼陀羅寺、五世増俊改稱密門跡の一。		元稱法輪寺又仙遊寺、建保六年再興改稱。	天長二年教王護國寺と稱す通稱東寺。	後宇多上皇再興、舊宮門跡	舊攝家門跡の一、修驗道宮山法本寺。		備考

臨濟宗	淨土宗									
	宗					淨				
天龍寺派	西山派									
大本山	總本山	總本山	總本山	總本山	大本山	大本山	大本山	大本山	總本山	總本山
天龍寺 (靈龜山)	圓福寺	誓願寺	光明寺 (報國山念佛三昧院)	禪林寺 (來迎山)	增上寺 (三緣山)	清淨華院	知恩寺 (長徳山功德院)	金戒光明寺 (紫雲山)	知恩院 (華頂山大谷寺)	唐招提寺
嵯峨野郡	岩津村	新河野郡	栗生村	永觀堂前通	芝公園	北ノ邊町	田中町	岡崎町	京下町	都生駒郡
延元二年	建長三年		安貞二年	齊衡二年		貞觀二年	貞觀年間 (寺傳)	承安五年	承安年間	天平寶字三年
疎石	圓空	惠隱 (天智勅願)	勢觀隆寛等建立	眞紹	宗叡	圓仁 (清和勅願)	間仁	源空	源空	鑑眞
元稱曆應寺。	もと山城、眞宗寺徳治元年京に再興改稱、元治以後廢絶明治十六年現地に再興	もと大和、三論宗、藏使の時改宗。	仁和四年光明寺と稱す。		もと眞言宗、至徳二年改宗慶長三年現地に移る。	もと天台宗、承安四年改宗	通稱百萬遍。	通稱黒谷堂。	天正三年總本山となる。	

宗	臨濟宗									宗
	臨									
方廣寺派	永源寺派	圓覺寺派	大徳寺派	東福寺派	建長寺派	妙心寺派	南禪寺派	建仁寺派	相國寺派	派
大本山	大本山	大本山	本山	大本山	大本山	本山	大本山	大本山	大本山	地位
方廣寺	永源寺 (瑞石山)	圓覺寺 (瑞鹿山)	大徳寺 (池寶山)	東福寺 (惠日山)	建長寺 (巨福山)	妙心寺 (正法山)	南禪寺 (瑞龍山)	建仁寺	相國寺 (萬年山)	寺名
奥江引佐郡	高野郡	近江愛智郡	小相模鎌倉郡	大宮村	山城愛宕郡	京都東山区	小相模鎌倉郡	花岡野郡	山城葛野郡	所在
元中元年	正平十六年	弘安五年	元應元年	嘉禎二年	建長元年	正應年間	建仁二年	永徳三年	建立年代	
無文	寂室 (佐々木氏頼本願)	開山祖元	妙超	辨圓 (藤原道家本願)	開山道隆 (北條時頼)	慧玄	普門 (龜山上皇勅願)	榮西 (土御門帝勅願)	疎石 (足利義滿本願)	開基(本願)
もと南禪寺派、明治廿六年七月獨立。			正中元年寺基擴張大徳寺と稱す。			後土御門帝御宇宗深中興。				備考

宗 眞					黄 藥 宗	宗 洞 曹				
佛光寺派	興正派	高田派	大谷派	本願寺派			向嶽寺派	國泰寺派	佛通寺派	
本山	本山	本山	本山	本山	大木山	大木山	大木山	大木山	大木山	
佛光寺 (汗谷山)	興正寺 (圓頓山華嚴院)	專修寺 (高田山)	東本願寺 (龍谷山)	西本願寺 (龍谷山)	萬福寺 (黃藥山)	總持寺 (諸嶽山)	永平寺 (吉野山)	向嶽寺	國泰寺	佛道寺 (御許山)
京都下京區 新開町	京都下京區 華園町	伊勢阿蘇郡 一身田町	京都下京區 常葉町	京都下京區 堀川通	山城宇治郡 宇治村	横濱市 鶴見區	越前吉田郡 志比谷村	甲斐東山梨郡 七里村	越中氷見郡 太田村	安藝豐田郡 高阪村
建曆二年	文明四年	嘉祿元年	慶長七年	文永四年	寛文元年	天平年間	寛元元年	天授六年	嘉曆二年	應永四年
親覺	經豪	親覺	教如	覺信尼 (親覺開山)	隱元	行基	道元	得勝	惠日	周及
もと興正寺、嘉曆二年改稱。	もと本願寺所屬、明治九年獨立。	もと下野、寛正六年現地に移す。		天正十九年現地に移る。		元名諸嶽寺、元亨元年紹興改宗改稱、明治廿九年龍登より遷す。	もと大佛寺。			

宗 眞 日					宗 眞					宗
(舊一致派)					三門徒派	誠照寺派	山元派	出雪路派	木邊派	派
大本山	大本山	大本山	大本山	總本山	本山	本山	本山	有山	本山	地位
法華經寺 (正中山)	本圓寺 (大光山)	妙顯寺 (具足山)	本門寺 (長榮山)	久遠寺 (身延山妙法華院)	專照寺	誠照寺 (上野山)	證誠寺 (山元山)	毫攝寺 (出雲路山)	錦織寺 (通照山)	寺名
中山町	京都下京區 柿本町	京都上京區 小川頭	池上郡 武蔵荏原町	甲斐南巨摩郡 身延村	福井市	越前今立郡 鯖江町	越前今立郡 新横江村	越前今立郡 味真野村	近江野洲郡 中里村	所在
建長五年 (一説六年)	建長五年	元亨年間	文永十一年	弘安四年	正應三年	弘安元年	承元年間	曆應年間	天安二年	建立年代
開山日 開墓日常	日	日	日 (池上宗仲本願)	日	如	如	親	善	圓	開基(本願)
	元地鎌倉、貞和元年遷す。					元稱眞照寺、永享九年改稱。		慶長中現地に移る。	もと天臺宗、嘉祿年間親覺改宗。	備考

宗 蓮 日										宗
(舊一致派)										派
本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	地位
妙覺寺 (廣榮山)	實相寺	蓮永寺 (貞松山)	海長寺	弘法寺 (真間山)	本土寺 (長谷山)	鏡忍寺	報恩寺 (白雲山)	妙傳寺 (位鏡山)	藻原寺 (常在山)	妙法寺 (德永山)
興上總夷隅郡津町	岩松富士郡村	駿河富士郡千代田村	清水市	下總東葛飾郡市川町	下總東葛飾郡小金町	東安房安房郡條村	真砂山前町	北門前町	上總長生郡茂原町	甲斐南巨摩郡德積村
文永元年	久安年間	文永十一年			建治三年		寛文年間	文明九年	文永四年	文永年間
日	知印	日持			日朗		日順	日意	日蓮	日傳
	正嘉の頃改宗、日蓮を閉山とす。	もと庵原郡、慶長年間移る	もと横岳寺、天治宗、弘安四年改宗、改稱。	もと眞言、文永十一年日頂改宗。						

宗 蓮 日										宗
(舊一致派)										派
本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	地位
佛現寺 (海光山)	妙純寺 (明星山)	本満寺 (廣布山)	國前寺	正法寺 (妙高山)	妙照寺 (鈔法華山)	妙宣寺 (蓮華玉山)	孝勝寺 (光明山)	本法寺 (叡昌山)	妙法寺	寺名
伊豆東方郡伊東町	依模愛甲郡知村	鶴山京上京區町	尾長島市	大和武郡和村	二宮佐渡郡宮村	眞野佐渡郡村	東九番町	仙臺市	京都上京區本寺前町	越後三島郡島田村
弘長年間	文永十一年	應永年間		長祿二年	文永十年	文永年間	正應年間	永享八年		建立年代
(本朝伊東願高)	開山日蓮	日秀		開山日意	日靜	日得	日門	日親		開基(本願)
							元名大仙寺、善勝寺。			備考

宗 蓮 日										
(舊一致派)										
本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山
妙國寺	立本寺	根本寺	妙顯寺	妙本寺	本立寺	妙成寺	光勝寺	日正寺	久昌寺	本覺寺
廣善山	具足山	新穂村	下野安蘇郡	相模鎌倉郡	伊豆田方郡	能登羽咋郡	肥前小城郡	中總香取郡	常陸久慈郡	駿河安倍郡
村木町	一都上京區	佐渡佐渡郡	堀米町	鎌倉町	上甘田村	岩前村	後醍醐御宇	永仁年間	延寶年間	正應二年
永祿五年	元亨元年	天文二十一年		文永十一年	永正三年	仁年間				
日	日	日		日	開山日澄	日	開山日祐	日	開山日忠	日
玃	像	成		學	開基江川英盛	像	(千葉胤貞)	常	(德川光圀)	位
								元範瑞光寺、天正年間改稱。		

宗 蓮 日										宗	
法華宗										派	
(舊一致派)										地位	
本山	本山	總本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	地位
要法寺	本門寺	妙滿寺	龍口寺	誕生寺	頂妙寺	妙法華寺	妙覺寺	妙興寺	本遠寺	本遠寺	寺名
新高倉	京都孫橋通	北河富士郡	京中京區	相模鎌倉郡	安房安房郡	大塚左京區	京都左京區	伊豆田方郡	下清藏口町	白井千葉郡	所在
延慶元年	永仁元年	弘和三年	延元二年	建治二年	寶徳元年	弘安七年				慶長十四年	建立年代
日	日	日	日	日	細川勝益	日	昭	實	開基風開信昭	開基(本願)	開基
尊	興	什	法	家	益	昭	實	昭	昭	遠	備考
		天正中現地に再興。									

法華宗 (舊日蓮宗本成寺派)	宗華法門本					宗門本								
	(派品八宗蓮日舊)										(派門興宗蓮日舊)			
總本山	大本山	大本山	大本山	大本山	大本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	本山	
本成寺 (長久山)	本能寺	本興寺 (精進院)	妙蓮寺 (卯木山)	鷲山寺	光長寺	本門寺 (富士山)	妙本寺 (中谷山)	久遠寺	妙蓮寺	寶成寺	伊豆田方郡 中大見村	正安三年	日尊	
本成村	京都中京區 本能寺前町	別所市	京都上京區 妙蓮寺前町	上總長生郡 茂原町	駿河東郡 金岡村	駿河富士郡 茶富士村	安房安房郡 保田町	駿河富士郡 富士見村	駿河富士郡 上野村	正安三年	日尊			
永仁五年	應永二十三年	應永二十七年	永仁年間	文永年間		康永二年	康永年間	建武元年		日尊				
日印	日隆	日隆 (細川滿元)	日像	日辨 (小早川左近大夫)		日代	日卿	日卿		日尊				
元名青蓮寺、後改。	元名本應寺、寺地五條坊門其後廢所に轉、天文中改稱天正中現地に遷る。			一名鷲巢山。										

融通念佛宗	時					講門派	同不受不施	日蓮宗 不受不施派	日蓮正宗	本妙法華宗 (舊日蓮宗本隆寺派)	宗		
	總本山	大本山	大本山	大本山	大本山							總本山	本山
大念佛寺 (大源山諸尊護念院)	正法寺 (靈山)	金蓮寺 (太平興國錦綾山)	無量光寺	蓮華寺 (八葉山)	海淨光寺 (藤澤山)	本覺寺 (久遠山)	妙覺寺 (龍華山)	大石寺 (大日蓮華山)	本降寺 (惠光山)	京都上京區 紋屋町	長享二年	開基(本願) 開山日齋 開基日眞 (開山日興 (南條時光))	元地王生四條、天文十一年現地に轉。
大阪住吉區 野	京都東山區 清閑寺町	京都中京區 四條新京極	相模高座郡 摩溝村	近江坂田郡 息郷村	相模鎌倉郡 藤澤町	備前御津郡 金川村	備前御津郡 金川村	駿河富士郡 上野村	京都上京區 紋屋町	京都上京區 紋屋町	長享二年	開基(本願) 開山日齋 開基日眞 (開山日興 (南條時光))	元地王生四條、天文十一年現地に轉。
大治二年	延暦年間	延慶元年	弘長年間	推古御宇	正中二年	明治廿年六月	延慶二年	正應三年 (二說同二年)	長享二年	京都上京區 紋屋町	長享二年	開基(本願) 開山日齋 開基日眞 (開山日興 (南條時光))	元地王生四條、天文十一年現地に轉。
良忍	最澄	淨門	知眞	聖德太子	吞海 (景平野)		妙覺		長享二年	京都上京區 紋屋町	長享二年	開基(本願) 開山日齋 開基日眞 (開山日興 (南條時光))	元地王生四條、天文十一年現地に轉。
靈元天皇勅して一宗の植林となす。			元稱金光院。	もと法相宗、弘安七年改宗	通稱遊行寺。		明治九年再興。		長享二年	京都上京區 紋屋町	長享二年	開基(本願) 開山日齋 開基日眞 (開山日興 (南條時光))	元地王生四條、天文十一年現地に轉。

准門跡		眞宗				
眞言		瀧谷	汁谷	高田	澁谷	陽光院
		光德御殿	汁谷御殿	一身殿御殿	佛法殿	崇仁、木部御殿
		東本願寺	興正寺	專修寺	佛光寺	蓮華光院
		東本願寺	興正寺	專修寺	佛光寺	蓮華光院
		東本願寺	興正寺	專修寺	佛光寺	錦織寺
		同市下京區常磐町	同市下京區華園町	伊勢國阿蘇郡一身田村	京都市下京區新開町	近江國野州郡木部

基督教各派一覽

(昭和十四年八月一日調)

教派	(首腦職)	(氏名)	(所在地)
天主教	羅馬教皇使節	バオロ・マレラ	東京市麹町區下六番町
日本ハリスト正教會	正教會府主教	セリギ	東京市神田區駿河臺四
日本基督教會	大會議長	富田滿	東京市麴町區富士見町一
日本組合基督教會	東京支部長	小崎道雄	東京市赤坂區靈南坂町
日本聖公會	總裁	名出保太郎	東京市芝區榮町八
日本バプテスト教會	常置委員長	千葉勇五郎	東京市神田區三崎町一ノ二
日本メソヂスト教會	監會	釘宮辰生	東京市澁谷區綠岡町二三
日本美普教會	年會	小泉要太郎	橫濱市中區日ノ出町二
日本自由メソヂスト教會	總務局長	土山鐵次	大阪市住吉區丸山通一ノ八一
日本福音教會	年會	P・S・メイヤ	東京市淀橋區下落合一ノ五〇〇
日本福音ルーテル教會	總會議長	三浦 冢	東京市中野區鷺宮町二
日本同盟基督教會	年會議長	杉本光平	千葉市通町三五
日本協同基督教會	年會議長	森田誠一	廣島市千田町
日本基督同胞教會	年會幹事	安田忠吉	京都市左京區丸太町川端東入
普及福音教會	理事	赤司繁太郎	京都市小石川區上富坂町三九
日本聖教會	監會	車田秋次	東京市淀橋區柏木三ノ三九一
基督友會	年會議長	鈴木千代松	茨城縣新治郡石岡町
基督教會	總會議長	平井庸吉	東京市澁谷區中里町三五四
日本セブンスデーアドベンチスト教會	總務委員長	A・N・ネルソン	東京市杉並區天沼一
日本ナザレン教會	司令官	植村益藏	東京市神田區神保町二ノ一七
日本西部ナザレン教會	日本部長	W・A・エコール	東京市小石川區竹早町九三
神社宗教篇	日本部長	喜田川四郎	京都市東山區本町七

きよめ 教會 監 督
 福音 傳道 協會 年 會 議 長
 日本イエスキリスト教會 年 會 議 長
 日本單立基督教會同盟 理 事 長
 日本基督教聯盟 常 議 員 會 長

中 田 重 治 東 京 市 澁 橋 區 柏 木 三
 舟 喜 崎 一 前 橋 市 百 軒 九 八
 佐 藤 邦 之 助 神 戶 市 灘 區 大 内 通 五
 白 戸 八 郎 東 京 市 中 野 區 水 川 町 三
 阿 部 義 宗 東 京 市 神 田 區 錦 町 一 六

神道各派一覽

(派)	(本部名)	(所在地)
神道	本局	東京市麻布區筈町
黑住教	本部	岡山市外大元
神道修成派	教務局	東京市本郷區駒込西片町三
大社教	本院	島根縣簸川郡大社町
扶桑教	大教廳	東京市世田谷區松原町
實行教	本廳	東京市牛込區東五軒町
大成教	教務廳	東京市小石川區原町
神習教	大教廳	東京市世田谷區新町
御嶽教	大本廳	東京市品川區西大崎
神理教	本院	小倉市大字應力
稷教	本院	東京市下谷區西町五
金光教	本部	岡山縣淺口郡金光町
天理教	教廳	奈良縣丹波市町

【神道本局】林五助【黑住教】黒住宗和【神道修成派】新田邦達【大社教】千家
 島根縣大社町にある。

神道大社教

神道大社教は、主神として彌の神大國主命を奉齋し「おほやしろ」の
 神意神業を萬世に傳へ、報恩反始の誠を養ふ主旨のもとに、明治六年一
 月、當時の出雲大社大宮司たる千家尊福男が創設したものである。
 今や教運隆々として内地はもとより、遠く海外各地にまで布教されて、
 其の講社員は四百萬を突破すると云はれてゐる。殊に上海では中國の青
 年知識階級の中に信仰するもの多く、全國多數の信徒と共に、日支提携
 新東亞建設に大きな楔となつてゐる。
 而して一日及び十五日は毎月精勤委員でもある千家尊有管長の親祭の
 下に國威宣揚、武運長久の祈願祭を執行するほか、愛國運動の先驅を努
 め、講社員信徒の信仰はますます昂揚、信者網は愈々擴大化されつゝあ
 る。
 毎年舊正月に福神祭を舉行、數萬の賓客に福運を分かち、新嘗祭には勸
 農祭を擧げて五穀豐稔を祈願し、神に愛謝を捧げてゐると聞く。本院は
 島根縣大社町にある。

金光教

金光教は岡山縣金光町に發祥し、明治十八年神道金光教會が生れ、教
 祖歸幽後の明治三十三年六月十六日を以つて神道教派として獨立し、金
 光教と稱するに至つた。
 現在にては管長金光攝胤氏が神前奉仕者として信仰の中心となり、教
 監高橋正雄氏以下幹部全員は全國各地の信徒三百萬と共に神の道にそ
 しみ、聖戰下に皇軍將兵の武運長久と白衣の勇士の平癒を祈願しつゝあ
 る。
 又、高橋教監らは北支戰線に勇士を現地慰問して銃後の赤心を發揮し
 其他國家のために貢獻した事業も多く、春秋の二回に大祭を催すが、全
 國からの信徒は數十萬に達すると云ふ。

大日本帝國獅子吼教會

本教會は帝都の西北中井ヶ丘即ち澁橋區下落合四丁目二〇番地に
 所在し、大塚日現僧正が創立したものであり、現在巍然と聳ゆる一大殿
 堂は大正六年の建立の本部並に道場である。
 抑々大正年間の初め、高祖日蓮大士の御精神法華經中の最骨體たる本
 門八品を宗旨とする本門法華經の深奥を極はめたる大塚日現僧正が、忠
 君愛國を標榜し、弘法護國の大旗を麾して大正二年二月組織したもの
 端を發してゐる。
 爾來、師の實踐躬行と共に業績大いに揚り、全國各地に多數の信徒を
 有し、設立せる教會所並に布教所は

- | 所在地 | 信行教會所 |
|---------------|-----------|
| 東京市荒川區南千住八ノ九一 | 大法山教會所 |
| 横濱市中區共進町一ノ三五 | 大日本獅子吼布教所 |
| 同市中區唐澤町四四 | |
| 北海道小樽市色内町三ノ四二 | |
| 水戸市東町二五〇三五 | |
| 茨城縣磯原町四七 | |
| 千葉市登戸三ノ三一三 | |
| 千葉縣本納町 | |
| 千葉縣山武郡細草 | 不動寺 |
| 千葉縣山武郡白里村 | 要行寺塔中本林坊 |
| 千葉縣長生郡豐田村根本道場 | 道教寺 |

黒住教

天照大神の御道を宣揚し奉り、黒住宗忠神を教祖として祀る。神道最
 初の宗派が黒住教である。
 現在にては管長黒住宗和氏を中心に全國二百萬の信徒を擁してをり、
 管長は今大變動勃發以來、既に十回の戰捷祈願、國威宣揚のために伊勢
 參宮をしてゐる。
 而して昭和十五年四月、百萬度神前大祝祈願満願の日には、信者數百
 人と共に參拜し、九州、四國方面の白衣の勇士を慰問したのである。
 同教では六月三十日、七月一日の大社祭、十二月の教祖御誕生冬至大
 祭、三月二十四日、五日の教祖大祭を以つて三大祭としてゐる。
 因みに同教本部は岡山市外今村に所在す。

其他各府縣、朝鮮、滿洲、臺灣、南洋海外に亘りて十數萬の信徒を有し、全信徒一致團結して専ら皇威の宣揚に思想の善導に、盡瘁し、祖先を尊崇し以て護法護國の實を擧げつゝある。

尙、支那事變勃發するや本教會に於ては會長提唱の下に率先して陸海軍將兵士慰問のために多數の慰問袋を寄贈し、陸海軍大臣よりの感謝狀を授けられること再三再四、更に「傷兵護りて國強し」との建前から海軍病院、陸軍病院に傷病兵を慰問すること屢々にして又會長の郷土たる千葉豊田村道教寺に於いて出征遺家族の慰安會を催すること三度、尙ほ「仰げ忠魂護れよ遺族」の主旨の下に東京獅子吼教會本部道場に於ては淀橋區内出征遺家族並に戦死者家族を招待すること數度に及び、特に昨十四年十一月十九日は師の還歴祝の費用全部を持つて招待に充てられ集る者五千餘人の盛大であつた。且つ昭和十三年五月赤十字社へ社費を補助せられ、其の篤志に對し有功章を授けられてゐるのは、會長日現僧正の傷疾軍人に對しての感謝の念と援護の熱誠の發露と見るべく、又「貯蓄は銃後の鐵兜」と云ふ信念の下に貯金報國に力をつくし、全信徒を激勵して數萬圓の貯金をなし、或は愛國切手を賣捌き、或は支那事變國庫債券を賣捌き還信大臣はじめ當局より感謝狀を贈られてゐる。

更に滿洲開拓事業に協力して日滿一如の實を顯現すべく、偶々昭和十四年七月宗門日蓮門下の滿蒙開拓研究班なるや日現會長は直ちに私財をもつて徒弟九名を派遣し、内原滿蒙開拓幹部訓練所に入所せしめ、次で同年十二月には現地視察員として代表者林楠孝外四名を酷寒の滿洲國奥地黑河省はじめ、ハルビン、新京等に赴むかしめ、本年四月二十八日宗祖立宗宣言の記念日には徒弟林楠孝指導員となり九名の先遣隊は勇躍渡滿の壯途に就き、目下黑河省瑯環縣上二公別に到着したと云ふ。

而して又、新東亞新秩序建設の大業完成に對して青少年保護事業の重

且つ大なるを痛感し、新たに少年保護團獅子吼團を創設し、不良青少年の指導教化に力を致すべく、私財を投じて萬端の設備をなし本年五月十日當局の認可を得、更に新たなる活動に入りつゝある。

遂に本教會の如きは師弟檀那三位一體となりて、高祖日蓮大士の教誡を遵守し、正法法華經の弘通廣宣を圖りて思想の善導に努め、國家の安寧を祈念し、皇威の發揚に邁往し以て皇恩に報ひ奉らんとする。其の將來に期待するところ大である。

更に本年静岡大火災に壹千圓を見舞ひ、先の關西風水害に金貳百圓を

函館の大火災に壹百圓を贈れり。次で本宗護法財團の總旨を翼賛し金壹千圓を寄附し、大僧正鎌廣日宰宛下は昭和十三年四月感謝狀を送り、本宗々務廳々合建築に際して金貳千五百圓を寄附し、又荒れ果てたる千葉縣豊田村道教寺を移轉するに當りて、先祖傳來の土地家屋の全部を提供す。其の地目壹町歩餘金額に於て數萬圓に及ぶと云ふ。

此れ至公無私の精神の顯現にして、宗門の爲め護法護國の爲め偉大な功績と云ふべし、其他武道場を設けて青年を鍛鍊す。師弟檀那三位一體師は針弟子又糸の如し、即ち師の心を以て心となす。眞の異體同心を以て法華經の肝心を以て日夜研鑽に相勉め、益々團體觀念の發揚に、國民性の切磋琢磨に努力し、以て菩薩の道を行じ種々様々の活動を以て人生活活に交渉して世を救済して行く姿は、一度び中井ヶ丘なる獅子吼の道場に參詣して知ることが出来る。

第一章 文化の中心たる都市

第二章 學校教育

第三章 社會教育

第四章 調査資料統計

第五 文化教育篇

文化教育篇

第一章 文化の中心たる都市

今日、世界何れの國に於ても、その國の文化は、都市に於いて最も集約的に表現されるものである。一國の文化の消長發展に、必ず都會を通じて行なはれ、常に都會を中軸として發展してゐる。都市を度外視して一國の文化の存在することはなく、一國の文化のあるところ常に都市の文化を前提とする。

斯の如く、國家生活に寄與する都會の演ずる役割は、單に文化の分野に於てのみならず、政治、經濟、教育等の部門に於ても重要な事は言を俟たない。都市は國の教育機關の集合地となり、政治機關の綜合地となり、また經濟活動の舞臺でもある。これ等のものは集約されて一つの都市に構成される場合もあり、又歴史的事情、或ひは地理的事情等の特殊の事情に依りて二三の都市に分散される場合もある。我が國の如きは首都東京に於て、政治機關の中心を有し、經濟機關の發源地を有し、又文化教育機關の重點を有して、ジャーナリズムの發祥地となり、流行の策源地となつてゐる。

右の如く、近代都市は國家生活に關與するところ實に大である。故に一國の内治外交、或は經濟狀態文化の程度を知らんとすれば、その國の

首都をはじめ都市に就いての全貌を知ることによつて明らかにされ得る即ち都市に於ける文化、政治、經濟の諸施設が國家生活に於ける夫れ等に影響を與へ常に指導的立場にあるものである。

而して文化の中心的文野を占むる教育に、學校教育と社會教育に二分され、學校教育に於ては、更らに實習的の職業教育を施すものと學術教育に於ては國民性の涵養、講習、娛樂等に分れる。

社會教育としては圖書館、青年學校、少年團、青年團、在郷軍人會等の他、各都市の状況に依り夫々適切なる講習會、展覽會、映畫音樂會等を行ふものである。

東京はじめ各都市の文化施設に就いては六大都市篇主要都市篇に於て述べたので茲では沿革發展過程を記すこととする。

第二章 學校教育

我國教育の沿革

往古儒佛の文明によつて培かはれ、更らに徳川幕府治世の間に於て、幕府をはじめ諸藩で頻りに奨励した學問に養はれ、建國以來の大精神は

幕末に至り振起して明治維新の大業は成つたのである。

新しく誕生した日本は、元氣瀟々として諸事に亘り歐米先進國の特長を取入れて之を我が民族性に融和せしめんと努力した。其中にあつて教育即ち學問のことには一層の力を傾けたものである。明治元年六月、政府は徳川幕府の昌平校を復興し、同二年之を大學に改めた。之が學問研究の中心であり、同時に教育行政の機關にして實に文省の前身である。これと同時に國民一般の教育を勤めんが爲め、明治三年には京都府が率先して小學校を設け、同五年には我國教育制度の礎とも云ふべき學制が頒布されるに至つた。

爾來、教育の制度は、其規模に於て其の内容に於て、年々歳々面目を改め、明治十二年には教育會が制定せられて普通教育の基準が定まり、實業教育も亦追々發達の途につき、明治十九年森文部大臣の時代に帝國大學令、師範學校令、小學校令、中學校令等今日現に行はれてゐる學校令は殆んど皆其の根柢を築かれたのである。

次で明治二十三年 明治天皇は教育に關する勅語を下し賜つて、國民道徳の歸趨するところを御示しなつた。同二十七年井上文部大臣の時代に於て専ら力を實業教育の奨励に注ぎ、三十二年から翌年にかけて更に小學校、中學校、高等女學校等に關する制度の改正があり、高等の教育機關も此の間に漸次整頓した。同四十年には遂に義務教育の年限を六年に延長し、其後大正六年に至つて岡田文部大臣の時、臨時教育會議が設置せられて多年の懸案であつた學制上の重要問題を解決し、次で中橋文部大臣の時代に於て、高等教育機關の大擴張が實現せられた。今日では下は小學校より上は大學に至る迄、其數約數萬に達し、千數百萬の學生々徒を收容するに至つたのである。

斯くの如く政府の教育の制度が漸く歴然となる一方、早くも明治の初

年から福澤諭吉翁はじめ、私學の發達に力を注いだ生量の士も少くはなかつた。

凡そ國家百級の事は之を進歩發達せしめるには、一として教育の力に従はざるはない。産業の振興と云ひ、兵事の發達と云ひ、其の基づくところは皆教育の力に従はざるはない。従つて、國家隆昌の百年の計は國民教育の振起に在らねばならぬ。

都市と教育施設

我國に於て地方公共團體に委任してある教育事務は主として學校の設立及維持に關する事務で、其の中には勅令の規定により必行の義務を負はせたものと、其の意思により自由に裁量する事を許したものと別がある。而して市(町村)に對して必行の義務を負はせたものは從來尋常小學校の設置に止まつてゐたが、本年度より青年學校に就ても之を義務制とするに至つた。其の他に付ては市は高等學校及師範學校を除き概ね其の自由意思によつて處理することとされてゐるが、それは多く高等小學校(從來は亦青年學校)の範圍に止まり、中等以上の諸學校に付て市が自ら設置維持する所は實業學校、高等女學校を除いては猶僅少である。殊に高等以上の諸學校に至つては、市立大學一、(大阪商科大學)、市立專門學校が二、三あるに止まる状態で、中等以上の學校施設は一部を除いては猶主として國、道府縣若しくは私人の設置にかゝり、市は唯此等施設の所在地たる關係を有つに過ぎない。

これは從來大部分の市が財政上の理由より初等教育以外にその手を伸ばす餘裕を有たなかつたことにも因るのであらうが、他面中學校の如き師範學校等と共に其の設置を道府縣の義務とし、原則として廳府縣立に

依らしめた從來の方針の然らしめる所も多いであらう。

小學校

我が國民たるものは誰でも義務教育を受けねばならぬ。小學校令第一條に小學校の目的を明らかにして、

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道徳教育及ビ國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

と定めてある。此の國民に必須の教育を授ける爲には、市町村は其の區域内の學齡兒童を就學せしめるに足るだけの學校を設置する義務があり學齡兒童の保護者は其の學齡兒童が、精神身體の缺陷の爲就業し得ざるものでない限り、之を市町村立尋常小學校に就學せしめる義務がある(市町村長の認可を受け家庭又はその他に於て尋常小學校の教科を修める者は除外されてゐる)。又授業料の如きも此の趣旨から市町村立の尋常小學校では徴收しない事が原則である。

現制の義務教育は六年であるが、之を八年に延長したいとの希望は既に明治三十三年に從來三年制或は四年制であつたのが四年制になつた時も、又四十年に四年制が六年制に延長された時も同様に之を明らかにしてゐる。唯時の事情を顧みず一躍して四年を八年とするが如き、突飛な改正を施し難きが故に、當分は不十分な状態を以て我慢するの外は無いのである。然るに今日では明治四十年以來約三十年近くを經過し、尋常小學校卒業後、高等小學校へ、入學する者の逐次に増加し、此の情勢を持續すれば結局何年後かには中學校入學者以外は、殆ど全部が青年小學校へ入學すべき情勢を示してゐる。されば義務教育年限延長の機は熟したものと見て差支へない。唯心配なるは優良教員數の不足である。故に

大正十四年以來師範教育の改善實行が爲された。
昭和十四年三月末に於ける全國小學校數は二萬五千八百五十校で、教員數二十六萬一千五百人、生徒數は一千五百六十七千人である。

青年學校

大正六年に設置された臨時教育會議に於て實業補習教育を可及的速かに義務教育となし得るに至らしむべき旨の答申あつて以來、昭和十一年の文政審議會其の他で叫ばれて來た青年學校義務制は、昭和十三年一月十一日近衛内閣の閣議に於て決定、十三年一杯の準備期を終へ、十四年四月二十四日公布の改正青年學校令に依り同月から實施されることとなつた。

青年學校は昭和十年四月以來、青年訓練所と實業補習學校との綜合的效果を狙つて制定されたものであつて、之が義務制實施の直接の動機は兵役法改正が青年學校修了者に對する在營期間短縮の特典を廢したことに依るのであるが、其の本旨は勤勞青年に對し團體觀念を明徴にし郷土的なる教育を施すと共に、高度に發達せる國防、産業の現状に對應させるため、團體訓練を施し並に職業及實際生活に必要な知識技能を中等程度にまで向上させやうとするにあるものである。

昭和十四年度より實施される義務制は差當り男子青年に限り、年齢十二歳乃至十九歳の者で高等小學校又は中等學校に在學してゐない者は、原則として全部之を青年學校に就學せしむべきものとされてゐる。義務制となつた青年學校は普通科二年、本科五年、通じて七箇年、授業時間、普通科並びに本科二年以下は一年に付き二百十時間以上、本科三

年以上は百八十時間以上となつてゐる。

尙、第七十四議會の協賛を経て「青年學校令」依り就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ關スル法律」が公布され、青年學校の教授及訓練時間は工場法、鑛業法、商店法中の就業時間と看做されることとなり、亦義務制に違反すると千圓以下の罰金が課せられることとなつた。

今年度の義務制で約十三萬人の青少年が就學することになり、實施七年目の昭和二十年度までには約三百二十萬人になる豫定と云はれてゐるが、現在の青年學校が大部分市町村立の小學校に併置され、専任の教員も極めて少く、其の施設は貧弱なもので、義務制の結果學校の設置經營も義務的となるから、義務制に依る青年學校の整備充實は市町村財政に相當の影響を與へることが豫想される。これが爲第七十四議會には青年學校教育費國庫補助法案が提出され、昭和十四年度四百三十萬餘圓の豫算が計上されたが、衆議院に於ては市町村の經費負擔軽減の立場から、國庫補助金を國庫負擔金とし、且増額せらるべきことが要望されたのであつた。

現代に於ける全國青年學校(男女共)數は一萬七千五百七十校、教員數は三十九萬四千七百人、生徒數は四百六十二萬七千六百人を算へてゐる。

特殊兒童教育

明治八年五月、古川正雄、津田仙、中村正直、岸田吟香の四氏が宣教師ボルシヤルドと謀つて、樂善社を組織したのが我國に於ける盲啞教育の濫觴であり、その力で創めた訓盲院が變遷を経て後に東京盲啞學校とつた。之と相前後して京都に於て古川太四郎氏が盲啞教育を創めた。

體的に擧げると中學校及び高等女學校にして男子及び女子に須要なる高等普通教育を爲す學校である。

次に男子の高等普通教育を完成する爲に高等學校がある。又女子に對しては高等女學校に高等科を設けることが許されて居る。之は略男子の高等學校高等科に匹敵すべきものである。

中學校

中學校は高等小學校と共に文部大臣監督下に道府縣に於て設置するを本體とし、尙ほ市町村學校組合、又は町村學校組合、若しくは私人にも之が設置を許されてゐる。

其の目的とする處は、小學校よりも、程度を高めて普通教育を授けるところにして、常識を高めるのが主眼としてある。従つて更に上級の學校へ進むための準備學校の觀を呈してゐる。

昭和十四年三月末に於ける中學校數は五百六十校、教員數は一萬四千二百人、生徒數は三十五萬二千三百五十人、卒業者は五萬七千六百二十人、入學者は八萬七千八百人である。

高等女學校

高等女學校は女子に須要なる高等普通教育を爲すを目的とし、特に國民道徳の養成に努め、婦徳の涵養に留意すべきものとしてある。但し高等女學校に於て主として家政に關する學科目を修養せんとする者の爲に實科を置き、或は獨立したる實科高等女學校を設けることが出来る。

高等女學校は以前は其の修業年限が四年を本體とし、五年にもなし得

爾後此の教育は一種の慈善事業の如き取扱を受けて進歩の跡誠に遅々たるものがあつたが、明治四十三年東京盲啞學校と聾啞學校となり、更に大正十二年に盲啞及聾啞學校令が施行されて、北海道及び府縣は必ず聾啞學校及び聾啞學校を設置すべき事を命じ、市町村、市町村學校組合町村學校組合又は私人に盲學校及び聾啞學校を設置することを得さしめ其の學科の程度も亦初等部の外中學部を置き、尙豫科、研究科及び別科を置くの途を開いた。

東京盲學校には尋常小學校に相當する修業年限六年の初等科と、其の上に中學部(普通科、音樂科、鍼按科各四年)及び師範部(甲種、普通科、音樂科及び鍼按科、乙種普通科)を置き、初等部には六歳以上十四歳以下の盲人を、中學部には十二歳以上二十歳以下の相當學力ある盲人を師範部には音樂科第二部及び普通科は甲乙共小學校教員の資格ある年齢四十歳以下の者(音樂科第一部及び鍼按科は年齢十六歳以上二十六歳以下で學力の資格を具へる者)を入學せしむる。

次に東京聾啞學校にも初等部、中等部一(五年)師範部を置き、中等部を普通科、圖畫科、裁縫科、工藝科に、師範部を甲種普通科圖畫、裁縫科及び工藝科、乙種普通科に分つてゐる。

高等普通教育

中學校、高等女學校、實業學校等は所謂中等程度の學校であつて、其の中には普通教育を施すもの、實業教育を施すもの別がある。此等の中等普通教育に屬するものは小學校に於ける諸科目を、更に精深なる程度に於て授けるものであつて、特に或科目を偏重するが如き事はない、即ち或る職業を目標として之に必要な修養を與へるものでない。之を具

たのであつて大都會地に限り少數の五年制度のものがあつたのを大正九年の改正に依り、五年又は四年とし、土地の情況により高等小學校卒業者を入學せしむる爲三年制にし得ることに定められた。

昭和十四年三月末に於ける全國高等女學校は、校數九百八十五校、教員數一萬六千四百五十五人、生徒數四十三萬二千五百五十五人である。

高等學校

高等學校は明治五年の學制に設けられた上中等學が其の起源であつて明治十年東京大學の設けられた際、醫學部には豫科を、法理文三學部には豫備門を置いた。此の豫備門が今日の高等學校の前身である。明治十九年大學豫備門が獨立して第一高等中學校となり外にも高等中學校が幾つか出來たが、二十七年には此等は總て高等學校となり、高等學校は専門學科を教授するを本體とし、大學豫科を置くことを得るものであるが事實は大學豫科が高等學校の全部であつた。然るに大正八年に新しい高等學校令が實施されたるに及んで高等學校は高等普通教育を完成するを目的とし、特に國民道徳の充實に力むべきものと規定された。彼の中學校が制度上に於ては其の課程を以て完了する學校であるに拘らず事實上は上級學校の豫備校たるの觀ある如く、否それ以上に高等學校の卒業者は大部分大學入學の志を有するものである。即ち規定は決つても實質上には何等の變化も起らなかつたのである。

高等學校は官立の他公立私立を許し、其の修業年限を七年とし、三年の高等科と四年の尋常科に別れて居る。原内閣當時學校大増設の計畫が樹立された結果、官立高等學校は現在二十五の多きを數へるが其の内七年制のものは僅に東京高等學校の一枚のみにして他は從來のものも新設

のものも所謂高等學校は何れも高等制のみである。

昭和十四年三月末に於ける全國高等學校は、校數三十三校、教員數一千四百三十一人、生徒數一萬七千八百人、卒業者五千五百五十人である。

師範學校

明治五年九月時の政府は舊昌平校内に小學師範學校を開いた。其の當初の計畫は範をアメリカに依り教授せしめた。此の助教も其の實は矢張生徒であつて、即ち生徒に學科を教ふるよりも學科の教授法を習得せしめる事を本旨とし、半分二十歳以上の者を入れて、一箇年を以て修業年限とした。之が東京高等師範學校の前身であつて、其卒業者は直ちに全國地に聘せられて小學校教員養成に努力した。越えて八年中等教育養成を以て、東京師範學校を設け、こゝに初等兩程度の教員養成機關を整えた。

政府は先づ男子の師範教育に着手したのであるが更に米人モルレーの進言に基き、同年女子師範學校を開設した。其後明治十二年の改正に依り師範學校は總て府縣の施設たる旨が明かにされ其の後に屢々規定の改正を見、三十年に至り師範教育令が公布せられた。此の勅令は今回改正せられたが、師範學校を高等師範學校、女子高等師範學校及び師範學校の三に別ち、高等師範學校及び女子高等師範は師範學校中等學校及び高等女學校の教員たるべき者を、師範學校は小學校の教員たるべき者を養成する所としたが此の勅令に基づく細則は明治四十年に出た師範學校規定であつて今日に至るまで持續してゐるが、大正十四年に至り大改正が加へられたのである。その後東京廣島兩高等師範學校は文理科大學に

昇格した。

昭和十四年三月末に於ける高等師範學校及女子高等師範學校數は四校、教員數三百三十二人、生徒數二千六百七十人、卒業者七百一十一人であり又師範學校に就いて見れば校數百一校、教員數二千二百三十二人、生徒數三萬二千五百六十六人、卒業者一萬三百四十人である。

實業教育

我が國の實業教育の發達は普通教育に比してやゝ後れてゐる形であつた。明治四年工部省の管轄の下に工學校が設置されたが工業教育の初めであつて、此の學校は虎の門に位置して後工部大學校となり、更に東京帝國大學に合併された。次いで六年には文部省に東京開成學校を設けて其の中に工業鑛山等に関する専門科を置き又一時工部省で工場と稱して女子の技藝學校をも設けたことがある。農學校は明治五年開拓使によつて芝罘上寺の山内に假學校を開設されたのが後の札幌農學校、今日の北海道帝國大學の濫觴である。八年頃から新潟、岐阜廣島等に農事試験場又は講習場の名を以て公立の農學校が追々設けられ、始め實業に關しても明治七年に内務省が、内務新勸業寮出張所に實業試験掛を設けたのが、後變遷して今日の東京高等實業學校及び京都高等實業學校となつた。同年同所に置かれた農事修學場が今日の駒込にある東京帝國大學農學部の前身である。

次に商業學校は同じ實業學校の中でも更に一足後れ、明治七年大藏省に銀行事務講習の爲に設けた銀行學局が抑々商業教育の起りであらう。之が十五年には形を變へて銀行事務講習所として神田錦町に設けられたのが明治八年森有禮氏の銀座尾張町に設立した商法講習所が後に東京商業

め實業専門學校の數は激増した。

昭和十四年三月末調査に依れば甲種實業學校數九百九十四校、教授數一萬六千八百人、生徒數三十六萬一千九百六十三人、乙種實業學校三百七校、教員數二千八百三十二人、生徒數七萬一千四百七十四人を示し、又實業専門學校は校數六十校、教員數二千四百三人、生徒數二萬六千五百九十一人を示してゐる。

専門教育

明治元年政府は先づ京都に學習院を再興して公卿の學問を奨励し、次いで徳川時代に既に設置された醫學研究の爲の醫學所、儒學經世の學問研究の爲の昌平坂學問所、洋學研究の爲の開成所を復興して、昌平學校をして開成所と醫學校を總理せしめ、開成所を大學南校、醫學校を大學本校と改稱した。此の外醫學では大阪醫學校(後の大阪醫科大學)は明治二年に創立され、萬延元年に設置され長崎養成所も政府の手に移つて、今日の長崎醫科大學の基礎を造り、醫學では明治二年開成所に英語佛語の科を置き、次いで獨語をも加へ、後外務省内の語學所と合併して外國語學校(東京外國語學校)となり、大阪、長崎にも夫々研究の機關が設けられた。各大藩でも競つて醫學及語學に關する専門の學校を開設し、又私立學校では慶應義塾、共立學舎、三又學舎、同人會等明治初年に於て有名なものがあつた。

明治五年の學制に依り、大學及専門學校に關する規定が立てられたが其の後明治六年には東京醫學校を開き、其の中に藥學科を置いて藥學専門學校の始を爲した。法律學校では司法省の明法寮が明治五年に設立されたのが嚆矢で、之は後に文部省所管に移つて東京大學の一分科となり

學校となり、銀行事務講習所は其の附屬となつた。此の東京商業學校が、かの一つ橋の商科大學の前身である。明治十年には東京府が市内六個所に商業夜學校を設けた外、世間も漸く商業教育の必要に目覺めて神戸の商業講習所や、三菱商業學校が相次いで開設された。商船學校も明治八年政府の命に依り其の補助金を得て、岩崎彌太郎氏が三菱會社商船學校を創始したのが今日の東京高等商船學校の前身である。次いで十二年に大阪商船學校、函館商船學校が創立されたが三十四年に至り廢校の運命に陥つた。

其の後明治十五年には文部省は東京職工學校を開いて職工學校の教育職工長等の養成に着手し(之が今日の東京高等工業學校の前身である)

農業教育及び商業教育に關しても専ら力を其の内容の改善に注ぎ、商業學校は十三年に大阪に私立大阪商業講習所が出来(今日の大阪市立高等商業學校の前身)十七年には東京外國語學校内に高等商業學校を設置した。之より後我が國の實業教育は漸次健全な發達のあとを辿つたが、明治二十七年井上文部大臣の時代に至つて、特に力を此の教育の奨励に注ぎ、實業教育費國庫補助法が發布されて毎年十五萬圓を此の教育の普及の爲に支出することになつたので躍進的に發展した。即ち此の頃から今日の高等工業學校が各地に新設され徒弟學校は全國各所に起り、又地方の實情に適應した簡易農學校が設けられ商業學校も日清戰役後俄かに異常の發達を遂げた。かくて明治三十二年に至り、他の學校令の改正と共に實業學校令が公布されて實業教育の體係が全く整うたが、明治三十四年には水産學校規定が定められ、三十五年には實業補習學校規程、三十七年に徒弟學校規定が復活するや、九年實業學校令に對して大改正を行つた。之に依つて實行されてゐるのが現在の我が國實業教育である。之と共に原内閣の當時計畫された高等教育機關擴張の施設完了して之が爲

私立學校では十二年に現在の法政大學の前身たる東京法學社が創立された外、他の法律學校が相次いで興つた。美術學校は明治九年工學校の附屬として工部省の設立した工部美術學校が始り、明治二十年に至つて今日の東京美術學校が創立され音楽學校は十二年に文部省内に音楽取調掛が置かれたのが後の東京音楽學校の基礎となつた。又皇學に關しては十五年に神宮皇學館が設けられ、宗教に關して既に徳川時代より盛であつた佛教各宗の學校中、私立眞宗勸學院が明治四年三重縣に新しく校規を張り六年天台宗大學校が開かれたのを始め、各宗相次いで學校を設け或は之を擴張した。基督教では京都の同志社英學校が明治八年に置かれたのが始で、十一年には青山學院の前身耕教學會が開設された。又體育の專門學校は十一年に文部省に體操傳習所が設けられた。斯くて明治十年代には各種の專門學校が多数に新設されたが、最も多かつたのは法律經濟に關する學校で何れも今日現存してゐる大學の前身である。明治十九年に至り帝國大學令が公布せられ、工部大學を合併して法理文醫の分科を置き、後更に東京農林學校を併せて完全なる綜合大學とした。又高等中學校の設置に伴ひ其の一分科として仙臺、岡山、金澤、長崎、千葉の各地に醫學部を設けた。二十二年には始めて齒科醫學の專門學校として高山齒科醫學院（東京齒科醫學專門）學校が設けられた。文學、哲學に關する專門學校が最も不振であつたのが二十年に至り、井上圓了氏に依り哲學館（東洋文學）が創立され、次いで二十三年國學院の開設を見るに至つた。之より後三十年には京都帝國大學三十九年には東北帝國大學、四十三年には九州帝國大學が創立され、大正七年には北海道帝國大學が東北帝國大學から分離して獨立した。同年大學令の公布に依つて、東京高等商業學校は東京商科大学となり、公立の醫學專門學校も相次いで醫科大學となり、又私立專の門學校も慶應、早稲田の兩校を先驅として漸

次大學に引直された。一方女子の高等教育機關としては語學に關するものは相當早くより二三の學校があり、醫學に關しても共學を許したのもあつたが、家政、文學を綜合して女子の專門學校を形成したのは明治三十四年日本女子大學校がその嚆矢である。大正六年寺内閣當時既に高等教育機關の擴張は計畫されたが僅に一部に着手したのみで、内閣更迭し原内閣となつて大規模の擴張計畫を樹つるや事天應に達し、御内帑金一千萬圓御下賜の御沙汰があつた。是に於て政府は四千四百五十萬圓の追加豫算を提出して、大正八年より十三年に亘る繼續事業としての計畫を作り、曩に述べた高等學校十校、實業專門學校十七校の外、外國語學校一校、藥學專門學校一校を設け、又帝國大學を擴張して各大學に新學部を設置し、醫學專門學校を昇格して總て大學とした。

大 學

大學は國家に須要なる學術の理論及び應用を教授し、並びに其の蘊奥を攻究するを目的とし、兼ねて人格の陶冶、國家思想の涵養に留意すべき施設である。此の大學に於ける専門の部門を法學部、醫學部、工學部、理學部、農學部、文學部、經濟學部及び商學部に分ち、常例としては一大學に數箇の學部を置くものであるが都合に依つては一の學部のみでも一大學を構成するを妨げない。各學部には之を終へて更に研究する者の爲に、研究科を置く事を要し數學部を置く大學では研究科を綜合して大學院を設ける事を許してゐる。現在の大學で數學部を綜合するものは全部の帝國大學、私立の大學ある

のみで、他の官立大學及び公立大學は總て單科大学である。之等何れの大學にあつても特別の必要ある場合には修業年限二年又は三年の豫科を置くことが許される。此の豫科に關しては大體高等學校高等科の規定を準用し、生徒定員は毎年の豫科修了者が其の年度の大學で收容し得る員數を限度として定めることになつてゐる。公立の大學は特別の必要ある場合に北海道及び府縣に限り設立することを許し、更に大學令改正以來市にも許されることになつた。私立の大學は財團法人に限り之を許し、一學部に就き五十萬圓の基本財産を供託すべきものとしてゐる。大學學部に入學し得る者は、其の大學の豫科を修了した者、高等學校高等科を卒業した者、又は文部大臣が之と同等以上の學力ありと認めたる者で、東北帝國大學では早くから高等師範學校卒業者又は女子の入學者を許して居たが、近來他の大學に於ても女子の入學は漸次寛大に取扱はれる傾向になつた。昭和十四年三月末に於ける帝國大學は東京帝國大學は法、醫、工、文、理、農、經の七學部、京都帝國大學は法、醫、工、文、理、農、經の七學部、東北帝國大學は理、醫、工、法、文の五學部、九州帝國大學は醫、工、農、法、文の五學部、北海道帝國大學は農、醫、工、理の四學部、大阪帝國大學は醫、理、工の三學部、尙北海道帝國大學は以上の外豫科及び土木、水産の二専門部がある。その他官立大學十二公立大學二、私立大學二十五がある。教員數は六千六百二十一人、學生數は七萬二千九百九十五人である。

專 門 學 校

專門學校は高等の學術技藝を教授する學校であり、官立專門學校の外

北海道、府縣、市並びに私人に之を設置することを許し、其の修業年限を三年以上とし、本科以外に選科、研究科、別科を置くを得るものとし本科に入學する資格は、男子にあつては中學校、女子にあつては修業年限四年以上の高等女學校を卒業したる者、又は之と同等以上の學力ありと檢定された者以上の程度に於て之を定める。但し美術、音樂の專門學校に就いては特別の規定が設けられてゐる。昭和十一年三月末に於ける全國校數は百十六、教員五千七百八十八、生徒七萬一千七百八十一人である。三十一人を増加し、生徒數八百一人の減少を見てゐる。

其 他 の 學 校

陸軍に於ても又海軍に於ても、軍人を養成する目的を以て特に學校を設けてゐる。此等の學校は何れも文部省所屬の學校系統以外ではあるが一般の學校から生徒を入學せせるところもある。陸軍にあつては陸軍士官學校豫科陸軍幼年學校、陸軍工科學校等、又海軍にありては海軍兵學校海軍機關學校及び海軍經理學校其他などがそれである。

第三章 社會教育

社會教育の重要性

社會教育とは大體に於て學校教育及家庭教育に對立する言葉と見てよい。昔は教育と云へば學校及家庭の外には別に之を施す機關も施設もな

かつたものであるが、社會が複雑となるにつれ、學校教育を終へた者を其の儘に放任することを許さない状態となり又學校に通學して居る者に對し學校教育や家庭教育を補足する意味に於ても、學校以外に於て種々の教育施設をする必要を感じるやうになつた。之が社會教育の存在する所以である。

殊更に教育的施設として設けられた事でもなくとも、連續して教育的の意味の加つて居ることは、總べて社會教育の領域として考察しなければならぬ。例へば新聞雜誌又は或種の宣傳用パンフレットの如きも之を教育的の立場から見れば材料となるならば、總て取入れて考察を加へる必要がある。斯様な譯で社會教育の範圍は學校教育の範圍は學校教育の如く確然と定まつて居るものではなく、或る圖書館博物館等の常置的な教育機關から、講演會、講習會、展覽會の如き臨時的の施設青年團處女會の如き團體的訓練機關、その他教化事業體育運動、或は學校外に於ける特殊兒童の取扱等當然教育的の施設と認められるものは勿論民衆娛樂の改善、一般讀物の調査指導等に至る迄極めて廣汎に亘つて居る。然し社會教育も既に教育である以上、國民の知的、美的、道德的方面の向上發達に力ある影響を及ぼし、以てよりよき國民を育て上げることによつて、學校教育の効果と何等異なることがない。

我が國の社會教育も他の國と同じく、先づ圖書館博物館が其の先驅であつた。明治五年に文部省の博物館に書籍館を設け、舊大學講堂に群書を蒐集して一般の閱覽を許可する事としたのが後の帝國圖書館の始めである。

同年又京都に集書院が創立せられた、之が公立圖書館の始めである。博物館は明治五年から湯島大成殿を以て博物館觀覽場として公開したのが濫觴で同八年東京博物館と改稱し、又明治七年には大阪府に府立博物館

場を開設した。展覽會も明治の初年美術工藝に關するものが淺草に開かれ又各地の生産品や参考品を御茶水聖堂に陳列したのが始で、其の後大阪、京都、東京に數次内國勸業博覽會が催された。

次に新聞、雜誌の起源を見ると、日刊新聞では明治四年横須賀毎日新聞を魁として、五年には東京日々新聞、郵便報知等相次いで現はれ、雜誌では明治六年森有禮、西村茂樹氏等の組織した明六社から明六雜誌を發行したのを始めとし、十二年には田口卯吉氏の東京經濟雜誌が創刊され、其の後二十年代にかけて其の數に於ても内容に於ても顯著な發達を遂げ、かくして三十年代に入つて爲政者の注意は漸く社會教育に向けられ始めた。即ち三十六年には公衆體育の爲に學校體操場の開放を又校舎を公共の爲に使用することを奨励し、圖書館の設置をすすめ、四十四年に至つて通俗教育調査委員會を設けて通俗讀物の編纂、懸賞募集、通俗圖書館巡迴文庫、展覽事業、幻燈の映畫及活動寫眞フィルムを選択調査説明書の編纂等並に講演會講演資料編纂等を掌るものとし、又直轄學校に通牒を發して學校を中心として通俗教育の爲に盡力すべきことを發令した。此の通俗教育委員會は後幾何もなく廢止の運命に遭つたけれども今日の社會教育施設の基礎は實に此の委員會にあるものと云つてもよい其後大正十年に至つて通俗教育の稱呼は、文部省の事務關係に於ても社會教育と改めることになり學校教育と並んで、躍進的發展を見るやうになつたのである。

少年

維新前各藩文武を競うた時代には、武士の家の子供等が少年組を組織して互に切磋琢磨する風が盛であつた。中にも薩藩の健兒社の組織は今

に至つても餘風尙減びず假令多少の弊害は之に伴つたにせよ、薩南健兒の精神は此の團結による修養から生まれたものと云つてよい。明治になつて子供組は若衆組と同様唯代神を中心とした社交俱樂部の如くなつて此の風が今も地方には残つてゐる。然るに茲に英國に源を發した少年團の運動は、忽ち全世界に行き互つて、我が國にも世界大戰の中頃以上漸次行はれ始め最近非常なる發展を示してゐる。

少年團は公民教育殊に公民訓練について重要な機關であるしかしながら、少年團の大半は學校關係のもので、且つ年齢は入學期の七歳から高等小學校卒業期の十六六歳までを含むに依つて、大體に於て凡べての少年團體は小學校教育と終始するものと稱すべきである。

而して、學校關係のものは「自治的訓練、自學自習、共同心養成」などを目的のうちに入れてある。又た一般普遍的目的を有する團體に於ても「共同自治及び社會奉仕的精神の養成」を擧げ、その事業として次の如きものを行つてゐる。

少年團日本聯盟宣誓

私は神聖なる信仰に基き名譽にかけて次の三條を誓ひます。

- 一、神明を尊び、皇室を敬ひます。
- 一、人の爲世の爲、國の爲に盡します。
- 一、少年團のおきてを守ります。

おきて

- 一、健兒は忠孝を勵む。
- 二、健兒は公明正大名節を生命とする。
- 三、健兒は有爲、世を益することを務とする。
- 四、健兒は互に兄弟、總ての人を友とする。
- 五、健兒は常に親切、動植物を愛する。
- 六、健兒は長上に信頼し、各團長に服従する。
- 七、健兒は快活、笑つて困難に當る。
- 八、健兒は恭謙、禮儀正しい。
- 九、健兒は勤儉質素である。
- 十、健兒は心身共に清い。

そなへよ、つねに。

東京聯合少年團附屬少年團々則

名譽ヲ重ンジ常ニ準備アル人トナル

- 一、皇室ヲ尊ビ國家ヲ愛ス
- 二、常ニ他人ニ親切ヲ盡クシ博ク生物ヲ愛ス
- 三、敬虔ニシテ責任ヲ重ンズ
- 四、身體ヲ鍛鍊シ勇敢事ニ當ル
- 五、協同自治ヲ旨トシ規律ヲ守ル

青年

青年團は昔から地方各部落に成立つて居た若衆組或は若連中に其の起源を發してゐる。若衆連、若連中等は多くは青年の社交機關であつて、其の最も華やかに活動を爲したのは鎮守の祭の際である。此等の團體には修養機關としての要素は餘り存在しなかつた。而して明治になつても此の風は依然として繼續し、之を有力なる修養機關たらしめんとする少數者の努力は全く徒勞に歸する有様であつた。明治二十年代に入り漸く之が改善の聲熾烈となつたが、偶々、日清、日露、戰兩役に於て少年會或は青年會等の團體が勤儉力行軍の爲に奉公した實績は世間一般に非常なる衝動を興へ、青年團の發達に一轉期を劃したのである。即ち政府は此の機會を捉へて青年團の健全なる發達を計畫し、三十八年内務文部兩省から地方に對する之が指導獎勵について通牒を發した。これより後或は補習學校に於て、或は青年會の夜學等の名に於て、村々に青年修養の施設が設けられた。更に大正四年に至り内務文部の兩大臣から次の訓令を發して青年團の本質を明かにした。

青年團ノ設置ハ今ヤ漸ク全國ニ洽ク其ノ振否ハ國運ノ伸長地方ノ開發ニ影響スル所殊ニ大ナルモノアリ此ノ際一層青年團ノ指導ニ努メ以テ完全ナル發達ヲ遂ケシムルハ内外現時ノ情勢ニ照シ最モ喫緊ノ要務タルヘキヲ信ス

抑青年團體ハ青年修養ノ機關タリ其ノ本旨トスル所ハ青年ヲシテ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素養ヲ得シムルニアリ隨テ團體員ヲシテ忠孝ノ本義ヲ體シ品性ノ向上ヲ圖リ體力ヲ増進シ實際生活ニ適切ナル智能ヲ研キ剛健勤克ク國家ノ進運ヲ扶持スルノ精神ト素質トヲ養成セシムルハ刻下最モ緊切ノ事ニ屬ス其ノ之ヲシテ事業ニ當リ實務ニ從ヒ以テ練習ヲ積マシムルモノ亦固ヨリ修養ニ資セシムル所以ニ外ナラス若シ夫レ團體ニシテ其ノ擲ク所ヲ誤リ施設其ノ宜シキヲ得サルコト

臣の發した訓令に依れば

青年團體ノ實績近來漸ク見ルヘキモノアルハ邦家ノ爲洵ニ喜フヘキ所ナリ然レトモ益々其ノ内容ヲ整理シ實績ヲ改善シテ健全ナル發達ヲ遂ケシムルニハ今後尙施設スヘキ事項尠シトセズ特ニ自主自立以テ大ニ其ノ力ヲ展ヘシムルハ團體ノ本旨ニ屬ミテ頗ル緊要ノ事ニ屬ス隨テ其ノ組織ハ之ヲ自治的ナラシムルニ努メ團體ノ事ヲ統フル者ヘ之ヲ關係者中ヨリ推舉セシムルヲ本則トス其ノ官公署學校等トノ關係ニ至ツテハ互ニ氣脈ヲ通シ連絡ヲ圖リ相提携シテ之カ發達ヲ助成セムコトヲ要ス

となし青年組織は自治的ならしめ、團長等は成可團員中から推薦せしめるを本則とし、從來の團長と他の幹部は顧問等の地位に立つて之を指導すべく、最高年齢を二十五歳迄進めることにした。此の結果現在各府縣の内規を見ると最低年齢は何れも十二歳であるが、最高年齢を三十歳としてゐるのが十一府縣、三十五歳としてゐるのが十一、四十歳としてゐるものが四、其の他が二十五歳となつてゐる。

次いで明治神宮御造營に際しては地方青年團體が交代に其の工事に奉仕した。仍つて大正九年十一月代表者七百餘名を東京に招集して神宮を参拜せしめたが、其際長くも皇太子殿下は一同の者を高輪御所に召させ給ひ左の令旨を賜つた。

國運進展ノ基礎ハ青年ノ修養ニ須ツコト多シ諸子能ク内外ノ情勢ニ順ミ恒ニ其ノ本分ヲ盡クシ奮勵努力以テ所期ノ目的ヲ達成スルニ島メムコトヲ望ム

代表青年の感激は固より、當局も令旨亦を畏み奉じ全國に訓令して青年團の愈々健全に發達せん事を希望した。この光榮を機として全國青年の協力を以て、其の精神を表徴するに足るべき青年館建設の議起り、全

アラムカ雷ニ所期ノ成績ヲ擧ケ得サルノミナラス其ノ弊ノ及フ所亦洞リ知ルヘカラサルモノアラム故ニ地方當局者ハ須ク此ニ留意シテ地方實際ノ情況ニ應ジ最モ適切ナル指導ヲ與ヘテ以テ團體ヲシテ健全ナル發達ヲ遂ケシムルコトヲ期スヘシ

之に依つて青年團體は青年修養の機關たることを明らかにされたのである。其の年齢は義務教育終了後二十歳に至るを常例とし小學校長市町村長等を指導者とし、市町村吏員、學校職員、警察官、在郷軍人、神職僧侶其の他の有志家から適當なる者を得て協力指導せしめ、其の區域を市町村とし、團の經費は成可團體員の勤務に依る收入を以て之に充てるものとした。次いで大正七年政府は更に第二次の訓令を發し、「今や世界動亂の衝動は汎く精神上並び經濟上の各方面を掀惹し殊に國民思想上の刺戟に至りては一層深甚なるものあらんとす」に出で「今や青年團體の現狀に顧み之が健全なる發達に資すべき當今の要項を條舉し以て地方の實況に照し參酌其の宜しきを制しむことを期す」となし

一、青年ヲシテ實地活用ノ智徳ヲ進メシムルハ補習教育ニ持ツモノ多シ之カ施設ニ勉メ相率キテ學ニ就カシメ以テ其ノ普及ト徹底トヲ圖ランコトヲ要ス

一、公共ノ精神ヲ養ヒ公民タルノ性格ヲ陶冶スルハ青年ノ教養ニ於テ關クヘカラサル要項タリ補習教育ノ施設其ノ他適切ナル方法ヲ講シテ以テ其ノ目的ヲ達成セムコトヲ要ス

この他の要項を擧げて青年團の内容の充實を獎勵した。其の修養の方法としては補習教育の徹底を圖り讀書の趣味を奨め體育運動を獎勵し、又指導者の修養と相互の連絡を説いたものである。然るに大正九年に至つて原内閣の當時青年團の指導的方針を廢して自主的發達を企圖したことは青年團發達史上一定期を劃するものである。同年九月内務文部兩大

國青年團は二百二十三萬圓を醸金して、大正十四年會館は明治神宮外苑に完成して、財團法人日本青年館は、青年團中央部の事業を繼承すると共に、同年成立した大日本聯合青年團の事務もこゝに於て執り、全國青年團の中央機關が設置されるに至つた。而して大正十四年五月御大婚滿二十五年祝典を擧げさせらるゝに際し、御内帑金七十五萬圓を全國男女青年團體事業御獎勵の恩召を以て下賜せられ、同年十月には日本青年館事業獎勵の恩召を以て同館に對し御内帑金十萬圓御下賜の殊恩を辱うする等、皇室が青年團體御獎勵の恩召は特に深きものがあるのである。

以上の如く青年團の組織は始め指導的であつたのが後に自治的に變つたが、其の青年修養の機關たる目的に至つては現在に於ても何等改められたのではない。従つて團員中の年少者は青年學校に入り、出來得る限り學問的の修養を積み、年長者も事情の許す限り講習或は讀物等に依る修養を怠らず、青年の發洩たる元氣を持続して行くことの肝要である事は固よりであるが、尙修養の一端として町村の公共事業に奉仕し、或は隣保相扶くるの美風を高揚するに努めてゐる。昭和十三年末に於ける青年團數は一萬七千九百餘にして團員數は二百三十六萬八千餘人の多きに達してゐる。

女子青年團

青年女子の團體は從來普通に處女會と稱せられ、男子青年團の發達に伴れ發達して來たものであるが、其設施内容に於て到底男子青年團に比すべくもない状態にあるが、而も其の團體數と團員數は年々激増しつゝ昭和十三年には團體數一萬五千四百十餘、團員數百五十六萬二千餘人を算するに至つた。其の團員の年齢は各府縣とも多くは十二歳から二十五

歳又は結婚迄とし、優良なる團體に在つては多く補習學校への就學を奨励し、又講習會や講演會を開き、娛樂の會合を催し、又生活改善消費節約勸奨獎勵等の申合せをなし、或は小學校兒童の就學出席の督勵、救濟慰問等の社會奉仕の事に當るなど、相當成績の見るべきものもあつて、寧ろ從來當局は之が指導に力を注ぐことの不十分なりしを遺憾とする程の状況である。よつて文部内務兩省は新に訓令を發し、改めて青年女子團體の本旨を明らかにし、施設の據るべき所を示した。されば今後地方に於ける指導宜しきを得ば、男子青年團同様堅實なる發達を遂げ、團體の効果を擔ひ得ることは疑ひなく、各府縣聯合女子青年團の中央に於ける連絡の機關として、大日本聯合女子青年團が組織された。其の訓令の全文は左の如くである。

- 最近女子青年團體ノ設置漸ク全國ニ洽ク實績亦見ルヘキモノナキニアラスト雖一層其ノ普及ヲ促進スルト共ニ其ノ適應スル所ヲ明カニシテ堅實ナル發達ヲ遂ケシムルノ要愈々切ナルモノアリ
- 惟フニ女子青年團ハ青年女子ノ修養機關タリ其ノ本旨トスル所ハ聖訓ニ基キ青年女子ヲシテ其ノ人格ヲ高メ健全ナル國民タルノ資ヲ養ヒ女子ノ本分ヲ完ウセシムルニアリ之カ指導機關ニ關スル方途固ヨリ一ニシテ足ラスト雖モ特ニ左ノ事項ニ就キテハ深ク意ヲ用ヒムコトヲ要ス
- 一 忠孝ノ本義ヲ體シ婦徳ノ涵養ニ努ムルコト
 - 一 實生活ニ適切ナル智能ヲ研磨シ勤儉實實ノ風ヲ興スコト
 - 一 體育ヲ重シ健康ノ増進ヲ期スルコト
 - 一 情操ヲ陶冶シ趣味ノ向上ヲ圖ルコト
 - 一 公共的精神ヲ養ヒ社會ノ福祉ニ寄與スルコト
- 今ヤ内外ノ情勢ハ女子青年團體ノ振興ヲ促シテ止マサモノアリ局ニ

當ル者克ク古來ノ美風ニ稽 日進ノ大勢ヲ察シ督勵指導ソノ宜シキヲ制シ女子青年團體ノ目的ヲ達スルニ於テ遺憾ナカラムコトヲ期スヘシ

在郷軍人會

帝國在郷軍人會の事業の中には青年學校の訓練の補助が擧げられてゐる外、青年團員と少年團員の誘掖指導に協力するのも在郷軍人任務とされてゐるが故に、在郷軍人會は公民教育の施設として無視出来ないものである。殊に毎年約十萬人の除隊兵が二年間軍隊教育を受けて市町村に歸り、爾後十數年間勤務召集や點呼によつて、その軍隊教育の練磨を受ける組織に於ては、在郷軍人による軍人精神の影響と云ふものは大なるものがありといはなければならぬ。

帝國在郷軍人會の目的は「聖旨を奉體して軍人精神を鍛練し軍事能力を増進するを以て本旨とし延て社會の公益を圖り風教を振作し恒に國家の干城國民の中堅たるの實を擧ぐるを以て目的とす」るのであるが、その事業の中には、前記の青年「訓練所の訓練を補助し且青年團員及少年團員の誘掖指導に協力すること」の外「風教ノ改善ニ協力シ、社會公益事業ヲ補助シ且公安ノ維持並非常時ニ於ケル救護事業ヲ援助スルコト、會員ノ一致和諧ヲ圖リ延テ社會ノ融和協調ノ美ヲ助成シ併テ會員相互扶助ノ途ヲ講ズルコト、精神修養軍事及一般智識ノ増進並團體、會員ノ指導連絡ノ講演ヲ行ヒ雜誌及圖書等ヲ發行スルコト」などがあるから明に公民教育の機關を以て任してゐるのであつて、實際上も今日の我國町村に於ては、この勢力を無視して公民教育を語ることは出来ないのがあり而して「聖旨」といふのは、大正三年「在郷軍人ニ賜ハリタル勅語」

であつて

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神鍛練ヲ練リ軍事能力ヲ増進シ郷ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ

と拜するのである。それで在郷軍人會は陸軍大臣及び海軍大臣の監督を受け各支部長以下は、所管師團長及聯隊區司令官等の下にあるから、在郷軍人會が公民教育機關として働くことは「武事を尙ぶ軍隊教育の本義」を國民の間に貫徹せしむることに外ならないのである。

然らば軍隊教育の本義とは何であるかといへば、軍隊教育令綱領七に「軍人ハ國民ノ精華ニシテ其首要部ヲ占ム從ツテ之カ教育ノ適否ハ直ニ郷黨營里ノ風尚ヲ左右シ以テ國臣ノ精神ニ偉大ノ影響ヲ及モノナリ蓋シ軍隊ニ於テ修得セル無形上ノ資質ハ以テ社會ノ風潮ヲ向ホスヘク國民ノ儀表ト爲リ聲實剛健ノ氣風ヲ馴致シテ國家ノ隆興ヲ増進シ得ヘケレハナリ是ヲ以テ苟モ軍隊教育ノ任ニ當ル者ハ固ヨリ戰闘ヲ以テ本旨ト爲スヘシト雖其良兵ヲ養フハ即チ良民ヲ造ル所以ナルヲ思ヒ國民ノ模範典型ヲ陶冶スルノ覺悟ナカルヘカラス」といひ第一章總則第二十二には「凡ソ軍人ハ在郷者ト爲リタル後ト雖依然國家保護ノ責務ヲ擔フヘキハ言フ俟タヌ故ニ教育者ハ被教育者ヲシテ教育ノ成果特ニ無形上修得セル良資質ヲ終身持續シ之ヲ郷黨ニ及サシムルノミナラズ進ンテ軍隊教育ト國民教育トノ連鎖ヲシムルノ覺悟ヲ以テ教育ニ任セサルヘカラス」とあり、師範學校卒業の短期現役兵教育に關しては「短期現役兵教育ノ目的ハ堅確ナル軍人精神ヲ涵養シ嚴肅ナル軍紀ニ慣熟シク軍隊ノ眞情ヲ理解セシムルト共ニ概々下士ニ必要ナル學術並汎ク軍隊ニ關スル一般的知識ヲ修

得セシメ以テ國民教育ト軍隊教育トノ連鎖ヲ適切ナラシムルノ識量ヲ養成スルニ在リ、短期現役兵ハ小學校ノ教職ニ在ル者ニシテ國民ニ建國ノ大本義國ノ重任ヲ理解セシメ且兵役ノ精神ヲ徹底セシムルノ資質ヲ有ス從ヒテ其ノ軍事的教養ノ如何ハ直接軍隊繼承者ノ素養ニ關係ヲ及スノミナラス帝國ノ國防ニ至大ノ影響ヲ齎スモノトス故ニ之カ教育ニ任スル者ハ周密ナル注意ト各種ノ手段トヲ施シ遣洩ナキヲ期セサルヘカラス」とかういふ風に軍隊の教育は、軍事的教養を意味する良民を造ることに熱心であるのであつて、軍人精神を國民教育一般に押し及ぼすことを理想としてゐるのである。

教化團體

併し乍ら日清日露の戦役までとは異つて國家は軍國でなく、國民教育を主眼として、武備を第一とする時代ではない。殊に訓練の精神の上からいつても上官の命令は其の事の如何を問はず服従しなければならぬ軍隊精神は、平等の立場にあつて、團體員納得の上に統制と服従とを要求する現時の團體訓練の精神とは相容れぬものがある。規律は命令強制の他律的なものではなくて、自律的なものとしなければならぬ、その意味からいつては、被訓練者の意志を尊重することを要件としない軍隊的團體訓練は現時の公民訓練に幾多の改良を要するものである。

成人教育が主として成人の知識の啓發に力を致すに對し、或は宗教的信仰の背景の下に或は國民道德の立場から、社會教化を目的とする各種の團體がある。之が所謂教化團體である。

元來社會教化の事業は我が國に在つては古來佛教と儒教とが専ら之に當つたが、徳川の末になつて心學の一派が現はれて一般庶民の教化に貢

献する所頗る大きいものがあつた。現在に於ても社會教化事業の最も大きな主體は、云ふ迄もなく神佛耶各宗派に屬する寺院教會其他の教團であるが、此の他に既存宗教の教旨を主義とし又は特定の目的を以て組織された教化團體は多數であつて、教化團體聯合會に加盟して居る主要な團體のみでも八十に近い有様である。其他は何れも民間の團體であつて、中には會員の區域一地方に限られて居るものもあるが、又全國的に數萬の會員を抱擁する大團體もあるから教化團體に加入して居る全會員を合計したら其數は蓋し莫大なるものであらう、尙會員以外の者で此等團體の發行する圖書を閱讀し又は其の開催する講演を聴講して利益を受ける者に至つては更に多數であると云つてよ。

圖書館其他

我が國には古くは金澤文庫や足利學校文庫の如きがあり、又徳川時代には紅葉山文庫があつて、貴重なる文獻を集めて居たが此等は何れも特別に許された學者か、政府當事者でなければ閲覽を許されなかつた、明治になつて國立圖書館の創立に次いで公立私立の圖書館も漸次其の數を増し殊に明治三十一年圖書館令の公布に依り圖書館事業は一層の促進を見た。

公立の圖書館では東京市の日比谷圖書館府立大阪圖書館縣立新潟圖書館規模の大きいものがあり、私立のものにも民衆圖書館として大橋圖書館の如きものがある。又新潟縣に最も發達した巡迴圖書館は數十冊の選定した書籍を一函に納め之を村から村へと次々に巡廻させて一定の期間公衆の自由閲覽に供する制度で都會文化に接する機會の少い農村等では最も適切な方法と云はれて居る。

一般的圖書館の外に帝國大學や私立大學には中々大きな附屬圖書館の設けがあり、又岩崎家で先年支那から引取つた東洋研究資料を網羅したモリソン文庫の如き特殊のものもある。曩に述べた徳川幕府の紅葉山文庫は今の内閣文庫として保存されて居る。圖書館が公民教育の機關たるべきことと、他の一つは兒童圖書館の設備の必要とである。

博物館、美術館

我國に於ける博物館は上野公園の帝室博物館(關東震災の際は表慶館を残して破壊されたを)はじめ京都奈良の帝室博物館が古美術の保存として存在する外餘りに博物館らしいそれはない。大阪市には夙に市民博物館があつて、科學博物館たると同時に大阪市の歴史及び市勢を一般に知らすだけの材料を集めてゐる。

また美術館は帝室博物館の外に、私人の寄附によつて上野公園に設立された東京府の美術館をはじめ、明治神宮外苑の繪畫館等がある。前者は時々美術展覽會等を開催し、後者は明治大帝御一代の聖事を奉徳び謹掲展覽せしめてゐる。其他に特殊の陳列館としては鐵道省、商工省、逓信省附屬のものがあり、又九段の遊就館も其一である。

第四章 調査統計資料

全國諸學校・教員・生徒・卒業者數

種別	學校	教員	學生生徒及兒童	卒業者
小學校	一五、八四〇	二二、一四二	二、一六六、九三二	二、一八八、〇〇〇
師範學校	一〇一	二、三三三	三〇、一五八	一〇、〇〇〇
高等師範學校	二	一一三	一、九五	四
女子高等師範學校	二	一一〇	八五	二八
臨時教員養成所	一	元	天	一
實業教員養成所	四	一	三四	二九
青年學校教員養成所	四	一九	一、三三	五九
中學校	五、九	一四、一九七	三、三三〇	五、〇〇〇
高等女學校	九、五	一六、四四	一、七、五五	九、〇六一
高等學校	三	一、四三	一、七、〇七	五、〇〇〇
大專學校	一、八	六、六二	七、一五	三、〇〇〇
專門學校	二一	五、七四	七、七九	二〇、一五
實業專門學校	六〇	二、四四	二、九	八、三九五
實業學校(甲)	九、四	一六、八〇〇	三、六三	八、九
實業學校(乙)	三、〇七	二、八三	七、四四	二、二
青年學校	一、七〇	五、〇四	一、九、五九	四、七、四九
盲學校	六	六三	五、〇〇	一、四
聾學校	一、二	六六	五、五	九
各種學校	一、七五	一九、五八	二、五、六三	二、六、一〇
總計	四八、三三五	四三、六〇九	一、五、一、四、三三三	三、一、〇、九、四四五

昭和十年度	昭和九年度	昭和八年度	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度
男	四、三、三三	四、三、三三	四、三、三三	四、三、三三	四、三、三三
女	一、四、九七	一、四、九七	一、四、九七	一、四、九七	一、四、九七
計	五、八、三〇	五、八、三〇	五、八、三〇	五、八、三〇	五、八、三〇

學齡兒童(昭和十一年度)

種別	男	女	計
尋常小學校の教科を修むる者	五、〇三三	四、八六八	九、八〇一
尋常小學校の教科を卒業したる者	五、四四一	五、八〇〇	一一、二四一
就學猶豫の者	一、七五五	一、七二八	三、四八三
就學免除の者	六、六〇	六、三九	一三、〇
計	一四、一三三	一三、三三	二七、四六六
未だ就學の始期に達せざる者	五、八三三	五、六〇〇	一一、四三三
計	九、九〇	九、九三	一九、八三三

本表既に就學の始期に達したる者とは學齡兒童中年度内四月一日に於て滿六歳一日以上の年齢に在る者、未だ就學の始期に達せざる者とは年度内四月一日に於て未だ滿六歳一日の年齢に達せざる者なり。就學歩合は既に就學の始期に達したる者の總數に對する就學者の百分比例なり。

全國高等專門學校入學狀況(昭和十四年度)

彦根高商	一、二九五	一七〇	五一八	四四八	二四一
和歌山高商	三、九二八	一六〇	五〇九	一八〇	一六八
横濱高商	一、三〇九	一六七	五二八	一七四	四一五
高松高商	二、七七一	一八九	五八七	一七四	二二三
高岡高商	一、二二三	一七一	卅一〇	三六七	二二一
京城高商	四四四	一〇四	二九五	三六六	一八六
臺北高商	一、一六三	二二〇	六〇四	三三〇	一六三
大阪商部	一、四九八	一九八	六一四	六六七	六八六
東京商部	一、一〇八	一九四	五二八	四〇一	五四四
神戸高商					三三二
横濱商專					三三二

〔農業專門學校〕

盛岡高等農林	一、三四〇	一六四	四三三	二五五	九一五
鹿兒島農林	一、一六八	一五一	三八〇	一七二	七〇九
上田蠶絲專門	六七六	一〇四	二八八	二二四	六〇五
東京高等蠶絲	五二八	一〇七	三三一	四六七	五七七
京都高等蠶絲	四二二	一一〇	二八〇	四九七	二六一
鳥取高等農林	一、二〇五	二二六	二八八	五七九	二七二
三重高等農林	一、五五九	二二二	三七七	五七八	六六二
宇都宮高等農林	九〇〇	一〇三	三二二	六一八	六七八
岐阜高等農林	一、五五九	一〇七	二九〇	五七八	六六二
宮崎高等農林	一、一八七	一〇四	三〇七	六一八	六六二
千葉高等園藝	四四五	七四	一七八	六一八	六六二

〔高等師範學校〕

函館高等水産	四四八	八六	二四一
東京高等農林	一、一八〇	一六八	四一五
東京農專門	一七四	四二	二二三
水原高等農林	三六七	八四	二二一
臺北帝大農專部	三六六	七七	一八六
東京高師	二、三二〇	三一〇	一、一六三
廣島高師	一、四八八	二〇五	六八六
東京女高師	六六七	一六三	五四四
奈良女高師	四〇一	八一	三三二
東京外語	一、一三二	二五五	九一五
大阪外語	一、七一	二五四	七〇九
東京美術	四六七	二二七	六〇五
東京音樂	二二四	五五	五七
富山藥專	四九七	八七	二六一
熊本藥專	五二九	九三	二七二
東京高等商船	五七八	八〇	六六二
神戸高等商船	六一八	八〇	六七八
岩手	一、二七〇	八四五	八四五
青森	一、三二八	八四五	八四五
北海道	六、四二五	三、二九〇	八四五
北海	一、三二八	八四五	八四五
岩手	一、二七〇	八四五	八四五

全國公立中學校入學者 (昭和十三年度)

岩手	一、二七〇
青森	一、三二八
北海道	六、四二五
北海	一、三二八
岩手	一、二七〇

宮城 秋山 福茨 栃 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 秋 宮

奈

宮城	二、四五八	一、五三五	一、一五七
秋山	一、三九三	八七六	一、一四一
福茨	一、五四一	九四二	一、三九五
栃	二、八八七	一、六八二	一、一四六
群	二、五一一	一、三七四	一、一四六
埼	二、七三五	一、三一	一、一四六
千	一、九三五	一、一三六	一、一四六
東	二、一七四	一、〇六八	一、一四六
神	三、三四二	二、二〇八	一、一四六
新	三、九三二	一、六九四	一、一四六
富	七、五七八	二、八六三	一、一四六
石	三、一九一	一、八四四	一、一四六
福	一、六六三	九六七	一、一四六
山	一、五五三	八四二	一、一四六
秋	一、二四八	七三一	一、一四六
宮	三、一〇一	一、七九二	一、一四六
宮城	一、八二五	九六〇	一、一四六
秋山	二、七六九	一、七五八	一、一四六
福茨	九、〇〇七	三、四三七	一、一四六
栃	一、七二三	九九九	一、一四六
群	一、一四八	七八九	一、一四六
埼	三、七六四	二、四一四	一、一四六
千	一〇、七八一	四、七六〇	一、一四六
東	九、八三九	三、九四七	一、一四六

宮城	一、八六八	一、一五七
秋山	一、五六四	一、一四一
福茨	一、三九五	八三三
栃	一、一九六	八四九
群	四、四九三	三、〇二四
埼	一、五五八	一、九九七
千	一、七三五	九九八
東	一、九四〇	一、〇五〇
神	一、〇〇一	一、二三七
新	九、〇四七	五、二五四
富	二、二四五	一、一六三
石	三、〇八四	一、七二四
福	三、二一九	一、九八〇
山	三、〇三〇	一、四九一
秋	一、四三七	八一四
宮	三、八三一	二、二二九
宮城	一、一一一	六四九
秋山	一、一一一	六四九
福茨	一、一一一	六四九
栃	一、一一一	六四九
群	一、一一一	六四九
埼	一、一一一	六四九
千	一、一一一	六四九
東	一、一一一	六四九
神	一、一一一	六四九
新	一、一一一	六四九
富	一、一一一	六四九
石	一、一一一	六四九
福	一、一一一	六四九
山	一、一一一	六四九
秋	一、一一一	六四九
宮	一、一一一	六四九

全國公立高等女學校入學者 (昭和十三年度)

岩手	一、三九七
青森	七、一五〇
北海道	四、二五一
北海	一、〇〇〇
岩手	一、三九七

岩宮秋山福茨新神東千埼群栃茨福山秋宮岩
奈

手	一、五六四	一、〇一五
城	二、九九七	一、七八六
田	一、五一七	一、一四八
形	一、八二五	一、二八三
島	二、三四三	一、三二七
城	二、六二八	一、六三一
木	二、三四五	一、三八〇
馬	一、九七三	一、三二四
玉	二、八九六	一、八一六
京	三、三二六	二、〇八七
川	三七、〇五九	一四、三三二
山	七、一六四	三、六一七
瀨	二、八〇三	二、〇一四
川	二、一一七	一、四九一
井	一、六七五	一、一五一
梨	一、五二〇	一、一〇一
野	一、三七八	七三七
阜	二、八九九	二、二二八
野	二、四七九	一、四九一
梨	四、六一七	三、一六〇
野	八、七三四	四、〇七五
野	二、三五五	一、六八八
野	一、六六五	一、〇八九
野	五、二四四	三、一二一
野	一八、四九七	八、三七七

兵奈和島島和奈兵
歌

庫	二、一七〇	五、五五一
良	一、七三五	一、一八九
山	二、三九八	一、六二四
取	一、一五〇	八七〇
根	九七五	六九二
山	四、六二九	二、八九九
島	七、七六九	四、〇七四
口	三、六九四	二、二六一
島	一、六八二	一、一七三
川	一、八七二	一、二八〇
緩	二、七四五	一、八六五
知	一、五三七	一、〇〇六
岡	八、四七二	五、六六三
賀	二、一七一	一、四二八
崎	三、二四三	二、四〇五
本	三、四七一	二、三一五
分	二、六三五	二、〇一〇
崎	二、七八六	二、〇二〇
島	七九七	三三八
島	一九九、四七九	一一一、三七〇

(名稱) (代表者) (機關誌) (所在)
國家學會 小野塚喜平次 國家學會雜誌 東大法學部研究室

法學協會	穂積 重遠	法學協會雜誌	東大法學部研究室
國際法學會	立 作太郎	國際法外交雜誌	同 右
東北帝大法學會	勝本 正晃	法 學	東北帝大法文學部
社會立法協會	下村 宏		東京市政會館
日本海法會	松波仁一郎	海法會誌	牛込區中町松波方
東大經濟學會	平賀 讓	經濟學論叢	東京帝大經濟學部
京大經濟學會	石川 興二	經濟論叢	京都帝大經濟學部
東京商大國立學	上田貞次郎	東京商科大學研究年報	東京商科大學內
日本統計學會	中山伊知郎	日本統計學會年報	同 右
社會經濟史學會	小野 武夫	社會經濟史學	小石川區水道端二
日本會計學會	吉田 良三	計 算	神田區小川町ビル
日本宗教學會	姉崎 正治	宗教研究	東大文學部
哲 學 會	井上哲次郎	哲學雜誌	東大哲學研究室
京都哲學會	服部英次郎	哲學研究	京都帝大文學部
丁酉倫理會	桑木 殿翼	丁酉倫理講演集	淀橋區戶塚町三丁目三八九番地
日本心理學會	松本亦太郎	心理學研究	東大心理學研究室
日本社會學會	戶田 貞三	社會學會年報	東大社會學研究室
漢 學 會	宇野 哲人	漢學會雜誌	東大支那哲研究室
國 文 學 會	藤村 作國	語と國文學	東大國文學研究室
日本英文學會	市河 三喜	英文學研究	東大英文學研究室
日本沙翁協會	市河 三喜	日本沙翁協會年報	早大演劇博物館內
日本言語學會	新村 出	言語研究	東大文學部
明治文化研究會	尾佐竹 猛	明治文化	四谷區三光町二五

神道學會	田中 義能	神道學雜誌	小石川區白山御殿町
日本民族學會	白鳥 庫吉	民族學研究	北多摩郡保谷村
ラント學會	大石 和三	會報、發音レコ	小石川區小日向臺町一ノ四四
三日本音學會	神保 格	會報、發音レコ	麴町區內幸町二丁目大阪ビル新館
傳記學會	尾佐竹 猛	傳 記	京橋區銀座西八
日本鑛業會	今井喜代志	日本鑛業會誌	丸ノ内二仲十四號館
日本鑛業協會	齋藤 大吉	鐵と鋼	丸ノ内三ノ六
土木學會	八田 嘉明	土木學會誌	東大造兵學教室
火兵學會	岸本 綾夫	火兵學會誌	丸ノ内仲六號館
造船協會	平賀 讓	造船協會雜誌	京橋區銀座建築會館
建築學會	佐野 利器	建築雜誌	丸ノ内內有樂館
工業化學會	喜多 源逸	工業化學雜誌	丸ノ内丸ビル五六區
衛生工業協會	關口八重吉	機械學會誌	有樂町電氣協會會館
電氣學會	梶井 剛	電氣學會雜誌	丸ノ内海上ビル舊館
電氣電話學會	披山 平一	電氣電話學會雜誌	丸ノ内丸ビル五六區
日本機械學會	山下 興家	日本機械學會誌	有樂町一丁目三番地
照明學會	密田良太郎	照明學會雜誌	京橋區銀座建築會館
日本冷凍協會	加茂 正雄	冷 凍	內
熔接協會	岡本 尅	熔接協會誌	日本橋區江戶橋一
日本鑄物協會	石川登喜治	鑄 物	麴町區丸ノ内三ノ八
精機協會	大河內正敏	精密機械	東大造兵學教室
日本航空學會	和田 小六	日本航空會雜誌	芝區田村町飛行館內

電氣化學協會 棚橋寅五郎 電氣化學協會誌 麴町區有樂町一ノ三
日本物理化學研究會 大幸 勇吉 物理化學の進歩 京大物理化學研究室

日本農學會 安藤廣太郎 日本農學會大集 東京帝大農會部
日本農學會 白澤 保美 日本農學會誌 農林省林業試驗場內

日本農藝化學會 鈴木梅太郎 日本農藝化學會誌 東大農藝化學教室
農學會 安藤廣太郎 農學會講演集 東大農學教室

農業土木學會 田中 貞次 農業土木研究 東大農業工學教室
肥料學會 大杉 繁 日本土壤肥料學誌 農林省農事試驗場內

日本蠶絲學會 松平 賴壽 日本蠶絲學雜誌 麴町區有樂町一ノ七
農業經濟學會 佐藤 寛次 農業經濟研究 東大農經教室

日本作物學會 吉川 祐輝 日本作物學會記事 東大農學教室
札幌農林學會 半澤 洵 札幌農林學會報 北海道帝大農學部

日本獸醫學會 島村 虎猪 日本獸醫學會雜誌 東大獸醫學教室
日本畜產學會 岩住 良治 日本畜產學會報 東大畜產教室

水產學會 雨宮 育作 水產學會會報 東大水產學教室
應用動物學會 岩住 良治 應用動物學會雜誌 東大動物學教室

日本植物學會 草野 俊助 同名學會報 瀨野川區西原町八〇
日本水產學會 三宅 驥一 同名學會誌 水產講習所內

農村工業協會 大河内正敏 農村工業 神田區錦町一ノ三三
園藝學會 菊地 秋雄 園藝學會雜誌 京大農學部

日本醫學會 長與 又郎 日本醫學會大會 東大醫學部

日本眼科學會 石原 忍 日本眼科學會雜誌 東大眼科教室
大日本耳鼻喉科會 岡田和一郎 大日本耳鼻喉科會會報 東大耳鼻喉科教室

日本皮膚科學會 遠山 郁三 同名學會雜誌 東大皮膚科教室
軍醫學會 國府田 中 陸海軍軍醫學會雜誌 陸海軍省醫務局

大日本獸醫學會 島村 虎猪 獸醫學雜誌 東京帝大農學部
器械學會 近藤 次繁 醫科器械學會雜誌 日本橋區本町二ノ九

東京醫學會 石原 忍 東京醫學會雜誌 東大醫學部本館
大阪醫學會 楠本長三郎 大阪醫學會雜誌 阪大記念會館

日本衛生學會 横手千代之助 衛生學傳染病學 東大衛生學教室
線醫學會 長橋 正道 同名學會雜誌 阪大醫學部

日本遺傳學會 田中 義廣 遺傳學雜誌 東大植物學教室
日本藥學會 服部 健三 藥報 牛込區下宮比町八

日本泌尿科學會 北川 正惇 慶應大學醫學部

日本數學會 寺澤 寛一 同名學會誌 東大理學部內

日本天文學會 關口 鯉吉 天文月報 東京天文臺

東亞天文協會 山本 一清 天界 倉敷市倉敷天文臺

大日本氣象學會 岡田 武松 氣象雜誌 麴區區中央氣象臺

海洋學會 岡田 武松 海と空 神戸市海洋氣象臺

日本化學會 加藤 均三 日本化學會誌 東大化學教室
日本化學研究會 眞島 利行 日本化學總覽 仙臺市米ヶ袋上丁
日本動物學會 谷津 直秀 動物學雜誌 東大動物學教室

日本解剖學會 森 於菟 解剖學雜誌 東大解剖學教室
大日本生理學會 橋田 邦彦 日本生理學雜誌 東大生理學教室

日本藥理學會 奥島貫一郎 日本藥理學雜誌 東大生化學教室
日本病理學會 緒方知三郎 日本病理學雜誌 岡山醫大藥學教室

日本聯合會 長與 又郎 日本聯合會雜誌 東大病理學教室
微生物協會 竹内松次郎 日本聯合會微生物協會記事 東京豐島區西巢鴨二

日本法醫學會 佐藤 武雄 同名學會記事 傳染病研究所
日本醫學會 田宮 猛雄 同名學會誌 東大法醫學教室

衛生學聯合會 永井 潛 民族衛生 東大衛生學教室
衛生學聯合會 佐伯 炬 榮養研究所 東大生理學教室

日本內分泌學會 辻 寛治 同名學會雜誌 京大醫學部
日本內科學會 三浦謹之助 日本內科學會雜誌 東京神田區淡路町二

日本小兒科學會 河内 全平 同名學會雜誌 麴町區一番町四
日本傳染病學會 二木 謙三 同名學會雜誌 本郷區駒込病院內

日本結核病學會 春木秀次郎 結核 東京市療養所
日本消化病學會 南 大曹 同名學會雜誌 麴町區內幸町二ノ三

日本精神學會 三浦謹之助 神經學會雜誌 東大精神病學教室
日本外科學會 赤岩 八郎 日本外科學會雜誌 東大外科教室

日本整形學會 名倉 重雄 同名學會雜誌 東大整形外科教室
日本婦人科學會 白木 正博 同名學會雜誌 東大產婦人科教室

動物心理學會 谷津 直秀 動物心理 同 右
日本鳥學會 鷹司 信輔 鳥 同 右

日本植物學會 柴田 桂太 植物學雜誌 東大植物學教室
日本岩石礦物學會 神津 俊祐 岩石礦物學 東北大理學部

東京地質學會 脇水鐵五郎 地質學雜誌 東大地質學教室
地球學會 小川 琢治 地球 京大地質礦物學教室

日本貝類學會 横山 次郎 ヴキナス 京大理學部
日本地理學會 加藤 武夫 地理學評論 京大地理學教室

東京地學協會 細川 護立 地學雜誌 麴町區下二番町四八
日本陸水學會 田中阿歌廣 陸水學雜誌 東京文理大地理教室

地震學會 今村 明恒 地震 東大地震學教室
東京人類學會 長谷部言人 人類學雜誌 東大人類學教室

綜合科學協會 篠原 雄 綜合科學 丸ノ内商工獎勵館
日佛理工科會 田中館愛橋 駿河臺日佛會館內

日本火山學會 小川 琢治 火山 神田區神保町一

研究所

(所在) (所在地) (刊行物)
大倉精神文化研究所 橫濱市港北區太尾町大倉山 躬行感想

大阪商大經濟研究所 大阪市住吉區杉本町同大學內 經濟學雜誌

大原社會問題研究所 東京市澁谷區柏木四丁目 日本勞働年鑑

神戸商大商業研究所 神戸市灘區六甲山麓 國民經濟雜誌
國民精神文化研究所 東京市品川區上大崎長者丸元四 國民精神研究
史料編纂所 東京帝國大學文學部 大日本史料

司法研究所(司法部) 東京市麴町區西日比谷町

人文科學研究所(京大) 京都帝國大學內

美術研究所 東京市下谷區上野公園

東方文化學院 東京市小石川區大塚町五六

東方文化研究所 東京都左京區北白川小倉町五〇

日本經濟史研究所 京都市北白川追分町一〇

日本勞働科學研究所 東京市赤坂區青山北町五丁目

三菱經濟研究所 東京市麴町區丸ノ内三丁目八

緯度觀測所 岩手縣膽澤郡水澤町

榮養研究所(厚生省) 東京市小石川區鷺籠町

園藝試驗場(農林省) 靜岡縣藤原郡與津町

大阪衛生試驗所(厚生省) 大阪市東區京橋三丁目

大阪工業試驗所(商工省) 大阪市西淀川區大仁西二丁目

大原農業研究所 倉敷市住吉町七三六

溫泉治療學研究所(九州帝大附屬) 別府市外鶴見ヶ丘

化學研究所 大阪府高槻町

花山天文臺 京都市東山區山科花山

海洋氣象臺 神戸市神戶區中山手通七丁目

海軍技術研究所 東京市目黒區三田

機械試驗所(東京市) 京橋區木挽町

北里研究所 東京市芝區白金三光町一三八

美術研究 東方學報

經濟史研究 勞働科學研究

本邦財界情勢

事業報告

榮養

衛生試驗所彙報

報告書

農學研究

同所學術報告

天文年鑑

天氣圖、海洋氣象、潮時觀測、海洋氣象、歐文報告

細菌學雜誌

金屬材料研究所(東北帝大) 仙臺市片平丁

絹業試驗所(商工省) 橫濱市神奈川區澤波

建築材料研究所(東京工業大學內) 東京市目黒區大岡山

航空研究所(東京帝大) 東京市目黒區駒場八五六

工藝指導所(商工省) 仙臺市二十人町通

高原氣候醫學研究所(名古屋帝大) 長野縣諏訪郡北村聖科高原

高層氣象臺 茨城縣筑波郡小野川村

神戸生絲檢査所(農林省) 神戸市葦合區濱邊通八

災害科學研究所(阪大) 大阪東區勝山通九

産業科學研究所(阪大) 堺市五箇莊村

蠶絲試驗場(農林省) 東京市杉並區高圓寺二丁目

鹽見理化學研究所 大阪市北區堂島濱通三ノ一

資源科學研究所(東京工大) 東京市目黒區大岡山

芝浦製作所研究所 橫濱市鶴見區末廣町

上海自然科學研究所 上海法租界祁齊路

種羊場(農林省) 北海道札幌郡豐平町

獸疫調查所(農林省) 東京市瀧野川區西ヶ原町

水産試驗場(農林省) 東京市京橋區月島十二丁目

纖維科學研究所(阪大) 大阪市北區中之島四丁目

纖維工業試驗所(商工省) 靜濱市神奈川區澤波

專賣局中央研究所 東京市荏原區戶越町一三九〇

金屬の研究

航空研究所彙報

蠶報、氣象概報、高層氣象臺報告

蠶絲試驗場報告

所彙報

醸造試驗場(大藏省) 東京市瀧野川區瀧野川町

體育研究所(文部省) 東京市澁谷區代々木西原町

臺灣總督府工業研究所 臺北市幸町

同 農業試驗所 臺北市富田町

同 林業試驗所 臺北市南門町

熱帶醫學研究所(臺北帝大) 臺北市幸町

地震研究所(東京帝大內) 東京帝國大學構內

畜産試驗所(農林省) 千葉縣千葉郡都村

茶業試驗場(農林省) 靜岡縣榛原郡金谷町

中央航空研究所(逕信省) 東京府北多摩郡三鷹村

中央氣象臺(文部省) 東京市麴町區大手町一ノ七

鐵道大臣官房研究所 東京市芝區海岸通二丁目

朝鮮總督府中央試驗所 京城府東崇町一九九

帝國發明研究所 東京市目黒區下目黒二ノ四六三

電氣試驗所(逕信省) 東京市品川區五反田五丁目

電氣通信研究所 仙臺市片平丁(東北帝大構內)

傳染病研究所(東京帝大) 東京市芝區白金臺町一ノ三九

土木試驗所(內務省) 東京市本郷區駒込上富士前町

東京衛生試驗所(厚生省) 東京市神田區和泉町

醸造試驗場報告

體育研究所報告

同場報告

茶業試驗場彙報

業務研究資料

同所年報

研究報告

實驗醫學雜誌

報告、本邦道路橋樑覽

衛生試驗所彙報

東京工業試驗所(商工省) 東京市澁谷區幡ヶ谷本町一丁目

東京天文臺 東京府北多摩郡三鷹村

東京電氣株式會社研究所 東京市品川區大井關原一三〇三一

東北産業科學研究所 東京市麴町區內幸町二ノ二一

德川生物學研究所 東京市豐島區目白町四丁目

陶磁器試驗所(商工省) 京都市伏見區深草正覺町

名和昆蟲研究所 岐阜市大宮町二ノ一八

內閣印刷局研究所 東京市王子區王子一丁目

乳幼兒研究所(愛育會) 東京市麻布區盛岡町一

燃料研究所(商工省) 川口市壽町

農學研究所(東北帝大) 東北帝國大學內

農事試驗場(農林省) 東京市瀧野川區西ヶ原町

生物研究所(熱帶) 南洋廳管内コロル島

花筵檢査所(商工省) 神戸市灘區泉通二丁目

微生物病研究所(阪大內) 大阪市北區堂島濱通二丁目

古河理化研究所 東京市丸ノ内二ノ八

米穀利用研究所(農林省) 東京市深川區濱園町

防空研究所(內務省) 東京市麴町區設ヶ關一

三井海洋生物研究所 靜岡縣加茂郡濱崎村須崎

曆、理科年表、東京天文臺報告

昆蟲世界

時々報告書を發表

農業試驗場事務功程

三菱鐵業研究所 埼玉縣大宮町宇北袋
理化學研究所 東京市本郷區駒込上富士前町三一
陸軍科學研究所 東京市澁橋區百人町
陸地測量部 東京市麴町區永田町
林業試驗場(農林省) 東京市目黒區下目黒四丁目

社會教化

愛育會(恩賜財團) 會長、清浦圭吾 東京市麻布區盛岡町一ノ五 「愛育」發行
愛育會愛育研究所 所長、稻田龍吉 東京市麻布區盛岡町一ノ五 「愛育研究所紀要」
一燈園 當番、西田天香 京都市東山區山科四ノ宮柳山下町 「光」「光友」
大阪府協和會 會長、知事、理事長、與村信太郎 大阪市北區堂島大阪毎日新聞社內
鐘田共濟會 會頭、鐘田勝太郎 香川縣阪出所 「鐘田共濟會雜誌」
救世軍 日本司令官、植村益藏 東京市神田區神保町一一 「ときのこゑ」
禁煙同盟 岡田道一 東京市豐島區千早町二ノ三七 「禁煙の日本」
啓成社 專務理事、今宿次雄 東京市豐島區巢鴨六丁目二十番地
慶福會(恩賜財團) 會長、清浦奎吾 東京市麴區區霞ヶ關三ノ三
結核豫防會 會長、厚生大臣 東京市厚生省內
建武議會 會長、有馬良橋 東京市品川區上大崎中丸四〇三 「建武」
光壽會 總裁、大谷光瑞 京都市伏見區桃山三夜莊內 「大乘」

弘濟會 會長、上山善治 大阪府役所內 「弘濟會報」
濟生會(恩賜財團) 會長、德川家達 東京芝區赤羽町一 「濟生」
阪上慈善財團 理事、菊池恭三 大阪東區今橋三共信託會社內
修養園 主幹、蓮沼門三 東京澁谷區千駄ヶ谷四ノ六六八 「向上」「愛と汗」
昭德會 會長、岩村通世 東京市司法省內 「昭德會報」
兒童擁護協會子供の家學園 會長、穗積重遠 東京市杉並區神明町二二九

九

社會立法協會 理事長、下村宏 東京市麴町區日比谷市政會館內
聖德太子奉讀會 會長、細川護立 東京市麴町區丸ノ内丸ビル四階
神道教派聯合會 代表、佐野常羽 東京市豐島區駒込六ノ八七五
全國養老事業協會 理事長、福原誠三郎 東京市杉並區上高井戸三浴風會內 「養老事業」
全日本私設社會事業聯盟 理事長、安藤正純 東京日比谷公園市政會館
全日本司法保護事業聯盟 會長、鹽野季彦 司法省保護課內 「司法保護」
全日本方面委員聯盟 會長、清浦奎吾 東京市麴町區霞ヶ關三 「方面時報」
相愛會館 理事長、丸山鶴吉 東京市本所區綿糸町四ノ五ノ一
大日本婦風會 會長、山崎久吉 東京市本所區菊川一 「婦風」
大日本獅子吼教會 會長、大塚日現 東京市澁橋區下落合獅子吼世界」
中央教化團體聯合會 會長、清浦奎吾 東京市澁谷區穩田一 「教化運動」
中央社會事業協會 會長、赤木朝治 東京市麴町區霞ヶ關三ノ三 「社會事業」 「社會事業叢報」

中央朝鮮協會 會長、阪谷芳郎 東京市丸ノ内仲十二號館六號

中央乃木會 會長、阪谷芳郎 東京市赤坂區新坂町六三

中央報德會 理事長、一木喜徳郎 東京市內務省內 「新民」

中央盲人福祉協會 會長、大久保利武 東京市澁橋區西大久保四ノ一七

中央融和事業協會 會長、平沼騏一郎 東京市麴町區霞ヶ關三 「融和時報」

帝國更新會 會長、宮城長五郎 東京市本所區千歲町一 「更新」

帝國水難救濟會 會長、松平頼壽 東京深川區佐賀町一 「海」

東京慈惠會 會長、徳川家達 東京市芝區愛宕町一一 「會報」

同濟會 會長、廣瀨久忠 東京市麴町區內幸町二ノ二ノ四號

同仁會 專務理事、田邊文四郎 東京市神田區神保町二 「同仁」

日本海員救濟會 理事長、水野鍊太郎 東京市京橋區明石町五一 「海之世界」

日本基督教文化協會 理事長、田川大吉郎 東京市京橋區銀座四ノ二 「Christian Quarterly」

日本基督教聯盟 常議員會長、阿部義宗 東京市神田區錦町一 「聯盟時報」

日本弘道會 會長、徳川達孝 東京市西神田二ノ一 「弘道」

日本國民禁酒同盟 理事長、林龍太郎 東京市神田區西神田一ノ二 「禁酒之日本」 「禁酒新聞」

日本結核豫防協會 理事長、金杉英五郎 東京市麴町區大手町一

日本少年保護協會 會長、森山武市郎 東京市澁谷區千駄ヶ谷四ノ六五

八 「少年保護」「少年保護通信」

日本宗教協會 理事、今岡信一良 東京市芝區正則中學校內

日本人道會 理事長、一色虎兒 東京市小石川區小日向臺町一 「動物

の友

日本生命濟生會 理事長、成瀬達 大阪府西區立賣堀南通四ノ三

日本日曜學校協會 理事長、山本忠興 東京市神田區錦町一ノ六 「日曜學校」

日本優生結婚普及會 會長、永井清 東京帝大醫學部生理學教室內 「優生」

日本力行會 會長、永田稠 東京市板橋區小竹町 機關誌 「力行世界」

賣笑禍防止協會 委員長、田川大吉郎 東京市神田區錦町一ノ六

博愛社 社長、小橋カツエ 大阪府東淀川區元今里北通二ノ六五

白十字會 理事長、有吉忠一 東京市神田區小川町二 「療養知識」

日本赤十字社 社長、徳川家達 東京市芝區芝公園第五號地 「博愛」

服部報公會 理事長、林春雄 東京市京橋區銀座西四ノ五

原田積善會 會長理事、久田益太郎 東京市麻布區市兵衛町二ノ八九

福田會 理事長、山田英夫 東京市澁谷區宮代町一番地 (御料地) 「福田」

佛眼協會 理事長、暁道文藝 東京市淺草區松清町三九 「會報」

奉仕會 理事長、佐藤鐵太郎 東京市麴町區富士見町二 「奉仕の友」

輔成會 會長、鈴木喜三郎 東京市麴町區三番町七 「保護時報」

三井報恩會 理事長、米山梅吉 東京市日本橋區室町二ノ一

森村豐明會 理事長、森村市左衛門 東京市日本橋區通一ノ七

安田修徳會 理事長、森廣藏 東京市麴町區大手町一ノ六

浴風會 會長、廣瀨久忠 東京市杉並區上高井戸三ノ八四八

癩豫防協會 會頭、清浦奎吾 東京市麴町區大手町厚生省豫防局內

「年度事業報告書」

文化・教育・研究

映畫教育中央會 會長、石黒英彦 東京市文部省內 「映畫教育中央會
々報」

大阪廣告協會 會長、森平兵衛 大阪市政府所產業部內 「廣告文化」

大阪都市協會 會長、坂間棟治 大阪市政府所內 「大大阪」

カナモジカイ 理事、平生鈺三郎外六氏、大阪府西區土佐堀通一ノ一大
同ビル內

科學振興調查會 會長、荒木貞夫 東京市文部省內 「科學智識振興普
及」

科學ベンクラブ 總務部長、竹内芳衛 東京市神田區三崎町二 「科學
ベン」

科學知識普及會 理事長、井上仁吉 東京市神田區錦町一 「科學智識」

勤勞者教育中央會 會長、大久保利武 東京市文部省內

皇典講究所 所長、佐々木行忠 東京市澁谷區若木町九 「國學院雜誌」

啓明會 理事長、大久保利武 東京市麴町區丸ノ内海上ビル

國語協會 會長、近衛文麿 東京市神田區西神田一ノ二 「國語運動」

商業教育協會 理事長、木村禎福 大阪府北區宗是町大ビル 「商業教
育」

産業科學研究協會 理事長、小倉正恒 大阪府西區土佐堀通一大同ビル
內

社會教育協會 會長、穗積重遠 東京市小石川區白山御殿町一二七

女子教育振興會 理事、尾高豐作 東京市神田區一ツ橋帝國教育會內

全日本映畫教育研究會 會長、紀俊秀 大阪府北區堂島、大阪毎日新聞
社內 「映畫教育」

全國高等女學校校長協會 理事長、市川源三 東京市世田ヶ谷區三鷗友
學園內 「會報」

全國私立中等學校聯合會 東京市文部省 「事業報告書」

全國中等學校女教員會 理事、竹田菊 東京市小石川區大塚町東京女高
師範會館內 「全國中等學校女教員會報」

中學校長協會 常務理事、西村房太郎 東京市府立一中內 「中學教育」

帝國教育會 會長、永田秀次郎 東京市神田區一ツ橋二ノ九 「帝國教
育」

帝國公民教育協會 理事、澤本孟虎 東京市麴町區大手町一 「公民教
育」

帝國發明協會 會長、阪谷芳郎 東京市丸ノ内三ノ二 「發明紹介月報」

帝國ローマ字クラブ 頭領、櫻根孝之進 大阪府北濱四 「ROMAJI」

東京出版協會 會長、江草重忠 東京市神田區小川町三 「日本讀書新
聞」

帝都教育會 會長、松平賴壽 東京市神田區一ツ橋教育會館內 「帝都
教育」

東京市政調查會 會長、阪谷芳郎 東京市京橋區銀座西三ノ一 「統計
集誌」

日本學術協會 會長、細川護立 東京市東京帝大醫學部內

日本學術振興會 會長、近衛文麿 東京市文部省構內 「學術振興」

日本國旗會 會長、島津忠重 東京市牛込區中町一七

日本博覽會協會 會長、秋元春朝 東京市丸ノ内東京商工會議所內

「時報」

日本幼稚園協會 主幹、倉橋惣三 東京市小石川區大塚町東京女高師內

「幼兒の教育」

內 「青年航空」

大日本飛行少年團 團長、東條政二 東京市九段二ノ三 「飛行少年」

大日本青年黨 統令、橋本欣五郎 東京澁谷區穩田一ノ二二五 「太陽
大日本」

帝國少年團協會 理事長、鈴木孝雄 東京市神田一ツ橋教育會館內

「少年團報」

日本基督教青年會同盟 委員長、山本忠興 東京市神田區西神田一ノ二

日本少年救護協會 會長、新居善太郎 東京市厚生省社會局兒童課內

日本青年館 理事長、栗原能留 東京市四谷區霞ヶ關町一一

日本青年協會 總裁、清浦奎吾 東京市麻布區新龍土町八 「アカツキ」

青 少 年

全日本佛教青年會同盟 東京市神田區一ツ橋 「青年佛徒」

大日本海洋少年團 總長、竹下勇 東京市芝區榮町一三東京水交社構內

大日本少年團聯盟 理事長、二荒芳徳 東京市文部省內 「少年團研究」

大日本青年團 團長、有馬良橋 東京市明治神宮外苑霞ヶ丘町 「青年」

「日本青年新聞」

大日本聯合女子青年團 理事長、吉岡彌生 東京市芝公園十二號地

大日本青年航空團 團長、井上幾太郎 東京市芝區田村町一ノ三飛行館

事業と人物篇

日本輸出莫大小工業組合聯合會

大 阪 市

本會は昭和二年設立にかゝり本邦唯一の輸出莫大小の聯合協同體たり。其地區は日本全國に亙り所屬組合として大阪輸出莫大小工業組合、名古屋輸出莫大小工業組合、京都莫大小工業組合、奈良縣輸出莫大小工業組合、廣島縣莫大小工業組合、紀州ミール莫大小工業組合、和歌山縣目出帽子工業組合、大阪メリヤス帽子工業組合の十三組合を擁し、何れも之等の工業組合は輸出莫大小の製造を業とする業者を以て組織する工業組合なり。

本會は夙に生産統制の中央經濟機關として且又重要輸出品取締法に基く検査機關としてあり前身たる同業組合聯合會時代にその歴史を遡れば二十餘年の久しきに亙り本會の發達史は即ち本邦輸出莫大小の發達史ともいひ得、本邦莫大小の輸出振興に貢獻せること著大なり、今や大阪、大阪浦江、東京、横濱、名古屋、京都、奈良、奈良縣第一、奈良第二、神戸、兵庫、廣島、福岡、長崎の十四地方に充實せる検査所を擁し、名實共に輸出莫大小に關する生産、検査の統轄機關たり、役員陣には輸莫界の第一人者たる理事長高田克治氏をたて理事に西松友吉、山田源之助、西村喜一、小杉佐右衛門、小林雅一、岡崎達吉、猪村鎌吉、岸本理三郎、山本眞藏、戸口米次郎、奥

事業と人物篇

本藤次郎、明石國助、藍中、田中脩、外海綱吉、森島金昇の諸氏、顧問に福島莫次郎氏あり、事務局は書記長川島直次郎検査長徳田正次の兩氏依り業務が執行されてゐる。國家經濟力の伸張の重要視されつゝある現下内外の情勢に鑑み今後本會の活動に期待さるゝところ多きは明白である。

大阪大正區重機製造工業組合

理事長 則武仁十郎氏
主 事 高坂 富男氏
大阪大正區朝尾松の
町三丁目三十二番地

工業都市大阪にても特に大正區は藤永田造船所、日本製鐵所、中山製鋼所、久保田鐵工所、等の大工場より小は特別専門工場に至るまで大小八百の各種鐵工業者が三萬の職工を擁し、群集する地域にして就中當工場は商工省組合法規第一條に示せる工業の改良發達を圖る爲共同施設をなす目的及び昭和十三年七月鐵鋼材料の配給を統制せられてより、時局の進展と共に漸次強化さるゝに従ひ、茲に之等同業者の共同設備設置の必要を生じ、同拾月以來大阪府當局指導の下に着々準備を進めて昨十四年九月第一期工事及機械据付を完成し、〇〇〇より發註を受け既に製品を完納し尙目下〇〇〇〇の分は製作中なり。次に第二期補助設備も既に認可済にて、之等共同施設完了の曉は組合の母體工場となり、鐵材配給

減少の爲に失業せんとする組合員に適當なる受註品を分配加工せしめ、組合工場の設備機械にて製作し難き部分は當工場の優秀精巧強力なる機械にて製作、一方特殊機械、特殊加工品等を要するが如き場合は、各専門組合工場を總動員して製作し、當工場にて綿密なる検査の上納入するに依り組合員中の休業者又は不振業者の援助と技術の指導をなし以て鐵工報國の爲に躍進しつゝある。

都織物工場(株)
専務取締役

河那邊 五兵衛氏

京都市今出川室町西入
電話西陣三八〇番

資性謹嚴なるも堅からず、頭腦徹なれども誇らず、稀に見る人格者徳望家として尊敬せられ、獨力奮闘の士として一世に高き我が河那邊氏は、大阪府人加藤甚助氏の三男として生を享け、河那邊喜兵衛氏の養嗣子として河那邊姓を襲ふ、大正九正市立第二商業を卒業高島屋に入り、昭和二年都織物工場を設立、専務取締役となり今日に至つてゐるが、同時に高島屋社長秘書としてあり、今日迄社長を授けてその帷幄に參じ、又都織物の總師として縦横の才腕を振ふ、才幹の士であり、努力の士にして、晝夜となくただ事業の一時に身も心も集中するところ容易に他に認め難い、而も年齒まだ不惑に達せず、今日までの足跡

より推して將來の大成は人々の等しく期するところである、曾て兵役に服し、陸軍歩兵少尉に任官、正八位に叙せらる。軍務にありその忠義を完ふし、今日社會に出でては忠良なる臣民として、公共福祉の爲めに日夜寧日無き努力をされ、一般より尊敬と信頼を博してをる氏こそ時局下に於ける國民の模範たるべき士であらう。趣味として庭球、謡曲を好む

石川覺商店主

石川信三郎氏

京都市室町御池南入

理想のみ高くして實行性のない人があり、他人の言行に對しては喋々數萬言の批評を放ち相當の學識と手腕とを衒ひ、それが一度その責任の地位に立てば日頃の言行の一も實現し得ないものがある。

氏は現在の商道に對して幾多の革新的意見を有し、その實現について十ヶ年を一期として格勤しつゝあるが、既に三年餘を経た今日取引先の信用頗る加はり業態漸次隆盛に赴きつゝあるは、氏の才腕を證するものである、

氏の方針としては堅實なる現實主義を積極的に營業上に適用せんとするにあり、その爲め自ら第一線に立つ、第一期の實現には尙ほ六ヶ年餘あり、今日まで三年餘にして此の發展を見る。今後六年餘に於ける發展は蓋し驚異に値するものあるであらうことは業界の等しく信するところである。凡て人は方針の下に於いて切めて意義ある活動を爲すことが出来る商賣に於いても氏の如く遠大の理想を樹立、着々實踐することは最も必要なることにしてこの點氏の如きは新時代に處する適材と云ふべく、従業員に對しても家族的待遇を以つて臨み、彼等をして和氣藹々裡に就業せしめてゐる。而して生氣あり顧客も自然と好感を寄せるのであり、現在十一名の店員を以て多忙を極め、專屬工場三ヶ所、全従業員百三十名に爲る。

尙ほ氏を援けて内助の功多き賢夫人との間に二男二女あり、夫人の愛育間然するところなく、子女亦英明の資として讃えらる。

渡邊金左衛門商店

松山徳次郎氏

清水市巴町百四

汝々として社會公共に貢獻し、且つ同業者の福利増進に盛瘁し、而して功を誇らず、名を欲せず、常に社會人としての義務に精進する眞の篤志家として我が松山徳次郎氏を推すは何人たりとも之れに異存はあるまい。事程

左様に氏は熱烈なる奉仕的精神の持主、夙に市會議員として選ばれること二期、その間常に正常に邁進して只管市の發展、民衆の福利に留意して寄與する處甚大なるものあり、衆の信望を一身に聚めてゐた。猶土木委員、都市計畫委員等も兼ねてゐたが、現在は土木委員、經濟警察專門委員等に就任してゐる。又同業組合に於ては静岡縣瓦工業組合組合長たる事數年、その間清水瓦販賣輸送同盟會を起し、縣外輸出の計畫を達成する外、全縣下に工業組合の組織の下に小組合制を布きて統制すべく、已に清水市に二つの小組合を誕生せしめ、今や當市瓦業界の新體制は氏の手腕に待つものが多い。

當縣下の瓦製造高は年額三千萬枚のうち、氏の經營する渡邊金左衛門商店より産出する額はその十分の一たる三百萬枚にして、静岡縣廳、縣水産所、縣信聯等の建築用瓦を納入してゐる。尙大森ライオンズスレート、日本耐化スレート等の代理店をもつとめてゐる。今や國を擧げて聖戰遂行に邁進すべきの時、人格高潔にして而かも職域奉公の誠を有し、臣道實踐の實績を擧ぐべく努力する氏を有するは吾人の喜びに堪えない次第である。

村上芳郎氏

清水市松原町一丁目

電話 四三五番

割烹、温泉旅館

翠園

清水市外狐ヶ崎 電話八〇九番

海拔三百餘米、富士山を一望に收むる日本の高所に位し、附近に狐ヶ崎遊園地、羽衣の松、三保の松原、久能山、清水次郎長の墓龍華寺、高山樗牛の墓、鐵舟寺等の名所舊蹟に圍まれ、風光絶佳なる眺望に恵まれてゐる翠園は、その數奇を凝せる優雅なる建築と江戸前の割烹、關西料理の生粹と相俟つて古くより都人士の好評を博してゐる。各室は各々浴場の設備あり、大廣間は舞臺附にて宴會用にも適し、單獨に團體に會合に家族連れに最も好適なる遊覽地である。而して座敷女中には素性正しきものを厳選し、その上品にして親切なるサービス振りは一度當園に遊びたるもの 印象を深めてゐる處である。當園の主なる客としては米内元首相、横領の幹部連、本田駐支大使や洋畫家の石井柏亭氏等があり、その他、知名人士の來園するもの數知れず、常に客足の絶え間がないと云ふ。

尙當園は資本金拾萬圓の株式組織にして、資本系に静岡電鐵がその六割を占めてゐると聞く。電氣界の重鎮にして社團法人電氣學會終身會員たる村松魯三郎氏が當園支配人として經營に當つてゐるのも畑疇ひの感がして却つて新鮮味を覺へる。

株式會社清水塗裝工業所

阿南義雄氏

清水市入江町一丁目

努めて倦まざるものに幸ありと云ふ。精勵格勤着々として牢固不動の地位を斯界に占め、錚々たる名を轟はるゝ氏の如きは正に世の範として仰ぐに足る人物である。氏が現在専務取締役として主宰する清水塗裝工業所は抑々昭和十三年九月、氏の個人經營として誕生せしものなるが、翌十四年十月資本金拾萬圓の株式會社に組織を變更、工場を増設、及施設の改善をなし、未だに日淺きにも不拘ず、氏の卓腕の才は、多年の蘊蓄と相俟つて愈々業界にその頭角を表し、今や當市同業者間の白眉として自他共に認めてゐる。

氏は大分縣の出身にして當市の都市計畫及區劃整理等の爲め、來市し、當地の巨商長澤重兵衛氏の許にある事七ヶ年、その間、當時手工業たりし下駄製造を機械化してその能率を擧ぐべく三浦鐵工場主と専心研究を累ね、遂に宿望なりてその實現を見るや、當市下駄

如き急激なる業物變遷の間に立ちて之れに順應し、益々店務を隆盛ならしめんとするは、努力苦心の亦容易ならざるものがあらう。我が村上芳郎氏の如き、人材素より凡庸に非ずと雖も、父君の業を繼承して更に一段の光彩を添え、斯界屈指と稱讃さるゝに至りしは、正に不撓不屈の鐵石心を以つて奮闘精勵に一貫したる賜と云ふべきであらう。宜なるかな氏は熾烈なる向上心を抱きて、誠實努力の士、明治四十一年一月を以つて嚴父貞治氏の長男として出生、夙に英明俊敏、將來を囑望されゝ大なるものあり、静岡工業に學び、同校を卒ふるや父業たる釣漁具製造工業に携り、爾來誠心誠意業態の振興を圖り、銳意優良品販賣に努力を傾倒するところ、今やその堅牢なる製品は斯界に冠たるものがある。令弟哲郎氏も静岡商業出身後専ら製造部を擔當して令兄を扶け、兄弟よく協力して益々店運の隆昌を招來してゐる。父君貞治氏既に六十二才にして未だ髮鏗現に静岡縣釣漁具製造工業組合理事長として業界に貢獻してゐる。猶釣漁具として重要なテグスは從來輸入に待つてゐたが五年以前より生糸を以つて人造テグスを生産するに至り、當店に於ても安倍郡有度村に工場を有してゐる。

家庭には淑徳の譽れ高きみや子夫人ありてその間に長女律子嬢を擧げ、常に春風胎湯として和氣堂に滿つと聞く。

工業界は一大躍進を遂げ、全國にその覇を唱えるに至つた。斯くて氏は自ら清水塗裝工業所を興し、今日に至つてゐる。その製品は一ヶ月十五萬足にも及び、販路も近縣は勿論遠く廣島、九州に迄も擴大されるに至つた。塗下駄は古來より静岡名産として謳はれてゐるが事實は先年物故されし井上平藏氏に依つて清水港に陸揚げされ、爾來當市に於て盛んに製造されつゝあるものにして當市がその元祖であると聞く。

稻名 徹氏

清水市大曲 電話七八〇番

刻苦精勵と云ひ、奮闘努力と云ふも、今日單にそれのみにて成功の彼岸に到達するならば世人の多くは成功者たる得るであらうが、時代の趨勢、人心の機微を洞察して之れに適應し、よく善處して業運の進展に努力一貫してこそ大成を得られる。我が稻名徹氏もとり努力の士ではあるが、達識慧眼なくは能く今日の地位を得るは至難であつたと云へやう。

氏は明治卅六年十一月廿日を以つて呱呱の聲を挙げ、父君鶴吉氏の長男である。父君は永くアメリカに在住し、國力發展の爲めに貢獻したる偉材、數年前に死亡されたるは惜しみても餘りあると云ふべきである。徹氏は夙

に下駄製造の有利なるに着眼し、昭和十四年一月當所に工場を設け、爾來奮闘努力して只管向上の一途を辿り、着々基礎を確固ならしめて遂に今日の大成を招くに至りしは之れ皆氏の努力の賜と云ふべきであらう。斯くて業界の信望益々加り、當工場内に下駄製造組合事務所を設け、自らその副組合長として業界の向上、共同福祉に貢獻する所甚大なるものがある。

大村 國正氏

工場 清水市港町三ノ七二 電話一三二五番
自宅 港町二丁目八二 電話八五六番

家庭には母堂千代子氏健在にしてよく氏を扶け、又溫和にして貞淑なる明子夫人との間に長男嘉男君の外に三男一女を挙げ、家庭内は常に和氣藹々として春風堂に満ちてゐる。尙氏は縣下第一の撞球家で既に素人の域を脱してゐるが目下は家業に専念してキニューを持つ暇もないと云ふ。

岩田 金太郎氏

工場 清水市外大曲 電話一三二八、一三八九番
自宅 清水市末廣町 電話四七六番

業を志して成果を贏ち得るは精勵努力の結果にして、鞏固なる意志の賜である。工作機械、内燃機、船舶用發動機等の製作に従事し、當市工業界に錚々たる名聲を挙げつゝある岩田金太郎氏は、孜孜として誠實努力主義を奉じて終始一貫、克く現在の大成を招來したる力行の人である。

氏は明治三十五年四月七日を以つて呱呱の第一聲を發した。生家は明治以前より「かまや」と號して鍛冶屋を営みつゝあり、當地鑄物業者中の草分として知られてゐたが、途中中止せしを氏が時流をよく洞察して再び斯業を以つて家名を興さんと決意、爾來孜孜として斯業の研鑽に努め、昭和十年當所に岩田鑄造所を創設せるに至つたものである。未だ創立日淺きにも拘らず、その業績見るべきもの多きは實に氏の不斷の研究心と優秀なる技術に依る處大なるものにして他の追従を許さぬ處である。今や近代設備を誇る堂々たる工場と、幾多の優秀なる従業員を有し當市一方の雄として斷然信望を聚めてゐる。

々の聲を擧げ幼少より才氣業に優れ、大いに將來を囑望されるものがあつた。夙に工業界に志して清水市の渡邊鑄物工場に入り、孜孜として斯道の修得に努め、更らに東京、大阪、北海道、カムチャツカ等を巡りて技術の練磨を積む傍ら、獨立の日に備へて工場施設の視察をも兼ねた。而して斯道の蘊奥を極むるや再び清水市の渡邊工場に歸り、職長並びに支配人として大正十三年より昭和三年に至る迄精勵恪勤して主家の繁榮に努めしが、遂に機を得て昭和三年當所に大村鑄造所を創業し、爾來豊富なる経験と卓越せる技術とを持つて只管優秀なる製品の製造に邁進、斯くて業界の信望益々加り、躍進に次ぐ躍進を以つて遂に今日の大成を見るに至つた。今や販路も縣下及び東京方面に擴張し、當地鑄造業者中の多額納稅者として業界に覇を唱えてゐる。而し飽く迄不撓不屈なる精神の持主たる氏は、これを以つて足れりとせず、益々奮闘。一大躍進を以つて工業報國の決意を語つてゐた。家庭にはあい子夫人ありその間一男九女の子實に恵まれてゐる子福者である。

窪田 啓作氏

清水市駒越四五八 電話一二八三番

古來大成を遂げたる人傑は業の何たるを問

も、質實を旨とし、勤儉力行の活動家にして、日を逐ふて聲名高く、未だ漸く不惑に達せるの洋々たる前途を有する氏の向後の活躍は業界の等しく刮目する所である。家庭には父君廣吉氏、母堂キツ夫人共に健全にしてあり、父君廣吉氏は岩田鑄造所主として氏の事業を扶け、よき助言者でもある。

遠藤 市太郎氏

清水市築地町二ノ五七 電話八六九番

道遠しと雖も行かざれば到らず、事小なりと雖もなざざれば成らずと云はれ、平凡が即ち眞理である。我が遠藤市太郎氏は大正九年より清水鑄造所を當地に拮据經營して春秋二十有餘年、今日に在りては業運隆々として多大の繁榮を示し、斷然斯界に君臨してゐる。然し氏がこの大を招致し得たる半面には涙ぐましき努力精進の跡があるを看過すことは出来ない。夙に自己の將來を工業界に求めて刻苦精進、東京、横濱等に於て凡ゆる辛酸を嘗めつゝ同業の修得に努め、漸く斯道の蘊奥を極むるや、當時氏が働きつゝありし横濱の主人に認められ、壹萬圓の融資を得て當所に工場を設け、今日への第一歩を踏出したものである。斯くて多年の経験を基礎とし、それに自己の天賦の才能を加へ、孜孜として撓ま

不屈せず、奮一踏精進して着々として成果を収め遂に今日あるの榮を贏ち得たる力行の人、目下合資會社代表社員として輝々たるのみならず、自治公共の念篤く、常に意を市の發展、民衆の福利の爲めに注ぎ、市會議員の榮職に就きて只管自己の信念に邁進してゐる。また清水市商工會議所議員、静岡縣鑛物工業組合常務理事等に推され、業界の向上發展に盡瘁してゐる。

家庭には貞淑にして内助の功篤きとめ子夫人あり、その間に長男耕一君廿九歳がある。耕一君は明大中途退學後家にありて父君を扶け、既に夫人を迎へて一男二女を擧げてゐる。

太田博三氏

清水市外狐ヶ崎遊園地東敷先
電話清水一〇三〇番

我が日の本の表徴でもあり誇りでもある富嶽の雄大美麗なる姿を一望の中に収め、四圍に連なる山々を指乎の間に見る風光絶佳なる當橋莊は一名清水の奥座敷とも呼ばれその建築の幽邃にして風雅なると、料理の美味なるを以つて洽く人口に膾炙されつゝある處である。抑々當橋莊は我が太田博三氏の經營になるものにして、氏は嘗て有名なる翠紅園の創立當時より支配人として十年を精勵恪勤せし豊富なる經驗を有する處の士にして、機を得て獨立するや、その多年の蘊蓄と卓識せる

才腕を揮つて經營に當り、自ら陣頭に立ちてサービスに食事に留意し、創業日淺きにも拘らず今日の盛大を招くに至つた。元來當莊は最初旅館も同時に設備して開業する豫定なりしが、折悪しく静岡の大火に遭遇せし爲、氏は自發的にその資材を復興静岡の爲めに提供し、本年八月割烹部のみ開業したものである。靜かなる環境は所謂「通人」の好むところにして、上品なる客足絶えず、中々の繁昌ぶりである。當地は東京より急行にて三時間、普通列車にて四時間、それより電車又はバスにて三十分、ハイヤーにて八分の交通便利なる處にして、尙清水市の都市計畫完成の上は龍華寺より支關先まで一直線に交通が開かれる筈である。

太田氏は昭和十四年四月、静岡縣廳の囑託として皇軍慰問使を兼ねて滿支方面の料理及び旅館業の視察に行き、郷土部隊慰問號と云ふ雜誌を持參して勇士に手交し大歓迎を受けたと云ふ。

古那久作氏

清水市駒越二八五ノ一
自宅電話清水三七〇番

氏の過去は惡戰苦闘の歴史である。現在の成功は努力と忍耐の結晶であり、其れだけに燦然たる光芒を放つてゐるのである。獨立獨行克く世路の艱難辛苦を征服今日の

新内製材所

清水市外袖師海岸
電話七二〇番

生産力擴充、産業報國は今日の日本に於け

る、全産業界の目標でなければならぬ。未曾有の重大時局に際會して國民の志氣は、緊張、白熱の度を加へ來つてゐるが、高度國防の完備の爲めには、個人の利欲を許容するを許さず、國民道德の眞諦に覺醒して、吾人は勤勉、貯蓄其の業に安んぢて勵むを要する。

當製材所は夙にその大局に徹し、以つて産業報國の實を擧げ來つたのであるが、近時代用品の進歩發達に伴ひ、木材の需要は激増の度を加へ來つた。その販路は擴大され供給に支障を來たす程に膨脹する社會の狀勢に對處して、當製材所は鋭意、資材の收穫と共に技術の向上を研究、日夜努力してゐる眞摯そのものゝ姿は世人をして感服せしめてゐるところである。

目下社長常吉氏は應召中にして、令弟伊津平氏が主宰し、目下清水港製材工業組合理事の要職にある。製材業の外、製函業を兼ね、優秀なる製品な近縣に好評を博するばかりでなく、今日東京方面に迄販路を擴充して居る盛況振りにて、氏の手腕と努力のよつて來たらしむるところである。因に當工場は十二名の應召者を出して名譽高き工場にて、現に氏の如きも、身を軍籍に置き應召の日を心待ちにして居るのである。家庭には、春子夫人との間に二男二女を得られ、父母共に健在にて、令兄の令息弘一君と共に一家中は實に和やかに幸福そのものゝ家庭を營まれてゐる。

堀谷又三氏

深中市江尻三四一
電話三二二〇番

精根は才智を凌ぐと、人生社會に於ける成就は、多くは精根の結晶である。所謂才略餘りあつて一心足らざるものは克く連續したる努力の成果を見ることが出来ない。

我が堀谷氏は眞に其の見識、手腕素より凡庸の徒にあらずと雖も、隆々たる今日の盛運を招來したるは實に其の眞摯精心を傾けて事に當りたる結果にして、現下青年の好個の模範と云ふべきである。高潔なる人格と火の如き情熱の人たる氏は業界隨一の人物であり信用を得てゐる。而してその至情の赴くところ世人の意表に出で銀盃、感謝状等表彰を受けること頗る多く然も誇らず、益々徳を磨き、業務に精勵、部下より父の如く愛され師の如く敬慕されてゐるのである。氏は常に至誠神に通ず此の一言をモットーに生活を實踐されてゐるのを見ても、平素の態度と人爲りがしのばれるではないか、茲に時局下世人を感服せしめた挿話がある。氏が現役入營中、銃劍術の練習中公傷を受け、聯隊長より兵役免除で歸れと云はれたが、泣いて滿期迄御奉公をさして下さいと頼み遂に除隊の際聯隊第一の善行賞を受けた事、實は偉大なる忠君愛國の

大石正一氏

清水市清水上二丁目
電話一二二二番

身を修め家を傳へることは、即ち社會國家と繋へる所以であり、國民が各々其業に精勵し、家運の繁榮をますことは、これ國家を興隆せしむるの道である。即ち汝々營々として職に忠實なる國民こそ模範的國民と云ふべきであらう。

氏は明治四十三年八月十八日生る。幼にして父を失ひ、慈母と曾母の愛育の手一つにて成長、獨立獨行の意氣に燃えて十五才の頃東京蒲田の澤瀨木工所に入り、八ヶ年研究、練磨を積み歸郷するや、現在の地に當木工所を創立、銳意家運の隆盛を念頭に努めて來たのである。而して漸次隆盛を見、業績眼素晴しく發展隣接家屋數戸に工場を擴張するの運びに至つた。倦ざる研究心と熱心さは克く製品の上に現れ一般の好評噴々たるものがある。

今や事務所の改装中にて、出来の上は更に面目を一新すべく、一般より期待されてゐる。因に氏の兄弟は近隣より賞讃され、その仲睦きことは非常なものであり、幼くして父を失つた一家は曾母に母堂の弱き腕一つに愛育され今日の大をなしたのであり、眞に母の力は偉大なりと、世人の胸に感銘を與へてゐるところである。家庭には賢夫人の譽高きエツ子夫人との間に直也、昭弘の二子を擧げられ、支配人兼會計係をして居る岩崎氏は、小學校教員生活三十数年の有經驗者にして、その篤實なる性格と相俟つて當木工所の前途は洋々たる内に進展を約束されてゐる。

保證責任

清水瓦販賣購買利用組合

清水市

當保證責任清水瓦販賣購買利用組合は時局下に於て、自由經濟より、國家的統制經濟への一大轉換期にある經濟界に於いて、大なる役割を演じつゝあるは、益々當組合の基礎を鞏固にし、其の信用を篤くし隆昌を來たしたる原因である。

當清水瓦の歴史は古く江戸城築造の際當瓦を使用されたるに始り、今日全國的に生産額第一等に位し、年産額實に一千三百萬枚の多數上り、此の地の土が寒冷に堪ゆる點に於て最も優れてゐるのである。今日販路は縣下一圓には勿論のこと遠く關東、千葉方面に迄も

及び主なる得意先きは横須賀海軍工廠、陸軍工科學校、鐵道省倉庫、日本網管株式會社、三井、住友、安田、清水青木組等々の有名會社等に販路を擴充して其の盛隆振りは鮮やかなるものがある。現在の組合員は激増して九十九名に及び、出資一口四拾圓、出資總額壹萬七千圓參百六拾圓にして、昭和十五年度は配當四分外に四千四百圓の準備金及び繰越金等を擧げ好調の一路をたどつてゐるが、組合長岡村幾氏、専務理事石原榮郎氏外十氏の役員の結果であり、又組合員の親睦融和一致斷行を結びて組合の發展を期してゐるが、其の製品の確實と優良とは相俟つて當組合の前途こそ期して待つべきもの多々あり、役員諸氏の奮闘は近く大いなる成果となつて報ひられることであらう。

山本製作所

山本 恒 吉氏

清水市松井町

出で、は國家の干城として聖戰に参加して大陸の曠野に奮闘し、入りては銃後の經濟、産業に盡力する等その一擧手一投足はまことに吾人の希求してやまない人材である。

即ち氏は明治三十六年十二月十五日生を享け、資性質實剛健、氣宇瀾達にして、進取獨立の氣象に富み、令兄の經營に依る工場に十ヶ年の修業を積み、粒々辛苦、其の間葺科工務所製圖師に研鑽をなす事數年、次いで昭和

五年當所に獨立し、専ら造船用小型發動機の製作に没頭、其の卓拔せる手腕と、完備せる設備と相俟つて、其の製品は堂々他品を排除して第一等の名聲を博し、今日増々聲價を高めつゝあるは實に氏の倦まざる研究心と共に、産業開發、生産擴充の國家的見地に立つて努力される結果と云ふべく、今日斯界に於いて其の比を見ざるどころである。

其製品は今日軍部の着目するところとなり軍需品として製品の八割を提供するの活況に到つた。此に於て稀れなる手腕と時流を洞察する先識に遂に衆望を荷ふところとなり、推されて昭和十五年七月清水鐵工機械工業組合理事に就任鋭意斯界の爲めに察日無き奮闘を續けられてゐるものである。因に氏は今事變に應召、軍曹に榮進除された勇士である。趣味雄壯にして、自動車運轉を成す、家庭には賢夫人譽れ高き千代子夫人との間に一男を擧げ一家圓滿、和氣霽々裡に家庭を營まれてゐる。

割烹旅館

清水市海岸通

電話五一六、五一五番

風光明媚全國に普き清水市に於て、清遊せし者皆當館の優れたる割烹の技と親切丁寧なるサービスに醉はざる者無しと云はれる。當主、稻岡一男氏は明治三十四年四月一日

生を享く、資性、濃厚篤實なるばかりでなく高深なる人格は、今日三十數年の歴史を礎き上げて大成したのである。

昭和四年現在の地に改築新裝成り、各室共美麗にして優雅に富み甘室を數え、大宴會場として八十疊の大廣間を擁うしてゐる。宿泊料は五圓、六圓、七圓の三段階に別れ、料理は最高四圓迄である。當館の位置は市の心臟部に當り市役所、郵便局、鈴與商店、後藤雜詰、其の他有名商店、倉庫、工場等に圍繞され頗る便利とされ、然も靜かな空氣は、當館の盛んなる一原因にして、特に割烹の技の優れたると、堂々たる其の建造物は衆目を壓倒し去つて餘りあり宿泊する者數知れず、接客に違無き有様である。然も、氏はよく數十人の使用人を驅使して應接待に萬遺漏無からしめ、一般の絶大なる好評を博してゐるは實に、平常の徳の然らしむる所であり、今日の隆盛を來たらしめた最も大きな原因であると云ふべきであらう。特に鳥料理を以て由來その名を知られ、訪客の求めに應じて隨意これを食膳に供して、専門の板場の腕を壇に見せてくれるのである。今日の盛んなるを思ひ當館の隆盛なるは當然ならん。

割烹旅館

朝陽館

清水市清水海岸通

電話一一一、一一二番

事業と人物篇

當家は遠く徳川中期頃より代々、杉本權四郎を襲名してゐる家柄で、最古の歴史を有する旅館である。先代は清水料理業組合長、清水旅館組合長等の要職を歴任した人である。

清水海岸に望み風光明媚、金砂銀砂の間に點綴する老松は昔時より其の名を知られ風影を求めて杖を引くもの實に多き絶勝の地に、當館は建てられてゐる。室數十五、總て美麗、設備完備してその體裁何れにか求めんや、館に大廣間(五十疊)ありて大宴會に供へ、昨年秋より各室の新裝改築等に着手し今や面目一層の光彩に輝いて杖を引く者應接待に違無き程で顧客の好評を博してゐる。然も宿料低廉にして五圓、六圓、七圓に別れサービスは何れを通じても満點主義を特徴とし、その建築の優雅と自然の風光に恵れたるとは良く調和して、當館並に割烹の世上に喧傳される所以のものであらう。因に女將とき子氏は數十人の女中を自ら指揮して客の接待に當り、そのきびしくした應接態度は、遠方よりの旅人に非常な好感を與へる由にて今日の大をなしたるは又とき子氏の功の一端なりとも言わべきであり、蓋し女傑と云ふべきであらうか。料理は夙に斯界愛好者間に聞え、美食家の垂涎するところであつたが、近時尙ほ一層の設備を完成して、大量の註文殺到に備へるべく目下鋭意準備中にて完成の際には又名物が當家に生れるわけであり、一般愛好者間には早くも期待されてゐる。

やすい軒

清水市驛前

電話清水一〇一〇番

不屈の精神と機敏なる頭脳手腕が事業經營に當つてその優劣を決定すべき大いなる鍵であり、その眞摯努力が百年の基礎を固むべきものであるとせば、此に斯くの如き人を見るのである。

風光を賞でて一度清水市に杖を引く者は、驛前にある、瀟洒たる一軒の店のあることに氣を魅かるゝであらう。それこそ名を喧傳されてゐる我がやすい軒であり、和食、洋食、名産品販賣、驛辨當、そして旅行者のよき休憩室として經營されてゐるのである。その明朗なる接待と共に、完備せる諸設備は居心地良く、衛生施設の完備と相俟つて、遠方旅行者の心身を休めしめ、殊に手際宜き料理の風味は、さすが當市一流の評也と思はしむるものがある。而して之れ等施設と店員の指揮は伊澤支配人によつて縦横に善處され、頭腦明敏にして眞剣なる人格を偲ばしむるに充分であらう。然もこの店の經營に屬するものは、日本平に晴糟莊ある、亦静岡驛より十二里バスを馳せれば、梅ヶ島温泉、梅薫樓の經營あり共に絶好の保養地として好評を博してゐる。因に當經營主は、静岡市の多額納稅者手塚忠吉氏である。氏は静岡警防團第六分團長をされてゐるが、妓樓蓬來樓主人と

云へば知る人ぞ餘りにも有名なる人である。これ、伊澤支配人の健全企畫によつてやすい軒は近く日本のやすい軒となり成長發展はむしろ約束済みと云はるべきかも知れない。

株式會社 佐々木電氣工業所

八戸市吹揚

東京市日本橋區通り一ノ二西河岸ビル内に本社を構へてゐる株式會社佐々木電氣工業所は、八戸市吹揚に八戸工場を設置し、鑛山より原鑛石を採掘して、鉄鑛を製造し、之を一般鑄物及び工作機械の製作資材とするもので、現地に於ける一貫作業を實現してゐる。即ち青森縣は鉄鑛原料豊富にして、佐々木電氣工業所は此の八戸工場を主任とし、栃木縣に栃木工場を設けて、此處では砂鑛に依る特殊鋼鐵の製造に着手してゐる。

當社は現社長佐々木六郎氏の個人經營であつたものを昭和十四年七月株式會社に改組し、現地一貫作業の特色を益々發揮すべく八戸工場敷地を更に千餘坪を擴大し、工場を増設し、昭和十六日一月に完成し、増産に拍車をかけて躍進又躍進を續けてゐる。同社重役陣は取締役佐々木六郎、常務取締役藤中重三、取締役山田民三郎、取締役西村太郎、工場長山崎迪雄の諸氏である。佐々木社長が技術家出身で斯道の權威である上に、他の重役又斯道有爲の人材揃ひで同社今後の飛躍發展

は期して待つべきものがある。

殊に八戸工場長山崎迪雄氏は東京物理學校出身の秀才で、頭腦明晰、斯道の蘊奥を極め、尙ほ且つ寸時も研究の手を緩めず、機械設備の上にも、製作技術の工夫にも細心の注意を拂ひ、着々と業績を揚げ、工場全體の責任を背負つて、機能發揮に心身を打込み、従業員の指揮指導も機宜に適ひ、同社の將來は洋々たるものがある。斯くて八戸市の産業界に投ずる波紋も亦輝かしい反映を見せてゐる。

八戸港運送株式會社

八戸市鮫驛前

當社は昭和五年の創立にして、松尾鑛山株式會社の專屬荷扱店である。即ち松尾鑛山の鑛石は八戸港を経て各地に輸送せられ、時局下生産擴充の重要使命達成の一翼を分擔し、業況頗る發達したるものがある。殊に當社は八戸港に於ける外航船舶の諸貨物の取扱ひを獨占的に取扱ふ爲に、其の股賑繁榮は八戸市の發展と共に旭日昇天の勢威を示し、年額巨大なる業績を擧げてゐる。即ち當社は大連汽船、山下汽船、近海汽船、川崎汽船、日之出汽船、北日本汽船、三陸汽船、中川汽船、東和汽船各有力會社の代理店を兼營し、日本一の漁業市たる八戸港の船路を運送の覇權を把握せるもので、業礎は磐石の堅きを加へ、諸機構は完璧を期し、多くの従業員が職域奉公の

至誠を竭くして、輸送報國に邁進してゐる。

當社重役は取締役社長岩崎恒哉、専務取締役高橋豊多、取締役中村正雄、同林知義、同中村開助、同村上沼一郎、同金澤慶蔵、同阿部眞之助の諸氏にして、八戸市に於ける俊髦、巨材を網羅し、更に松尾鑛業株式會社の重役二人を加へ、堂々鐵壁の陣營を構成してゐる。就中専務高橋豊多氏は天賦の才幹と絶倫の精力を傾倒し、岩崎社長を輔佐して、社務を統帥してゐる。俊敏果敢、快刀亂麻を斷つが如く劇務を處理し、而も玲瓏珠玉の如く圓熟せる社交振を發揮して當社今日の隆昌發展に寄與すること多大なるものがある。今や國を擧げて高度國防國家體制確立に邁進するの秋、氏の如き英才が運輸事業、殊に海路を支配する重要使命に努力挺身する事は獨り、當社及び八戸市のみのお喜びではない。

合資會社 八戸鑛碎工業所

八戸市柏崎堀下(八戸驛ホーム前)

代表社員小保内末治、同大久保義次郎兩氏の經營する合資會社八戸鑛碎工業所は、昭和十一年の創立以來、時局の好潮に乗り、素晴らしい好況裡に次ぎの如き營業種目を掲げて飛躍してゐる。即ち耐火煉瓦、斷熱煉瓦、耐火モルタル、赤煉瓦、耐火粘土、磁石、石灰、黒鉛、砂、鐵、滿鐵鑛、コークス、コライト、石灰、熔鑛爐材、鑛物材料、鑛石賣買各種鑛

弘前通運株式會社

弘前市驛前

當弘前市は近年目覺しき發展を見たる地方都市にしてその躍進振りは驚異的なものがある。即ち近隣物資の集散地たるは勿論、廣大なる農業地を控へて其の活躍は眞に刮目に値するものがある。

かゝる情勢に於いて當弘前通運株式會社の使命は自ら明であり、當市の運輸事業は先づ以て當社に於いて捌かれるのである。その責務と使命は、現下非常時局に際して特に重要さを加へ名實共に運輸事業界に於ける覇者として今日、國家的企畫と統制の上に確立されてゐるのである。

當社は第一回合同を昭和十二年に、昨年度に第二回合同を行ひ逐次擴張強化を圖り、一驛一店主義の實現を圖りたり、然も既に四拾萬圓の拂込あり確固不動の地位は一般の信頼を博して今日隆盛の一路を躍進してゐるのである。然れど役員諸氏の寧日無き奮闘の因つて來たらしむるところであり、特に専務取締役三上長兵衛、常務取締役館田豊次郎、澁谷善吉、取締役廣田博外四氏、監査役松岡金一、外二氏の一意社運の隆運の爲めに努力致せし結果と云ふべし、當社の前途は實に洋々たるものあり、世人の期待と相俟ち、地方産業の開發、進展の上に新たなる使命は倍加され、

石依頼粉砕等にして、第一鑛碎工場は八戸驛ホーム前にありて、運搬に地の利を占めてゐる。第二鑛碎工場は八戸市中野町新川口に置き、總て小保内氏が技術方面を擔當して優秀性を發揮し、大久保氏は才腕を營業方面に伸展し、兩者共唇齒、車の緊密なる協力を以て業務を擴大強化し、隆々なる發展振を示してゐる。將來は鑛碎の外に機械設備の萬全を期して分析をも爲す計畫を進めてゐる。耐火煉瓦の製造は市内中居林字館越に第一煉瓦工場、同中居林通りに第二煉瓦工場、同類家に第三煉瓦工場を設置し、之れ亦江湖の絶頂を博する優秀製品を製造してゐる。青森縣も岩手縣も各鑛石を相當多量に有するので、當所の事業は益々有望で、更に又硬質の原石を岩手縣方面で發見したから、耐火煉瓦の製造には一段と期待をかけ、目下技術陣を總動員して其の製造を研究してゐる。硬質耐火煉瓦の必要は重工業方面は勿論、國防建築資料としても今後益々其の需要を増し、當所は勇躍して其生産に努力してゐる。コークスは北海道炭鑛汽船、北海道新炭の兩株式會社の特約店として販賣してゐる。

株式會社 湊通運

八戸市湊驛前

新興八戸市の漁業を中心とする産業の興隆は自然物資の集散頗る活況を呈し、運輸事業

今後の諸氏の活躍は一個當社の盛運に關んすることなく、時局下に於ける皇國に大なる關係を有するものとして一般人の注視の的になつてゐる。

株式會社 旭商會

八戸市小中野町

株式會社旭商會は昭和十一年一月、資本金拾萬圓(拂込済)を以て創立せられ、營業所を八戸市小中野町に設け、現場を八戸線湊驛構内に置く。營業種目は石炭、コークス、ストープ、鮮業、請負業、代理業である。而して石炭、コークスは三菱礦業、三菱商事、兩株式會社特約店として、運ましき販路網を擴大し、青森縣下は勿論、岩手縣盛岡市に迄も伸張し、素晴らして業況を呈してゐる。鮮業は松尾鑛山の鑛石を専門的に取扱ふ。當商會の重役陣は取締役社長接待麻雄、常務取締役三井武三郎、取締役龍澤三郎、同高橋吉太郎、同大矢定次郎、監査役杉若榮藏の諸氏にして、何れも縣下事業界の驍將國將を網羅してゐる。而して取締役社長接待麻雄氏は八戸市市會議員、商工會議所議員、八戸合同運送株式會社社長を兼ね、八戸市實業界に赫々たる功績を積む巨材で、眞摯着實、信望自ら備はる人格者である。更に又之を輔佐する常務取締役三井武三郎氏は多年石炭業務に携る頭腦明晰の人材で、其の尊き經驗は同商會をして堅實

なる基礎の上に置き、特約せる三菱礦業、三菱商事の信用も篤く、且つ圓轉滑脱の社交的才腕は各取引先との折衝にも好評を博し、同商會今日の隆昌進展に寄與する處大なるものがある。斯くして同商會は八戸の産業振興に重要な役割を有し、時局下當局との指示を受けつゝ、之に對處し、全社渾然一體となりて經濟新體制に即應すべく意氣込んでゐるのである。

尾崎市之助氏

八戸市湊町

水産日本の勢威は世界の漁業を制壓し、今や七つの海に浮ぶ漁船の中に於て最も逞ましき飛躍を成すは我が帝國の海國魂のみである。而して此の輝かしき日本水産界に於て、漁業の第一位を占めたのは八戸市である。最も之は昭和十四年度の事であるが、それ程八戸市の漁業は旺盛である。黒潮躍る激浪の眞只中に木の葉にも等しい漁船を乗り入れ、無限の漁獲に一國の富源を探る海國日本の偉業は正に男性的で壯快である。八戸市湊町の尾崎市之助氏は稻荷丸の船主で、其の持船は同名の第十一號迄あり、數は八艘である。遠洋漁業を主として、其の活躍の範圍は非常に広く、稻荷丸の遠征は常に堂々たるもので、その持船八艘が次ぎ次ぎに凱旋した時の賑ひは又壯觀そのものである。尾崎氏は今や八戸市

の斯界に於ける屈指の漁業家として、自他共に相許す重鎮の一人である。尾崎氏の先代鐵五郎氏は豪膽不羈の快男兒で、明治二十年頃より漁業に従事し、氣象觀測に於ても、海國の不備の點に於ても總て漁業家に取つて最も不利な時代にありて、度胸一つで幾度が生死の境に危険を冒して、漁業に従事し、着々事業を擴大して所有船を増し、今や稻荷丸と謂へば八戸市で誰知らぬ者なき豪勢さを示すの盛況を呈するに至つた。氏は明治二十八年生れ、先代と共に今日の成功を収めたが、今尙ほ眞面目稻荷丸の飛躍發展に専念し、家業大切に努力奮闘をつとめてゐる。リョ夫人との仲に長男鐵也氏外一男二女ありて一家清福圓滿である。

市會議員

北海道空罐株式會社社長

松崎郡 作氏

函館市旭町一、二番地、一
電話四〇一、一五六九、四〇〇二番
修身齊家の人であつてこそ、はじめて隣保共睦、自治進展の礎石を築き以て實績をあげることが出来るのである。
世には已れを空しうして他動的に雄飛する士があるが、かゝる徒輩の行爲は斷じて人を感動、或ひは同化させ得るの力がない。
わが松崎郡作氏は常に實踐躬行、孜孜として業務に精勵し寸暇以て、郷黨のために計る

八戸石灰工業所

八戸市小中野

小坂久作氏

八戸地方の石灰は品質頗る優良で、農薬用の高級品を製造するに適してゐる。殺蟲剤のボルド液は此の地方産の石灰を以て製し、果實用農産物には必須の重要薬である。八戸市小中野にある八戸石灰工業所は小坂久作氏の經營する處にして、大正十四年の創立に係るものである。青森縣下は有名な林檎の栽培地、農薬用の原料たる此の石灰の需要は頗る旺盛なるにも拘らず、縣下を通じて業者頗る少なく、八戸市に於ても僅に三軒あるのみ。尤も近く三軒の創業を見る豫定なるも、小坂氏の八戸石灰工業所を中心とする市内で製造する石灰の數量は一萬一千噸を數へ、其の半數以上は當地方の林檎栽培に使用せられ、残り是他府縣に移出してゐる。
元來八戸地方の石灰原料は他に比して特別に優秀なるものにして、小坂氏等業者の不斷の努力と製造技術の工夫研究とに依り、益々其の聲價を高め、工場設備の完備を期して、生産擴充に邁進し、増産に亞ぐ増産を告ぐるも、尙ほ且つ需要を充たす事が出来ない程の盛況である。

小坂氏は北海道江差の出身、明治十九年生れ、天稟の商才と、優れた事業經營の才幹を有し、孜孜營々として此の事業の發展に盡

所甚だ多い。氏は明治十七年生を享く、資性濃厚篤實、清廉高潔なる人格の所有者にして卓越せる手腕と、明敏なる頭腦は克く刻下非常時局に際して、國家的自覺に立脚し一意専念其の業務に盡瘁してゐる偉材である。現在各種の公職の外、合同容器株式會社常務取締役、函館故銅鐵株式會社常務取締役、北洋洋樽株式會社取締役、北海道硝子原料株式會社取締役、共同容器株式會社取締役を歴任、現在は市會議員一期目、北海道故銅鐵古容器商業組合聯合會副理事長、函館信用組合理事、北海道方面委員等の重要な職務に就任、その卓腕と透徹せる頭腦は能くその重責を果し、殊に市政の明朗企畫に盡力され世人より尊敬と信頼を一身に集めてゐる。

家庭には賢夫人の譽高きため夫人との間に三男三女を得られ、長男清一郎君は函館商業を抜群の成績にて卒業、目下家庭にあつて父君の片腕として活躍してゐる。長女しづ子嬢は大谷高女を卒業された才媛で、卒業後は家庭にあり生花、茶の湯、割烹等の習得に多忙を極めてをる由に聞く。

八戸吳服洋裝品商業組合

八戸市三日町
電話八戸七四七

現下帝國の一大飛躍の時に當りその高度統制經濟機構編成に因つて幾他の轉廢縮業者の多きを見たるは止むを得ざることである。國

瘁し、最近創立の青森縣石灰工業組合理事長の要職に就き、遠大なる抱負を経緯を以て、産業振興に寄與貢獻せんと、卓越せる手腕を發揮してゐる。

八戸病院

八戸市鍛冶町
電話八戸一三九番

醫は仁術なりと云はるゝが、言ふは易く、行ふは難し、眞に仁術の精神に立脚して、傷痍に病める者を利慾の念無くして施療せし醫師は寔に尠いのである。

當八戸病院は、前院長大正十四年に創立せられてより救済世に當り、今日に及び、前院長は、九州帝大醫學部を大正元年優秀なる成績にて卒業、同校にて産婦人科の研究に没頭、後朝鮮總督府新義州府病院産婦人科長を勤務、後大正八年、東北醫科大學加藤内科に研究され、大正九年八戸市に於て開業醫として仁術を施され信頼を博し次いで八戸病院を創立されたのである。その謹直清廉なる人格は洽く世人の惜しみても餘りあるところに於て斯界よりも其の手腕を痛惜されてゐる。

當院長死去の後を襲つて代理として活躍されつゝある佐藤博士は、栃木縣那須温泉出身にて、千葉醫專を抜群の成績にて卒業後令兄の經營されてをる衣巻温泉在の療院に勤務したるが向學の志止み難く、東北帝大外科教室にて研鑽功成りて學位を得、昭和九年副院長

として現在に到る。その手腕と經驗は該博なる學識と相俟つて斯界に其の比を見ざるに到り、然も憊ざる向學研究心は寧日無き患家の診察の餘暇にあつて孜々として勵まれ、寔に榮えある學究の士であり、世人齊しく氏の人格と徳とを慕ひ、その卓抜の技に信頼を託するものも故ある哉である。八戸病院の前途は洋々たる氏の將來と相俟つて光彩日に輝き渡ることを約束されてゐる。

縣會議員

荒木田 忠太郎氏

釜石市只越一丁目

世の成功者必ずしも人格者ならず、清貧を以つて甘んじ自ら社會共存共榮の先驅者たる確固不拔の信念に燃え、實踐躬行する人物こそ眞に人材と云ふべく、惓に眞正の成功者の實録を持する者と云ふべきであらう。

而してかゝる人物に至つては自らの功を毫末も誇らざるを常とする。埋れて長く世に表れざる所以ならむ。

我が荒木田氏の半生は斯くの如く營々努力、社會の福利増進を念頭に由來、町自治の更生、經濟更生、産業開發等擧げて公共事業等に盡瘁せられその功績顯著なるものがあつた。かくして衆望一時にあつまり遂ひに推されて市會議員、縣會議員、都市計畫委員、學務委員長等々の要職に就かれ、正に寧日なき奮闘を續けられてゐる。實に氏の如き々々

として勵み、常に次代に炯眼たる士をこそ變轉極り無き現代に於いて必要とすべきであり、次代の市長を以て目されてゐるのはまことに當然の理であらう。

家庭には賢夫人の聞高き、まさ子夫人を初め四男二女に恵れ、兄妹揃つて優等なる成績を以て父母の名を擧げてをることは誠に羨むべき家庭である。

氏の趣味は俳句、圍碁、將棋にて中にも俳句に至つては二十年以上勵まれ椿堂と號する練達之士で俳人としても一家を成して名吟佳句多く以て氏の豊かなる文藻を窺ふに足るものがある。

釜石市會議員商工會議所議員

楢山 永 八氏

釜石市只越町
電話一七二番

錚々たる人材たり、常に社會共存共榮の爲めに半生を捧げ、一方土木建築請負業を營み同業者間に斷然頭角を擡んでゐる人に我が楢山永八氏がある。

氏は明治十七年九月三日生を享くるや幼にして俊敏を顯はれ、長ずるに及び清廉誠實氣概に富み、遂ひに身を業界に投じてより廿年、刻苦精勵、克く今日の地歩を礎き上げた偉材である。その間業に推されて縣下土木組合釜石支部長警防團長を初めにも只越衛生組合長を卅年の久しきに亘つて一意社會の福祉の

爲めに奔走したることは、世人の胸中に大いなる感鳴を與へてゐる。十二年市制施行せるに及び、徳望を一身に擔つて議員となり、市政の明朗なる企畫遂行に盡瘁し、十五年商工會議所創立なるや議員に選任せらるゝに及び、氏の面目躍如たるものあり、その功績は頗る甚大なるものがある。尙氏の蘊蓄を傾けて建造したるものに釜石警察署、水産試験場、大牧橋五ノ橋等の堂々たる建造物を初め尠くないと云ふ。

家庭には賢夫人の譽高いわき夫人を初め五男、二女の子福者であり、中にも三男三郎君は今事變に應召殊勳を樹て、歸還したる勇士にて、父君は日露の役の勇士であり父子二代に亘る忠君愛國の譽れの一家である。

外に於いては絶大なる衆望を擅にし、内に於いては和氣霽々たる家庭の中心である氏の如きに、眞に約束されたる有徳の士であり、敬仰の的となりつゝあるは誠に故ある哉であらう。

八戸産馬畜産組合

八戸市糠塚

我が八戸産馬の今日の名聲を獲得した所以は、天然の地勢が牧畜に適すると、往昔の馬政其の宜しきを得たるに據るものである。八戸馬の起源、上古の改良經過は漢として文獻の據るべきものがないけれども、口碑又は諺

歌等により今を去ること一千年以前に既に南部馬の名聲を博したことは、事實疑ふことが出来ない。而して其の馬種の起源は本邦馬種の起源と同じく之を詳かにすることが出来ないけれども、上古蒙古馬の渡來に發し其の傳播の経路に就いては全く不明であつて、或は文武天皇が諸國に牧制をしかれ給ふた時に始まること云へ、或は田村將軍の時だとも云ふが、今之れを詳にすることは出来ない。

而して、八戸産馬畜産組合の發祥を記すと、縣廳に於ては明治十七年四月南部三郡産馬取締規則及馬籍取締規則を發布し、同十七年八月奈須川光實、淺水禮次郎の兩氏は八戸産馬組合肝煎に選任され、七組合の分割は始めて公認された。次で明治二十二年二月産馬取締規則を改正して肝煎を改め組合長とし、同二十二年四月淺水禮次郎氏組合長に就任、以後六代の組合長を経て、現組合長山内亮氏に到つてゐる。

現組合役員の主なる氏名を擧ぐると次の如くである。組合長には山内亮氏、組合副長は中村秀三氏、評議員は村上壽藏、河原木富次郎、細越清吉、細越岩吉、駒井庄三郎、野澤三藏の諸氏である。

八戸荷札株式會社

八戸市長越町
電話八戸一四四番

八戸荷札株式會社は荷札製造、及一般印刷

製本等を以て知られ、隆々たる業運を招致しつゝあるが、抑々同社は大正九年十二月を以つて創立され、既に二十年餘を開したるものにして同社製造になる荷札はその優秀なる品質を以て需要益々加り、本縣は勿論、北海道、岩手縣を主たる販賣先として製造高三百萬餘に及び従業員も三十餘名を擁して、斷然業界に君臨してゐる。最近創立二十周年記念式を行ひ二十年勤続者十數名を表彰したるは本社の内實俱に優秀なるに依るものと云ふべきであらう。

因みに當社首腦部には錚々たる人材を網羅し、取締役社長には金澤慶藏氏、取締役に七尾久吉、取締役支配人に濱松徳松氏、監査役に金澤慶二郎氏等があり、社長金澤慶藏氏は當八戸市八幡町に於て米穀、紙商を營み、その隆盛を極めつゝあるはよく人の知る處にして、若かも業餘よく自治公共に奉仕し、縣會議員たる事既に三期に及び昨年改選より副議長に推されて常に公平無私、只管民福の爲めに貢獻して名聲を顯はれ、今又大政翼賛會青森支部顧問に選ばれて新體制下臣道實踐の誠を披瀝してゐる。尙業界に於ても信望篤く、八戸商工會議所議員、八戸市米穀商業組合理事長、縣米穀商業聯合會理事等に就任し業界の協同福祉のために盡瘁してゐる外八戸合同運送取締役、八戸海運、八戸港運輸各監査役、八戸食品有限會社社長等として實業界に活躍してゐる。支配人濱松氏は入社以來十

九年を同社にありて業務一切を擔任し今日の業績を挙げしめた功勞者である。

八戸海運株式會社

八戸市小中野町
電話八戸二二四番

非常時局下に於ける諸工業の勃興飛躍は正に畫期的壯觀と云ふべく、躍進日本に相應しき情勢と云はざるを得ない。従つて之れに伴ふて物資の輸送運搬も亦漸次頻繁を加へつゝあるの時、敏速、低廉、確實を以て信條となし、優秀船及び熟練せる從業員を多數常備して需要に待機せしめ、工業都市八戸の躍進の爲めに大いに貢獻しつゝある我が八戸海運株式會社の存在は定に輝けるものがある。

抑も本社は昭和二年現常務取締役として社業に盡瘁しつゝある瀧澤三郎氏に依つて創立され、石炭等の運搬にハシケを用ひて氏の個人經營の下に著々業績を挙げつゝありしが、昭和十二年九月組織を株式會社に変更して現在に及んでゐるものである。斯くて益々業務の擴張を來し、未だ日淺きにも拘らず、日進月歩の勢を以て著々業礎を固めてゐる。現に日本化學工業株式會社八戸工場の專屬たる外日本砂鐵鋼業株式會社、八戸工場、川崎重工業株式會社、久慈製鐵所等の石炭及燃料、又は各製品等の運搬に多忙を極めつゝあるも萬全を期して之れに當つてゐる。

尙當社首脳部には社長に岩崎恒哉氏を頂き

常務取締役瀧澤三郎氏、取締役小田仙次郎氏、待持麻雄氏、佐々木隆藏氏、工藤元吉氏、監査役に木根善松氏、阿部直之介氏、金澤慶藏氏、神田宏氏等、當市海運界の錚々たるメンバーを擁して堅實無比なる經營方針の下に著々業績を擧げてゐる。

八戸海運株式會社社長

岩崎恒哉氏

八戸市八幡町
電話八戸二二三番



交通運輸事業は近代文明の發展進歩とは、不可分の關係にあり、その業績と大なる責任を荷つて、殊に近時國防國家の高度完成に最も緊要の度を加へ來つたのである。國家がこれの發展に至大なる關心と援助を寄するの定に至當と言ふ可きであらう。

氏は静岡縣伊豆の舊家に生る。資性濃厚篤實謹直清廉なる人格者にして、大正八年當市に來住、木炭業を創業、家運の隆盛に一意専念したのであるが、その稀れに見る頭腦明敏、卓腕の鮮やかさは遂に推されて、初代商工會議所會頭となり、健康の關係により會頭を辭する迄着實、熱心、時流を洞察して良く實踐

斷行する手腕の妙を發揮したのである。此の外市會議員を一期勤め、商工會議所議員として目下引續き産業擴充、發展に盡力されてゐる逸材である。

次いで氏は實業界に乗り出し、目下八戸港運輸株式會社社長の外、八戸海運株式會社、八戸倉庫株式會社、八戸通運株式會社等々當市有数の會社の社長を兼ねて、實業界に君臨してゐる。因に八戸港運輸株式會社は本港唯一の外航船舶取扱にして、主として松尾鑛業の鑛石を運搬し、八戸港發展の基礎を爲した。又八戸海運會社は日東化學工業株式會社を得意として創業されたもので、今日その發達の目覚しきことは近縣にその比を見ざるところであり、將來文化の發展に伴ひ當運輸事業界の責務と功績は一大飛躍を見るところであり、氏の手腕に待つところ真に大なるものがあるのである。家庭にはきく夫人との間に一男一女がある。

市會議長

浪打石丸氏

八戸市湊町館鼻

當家は代々神職を襲ひ、先代盤氏の後を繼いで第九十七代目の社司となる。氏は明治三十六年國學院大學卒業、千葉中學、仙臺中等に教諭として七年教育に専念したるも先代の死去に會ひ後を襲つて現社司となる。資性溫和、幼より業に優れ英邁の士

として囑望さる。先きに農會長、漁業組合長として産業開發、生産擴充に努力され、人格



高潔、頭腦明晰なるはよく衆望を一身にあつめ遂に選ばれて市會議員を三期副議長を経て議長

に推され、増々其の卓拔せる行政手腕を發揮して市政の爲めに盡瘁されてゐる外、縣神職會八戸支部長を二十年、又昨年辭されたが帝國水難救濟會の支部長を二十五年の久しきに亙り幾多の人命を助けその人道事實上に大なる功績と名譽を残されてゐる他に八戸信用組合監事、組合病院三八城病院理事、八戸商業學校父兄會長、方面委員、又學務委員として實に寧日無き奮闘をなれ市民より神の如く尊敬と信愛を捧げられてゐる。

特に青少年の教育には夙に意を用ひ獻身的なその努力は世人に絶大なる感鳴を與へつゝある。氏は武道に達し又、庭球、野球、相撲に興味を持たれ特に剣道を愛すると聞く。

家庭には賢夫人の譽高きよし子夫人の間に七男一女に恵れ、夫人は東京女子美術學校出身にて一家中には常に明るい藝術的な話題で賑ひその教養と團樂は近隣の羨望の的であり又一方良き模範として聞えてゐる。長男浩氏は國學院大學出身にて目下岩手縣宮古水産學

校教諭として子弟の教育に没頭してゐられる。

八戸船舶電機工業所

宮崎平治氏

八戸市湊本町
電話八戸八二〇番



漁港より商港へと一大發展飛躍を遂げたる八戸市にあつて、船舶發動機界の進歩發達に又漁業者の指導として、又漁船内燃機關の最初の移入者として宮崎平治氏の存在は、實に堂々たるものである。

氏は市内湊町本町湊橋際に船舶内燃機關並びに船舶電氣裝置請負修理販賣を經營して、漸次家運を盛んにし、私利を越へて當市の新界に率先して盡力したる清廉高潔の士で、漁業界への福利増進を計ることを念頭に公益優先産業報國の誠を長年の生きた經驗と不斷の努力研究によつて實踐してゐる稀に見る偉大なる人である。明治四十四年當時まだ木炭ガス發動機を使用してゐた時既に今日あるを洞察して移入し今日のディーゼル機關發達に資するところ大なるものあつたるは氏の非凡なる才幹と共に卓越せる手腕の因つて來たらしむ

ると云ふべく噴々たる名聲を得て當港發展飛躍の大恩人として衆望を一身にあつめてゐるのも當然と云ふべきである。

人と爲り溫和、寛容なるその度量はよく人を容れて、氏の榮えある事業の一端に幾他の名を止めしめたるは實に大先輩たる實録を備へ八戸地方産業界の將來の爲めに大いに期待されてゐるのである。因に氏の長男昌己君は、目下早大理工科に在學中にして學術拔群にして模範學生として一般學生より敬愛されてゐるのである。他に二女ありて皆嫁せり。

土木請負業

木根善松氏

八戸市小中野町
電話自宅二六三番
現場三九四番



縣下土木界に於いてその人格識見、技術卓抜の士を求めんとせば、世人は先づ指を屈するに躊躇無く木根氏を以て第一人者となすであらう。氏は資性闊達度量、よく人を容れ、情

義に厚かりしを以て人に愛せられ、明治四十年には既に大分築港工事、大正二年には大阪築港工事等の大工事を爲してその名を擧げ、